

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月27日) (火曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 報告第 1 号平成 3 0 年度日置市土地開発公社事業計画の報告について	1 0
宮路市長提案理由説明	1 0
今村総務企画部長	1 0
日程第 6 諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
日程第 7 諮問第 2 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
日程第 8 諮問第 3 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
宮路市長提案理由説明	1 1
日程第 9 議案第 1 号吹上浜公園体育館 1 階空調設備改修工事請負契約の締結について	1 2
宮路市長提案理由説明	1 2
満留教育委員会事務局長	1 2
山口初美さん	1 3
銚之原財政管財課長	1 4
山口初美さん	1 4
銚之原財政管財課長	1 4
山口初美さん	1 4
銚之原財政管財課長	1 4
日程第 1 0 議案第 2 号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて	1 5
宮路市長提案理由説明	1 5
今村総務企画部長	1 5
日程第 1 1 議案第 3 号市道の路線の認定及び変更について	1 6
宮路市長提案理由説明	1 6
瀬川産業建設部長	1 6

日程第 1 2	議案第 4 号日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のため の固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	1 6
	宮路市長提案理由説明	1 7
	今村総務企画部長	1 7
日程第 1 3	議案第 5 号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める 条例の制定について	1 7
	宮路市長提案理由説明	1 8
	野崎市民福祉部長	1 8
	山口初美さん	1 9
	福山介護保険課長	1 9
	山口初美さん	1 9
	福山介護保険課長	1 9
	山口初美さん	1 9
	福山介護保険課長	1 9
日程第 1 4	議案第 6 号日置市税条例等の一部改正について	1 9
日程第 1 5	議案第 7 号日置市国民健康保険税条例の一部改正について	1 9
	宮路市長提案理由説明	1 9
	今村総務企画部長	2 0
日程第 1 6	議案第 8 号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部改正について	2 1
	宮路市長提案理由説明	2 1
	野崎市民福祉部長	2 1
	山口初美さん	2 2
	有村福祉課長	2 2
休 憩		2 2
	満留教育委員会事務局長	2 2
	有村福祉課長	2 2
日程第 1 7	議案第 9 号日置市国民健康保険条例の一部改正について	2 2
日程第 1 8	議案第 1 0 号日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	2 2
	並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準を定める条例の一部改正について	2 2
	宮路市長提案理由説明	2 3

野崎市民福祉部長	2 3
山口初美さん	2 4
篠原健康保険課長	2 4
休 憩	2 5
日程第 1 9 議案第 1 1 号日置市介護保険条例の一部改正について	2 5
宮路市長提案理由説明	2 5
野崎市民福祉部長	2 5
山口初美さん	2 6
福山介護保険課長	2 6
日程第 2 0 議案第 1 2 号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	2 6
日程第 2 1 議案第 1 3 号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営	
日程第 2 2 議案第 1 4 号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一 部改正について	2 6
宮路市長提案理由説明	2 7
野崎市民福祉部長	2 7
山口初美さん	2 9
福山介護保険課長	2 9
山口初美さん	2 9
福山介護保険課長	2 9
日程第 2 3 議案第 1 5 号日置市肉用牛特別導入事業基金条例の廃止について	3 0
宮路市長提案理由説明	3 0
瀬川産業建設部長	3 0
日程第 2 4 議案第 1 6 号日置市都市公園条例の一部改正について	3 1
日程第 2 5 議案第 1 7 号日置市営住宅条例の一部改正について	3 1
宮路市長提案理由説明	3 1
瀬川産業建設部長	3 1
日程第 2 6 議案第 1 8 号日置市文化施設条例の一部改正について	3 2
宮路市長提案理由説明	3 2
満留教育委員会事務局長	3 2
日程第 2 7 議案第 1 9 号日置市手数料徴収条例の一部改正について	3 3

宮路市長提案理由説明	33
川畑消防本部消防長	33
休 憩	34
日程第28 議案第20号平成29年度日置市一般会計補正予算(第8号)	34
日程第29 議案第21号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	34
日程第30 議案第22号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	34
日程第31 議案第23号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	34
日程第32 議案第24号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)	34
日程第33 議案第25号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号)	34
日程第34 議案第26号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第3号)	34
日程第35 議案第27号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算(第4号)	34
日程第36 議案第28号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	34
日程第37 議案第29号平成29年度日置市水道事業会計補正予算(第4号)	35
宮路市長提案理由説明	35
田畑純二君	37
宮下建設課長	38
田畑純二君	38
宮下建設課長	38
田畑純二君	38
篠原健康保険課長	38
日程第38 議案第30号平成30年度日置市一般会計予算	39
日程第39 議案第31号平成30年度日置市国民健康保険特別会計予算	39
日程第40 議案第32号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計予算	39
日程第41 議案第33号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計予算	39
日程第42 議案第34号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	39
日程第43 議案第35号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計予算	39
日程第44 議案第36号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	39
日程第45 議案第37号平成30年度日置市介護保険特別会計予算	39
日程第46 議案第38号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	39
日程第47 議案第39号平成30年度日置市水道事業会計予算	39
宮路市長提案理由説明	39

日程第 4 8	陳情第 1 号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書	4 5
日程第 4 9	陳情第 2 号自然災害や原発についての学習と議論を深めてください。（陳情）	4 6
日程第 5 0	陳情第 3 号日置市内に住む 6 5 歳以上の方に公衆浴場利用料金の一律補助を求める陳情	4 6
散 会		4 6

第 2 号（3 月 8 日）（木曜日）

開 議		5 0
日程第 1	議案第 2 0 号平成 2 9 年度日置市一般会計補正予算（第 8 号）（各常任委員長報告）	5 0
	下御領総務企画常任委員長報告	5 0
	黒田文教厚生常任委員長報告	5 2
	留盛産業建設常任委員長報告	5 4
日程第 2	議案第 2 1 号平成 2 9 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）（文教厚生常任委員長報告）	5 6
日程第 3	議案第 2 6 号平成 2 9 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 3 号）（文教厚生常任委員長報告）	5 6
日程第 4	議案第 2 7 号平成 2 9 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）（文教厚生常任委員長報告）	5 6
日程第 5	議案第 2 8 号平成 2 9 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）（文教厚生常任委員長報告）	5 7
	黒田文教厚生常任委員長報告	5 7
日程第 6	議案第 2 2 号平成 2 9 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）（産業建設常任委員長報告）	5 9
日程第 7	議案第 2 3 号平成 2 9 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）（産業建設常任委員長報告）	5 9
日程第 8	議案第 2 9 号平成 2 9 年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）（産業建設常任委員長報告）	5 9
	留盛産業建設常任委員長報告	5 9
日程第 9	議案第 2 4 号平成 2 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 3 号）（総務企画常任委員長報告）	6 1

日程第10	議案第25号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号)(総務企画常任委員長報告)	62
	下御領総務企画常任委員長報告	62
休 憩		63
日程第11	議案第30号平成30年度日置市一般会計予算	63
日程第12	議案第31号平成30年度日置市国民健康保険特別会計予算	63
日程第13	議案第32号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計予算	63
日程第14	議案第33号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計予算	63
日程第15	議案第34号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	63
日程第16	議案第35号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計予算	63
日程第17	議案第36号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	63
日程第18	議案第37号平成30年度日置市介護保険特別会計予算	63
日程第19	議案第38号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	63
日程第20	議案第39号平成30年度日置市水道事業会計予算	63
	佐多申至君	64
	松田教育総務課長	64
	豊永学校教育課長	64
	銚之原財政管財課長	64
	佐多申至君	65
	池満 渉君	65
	宮路市長	66
	奥教育長	68
	篠原健康保険課長	68
	梅北社会教育課長	68
	銚之原財政管財課長	69
	黒田澄子さん	69
	宮路市長	70
	銚之原財政管財課長	70
	堂下企画課長	71
	丸山総務課長	71
	黒田澄子さん	71
	宮路市長	72

	堂下企画課長	7 2
	丸山総務課長	7 2
	田畑純二君	7 3
	宮路市長	7 3
	田畑純二君	7 3
休	憩	7 3
	漆島政人君	7 3
	宮路市長	7 4
	漆島政人君	7 5
	銚之原財政管財課長	7 6
	漆島政人君	7 6
	宮路市長	7 7
	山口初美さん	7 7
	宮路市長	7 8
	梅北社会教育課長	7 8
	山口初美さん	7 9
	宮路市長	7 9
	奥教育長	8 0
	山口初美さん	8 0
	宮路市長	8 0
散	会	8 1

第3号（3月16日）（金曜日）

	開 議	8 6
	日程第1 一般質問	8 6
	坂口洋之君	8 6
	宮路市長	8 6
	奥教育長	8 8
	坂口洋之君	8 8
	宮路市長	8 9
	奥教育長	8 9
	坂口洋之君	8 9

有村福祉課長	8 9
坂口洋之君	8 9
有村福祉課長	9 0
坂口洋之君	9 0
有村福祉課長	9 0
坂口洋之君	9 0
豊永学校教育課長	9 1
坂口洋之君	9 1
奥教育長	9 1
坂口洋之君	9 1
有村福祉課長	9 2
坂口洋之君	9 2
有村福祉課長	9 2
坂口洋之君	9 2
有村福祉課長	9 2
坂口洋之君	9 2
奥教育長	9 3
坂口洋之君	9 3
豊永学校教育課長	9 3
坂口洋之君	9 3
宮路市長	9 3
坂口洋之君	9 3
宮路市長	9 4
坂口洋之君	9 4
宮路市長	9 4
坂口洋之君	9 4
堂下企画課長	9 4
坂口洋之君	9 4
堂下企画課長	9 5
坂口洋之君	9 5
宮路市長	9 5
坂口洋之君	9 6

宮路市長	9 6
坂口洋之君	9 6
宮路市長	9 7
坂口洋之君	9 7
宮路市長	9 7
坂口洋之君	9 7
宮路市長	9 8
坂口洋之君	9 8
丸山総務課長	9 8
坂口洋之君	9 8
丸山総務課長	9 8
坂口洋之君	9 8
丸山総務課長	9 9
坂口洋之君	9 9
丸山総務課長	9 9
坂口洋之君	9 9
丸山総務課長	9 9
坂口洋之君	9 9
宮路市長	9 9
休 憩	9 9
田畑純二君	1 0 0
田畑純二君	1 0 1
宮路市長	1 0 2
田畑純二君	1 0 3
宮路市長	1 0 4
田畑純二君	1 0 4
宮路市長	1 0 4
田畑純二君	1 0 5
宮路市長	1 0 5
田畑純二君	1 0 5
宮路市長	1 0 5
田畑純二君	1 0 6

	宮路市長	1 0 6
	田畑純二君	1 0 6
	宮路市長	1 0 6
	田畑純二君	1 0 7
	宮路市長	1 0 7
	田畑純二君	1 0 7
	宮路市長	1 0 7
	田畑純二君	1 0 8
	宮路市長	1 0 8
	田畑純二君	1 0 8
	宮路市長	1 0 8
休	憩	1 0 9
	田畑純二君	1 0 9
	宮路市長	1 0 9
	西菌典子さん	1 0 9
	宮路市長	1 1 0
	奥教育長	1 1 0
	西菌典子さん	1 1 1
	豊永学校教育課長	1 1 1
	西菌典子さん	1 1 1
	豊永学校教育課長	1 1 1
	西菌典子さん	1 1 2
	豊永学校教育課長	1 1 2
	西菌典子さん	1 1 2
	豊永学校教育課長	1 1 2
	西菌典子さん	1 1 2
	豊永学校教育課長	1 1 2
	西菌典子さん	1 1 3
	豊永学校教育課長	1 1 3
	西菌典子さん	1 1 4
	奥教育長	1 1 4
	西菌典子さん	1 1 4

奥教育長	1 1 4
西菌典子さん	1 1 5
松田教育総務課長	1 1 5
西菌典子さん	1 1 5
奥教育長	1 1 5
西菌典子さん	1 1 6
松田教育総務課長	1 1 6
西菌典子さん	1 1 6
奥教育長	1 1 6
西菌典子さん	1 1 6
豊永学校教育課長	1 1 7
西菌典子さん	1 1 7
奥教育長	1 1 8
西菌典子さん	1 1 8
奥教育長	1 1 9
西菌典子さん	1 1 9
堂下企画課長	1 2 0
西菌典子さん	1 2 0
宮下建設課長	1 2 0
堂下企画課長	1 2 0
西菌典子さん	1 2 0
宮路市長	1 2 1
休 憩	1 2 1
西菌典子さん	1 2 1
宮路市長	1 2 2
下御領昭博君	1 2 2
宮路市長	1 2 3
下御領昭博君	1 2 4
宮下建設課長	1 2 4
下御領昭博君	1 2 4
宮路市長	1 2 5
下御領昭博君	1 2 5

宮下建設課長	1 2 5
下御領昭博君	1 2 5
宮路市長	1 2 5
下御領昭博君	1 2 5
宮下建設課長	1 2 6
下御領昭博君	1 2 6
宮路市長	1 2 6
下御領昭博君	1 2 6
宮下建設課長	1 2 6
下御領昭博君	1 2 7
宮下建設課長	1 2 7
下御領昭博君	1 2 7
宮下建設課長	1 2 7
下御領昭博君	1 2 7
宮路市長	1 2 8
下御領昭博君	1 2 8
宮路市長	1 2 8
下御領昭博君	1 2 8
宮路市長	1 2 9
下御領昭博君	1 2 9
丸山総務課長	1 2 9
下御領昭博君	1 2 9
宮路市長	1 2 9
下御領昭博君	1 3 0
丸山総務課長	1 3 0
下御領昭博君	1 3 0
丸山総務課長	1 3 0
下御領昭博君	1 3 0
宮路市長	1 3 0
下御領昭博君	1 3 1
宮路市長	1 3 1
下御領昭博君	1 3 1

宮路市長	1 3 1
下御領昭博君	1 3 1
宮路市長	1 3 2
散 会	1 3 2

第4号（3月19日）（月曜日）

開 議	1 3 6
日程第1 一般質問	1 3 6
佐多申至君	1 3 6
宮路市長	1 3 6
佐多申至君	1 3 7
橋口地域づくり課長	1 3 7
佐多申至君	1 3 8
橋口地域づくり課長	1 3 8
佐多申至君	1 3 8
宮路市長	1 3 8
佐多申至君	1 3 9
宮路市長	1 3 9
佐多申至君	1 3 9
宮路市長	1 3 9
佐多申至君	1 3 9
宮路市長	1 4 0
佐多申至君	1 4 1
橋口地域づくり課長	1 4 1
佐多申至君	1 4 1
宮路市長	1 4 1
佐多申至君	1 4 2
宮路市長	1 4 2
佐多申至君	1 4 2
宮路市長	1 4 3
佐多申至君	1 4 3
宮路市長	1 4 3

	是枝みゆきさん	1 4 4
	奥教育長	1 4 5
休	憩	1 4 7
	是枝みゆきさん	1 4 7
	奥教育長	1 4 7
	是枝みゆきさん	1 4 7
	奥教育長	1 4 8
	是枝みゆきさん	1 4 8
	奥教育長	1 4 8
	是枝みゆきさん	1 4 9
	豊永学校教育課長	1 4 9
	是枝みゆきさん	1 4 9
	豊永学校教育課長	1 4 9
	是枝みゆきさん	1 5 0
	奥教育長	1 5 0
	是枝みゆきさん	1 5 0
	奥教育長	1 5 0
	是枝みゆきさん	1 5 1
	奥教育長	1 5 1
	是枝みゆきさん	1 5 1
	豊永学校教育課長	1 5 2
	是枝みゆきさん	1 5 2
	豊永学校教育課長	1 5 2
	是枝みゆきさん	1 5 3
	豊永学校教育課長	1 5 3
	是枝みゆきさん	1 5 3
	豊永学校教育課長	1 5 3
	是枝みゆきさん	1 5 3
	豊永学校教育課長	1 5 3
	是枝みゆきさん	1 5 4
	梅北社会教育課長	1 5 4
	是枝みゆきさん	1 5 4

	梅北社会教育課長	1 5 4
	是枝みゆきさん	1 5 4
	梅北社会教育課長	1 5 4
	是枝みゆきさん	1 5 5
	梅北社会教育課長	1 5 5
	是枝みゆきさん	1 5 5
	奥教育長	1 5 5
	是枝みゆきさん	1 5 6
	豊永学校教育課長	1 5 6
	是枝みゆきさん	1 5 6
	豊永学校教育課長	1 5 6
休	憩	1 5 7
	福元 悟君	1 5 7
	宮路市長	1 5 8
	福元 悟君	1 5 9
	城ヶ崎農林水産課長	1 6 0
	福元 悟君	1 6 0
	城ヶ崎農林水産課長	1 6 0
	福元 悟君	1 6 0
	城ヶ崎農林水産課長	1 6 1
	福元 悟君	1 6 1
	城ヶ崎農林水産課長	1 6 1
	福元 悟君	1 6 1
	城ヶ崎農林水産課長	1 6 2
	福元 悟君	1 6 2
	宮路市長	1 6 2
	福元 悟君	1 6 2
	宮路市長	1 6 3
	福元 悟君	1 6 3
	城ヶ崎農林水産課長	1 6 3
	福元 悟君	1 6 4
	宮路市長	1 6 5

	福元 悟君	1 6 5
	宮路市長	1 6 5
	福元 悟君	1 6 6
	宮路市長	1 6 6
	福元 悟君	1 6 6
	宮路市長	1 6 6
	福元 悟君	1 6 7
	宮路市長	1 6 7
	福元 悟君	1 6 8
	富迫克彦君	1 6 8
休	憩	1 6 9
	宮路市長	1 6 9
	富迫克彦君	1 7 0
	宮路市長	1 7 1
	富迫克彦君	1 7 1
	宮路市長	1 7 1
	富迫克彦君	1 7 1
	丸山総務課長	1 7 2
	富迫克彦君	1 7 2
	丸山総務課長	1 7 2
	富迫克彦君	1 7 2
	宮路市長	1 7 2
	富迫克彦君	1 7 2
	宮路市長	1 7 3
	富迫克彦君	1 7 3
	丸山総務課長	1 7 4
	富迫克彦君	1 7 4
	宮路市長	1 7 5
	富迫克彦君	1 7 6
	宮路市長	1 7 6
	富迫克彦君	1 7 6
	宮路市長	1 7 6

富迫克彦君	177
宮路市長	177
富迫克彦君	178
散会	178

第5号（3月20日）（火曜日）

開議	182
日程第1 一般質問	182
黒田澄子さん	182
宮路市長	183
奥教育長	185
黒田澄子さん	185
奥教育長	185
黒田澄子さん	186
奥教育長	186
黒田澄子さん	186
奥教育長	186
黒田澄子さん	187
宮路市長	187
黒田澄子さん	188
有村福祉課長	188
黒田澄子さん	188
有村福祉課長	189
黒田澄子さん	189
宮路市長	189
黒田澄子さん	189
丸山総務課長	190
黒田澄子さん	190
宮路市長	190
黒田澄子さん	190
宮路市長	190
黒田澄子さん	190

篠原健康保険課長	191
黒田澄子さん	191
篠原健康保険課長	191
黒田澄子さん	192
宮路市長	192
黒田澄子さん	193
橋口地域づくり課長	193
黒田澄子さん	193
橋口地域づくり課長	193
黒田澄子さん	193
橋口地域づくり課長	194
黒田澄子さん	194
橋口地域づくり課長	194
黒田澄子さん	194
宮路市長	194
黒田澄子さん	194
休 憩	195
桃北勇一君	195
宮路市長	195
奥教育長	196
桃北勇一君	196
城ヶ崎農林水産課長	197
桃北勇一君	197
城ヶ崎農林水産課長	197
桃北勇一君	197
城ヶ崎農林水産課長	197
桃北勇一君	197
城ヶ崎農林水産課長	197
桃北勇一君	198
城ヶ崎農林水産課長	198
桃北勇一君	198
城ヶ崎農林水産課長	198

桃北勇一君	198
城ヶ崎農林水産課長	198
桃北勇一君	199
城ヶ崎農林水産課長	199
桃北勇一君	199
城ヶ崎農林水産課長	199
桃北勇一君	200
宮路市長	200
桃北勇一君	200
城ヶ崎農林水産課長	200
桃北勇一君	201
宮路市長	201
桃北勇一君	202
銚之原財政管財課長	202
桃北勇一君	203
銚之原財政管財課長	203
桃北勇一君	203
梅北社会教育課長	203
桃北勇一君	203
宮路市長	204
桃北勇一君	204
宮路市長	204
桃北勇一君	204
宮路市長	205
桃北勇一君	205
休 憩	206
山口初美さん	206
宮路市長	207
奥教育長	208
山口初美さん	208
宮路市長	209
山口初美さん	209

篠原健康保険課長	2 0 9
山口初美さん	2 0 9
篠原健康保険課長	2 0 9
山口初美さん	2 1 0
宮路市長	2 1 1
山口初美さん	2 1 1
宮路市長	2 1 1
山口初美さん	2 1 1
宮路市長	2 1 1
山口初美さん	2 1 2
宮路市長	2 1 2
奥教育長	2 1 2
山口初美さん	2 1 2
丸山総務課長	2 1 2
山口初美さん	2 1 3
丸山総務課長	2 1 3
山口初美さん	2 1 3
丸山総務課長	2 1 3
山口初美さん	2 1 3
宮路市長	2 1 4
山口初美さん	2 1 4
内山市民生活課長	2 1 4
山口初美さん	2 1 4
宮路市長	2 1 4
山口初美さん	2 1 5
宮路市長	2 1 5
山口初美さん	2 1 5
宮路市長	2 1 5
山口初美さん	2 1 6
宮路市長	2 1 6
山口初美さん	2 1 6
宮路市長	2 1 6

山口初美さん	2 1 6
宮路市長	2 1 6
散 会	2 1 6

第6号（3月28日）（水曜日）

開 議	2 2 1
日程第1 議案第2号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて（総務企画常任委員長報告）	2 2 1
下御領総務企画常任委員長報告	2 2 1
日程第2 議案第3号市道の路線の認定及び変更について（産業建設常任委員長報告）	2 2 2
留盛産業建設常任委員長報告	2 2 2
日程第3 議案第4号日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について（総務企画常任委員長報告）	2 2 3
下御領総務企画常任委員長報告	2 2 3
日程第4 議案第5号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）	2 2 4
日程第5 議案第11号日置市介護保険条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	2 2 4
日程第6 議案第12号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	2 2 4
日程第7 議案第13号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	2 2 4
日程第8 議案第14号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	2 2 4
黒田文教厚生常任委員長報告	2 2 4
山口初美さん	2 2 8
坂口洋之君	2 2 8
日程第9 議案第30号平成30年度日置市一般会計予算（各常任委員長報告）	2 3 0
下御領総務企画常任委員長報告	2 3 0

休 憩	2 3 3
黒田文教厚生常任委員長報告	2 3 3
留盛産業建設常任委員長報告	2 3 6
休 憩	2 4 0
山口初美さん	2 4 0
黒田文教厚生常任委員長	2 4 0
山口初美さん	2 4 0
門松慶一君	2 4 1
日程第 1 0 議案第 3 1 号平成 3 0 年度日置市国民健康保険特別会計予算（文教厚生常任委員 長報告）	2 4 2
日程第 1 1 議案第 3 6 号平成 3 0 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算（文教厚生常任委員 長報告）	2 4 2
日程第 1 2 議案第 3 7 号平成 3 0 年度日置市介護保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報 告）	2 4 2
日程第 1 3 議案第 3 8 号平成 3 0 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算（文教厚生常任委 員長報告）	2 4 2
黒田文教厚生常任委員長報告	2 4 2
休 憩	2 4 4
黒田文教厚生常任委員長報告	2 4 4
黒田文教厚生常任委員長	2 4 6
山口初美さん	2 4 6
坂口洋之君	2 4 7
山口初美さん	2 4 8
橋口正人君	2 4 8
山口初美さん	2 4 9
西菌典子さん	2 4 9
日程第 1 4 議案第 3 2 号平成 3 0 年度日置市公共下水道事業特別会計予算（産業建設常任委 員長報告）	2 5 0
日程第 1 5 議案第 3 3 号平成 3 0 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算（産業建設常任 委員長報告）	2 5 0
日程第 1 6 議案第 3 9 号平成 3 0 年度日置市水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告）	2 5 0

留盛産業建設常任委員長報告	250
日程第17 議案第34号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）	253
日程第18 議案第35号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）	253
下御領総務企画常任委員長報告	253
日程第19 陳情第9号日置市市議会議員の定数削減への陳情書（議員定数調査特別委員長報告）	255
池満議員定数調査特別委員長報告	255
休憩	257
山口初美さん	257
富迫克彦君	258
日程第20 陳情第11号公立幼稚園における保育の充実を求める陳情書（文教厚生常任委員長報告）	259
日程第21 陳情第3号日置市内に住む65歳以上の方に公衆浴場利用料金の一律補助を求める陳情（文教厚生常任委員長報告）	259
黒田文教厚生常任委員長報告	259
日程第22 議案第40号日置市一般住宅条例の一部改正について	262
宮路市長提案理由説明	262
瀬川産業建設部長	262
日程第23 閉会中の継続審査申し出について	263
日程第24 閉会中の継続調査申し出について	263
日程第25 議員派遣の件について	263
日程第26 所管事務調査結果報告について	263
閉会	263
宮路市長	264

平成30年第1回（3月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
2月27日	火	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
2月28日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
3月 1日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生
3月 2日	金	委 員 会	文教厚生・予備日
3月 3日	土	休 会	
3月 4日	日	休 会	
3月 5日	月	委 員 会	議会運営委員会
3月 6日	火	休 会	
3月 7日	水	休 会	
3月 8日	木	本 会 議	条例及び補正予算採決・当初予算総括質疑
3月 9日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月10日	土	休 会	
3月11日	日	休 会	
3月12日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月13日	火	休 会	中学校卒業式
3月14日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生（当初予算）
3月15日	木	委 員 会	産業建設（当初予算）・予備日
3月16日	金	本 会 議	一般質問
3月17日	土	休 会	
3月18日	日	休 会	
3月19日	月	本 会 議	一般質問
3月20日	火	本 会 議	一般質問
3月21日	水	休 会	春分の日
3月22日	木	休 会	小学校卒業式
3月23日	金	委 員 会	議会運営委員会 議案等発送
3月24日	土	休 会	
3月25日	日	休 会	

3月26日	月	休	会	
3月27日	火	休	会	
3月28日	水	本	会 議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決・追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事	件	名
報告第 1号	平成30年度日置市土地開発公社事業計画の報告について		
諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
諮問第 2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
諮問第 3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
議案第 1号	吹上浜公園体育館1階空調設備改修工事請負契約の締結について		
議案第 2号	平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて		
議案第 3号	市道の路線の認定及び変更について		
議案第 4号	日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について		
議案第 5号	日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について		
議案第 6号	日置市税条例等の一部改正について		
議案第 7号	日置市国民健康保険税条例の一部改正について		
議案第 8号	日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
議案第 9号	日置市国民健康保険条例の一部改正について		
議案第 10号	日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について		
議案第 11号	日置市介護保険条例の一部改正について		
議案第 12号	日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
議案第 13号	日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について		
議案第 14号	日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について		
議案第 15号	日置市肉用牛特別導入事業基金条例の廃止について		

- 議案第 16号 日置市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 17号 日置市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 18号 日置市文化施設条例の一部改正について
- 議案第 19号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 20号 平成29年度日置市一般会計補正予算(第8号)
- 議案第 21号 平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 議案第 22号 平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 議案第 23号 平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 24号 平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 25号 平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 26号 平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 27号 平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 28号 平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 議案第 29号 平成29年度日置市水道事業会計補正予算(第4号)
- 議案第 30号 平成30年度日置市一般会計予算
- 議案第 31号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 32号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 33号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 34号 平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 議案第 35号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 議案第 36号 平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 議案第 37号 平成30年度日置市介護保険特別会計予算
- 議案第 38号 平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 39号 平成30年度日置市水道事業会計予算
- 議案第 40号 日置市一般住宅条例の一部改正について
- 陳情第 1号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
- 陳情第 2号 自然災害や原発についての学習と議論を深めてください。(陳情)
- 陳情第 3号 日置市内に住む65歳以上の方に公衆浴場利用料金の一律補助を求める陳情
- 陳情第 9号 日置市市議会議員の定数削減への陳情書
- 陳情第 11号 公立幼稚園における保育の充実を求める陳情書

第 1 号 (2 月 2 7 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告：監査結果等）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 1号 平成30年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
日程第 6	諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 7	諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 8	諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 9	議案第 1号 吹上浜公園体育館1階空調設備改修工事請負契約の締結について
日程第10	議案第 2号 平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて
日程第11	議案第 3号 市道の路線の認定及び変更について
日程第12	議案第 4号 日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
日程第13	議案第 5号 日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第14	議案第 6号 日置市税条例等の一部改正について
日程第15	議案第 7号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第16	議案第 8号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第 9号 日置市国民健康保険条例の一部改正について
日程第18	議案第10号 日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第11号 日置市介護保険条例の一部改正について
日程第20	議案第12号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第21	議案第13号 日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第22	議案第14号 日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 2 3 議案第 1 5 号 日置市肉用牛特別導入事業基金条例の廃止について
- 日程第 2 4 議案第 1 6 号 日置市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 1 7 号 日置市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 1 8 号 日置市文化施設条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 1 9 号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度日置市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 4 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 5 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 6 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 7 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 8 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度日置市一般会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度日置市水道事業会計予算
- 日程第 4 8 陳情第 1 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
- 日程第 4 9 陳情第 2 号 自然災害や原発についての学習と議論を深めてください。（陳情）
- 日程第 5 0 陳情第 3 号 日置市内に住む 6 5 歳以上の方に公衆浴場利用料金の一律補助を求める陳情

本会議（2月27日）（火曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	福山誠君	日吉支所長	田代信行君
吹上支所長	宇田和久君	総務課長	丸山太美雄君
財政管財課長	銚之原政実君	企画課長	堂下豪君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君
商工観光課長	脇博文君	市民生活課長	内山良弘君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	篠原和子さん
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君

農地整備課長 東 広 幸 君
上下水道課長 宇 都 健 一 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 長 倉 浩 二 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 宮 下 章 一 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから平成30年第1回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（並松安文君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員を指名します。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、橋口正人君、黒田澄子さんを指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（並松安文君）

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月28日までの30日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月28日までの30日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長報告：監査結果等）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。
議会の報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。
次に、監査結果の報告であります。平成29年10月分から12月分までの例月現金出納検査結果報告を初め、定例監査結果報告、随時監査結果報告、公の施設の管理監査結果

報告及び財政援助団体等に対する監査結果については、報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。
市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

昨年の11月1日からの主な行政執行についてご報告申し上げます。

11月25日に障がい者に対する理解の促進と障がいがある方の就労を目的に、日置市障がい者福祉大会を吹上中央公民館で開催いたしました。

次に、12月4日に総合計画審議会を開催し、平成30年度から3カ年間の実施計画の主な事業について、おおむね妥当であるとの答申をいただきました。

次に、12月8日に年末年始の事件事故防止の機運を高めるため、関係機関及び団体と連携し、年末年始特別警戒の活動出発式を行いました。

次に、1月3日に伊集院文化会館におきまして、平成30年日置市成人式を挙行政いたしました。今年度は、新成人を迎えた430人と来賓を含めて721人の出席をいただき、厳粛かつ盛大にとり行うことができました。

次に、1月7日に日吉運動公園グラウンドにおきまして、日置市消防出初式を挙行政いたしました。式には、消防団員270人が参加し、分列行進、規律訓練等を行い、防火への決意を新たにすることができました。

次に、1月15日にJR東市来駅のバリアフリー化整備事業が完了したことから、供用

開始のセレモニーを開催しました。

次に、1月20日に子どもたちのまちづくりについての意見を聞くため、日置市子ども議会を開催いたしました。

次に、2月3日に川内原子力発電所の重大事故を想定した平成29年度原子力防災訓練を、国、県、事業者等と共同で実施いたしました。

住民への情報伝達訓練、住民の広域避難誘導訓練など、関係機関相互の連携強化や、市民の防災意識の向上に努めました。

このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5 報告第1号平成30年度日置市土地開発公社事業計画の報告について

○議長（並松安文君）

日程第5、報告第1号平成30年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第1号は、平成30年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてであります。

平成30年度日置市土地開発公社事業計画の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（今村義文君）

それでは、報告第1号平成30年度日置市土地開発公社事業計画の報告について、補足

説明を申し上げます。

別紙の2ページをごらんください。

まず、収益的収入としまして1億477万4,000円を計上しております。内訳としまして、事業収益では、清藤工業団地の貸付料及び住宅団地の販売等を見込みまして1億470万9,000円を、事業外収益では、受取利息や雑収入の合計6万5,000円を計上しております。

次に、右側の収益的支出としまして1億148万8,000円を計上しております。内訳としまして、土地造成事業原価9,930万3,000円は、住宅団地の販売見込み額を計上し、販売費及び一般管理費を168万5,000円、予備費を50万円計上しております。

続きまして、3ページをお開きください。

資本的収入としまして、清藤工業団地造成事業の借りかえ分について、2億1,000万円を計上しております。

資本的支出につきましては、2億2,745万1,000円を計上しております。内訳としまして、土地造成事業費では、清藤工業団地の工事費、関連費、支払利息、その他の住宅団地造成事業の販売促進及び管理費の関連費、また、徳重工業団地の開発行為許認可申請等業務費など1,695万1,000円を、公社債償還金及び長期借入金償還金では、清藤工業団地造成事業短期借り入れ分として2億1,000万円を、また、予備費として50万円を計上しております。資本的収入が資本的支出に対して不足する1,745万1,000円は、損益勘定留保資金及び利益剰余金で補填するものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

現金収支の当初資金計画でございます。受け入れ資金の合計で3億4,805万9,000円、支払資金の合計で2億2,795万1,000円となっており、差し

引き1億2,010万8,000円の繰り越しを予定しております。

5ページ以降につきましては、これらの内訳でございますので、ご確認ください。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから報告第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。これで報告第1号の報告を終わります。

△日程第6 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

△日程第7 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

△日程第8 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第6、諮問第1号から日程第8、諮問第3号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについての3件を一括議題とします。

3件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成30年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

益満和子氏の経歴につきましては、別紙の

資料のとおりでございます。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成30年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

中原直美氏の経歴につきましては、別紙の資料のとおりでございます。

次に、諮問第3号は人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成30年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

寺田そよみ氏の経歴につきましては、別紙の資料のとおりでございます。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第1号から諮問第3号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号について討論を行います。

す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件について、益満和子さんを適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、益満和子さんを適任者として認めることに決定しました。

これから諮問第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件について、中原直美さんを適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、中原直美さんを適任者として認めることに決定しました。

これから諮問第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本件について、寺田そよみさんを適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、寺田そよみさんを適任者として認めることに決定しました。

△日程第9 議案第1号吹上浜公園体育館1階空調設備改修工事請負契約の締結について

○議長（並松安文君）

日程第9、議案第1号吹上浜公園体育館1階空調設備改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第1号は吹上浜公園体育館1階空調設備改修工事請負契約の締結についてであります。

吹上公園体育館1階空調設備改修工事を施工するため、工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（満留雅彦君）

それでは、議案第1号吹上浜公園体育館1階空調設備改修工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

吹上浜公園体育館1階空調設備改修工事請負契約次のおり締結するものでございます。

1、目的は、吹上浜公園体育館1階空調設備改修工事、2、方法は、公募型指名競争入札、3、金額は1億9,590万3,684円、4、相手方は、九錦・久保特定建設工事共同

企業体です。

代表者は、鹿児島市南栄二丁目7番15号、九錦設備工業株式会社、代表取締役原田清武、構成員は、日置市伊集院町郡二丁目56番地、株式会社久保工務店伊集院支店、支店長永池千尋でございます。

次のページに建設工事請負契約書を添付してございますので、お開きください。

1、工事名、吹上浜公園体育館1階空調設備改修工事、2、工事場所、日置市吹上町中原地内、3、工期は、議決後の日から平成30年7月20日までの期間を予定しております。4、請負代金額、1億9,590万3,684円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は1,451万1,384円です。5、契約保証金、免除、6、解体工事に要する費用は、「別紙のとおり」と記載してあります。

内容としましては、分別解体等の方法としまして、建築設備・内装等におきまして、手作業、機械作業の併用で行い、その費用は13万3,401円です。また、再資源化等をする施設の名称及び所在地が記載され、その費用は、運搬費等1万3,478円となっております。

上記の工事について、契約担当者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、別紙の共同企業体協定書により、契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の証として、本契約書3通を作成し、当事者が記名、押印の上、各自1通を保持する。

なお、契約書中、第54条で、「この契約は仮契約とし、発注者が議会の議決を得たと

き本契約として効力を生ずるものとする」となっております。

仮契約の日は平成30年2月7日です。

次のページに、入札結果を添付しておりますので、ごらんください。

入札失効日は平成30年2月1日です。

予定価格は、消費税を抜いた金額で2億154万7,000円です。落札金額は1億9,590万3,684円でございます。

入札の参加者につきましては、日置市内の会社1社と、日置市内の会社が共同企業体を結成した特定建設工事共同企業体6社、合わせて7社から応募がありました。

九錦・久保特定建設工事共同企業体の予定価格に対する落札率は97.20%でございます。

次のページに、落札業者の主な工事経歴を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

次のページは図面でございますが、体育館の1階平面図になります。当該体育館のアリーナ面積は、2,242m²あります。

図面の右下にパネル外形図を記載しておりますが、このパネルは、中に冷温水配管を備えたものでありまして、高さが3.6mございます。このパネルを体育館1階壁面に約124m設置するものでございます。図面で赤色の着色部分がパネルの設置位置となります。

このパネル内の配管の冷温水を循環させて、冷暖房機能を発揮させるものとなっております。

以上で補足説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（山口初美さん）

今のご説明でちょっと気づきまして、この

落札業者の方の主な工事経歴で、九錦それと久保特定建設工事共同企業体ということで仕事をされたことが、これまでにあるのかどうかという点について伺いたいと思います。

○財政管財課長（銚之原政実君）

J Vの実績としては、私どもでは把握しておりません。

○14番（山口初美さん）

工事経歴に載っていませんので、そうだろうとは思いますが、結局、初めて一緒に組んで仕事をされるということなんですけれども、その点で何も不安はないものでしょうか。ほかにもそういう共同で企業体を組まれて入札に参加されたところもあるんですが、そういうことで、どこでも臨機応変にというか、工事を受けられるような、そういう仕組みができ上がっているとは思いますが、その点について少し不安を感じるんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○財政管財課長（銚之原政実君）

本市におきましても、学校建設等におきましてJ Vというのは、もう数多く工事を発注しております。

J Vの要件としましては、特定J Vの代表者、いわゆる親になりますけれども、それぞれ要件を定めておきまして、空調設備工事の実績あるいは資格についても、冷凍空調施設工事業所の認定証を有するというふうな資格、それから、構成員、子でありますけれども、それについても管工事の実績があって、本市におけるBのランク、そういったことで技術的には何ら問題はございませんし、J Vに関しては、ほとんどがJ Vのそういった同じ工事を受注したというところだけで、なかなか発注というのは難しい面がございますので、私どもとしてはJ Vそのものが初めてであっても、何ら問題ないと考えております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

もう一点だけ伺います。共同企業体ということで幾つか出されておりますが、どこも鹿児島市の業者が先に書かれておりますので、代表者になっておられるのかなと思うんですが、この関係です。今回落札された九錦と久保工務店にしましても、代表者は九錦設備工業のほうになっているわけですが、日置市の仕事なので、どうして久保工務店さんのほうが代表にならないのか、その点非常に素朴な疑問なんですけれども、わかっておりますらお知らせください。

○財政管財課長（銚之原政実君）

まず、単体でこの工事に参加できる業者としましては、先ほど申し上げました条件の面で日置市内には中央工業社1社でございます。その中央工業については、この4番目の業者でございます。

それから、この要件でいきますと、鹿児島市内の業者については、単体では参加できないというふうな条件をつけておりますので、基本的には、そのJ Vの代表者としてまず参加するということになります。

それから、久保工務店が代表者になれないということにつきましては、先ほど申し上げた空調調和設備工事の完成工事の要件、それから、冷凍空調施設工事業所の認定証のこのA区分という条件的な面から、このJ Vを組んでも親にはなれないと。

さらに、久保工務店については管のBランクでございますので、以上の面から構成員としてしかJ Vは組めないということでございます。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第

37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本件は決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号吹上浜公園体育館1階空調設備改修工事請負契約の締結については可決されました。

△日程第10 議案第2号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて

○議長（並松安文君）

日程第10、議案第2号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第2号は平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについてであります。

現計画が平成29年度をもって満了することに伴い、次期計画を定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明

させますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○総務企画部長（今村義文君）

それでは、議案第2号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて、補足説明を申し上げます。

当計画につきましては、現在の計画が平成25年度から平成29年度までの期間であり、平成30年度以降、さらに5年間の計画を策定するものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

まず、辺地の状況でございますが、へんぴな程度を示す辺地度点数が100点以上にある地域が辺地に該当いたしますが、状況につきましては、前回策定時と変わらず、辺地度点数は157点でございます。

公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、ご確認ください。

公共的施設の整備計画につきましては、これまで進めてきました市道の改良舗装工事を継続して進めてまいります。事業費は1億8,000万円、財源内訳は、一般財源が1億8,000万円で、同額の辺地対策事業債を予定しております。

平鹿倉辺地の区域につきましては、次のページの地図上に網かけで示してあります。

次のページには、市道竜之瀬平鹿倉線の道路改良計画位置図になりますが、全体計画が600mで、年次計画を表示しております。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

議案第2号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第11 議案第3号市道の路線の
認定及び変更について

○議長（並松安文君）

日程第11、議案第3号市道の路線の認定
及び変更についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第3号は市道の路線の認定及び変更に
ついてであります。

開発造成工事に伴い3路線を認定し、並び
に集落道からの移管に伴い、1路線を認定し、
及び1路線を変更したいので、道路法第8条
第2項及び第10条第3項において準用する
同法第8条第2項の規定により提案するもの
であります。

内容につきましては、産業建設部長に説明
させますので、ご審議をよろしくお願いま
す。

○産業建設部長（瀬川利英君）

議案第3号市道の路線の認定及び変更につ
いて、別紙により補足説明を申し上げます。

それでは、別紙をお開きください。

今回、市道の認定をしたい路線のうち、番
号1から3までは、吹上地域の本町住宅団地
内の道路で、本町住宅団地1号線、本町住宅
団地2号線、本町住宅団地3号線の3路線で
あります。

それぞれの延長や起点・終点は資料をご確
認ください。

なお、幅員は6mであります。

番号4は、東市来地域上市来地区の上市来
ハイツ線で、延長は323m、幅員は4.2m
であります。

起点・終点は資料をご確認ください。

次に、市道変更路線については、路線番号
1257のエステート宮内線の延長と終点を
変更するものであります。

資料の市道認定路線位置図、市道認定路線
図、市道変更路線位置図及び市道変更路線図
をお開きください。

市道認定路線を朱色の実線で表示してお
ります。本町住宅団地1号線から3号線の具
体的な場所は、ふきあげ図書館に隣接する本
町住宅団地内の道路で、住宅団地の造成工事
完了に伴うものであります。

上市来ハイツ線は、東市来農業構造改善セ
ンターに隣接する住宅団地上市来ハイツの北
側を通る道路で、住環境整備事業で整備した
ものであります。

市道変更路線のエステート宮内線は、東市
来地域の荻にある住宅団地エステート宮内の
北側を通る道路で、こちらも住環境整備事業
で整備した道路部分を延長するものでありま
す。

変更前を黒色の破線で、変更後を朱色の実
践で表示しております。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろ
しくお願いたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質
疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

議案第2号は、産業建設常任委員会に付託
します。

△日程第12 議案第4号日置市地域経
済牽引事業の促進による
地域の成長発展の基盤強
化のための固定資産税の
課税免除に関する条例の
制定について

○議長（並松安文君）

日程第12、議案第4号日置市地域経済牽
引事業の促進による地域の成長発展の基盤強

化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第4号は日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、地域における経済活動を牽引する事業者に対し、固定資産税の課税免除を行うため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○総務企画部長（今村義文君）

それでは、議案第4号日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の制定につきましては、企業立地促進法の後継法として、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称「地域未来投資促進法」）が平成29年7月31日に施行されたことにより、地域経済牽引事業に取り組む事業所に対する支援措置が講じられることになり、この制度の活用に向け、対象となる事業者を支援するため、固定資産税の課税免除を定めるものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

第1条は目的、第2条は用語の意義を定めておりますが、法第2条第1項に定める「地域経済牽引事業」とは、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす事業として位置

づけられています。

第3条は、事業者への支援措置として固定資産税の課税免除を規定してありますが、対象となる事業者は、地域未来投資促進法に基づき、鹿児島県と県内の全市町村が共同で策定し、国が同意した基本計画に適合する地域経済牽引事業計画を申請し、県から承認を受けなければなりません。

本県においては、本県の特性を生かした電子、自動車、食品、健康・医療、航空機、情報通信、環境・エネルギー、観光の8分野を対象とし、対象施設の用に供する新たに取得した家屋または構築物及びその敷地にある土地の取得価格の合計額が一定の業種を除き、1億円を超えるものが対象となります。

第4条は、課税免除の期間として、対象となる固定資産税を新たに課すこととなる年度から3年間と定め、第5条は、適用を受けるための手続、第6条は、市が必要な報告を求めることができること、さらに、第7条では、規定する要件に該当する場合、指定の取り消しができることを定めております。

なお、第8条の委任につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明を終わります。ご審議をよろしく願います。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

議案第4号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第13 議案第5号日置市指定居

宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（並松安文君）

日程第13、議案第5号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第5号は日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○市民福祉部長（野崎博志君）

それでは、議案第5号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

自立支援に資するケアマネジメントに取り組める環境整備を推進し、医療や生活支援ニーズが高い高齢者や認知症を有する高齢者などが増加していく中で、地域包括ケアシステム構築を推進する市町村が、高齢者の自立支援に向け重要な役割を担う居宅介護支援事業所の介護支援専門員と積極的にかわり、高齢者のニーズを把握し、ケアマネジメントに対する理解を高め、市町村による介護支援専門員の支援の充実（保険者機能の強化）を図るため、居宅介護支援事業所の指定権限について、県から市町村に権限移譲されることになりました。これに伴いまして条例を制定するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

第1章で、趣旨及び基本方針として、居宅介護支援事業所の人員及び運営に関する基準と利用者の心身の状況に応じた適切な保健医療サービスや福祉サービスが行われるよう定めてございます。

第2章では、人員に関する基準として、従業者の員数や管理者について定めてございます。

1枚めくっていただきまして、第3章では、運営に関する基準として、内容及び手続の説明及び同意や指定居宅介護支援の基本取り扱い方針等、第5条から第30条にかけて細かく定めてあるところでございます。

6ページほどめくっていただきまして、第4章でございますが、第4章では、基準該当居宅介護支援に関する基準として準用規程を定めてございます。

第5章では、雑則としては委任できる旨を定めてございます。

附則としまして、平成30年4月1日から施行するとし、ただし、第14条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行するとしております。

附則の第2条では、管理者に係る経過措置としまして、平成33年3月31日までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第4条第1項に規定する管理者とすることができるとしております。

附則の第3条では、今回の条例制定に伴いまして、日置市介護保険条例の一部改正として、第14条第2項中に法第79条第2項第1号を加えます。

附則第4条でも、今回の条例制定に伴いまして、日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部の所要の改正を行っているところでございます。

以上が、議案第5号の補足説明になります。

ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（山口初美さん）

基準を定める条例ということで、これまで基準はなくて運営されてきたと理解しているのか、その点をまず伺いたいと思います。

○介護保険課長（福山祥子さん）

お答えいたします。

これまででは国の省令によりまして基準がきちんと定められておりました。

で、これから4月におきましては、市町村のほうに権限委譲としていきますので、基準等を定めるということになっております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

この基準はたくさんあって、なかなか理解も大変で、これをきちんと基準を守ってやっていくのも大変なような気がしますけれども、この基準を満たせなかった場合はどのようにするのか、その点を伺いたいと思います。

○介護保険課長（福山祥子さん）

基準を満たしていないというふうなことが発覚したりしますと、これは市町村に今後実地指導等の権限等も移譲されてまいりますので、今現在、17の居宅介護支援事業所がございましてけれども、そちらのほうの実地指導をする中で基準を満たしていない、あるいは、法に違反するような状況等がございましたら、それに応じた減算もしくは指定取り消しというふうなことがなされていくというふうになります。

○14番（山口初美さん）

もう一点だけ。ということであれば、そういうことが発覚した場合に、即営業停止とかというふうになるのか、ある程度猶予期間があるのか、その点はわかっておりましたら、伺いたいと思います。

○介護保険課長（福山祥子さん）

その点に関しましては、内容等の状況をしつかりと把握いたしまして、まずは指導というふうな形をとっていくというふうなことになろうかと思いますが、それに反する、あるいは基準に満たない状況等によっては、上のほうともきちんと協議をいたしまして判断していくというふうなことになるかと思ひます。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第14 議案第6号日置市税条例等の一部改正について

△日程第15 議案第7号日置市国民健康保険税条例等の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第14、議案第6号日置市税条例等の一部改正について及び日程第15、議案第7号日置市国民健康保険税条例の一部改正についてを一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第6号は日置市税条例等の一部改正についてであります。

市税及び介護保険料の減免申請の期限を納期限までとするため、条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第7号は日置市国民健康保険税条例等の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正により、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項

第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（今村義文君）

それでは、議案第6号日置市税条例等の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、減免申請の提出期限について、これまで「納期限前7日」としておりましたが、減免の申請に対する審査、減免の決定の通知等に要する期間等を勘案して定めたもので、減免の審査等の事務処理に要する期間の短縮等を踏まえ、減免申請期限を「納期限」に延長し、住民の利便性の向上を図る改正を行うものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

第1条は、日置市税条例の一部改正で、第51条第2項で市民税の減免、第71条第2項では固定資産税の減免、第89条第2項は軽自動車税の減免、第90条第2項は身体障がい者が所有する軽自動車税の減免、第3項は、その構造が身体障がい者の利用に供するための軽自動車税の減免、第139条の3第2項は、特別土地保有税の減免の規定の整備でございます。

次に、第2条は、国民健康保険税の減免の規定の整備でございます。

次に、第3条は、介護保険料の減免の規定の整備でございます。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第7号日置市国民健康保険税条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険の制度改正に伴い、平成29年3月に地方税法が改正され、これまで国民健康保険税の課税の目的が国民健康保険事業に要する費用等に充てるための課するものとしておりましたが、新制度では、

県から市町村ごとに国民健康保険事業納付金が賦課されることから、その納付に要する費用や、国民健康保険事業等に充てるため課するものに改めるものでございます。

また、国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3種類で構成されておりますが、課税目的の改正に伴い、それぞれの定義を改正するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

第2条第1項第1号は、基礎課税額の定義で、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための課税額でございます。

第1項第2号は、後期高齢者支援金等課税額の定義で、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための課税額でございます。

第1項第3号は、介護納付金課税額の定義で、介護納付金の納付に要する費用に充てるための課税額でございます。

第2条第2項、同条第3項、同条第4項、第5条の2は、新たに号を設けたことによる規定の整備でございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行し、改正後の条例は平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までは従前の例によるとしております。

以上2件、補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第6号及び議案第7号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号及び議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号日置市税条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

これから議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号日置市国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第8号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第16、議案第8号日置市特定教育・

保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第8号は日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（野崎博志君）

それでは、議案第8号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の第3条、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等で、認定に係る事務・権限が都道府県から指定都市に移譲されることに伴い、項が新設され、法第3条の第7項以降の項が繰り下がることから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正にするとしまして、第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

以上が補足説明になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（山口初美さん）

この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、この施設と事業に該当するところが日置市内に幾つずつあるのかを教えてくださいたいんですけど、お願いいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

現在、認定こども園は2カ所ということがあります。

○議長（並松安文君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会事務局長、福祉課長から訂正の発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○教育委員会事務局長（満留雅彦君）

先ほど、議案第1号の吹上浜公園体育館1階空調設備改修工事請負契約の締結についての補足説明におきまして、九錦・久保特定建設共同企業体に対する落札率を97.20%と申し上げましたけれども、90.00%でございます。訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○福祉課長（有村弘貴君）

先ほど、議案第8号の日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての次で、認定こども園についての箇所数のお問い合わせがございましたけれども、以前2カ所としてご回答いたしましたけれども、本年1月から新たに伊集院幼稚園が認定こども園となりましたので、現在3カ所ということになります。

△日程第17 議案第9号日置市国民健康保険条例の一部改正について

△日程第18 議案第10号日置市後期高齢者医療に関する条例

の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第17、議案第9号日置市国民健康保険条例の一部改正について及び日程第18、議案第10号日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第9号は、日置市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

国民健康保険法の一部改正に伴い、鹿児島県とともに国民健康保険を行うことに当たり、被保険者の死亡に係る葬祭費の支給額を県内で統一するため、条例の一部を改正したいので、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第10号は、日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（野崎博志君）

それでは、議案第9号日置市国民健康保険条例の一部改正について及び議案第10号日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを一括して補足説明を申し上げます。

まず、議案第9号でございますが、日置市国民健康保険条例の一部改正についてです。鹿児島県と国民健康保険を行うことに当たり、被保険者の死亡に係る葬祭費の支給額を県内で統一することから、所要の改正を行うもの

でございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市国民健康保険条例の一部を次のように改正するとしまして、第8条第1項中「2万4千円」を「2万円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

附則の第2条で、経過措置としまして、この条例による改正後の第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に死亡した被保険者に係る葬祭費について適用し、同日前に死亡した被保険者に係る葬祭費については、なお従前の例によるとしているところでございます。

なお、今回の改正によります影響額としましては、年度分で40万円程度の減額を見込んでいます。

以上が議案第9号の補足説明になります。

次に、議案第10号日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることに伴い、国民健康保険の被保険者であって住所地特例の適用を受け、従前の住所地の市町村に被保険者とされている方が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。このことから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第3条第2号中「第55条第1項」の次に「法第55条の2第2項において準用する場合を含む」を加え「病院等（同項）」を「病院等

（法第55条第1項」に改めるなど、同条第3号、第4号も同様に改め、新たに第5号として法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったものを加えました。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

ちなみに、昨年度の対象者は、本市ではいらいしませんでした。

以上が議案第10号の補足説明になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（山口初美さん）

議案9号のほうについてちょっと伺いますが、日置市は2万4,000円だったものが2万円に減額になるわけですが、県のほうではこれを統一されるというのはわかるんですけども、平均値、どう決められたのか、低いほうに合わせたのか、どのように統一をするこの2万円という数字が決まったのか、その説明があったのかどうか伺いたいと思います。

○健康保険課長（篠原和子さん）

では、お答えいたします。

この30年度からの国保の改正によりまして、県のほうでも国民健康保険の運営方針というのを定める必要がございます、その過程におきましては、各保険者から代表で事務効率化部会というところが設置されまして、その中で協議をされております。その結果におきましては、県のほうに今度設置されました国民健康保険の運営委員会のほうで協議をされております。もちろん、そのことにつき

ましては各市町村のほうにも説明があつてございます。

その内容としましては、大体各市町村1万円から3万円の幅がございまして、2万円のところが27市町村ということで、全体の63%を占めております。その中で、いろいろな意見のまとめとかありまして、一番多いところに統一すべきだとか、あと後期高齢者のほうの葬祭費のほうも2万円ということになっておりますので、そのあたりの状況を踏まえまして決定されたところでございます。

○議長（並松安文君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号及び議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号及び議案第10号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

これから議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号日置市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時21分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号日置市国民健康保険条例の一部改正についてでございました。訂正したいと思います。

△日程第19 議案第11号日置市介護保険条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第19、議案第11号日置市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第11号は、日置市介護保険条例の一部改正についてであります。

第7期日置市介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度までの各年度における介護保険料率を定めるため、所要の改正をし、あわせて条文の整備を図るた

め条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（野崎博志君）

それでは、議案第11号日置市介護保険条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年度から32年度までの3カ年における介護保険事業の実施内容を定め、第7期介護保険事業計画を策定したことに伴い、条例の一部改正をするものでございます。

第7期の介護保険事業計画につきましては、4回の策定委員会を経て策定いたしました。この計画において、平成30年度から32年度までの3カ年に必要な介護保険サービスの量と総費用を見込んだ結果、第1号被保険者の増や施設整備の影響等で3カ年の総給付費用163億698万6,365円、これに地域支援事業6億2,400万円を加えて、総費用見込み額を169億3,098万6,365円といたしました。

この総費用見込み額をもとに、第1号被保険者に負担していただく介護保険料を算定していきましたが、給付の増加に加え、第1号被保険者の22%から23%の保険料負担率の改定や、今計画期間に消費税の増額が重なり、第7期の保険料月額、第6期より240円増の6,100円と算定いたしました。この算定した介護保険料に基づき所要の改正を行うものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

第3条は、保険料を規定した条項になります。適用期間を平成30年度から32年度までに改め、それぞれ各段階に応じた年額保険料を同条第1項の第1号を3万6,600円

に、第2号、第3号を5万4,960円に、第4号を6万5,880円に、第5号を7万3,200円に、第6号を8万7,840円に、第7号を9万5,160円に、第8号を10万9,800円に、第9号を12万4,440円に改め、同条第2項を3万3,000円に改めるものです。

第18条中では、第1号被保険者を被保険者に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとし、ただし第4条第2項及び第18条の規制規定は、公布の日から施行するとしております。

2項で、経過措置としまして、この条例の改正後の規定は平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については従前の例によるとしております。

以上が補足説明になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○14番（山口初美さん）

3年ごとに見直しをされて、そのたびに引き上げられているわけなんですけれども、値上げということなんです、各地区館におきまして説明会を開かれております。この説明会の参加状況と、その中で出された意見などはどうだったのかお知らせください。

○介護保険課長（福山祥子さん）

今月20日から22日の3日間にかけて説明会を実施いたしました。

今回は約120名から130名ほどの参加でございましたが、出されたご意見といたしましては、やはり保険料がなぜ上がるのかというふうなことと、また、逆に、若い人たちに負担をさせるわけにはいかないので、自分

たちもきちんとした介護予防あるいは健康づくりをして、きちんとした納付もしなければいけないというふうなご意見もいただいたところでございます。

また、介護予防をもうちょっとしっかり進めたほうがいいのではないかとのご意見だったり、あとしっかり納付をするためにはいろいろな制度の周知、それから情報発信というものをしっかりやってほしいというふうなご意見等をいただきました。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

議案第11号は文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第20 議案第12号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第21 議案第13号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第22 議案第14号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

について

○議長（並松安文君）

日程第20、議案第12号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから日程第22、議案第14号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第12号は、日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正をし、あわせて条文の整備を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第13号は、日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い所要の改正をし、あわせて条文の整備を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第14号は、日置市指定介護予

防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

指定介護予防の支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い所要の改正をし、あわせて条文の整備を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上3件の内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしく申し上げます。

○市民福祉部長（野崎博志君）

それでは、議案第12号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから議案第14号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの3件を一括して補足説明を申し上げます。

まず、議案第12号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

国では、地域共生社会の実現に向けた取り組みの一つとして、地域を基盤とする包括的支援の強化を掲げ、地域包括ケアシステムの進化・推進、医療と介護の連携の推進、また日常的な医学管理や看取りターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設、介護医療院の創設、新たな共生型サービスの位置づけなど、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現するため、介護保険法

及び老人福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

改定内容が多うございますので、かいつまんでご説明をさせていただきます。

まず、目次中、「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準」に、第6節として指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改め、次に、第2条に第6号として、共生型地域密着型サービスを、第6条第5項第12号として介護医療院を加え、次に、第5節として、共生型地域密着型サービスに関する基準とし、第59条の20の2で共生型地域密着型通所介護の基準を、第59条の20の3で準用を加えております。

また、介護医療院の創設に伴いまして、第61条第1項、第83条第3項、第84条、第103条第3項、第111条第2項、第112条中「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加えました。

次に、身体拘束廃止に向けた取り組み、手順を明確化することに伴い、第117条に第7項として1項加え、第165条の2で緊急時の対応を加えております。

また、省令の改正による条文整備もあわせて行っております。

附則といたしまして、平成30年4月1日から施行するとし、ただし、第59条の7第4項、92条第6号及び第126条の改正規定、第151条第4項の改正規定並びに第151条第12項の改正規定は、公布の日から施行するとしております。

以上が議案第12号の補足説明になります。

次に、議案第13号日置市指定地域密着型

介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案第12号と同様の考え方によりまして、介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴いまして所要の改定を行うものでございます。

別紙をお開きください。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に、第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改めます。

以下、主な改正内容としまして、介護医療院の創設に伴い、第5条第1項、第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項、第73条、第86条第3項中「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加えております。

第9条で共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の改正を行い、身体拘束の廃止に向けた取り組み、手順を明確化することに伴い、第78条に第3項として1項加えております。

また、省令の改正による条文整理もあわせて行いました。

附則といたしまして、平成30年4月1日から施行するとし、ただし第2条第1号、第16条及び第39条第1項の改正規定、第44条第6項の表の改定規定並びに同条第10項、第67条第2号及び第86条の改正規定は、公布の日から施行するとしております。

以上が議案第13号の説明でございます。

次に、議案第14号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案第12号、13号と同様の考え方によりまして、介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことから、所要の改定を行うものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

第2条第4項中「介護保険施設」の次に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加え、第5条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改めております。

また、項のずれや追加、条文整理など所要の改正を行っております。

附則といたしまして、平成30年4月1日から施行することとし、ただし、第2条第3項の改正規定は、公布の日から施行するとしております。

以上が議案第14号の補足説明になります。

今回の議案第12号、13号、14号の改正につきましては、厚生労働省令で定められたとおり改正しておりまして、本市において独自に基準等を見直したものはございません。

よって、今回の改正により市民に対するサービス等に影響が出るということはありません。

以上が説明になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（山口初美さん）

今の説明の中にもありました、別紙の中に

も、介護医療院という言葉が出てまいります。日置市内にこの介護医療院という医院です。幾つあるのかお示しいただきたいと思っております。

○介護保険課長（福山祥子さん）

お答えいたします。

介護医療院につきましては、この4月から新たに創設されるということになっておりまして、今現在、日置市には介護医療院というものはございません。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はございませんか。

○14番（山口初美さん）

今現在はなくて、4月からはこれがもう直ちに施行されて、実際にこの介護医療院というのが一斉に、今ある病院などが介護医療院という指定を受けるといような手続をするのでしょうか。そこら辺がよくわからないので教えてください。

○介護保険課長（福山祥子さん）

現在、介護療養型施設というものがございます。日置市には1カ所ございますけれども、こちらの療養型の施設が転換をするというふうなことでございまして、この介護医療院に転換するところもあれば、また別のものに転換するというふうなことを決められますので、また今後、今1カ所本市にありますものがどのように転換されていくかは今後の見通しを見ていくというふうな形になるかと思っております。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

議案第12号、議案第13号及び議案第14号の3件は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第23 議案第15号日置市肉用牛特別導入事業基金条例の廃止について

○議長（並松安文君）

日程第23、議案第15号日置市肉用牛特別導入事業基金条例の廃止についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第15号は、日置市肉用牛特別導入事業基金条例の廃止についてであります。

肉用牛の導入に要する資金の貸し付け事業の終了に伴い、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

それでは、議案第15号日置市肉用牛特別導入事業基金条例の廃止について、別紙によりご説明申し上げます。

日置市肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例、日置市肉用牛特別導入事業基金条例は廃止する。

附則として、この条例は公布の日から施行するものといたします。

ここで今回廃止する基金条例について概要を説明いたします。

日置市肉用牛特別導入事業基金は合併前の旧伊集院町と旧東市来町で造成されてきた基金であり、合併後日置に引き継がれておりました。

基金の総額は平成10年度のピーク時で約2,835万円で、内訳は国、県が基金の総額の72%、2,067万円、旧2町が28%の768万円でありました。平成18年度以降、飼養農家の減少あるいは基金の活用が少なく

なったこと、また国、県からこの基金の返還を求められたことから、平成29年度で国、県への基金返還が終了することになります。

条例の廃止に伴う畜産農家への影響については、市では単独で日置市高品質生産牛素畜導入事業基金条例を制定しておりますので、今後はこの事業の拡充に努め、生産農家への影響がないように計画しているところでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第15号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号日置市肉用牛特別導入事業基金条例の廃止については原案のとおり可決されました。

△日程第24 議案第16号日置市都市公園条例の一部改正について

△日程第25 議案第17号日置市営住宅条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第24、議案第16号日置市都市公園条例の一部改正について及び日程第25、議案第17号日置市営住宅条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第16号は日置市都市公園条例の一部改正についてであります。

都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて、条文の整理を図るため、条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第17号は日置市市営住宅条例の一部改正についてであります。

公営住宅法の一部改正に伴い条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

議案第16号日置市都市公園条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。別紙をお開きください。

今回の改正のポイントは、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園内の運動施設の敷地面積の割合、これを運動施設率といいます。この割合が従来は100分の50を超えてはならないと規定してありました。

今回の改正により、地域の実情に応じた運

動施設整備を可能とすること、また、今後の社会情勢の変化に対応した都市公園の改修等を考慮し、この運動施設率を参酌して100分の60と条例で定めるものであります。

次に、議案第17号日置市営住宅条例の一部改正についてであります。

こちらのほうは、公営住宅法の改正により、公営住宅の家賃の決定に当たり、入居者が認知症患者、知的障がい者等で、収入の申告をすること、または収入状況の申告の報告の請求に応じることが困難であると認める場合は、当該入居者からの申告または報告によらず官公署の書類の閲覧等により当該入居者の収入状況を把握した上で、家賃を決定することが可能になりました。

この改正を受けまして、日置市営住宅条例の一部を改正するものであります。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第16号及び議案第17号の2件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号及び議案第17号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号日置市都市公園条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

これから議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号日置市営住宅条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第26 議案第18号日置市文化施設条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第26、議案第18号日置市文化施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第18号は日置市文化施設条例の一部改正についてであります。

日置市伊集院文化会館の施設整備に伴い、展示室の使用料を設定するため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお

願いたします。

○教育委員会事務局長（満留雅彦君）

それでは、議案第18号日置市文化施設条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の内容は、伊集院文化会館の展示室の使用について改正するものでございます。

これまで、展示室を使用できる者は、ホールの使用者が同時に使用して物品の展示、販売を行う場合に限り使用できるようになっておりました。

今回、市民の要望にお答えすることとして、展示室を単独で使用できるように改正するものでございます。また、あわせまして、これまでのロビーという名称が、近年、ホワイエの名称に含まれるとの見解からホワイエの名称に統一するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市文化施設条例の一部を改正する条例。日置市文化施設条例の一部を次のように改正する。

別表日置市伊集院文化会館の部中、改正後の表を見ていただきますと、下の表になりますけれども、練習室の項の次に展示室の項を加えるものでございます。各区分の使用料は、ほかの施設の使用料と同様に面積から算出しまして、記載のとおり、時間区分ごとの金額を設定しているものでございます。

次に、展示室の項の次にホワイエの項を加えております。使用料につきましては、これまでのホワイエ・ロビーの使用料から展示室分の面積相当分を除きまして、2,160円で設定しております。

次に、展示室及びホワイエの項であります。これは改正前の「ホワイエ・ロビー」の名称を変更するものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よ

ろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第18号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号日置市文化施設条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第27 議案第19号日置市手数料徴収条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第27、議案第19号日置市手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第19号は日置市手数料徴収条例の一

部改正についてであります。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては消防本部消防長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（川畑優次君）

議案第19号日置市手数料徴収条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が、平成30年1月26日公布されたことに伴い、該当する部分の一部改正を行うものであります。

改正の対象となる施設は500k \square 以上の危険物を貯蔵する大規模な施設が該当し、日置市内には該当しない施設になります。

改正部分は、手数料徴収条例の別表第2に掲げる手数料額の改正になり、上げ幅は最小の箇所では1万円、最大の箇所では30万円の増額となり、引き上げ率では最小の箇所では0.835%、最大の箇所では8.16%になります。

それでは、別紙を参照願います。

日置市手数料徴収条例の一部を次のように改正する、とし、次の行に、別表第2の1の部2の款（2）項中、「53万円」を「57万円」に改め、この行から12行目の「1,070万円」を「1,090万円」に改める、までの改正箇所は20カ所になり、この部分の改正内容は危険物施設をつくる場合の設置許可申請手数料の改正になります。

次に、12行目の同部6の款（1）の項中、「41万円」を「42万円」に改め、さらに下から4行目の「1,700万円」を「1,730万円」に改め、までの改正箇所は19カ所になり、この部分の改正内容は危険物施設をつくる場合の工事の途中で進む基礎検査・地盤検

査・溶接部検査・岩盤タンク検査の完成検査前に行う検査手数料の改正になります。

次に、下から4行目の同部7の款(1)の項中、「31万円」を「32万円」に改め、ここから次のページの上から3行目の「479万円」を「483万円」に改める、までの改正箇所は11カ所になり、この部分の改正内容は危険物施設を維持するための保安に関する検査手数料の改正になります。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するとしています。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第19号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号日置市手数料徴収条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午後0時02分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第28 議案第20号平成29年度日置市一般会計補正予算（第8号）

△日程第29 議案第21号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

△日程第30 議案第22号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

△日程第31 議案第23号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第32 議案第24号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第33 議案第25号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第34 議案第26号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第35 議案第27号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第36 議案第28号平成29年

度日置市後期高齢者医療
特別会計補正予算（第
４号）

△日程第３７ 議案第２９号平成２９年
度日置市水道事業会計補
正予算（第４号）

○議長（並松安文君）

日程第２８、議案第２０号平成２９年度日
置市一般会計補正予算（第８号）から日程第
３７、議案第２９号平成２９年度日置市水道
事業会計補正予算（第４号）までの１０件を
一括議題とします。

１０件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第２０号は、平成２９年度日置市一般
会計補正予算（第８号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ
５億３，６３１万５，０００円を減額し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２５億
６，９７２万７，０００円とするものでありま
す。

今回の補正予算の概要は、国の補正予算に
伴う予算措置、障害者自立支援給付費などの
扶助費の増額、国民宿舎特別事業会計への繰
出金の増額などの予算措置のほか、吹上支所
庁舎整備事業などの年割額の変更に伴う継続
費の補正、年度内に事業完成が見込めないも
のについて繰越明許費の設定、日置市土地開
発公社の借入金に対する債務保証及び来年度
の業務等で年度内に契約を行う必要があるも
のについて、債務負担行為の追加及び変更な
ど、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、市税では、固
定資産税の増などにより３，８７７万
７，０００円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、障害者自立支援給付費国
庫負担金過年度分、小学校建設費国庫負担金、
現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金

の実績見込みに伴う増額などにより７２万
７，０００円を増額計上いたしました。

県支出金では、産地パワーアップ事業費補
助金及び活動火山周辺地域防災営農対策事業
費県支出金の実績見込みに伴う減額などによ
り１億１，３２６万１，０００円を減額計上
いたしました。

寄附金では、企業版ふるさと納税の寄附金
１，０２０万９，０００円を増額計上いたしま
した。

繰入金では、財政調整基金繰入金で、歳入
歳出予算の調整に伴う繰入金の減額などによ
り３億５，２０７万２，０００円を減額計上
いたしました。

市債では、教育債で継続費を設定している
社会体育施設整備事業債の年割額の変更など
により１億４，７２０万円を減額計上いたしま
した。

次に、歳出の主なものでは、総務費では、
吹上支所庁舎整備事業の実績見込みに伴う委
託料、工事請負費の減額などにより１億
１，３１８万７，０００円を減額計上いたしま
した。

民生費では、障害者自立支援給付費及び老
人福祉施設入所措置費の実績見込みに伴う扶
助費などの増額により１，１０３万９，０００
円を増額計上いたしました。

衛生費では、国民健康保険基盤安定化等事
業費繰出金の減額及び南薩処理組合負担金の
減額などにより、１億４，８２１万６，０００
円を減額計上いたしました。

農林水産業費では、国の補正予算に伴う経
営体育成支援事業費の補助金の増額及び事業
費確定に伴う産地パワーアップ事業費の補助
金の減額などにより、８，２９３万３，０００
円減額計上いたしました。

商工費では、国民宿舎事業特別会計の営業
収入の減に伴う繰出金の増額などにより
１，６７６万９，０００円を増額計上いたしま

した。

土木費では、土地区画整理事業費の公共施設管理者負担金の決定に伴う事業費の減額などにより5,080万1,000円を減額計上いたしました。

消防費では、防災行政無線費の実績見込みに伴う工事請負費の減額などにより2,168万8,000円を減額計上いたしました。

教育費では、吹上浜公園体育館空調設備設置事業に係る継続費の年割額変更に伴う工事請負費の減額などにより1億4,176万5,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費では、現年補助農地農業用施設災害復旧費の実績見込みに伴う工事請負費などの減額などにより375万2,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第21号は、平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,489万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億4,681万3,000円とするものであります。

歳入では、療養給付費交付金で、交付決定に伴う療養給付費交付金の減額、繰入金で、一般会計繰入金の減額など、歳出では、保険給付費で、退職被保険者療養給付費の実績見込みに伴う負担金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第22号は、平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,810万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,932万6,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で公共下水道事業費国庫補助金の実績見込みに伴う減額、繰入金

で一般会計繰入金の増額及び事業債の減額など、歳出では、事業費で下水道整備費の委託料及び工事請負費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第23号は、平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,533万8,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で一般会計繰入金の減額、歳出では、維持管理費で実績見込みに伴う工事請負費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第24号は、平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,900万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億36万8,000円とするものであります。

歳入では、営業収入で、食事料、宿泊料などの減額、繰入金で一般会計繰入金の増額などを計上いたしました。

歳出では、経営費の総務管理費で実績見込みに伴う備品購入費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第25号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,209万3,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で一般会計繰入金の減、歳出では、管理費で消費税の確定に伴う減額などを計上いたしました。

次に、議案第26号は、平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）

についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ367万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ968万3,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で一般会計繰入金の減額、歳出では、給湯管理費の実績見込みに伴う委託料の減額などを計上いたしました。

次に、議案第27号は、平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,983万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億9,792万3,000円とするものであります。

歳入では、介護保険料で現年度の特別徴収保険料の減額、国庫支出金及び県支出金で地域支援事業交付金の減額、繰入金で一般会計繰入金の減額など、歳出では、保険給付費の介護サービス等諸費で、居宅介護サービス給付費の実績見込みに伴う負担金の減額、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費で、実績見込みに伴う負担金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第28号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,663万4,000円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料の増額など、歳出では、健康診査費の委託料の増額などを計上いたしました。

次に、議案第29号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収

入の総額は既定の予算のとおりとし、総額を8億6,623万5,000円に、収益的支出は総額から145万4,000円を減額し、総額を8億4,958万1,000円とするものであります。

収益的支出では、水道事業費用の営業費用で、水源池・配水池の清掃委託料などの実績見込みに伴う減額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、資本的収入の総額から820万9,000円を減額し、総額を1億5,478万7,000円に、資本的支出の総額から800万円を減額し、総額を5億1,253万2,000円とするものであります。

資本的収入では、工事負担金で負担金確定見込みに伴う減額、資本的支出では、建設改良費で委託料などの実績見込みに伴う減額を計上いたしました。

以上、10件、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから、10件について一括質疑を行います。

初めに、議案第20号について発言通告がありますので、田畑純二君の発言を許可します。

○20番（田畑純二君）

私は、議案第20号平成29年度日置市一般会計補正予算（第8号）について、質疑させていただきます。

私は、私の所属する総務企画常任委員会に属する以外の案件について、1点ほど質疑いたします。答弁する課長は、できるだけ細かく、具体的に、わかりやすく誠意をもって答弁してください。

説明資料の66ページでございます。

その中で、街路事業費、工事請負費、補助事業、活力創出基盤整備事業費、伊集院駅南口駅前広場事業、執行見込み減に伴う補正と

して1,684万2,000円の減額があるとあるが、その減額となった具体的な理由、根拠をちょっとわかりやすく説明していただきたい。

○建設課長（宮下章一君）

説明資料の66ページの8款4項3目活力創出基盤整備事業による工事請負費1,684万2,000円の減額についてでございます。

伊集院駅南口駅前広場を含みます伊集院駅周辺整備事業では、平成25年度より本年度までの5年間、総額13億9,730万円の継続費を設定しまして整備を進めてまいりました。

最終年度でございます本年度、事業費の確定見込みによりまして1,684万2,000円の減額をするものでございます。

以上でございます。

○20番（田畑純二君）

これに関連して、今度のこの伊集院駅南口駅前広場の修理は、もうこれで、今年度の3月分で終わったのかどうか。あるいはまた、その後があるのかどうか、それをちょっとお聞かせ願いたい。

○建設課長（宮下章一君）

伊集院駅周辺の整備、北口、それから自由通路、今現在は南口の整備を行っておりますが、この南口の整備で本事業は終了いたします。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第21号から議案第29号までの9件について、質疑はありませんか。

○20番（田畑純二君）

私は、議案第27号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑させていただきます。

説明資料は106ページです。

2款1項1目から3目、5目、居宅介護サービス給付費減額の1億4,000万円、地域密着型介護サービス給付費8,000万円、施設介護サービス給付費6,000万円、執行見込みに伴う補正と、こういうふうになっていきますけども、この具体的にわかりやすい理由とその金額の算出根拠、それをわかりやすく説明していただきたい。

○健康保険課長（篠原和子さん）

お答えいたします。

説明資料106ページの2款1項介護サービス諸費、1目、3目、5目につきましてですが、質問の1番目から3番目まで一括してお答えいたします。

介護保険特別会計の2款1項では、介護サービス等諸費といたしまして、1目から10目まで、各介護サービス給付費としまして支出をしております。毎月の給付費実績に応じて調整していく必要がございます。

質問の1番目の居宅介護サービス給付費は、毎月の実績が当初試算していた状況よりも少なく、1億4,000万円の減額をしたところであります。

介護認定者の状況は総体的に要介護1以上の割合が少しずつふえておりまして、質問の2番目であります地域密着型介護サービス、いわゆる小規模多機能型居宅介護サービス等の利用実績が伸びてきたことによりまして、地域密着型介護サービス給付費のほうを8,000万円増額いたしました。

また、質問の3番目、施設介護サービスにおきましては、入所者の中度・重度者、いわゆる要介護2、3、4、5の方々がふえていることから給付費が伸びてまいりまして、6,000万円の増額としております。

これらをそれぞれ調整したというところになっております。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第21号、議案第26号、議案第27号及び議案第28号の4件は、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第22号、議案第23号及び議案第29号の3件は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第24号及び議案第25号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第38 議案第30号平成30年度日置市一般会計予算

△日程第39 議案第31号平成30年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第40 議案第32号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第41 議案第33号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第42 議案第34号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第43 議案第35号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計予算

△日程第44 議案第36号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第45 議案第37号平成30年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第46 議案第38号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第47 議案第39号平成30年度日置市水道事業会計予算

○議長（並松安文君）

日程第38、議案第30号平成30年度日置市一般会計予算から日程第47、議案第39号平成30年度日置市水道事業会計予算までの10件を一括議題とします。

ここで、議事の進め方についてお諮りします。市長から提案理由の説明及び施政方針を聞き、各議案及び施政方針に対する総括質疑は、3月8日、第2本会議で行うこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。

それでは、10件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

平成30年日置市議会第1回定例会に当たり、市政の状況と施策の一端を申し上げますとともに、ご提案いたしました平成30年度当初予算案の概要をご説明し、議会を初め市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

国は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置づけ、新・三本の矢を一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すとしています。

その中で、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとともに、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ、見直しを進めることとしています。

また、県は、一層の高齢化の進行などによ

り扶助費が引き続き増加する傾向にあり、公債費も高水準で推移することが見込まれることなどから、平成30年度においても歳入・歳出両面にわたる徹底した行財政改革に取り組むとともに、新しい力強い鹿児島の実現に向け、各種施策の重点化、組み替え等による見直しに取り組むこととしています。

このような中、本市においても、平成30年度が第2次日置市総合計画の前期基本計画の中間年度に当たり、また、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略については4年目を迎え、最終年度を翌年度に控えていることから、いずれも目標値の達成を見据え、大変重要な年になります。

これまでの取り組みを評価・検証した上で、より一層の創意工夫を凝らし、効率的で実効性のある施策、事務事業等へ高めることにより、本市が掲げる将来都市像「住んでよし訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」の実現につながる取り組みを確実に進めることを基本としました。

また、現下の厳しい財政状況の中、将来にわたって弾力的で足腰の強い持続可能な行財政構造を構築するため、これまで行ってきた歳入・歳出改革の努力についても決して緩めることなく、引き続き徹底した行財政改革を推進することを基本としました。

また、私がマニフェストで約束いたしました「『元気な風』を日置市に吹かせる」「日置市が未来輝くまちとなる」「緑あふれる自然のように健やかな『ふるさと日置』を創る」の実現に向け、今後も全力で取り組んでまいります。

それでは、平成30年度当初予算案及び主要な施策について申し上げます。

平成30年度の当初予算の編成に当たっては、財政計画に基づき、市民サービスの維持・向上等を図りつつ、安定的、持続可能な財政運営も考慮した上で、緊急性及び重要

性のある施策・事業等を選択した予算編成を行いました。

平成30年度の一般会計当初予算額は250億6,100万円の予算規模となり、骨格予算として編成いたしました昨年度と比較いたしまして23億3,600万円の増となっております。

まず、歳入における市税であります。市税全体で対前年度比9,964万5,000円増の45億3,276万6,000円を見込みました。

主な要因といたしましては、市民税で雇用・所得環境の改善等による給与所得の増、固定資産税で太陽光発電施設の設置等に伴う償却資産の増等を見込んでおります。

地方交付税では、前年度の交付実績や合併算定替の激変緩和措置期間を考慮いたしまして、普通交付税で72億円を、特別交付税で6億円を見込み、総額で対前年度比3億円減の78億円を計上いたしました。

国庫支出金では、保育所運営費国庫負担金や、小学校施設環境改善交付金等の増に伴い、総額で対前年度比2億8,223万3,000円増の32億714万5,000円を計上いたしました。

県支出金では、保育所運営費県負担金や活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金の増に伴い、総額で対前年度比4,162万4,000円増の18億9,864万8,000円を計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の財源調整のための財政調整基金からの繰り入れ、伊集院北小学校校舎改築事業等の大規模事業に係る施設整備基金からの繰り入れ、ふるさと納税による寄附金を効果的に活用するためのまちづくり応援基金からの繰り入れ、民俗芸能等伝承活動支援事業や地区振興計画に基づく地域課題解決を図るための地域づくり推進基金からの繰り入れなど、それぞれの目的に沿っ

た繰り入れを予定し、総額で対前年度比8億8,498万9,000円増の21億1,307万6,000円を計上いたしました。

市債では、庁舎整備事業や学校教育施設整備事業等に充てる合併特例債、コミュニティバスなどのソフト事業に充てる過疎対策事業債、そのほか、臨時財政対策債などを見込み、総額で対前年度比9億4,830万円増の27億140万円を計上いたしました。

次に、歳出予算を部門別に主な事業をご説明申し上げます。

まずは、総務費では、防犯対策につきましては、防犯灯の維持管理費の軽減や防犯に関する環境整備を図るため、前年度に引き続き防犯灯のLED化を進めてまいります。

また、犯罪を抑止し、安全で安心なまちづくりを推進するための見守りカメラを設置いたします。

防災対策については、住民の安全を最優先に地域防災計画に基づき、総合防災訓練や国、県、関係市町等と共同した原子力防災訓練の継続的な実施、自主防災組織や活動の充実強化、物資・資機材の備蓄など、災害予防に取り組み、災害応急対策、災害復旧など、各段階に応じて関係機関と連携を図りながら対応してまいります。

昨年度整備を完了した防災行政無線につきましては、自治会等が活用できる地域コミュニティ無線設備とあわせて保守点検を行い、行政情報や災害情報の伝達など、迅速かつ的確な情報を提供してまいります。

広報広聴活動につきましては、広報ひおきや、お知らせ版、ホームページ、フェイスブックを活用しながら、各種行事や地域の話題、行政情報などを提供してまいります。

移住定住促進対策につきましては、引き続き対象地域において、市外から転入し、住宅を新築・購入した世帯を支援するほか、新たに実家等の改修、単身世帯にも支援を拡充し

てまいります。

また、新たに、移住希望者に事前準備や本市での生活体験、魅力の発見を行っていただく移住サポート事業に取り組むとともに、市内居住の若い世代の市外への転出抑制を図るため、市内居住者が対象地域に住宅を新築購入、また改修した世帯に対しまして補助金を交付してまいります。

空き家対策につきましても、空き家バンクの登録推進を図り、より効率的な利活用を促すため、空き家を個人が購入、または借りた場合の改修に加え、対象を企業の社宅用にも拡大し、補助金を交付してまいります。

地域公共交通につきましても、市民の交通手段の確保のため、平成28年度策定いたしました日置市地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能で利用しやすい交通体系の見直しを進めてまいります。

総合戦略推進につきましても、人口減少の克服と地方創生に向けて策定いたしました日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策についても、実施状況の検証及び分析を行うとともに、検証結果を踏まえ、必要に応じて政策等の見直しを行い、住んでよし、訪ねてよし、ふれあいあふれるまちの形成につながる事業を推進してまいります。

情報政策につきましても、マイナンバー制度を活用した各種申請のワンストップ化を拡大するとともに、マイキープラットフォームを活用した住民サービスを推進してまいります。また、ICTを活用した事業に対応するためにも、安定した推進環境の構築に取り組んでまいります。

共生・協働による地域づくりにつきましても、NPO法人の認証を初め多様な主体と連携・協力しながら、地域特性を生かした持続性のある仕組みづくりに向け、第4期地区振興計画に基づき地域の課題解決に向けた計画的な事業の推進に取り組んでまいります。

また、男女の人権が尊重され、一人一人の男女が能力をできる環境整備を加速するため、昨年度策定いたしました第2次男女共同参画基本計画の着実な推進と多様な地域づくりの拠点施設である日置市女性センター銀天街の機能の充実を図ってまいります。

次に、民生部門であります。障がい福祉につきましても、引き続き障がい者等基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の機能強化を図るため、サービス等利用計画や各種相談業務、自立支援協議会の充実等に努め、障がいのある方が抱えている課題解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かい支援を実施してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、笑顔でやさしいぬくもりに満ちたまちづくりを目指し、高齢者の誰もが住みなれた地域で安心していきいきと心豊かに生活を送れるための支援に努めるとともに、お互いに支え合って暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

児童福祉につきましては、日置市子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い幼児期の学校教育、保育及び子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施してまいります。

生活保護につきましては、生活保護法及び厚生労働省の定める基準に基づき、保護の決定を行うとともに、生活保護を受けている方々が自立できるように支援を行ってまいります。また、生活困窮者の自立支援につきましても、生活困窮者自立支援法及び地域福祉計画に基づき、自立相談支援、就労準備支援、学習支援の事業に取り組み、生活困窮者の自立をしてまいります。

中学生まで対象を拡大しておる子ども医療費助成制度につきましては、平成30年10月から新たに乳幼児医療給付制度といたしまして、住民税非課税世帯の未就学児を対

象とした医療機関での窓口無料化に取り組んでまいります。

母子保健事業につきましては、不妊治療費助成事業、母子健康診査、新生児聴覚検査費助成、産後ケア事業及びマタニティボックスの配付事業など、市民のニーズに合わせた切れ目のない子育て支援を推進してまいります。

体験型健康医学教室事業につきましては、市民向けと事業者向けの教室を実施し、健康意識を持つ市民の増加や市内の飲食店等を対象にした健康食メニューの開発支援に取り組み、健康で安心して生活することができるまちづくりを推進してまいります。

特定健診、がん検診につきましても、受診しやすい体制を強化し、受診率向上と医療費適正化に取り組んでまいります。

また、平成28年度に策定いたしました元気な市民づくり運動推進計画に基づき、市民、地域、関係団体、行政が一体となった健康づくりを推進してまいります。

環境行政につきましては、公共用水域の水質保全のため、公共下水道区域以外においては合併浄化槽の普及を促進してまいります。

また、住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金を交付し、地球温暖化防止やエネルギー自給率の向上を図るとともに、資源循環型社会の構築に向け生ごみモニター事業の実施など、焼却ごみの減量化と分別徹底に取り組んでまいります。

次に、労働部門であります。

労働部門につきましては、公益社団法人日置市シルバー人材センターの運営費の助成を行い、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の就業能力を活用し、みずからの生きがいの充実や活力ある地域づくりを推進してまいります。

次に、経済部門であります。

農林業生産基盤の整備につきましては、県営及び団体営土地改良事業を推進するとともに

に、地域づくり推進事業と農道等の施設整備に対する原材料等支給事業を併用しながら、ハード面の整備を進めてまいります。ソフト面では、担い手農家や集落営農組織への支援を初め多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、遊休農地解消事業等を推進してまいります。

このほか、日置市の新産業であるオリーブのまちづくりを推進するため、雇用創出を担う産業の構築として6次産業化の取り組みを進めてまいります。

次に、商工部門であります。

商工部門につきましては、商工業者の育成、振興を図るため、商工業制度資金等利子補給補助事業、信用保証料補助事業及び創業者支援事業等を行うとともに、商工会と連携しながら地元商店街の購買力を高めるためプレミアム付き商品券の発行助成等を行い、商店街の活性化を図ってまいります。

次に、観光部門であります。

観光部門につきましては、主要な観光スポット薩摩焼の里美山の多言語パンフレットの作成を初め公衆無線LANなど、外国人を含めた観光客向けのサービスの充実を推進してまいります。

また、日置市のスポーツ施設等と市内の宿泊施設が連携を図り、合宿等を誘致することにより、スポーツ及び文化を通じた観光の振興を図ってまいります。

観光情報の発信につきましては、イメージキャラクターを効果的に活用し、本市のPRやイメージアップを図ってまいります。

また、地場産品を含め、地域資源を生かした新たな付加価値の創造や新しい視点での特産品開発、「ひおきらしさ」を生かしたブランドの確立に取り組んでまいります。

次に、建設部門であります。

主要道路網や生活道路につきましては、有利な地方債等を活用して整備するとともに、

公営住宅につきましても、引き続き耐震化や、劣化状況に応じて改修等に取り組み、適切な維持管理に努めてまいります。

都市計画事業につきましては、居住環境や公園・道路網などの利便性の向上と安全性が確保された市街地整備を図るため、引き続き湯之元第一地区土地区画整理事業に取り組むとともに、都市公園事業につきましてもかごしま国体に向けた伊集院総合運動公園陸上競技場の改修に取り組んでまいります。

次に、消防部門であります。

常備消防につきましては、予測できない大規模・特殊災害、高度化する救急業務に対応するため、人的機動力の育成、資機材等の充実による消防力の向上を図ってまいります。

非常備消防につきましては、現場活動及び訓練等で破損した消火用ホースの購入、また長年使用した経年劣化している軽積載車及び防火服の更新、消防団再編に伴う消防団車庫の建築工事等を進めてまいります。

次に、教育部門であります。

教育施設の整備につきましては、伊集院北小学校校舎改築事業の継続事業を初め諸学校の施設改修に取り組むとともに、日吉義務教育学校整備事業の設計業務に着手してまいります。

市内小・中学校のあり方につきましては、保護者や地域住民との合意形成を前提にして、よりよい教育環境の整備に取り組んでまいります。

公立幼稚園につきましては、日置市公立幼稚園のあり方に関する基本方針に基づき子育てニーズに対応した事業を推進してまいります。

学習指導アシスタントの派遣事業や学校教職員派遣研修事業、理科観察実験支援事業につきましては、継続して取り組むとともに、特別支援教育支援員の配置拡充を行い、学力向上と特別支援教育の充実を促進してまいります。

ます。

小中一貫教育につきましては、9年間を通して知・徳・体のバランスのとれた生きる力を身につけた児童生徒の育成を目指し、各中学校区を単位としたのびゆくひおきっ子事業やチェスト行けひおきっ子事業、ひおきふるさと教育の実践をとともに、幼小中高が連携した教育の充実や特色ある学校づくりを一層推進してまいります。

不登校児童生徒の自立やいじめ問題の対応等につきましても、子ども支援センターの充実や教育相談員やスクールソーシャルワーカーの適切な配置を図ってまいります。

社会教育につきましても、家庭、学校及び地域等が連携し、次代を担う心豊かでたくましい子どもたちを地域ぐるみで育てる機運の醸成や体制づくりの充実を図ってまいります。

図書館事業につきましては、家庭教育の一環として取り組んでいるブックスタート事業の充実を図りながら、子どもの成長とともに継続して絵本などに触れてもらうフォローアップ事業に取り組み、各種おはなし会や子ども読書活動推進大会を通じて、市民に愛される図書館づくりに取り組んでまいります。

また、連携中枢都市圏連携事業による鹿児島市、始良市及びいちき串木野市の広域利用をし、4つの図書館が今後連携し、市民が利用しやすいように努めてまいります。

文化振興事業につきましては、引き続き民俗芸能等伝承活動支援事業を実施することにより、地域の伝統芸能、文化の保存、伝承や風格ある教育を進め、温もりにあふれる人・まちづくりを支援してまいります。

また、明治維新150周年の節目の年に際し、企画展、講演会、また史跡めぐりなど、地域の文化財等活用した各種事業を通じて、日置市歴史的文化と観光資源のPRを行い、文化振興に努めてまいります。

社会体育事業につきましては、生涯スポー

ツへの参加による市民の健康づくりを推進するため、市体協や各種競技・活動団体の育成、また平成32年10月開催の「燃ゆる感動かごしま国体」の開催準備と機運の醸成に取り組み、引き続き施設整備を進めてまいります。

続きまして、国民健康保険特別会計の予算についてご説明申し上げます。

国民健康保険財政は、急速な高齢化の進展や年齢構成の高さなど構造的な問題や、近年の高額新薬の保険適用の影響もあり、厳しい財政運営が続いております。

平成30年度から県と市町村が共同保険者となり、国保財政運営の責任主体が県に移行することになります。市町村はこれまでと同じように資格の管理や被保険者証の発行、国民健康保険税の賦課・徴収業務等の市民に対する業務を引き続き担うことになるため、保険税の収納率向上対策や医療給付費の適正化対策等に取り組むための予算を計上し、予算規模は58億8,681万4,000円となりました。

続きまして、公共下水道特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

公共下水道事業特別会計予算は、終末処理場及び汚水中継ポンプ場の維持管理、汚水管渠更生工事、マンホールふた取りかえ工事及び汚水管渠築造工事等を計上し、予算規模は5億4,085万2,000円となりました。

続きまして、農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

農業集落排水事業特別会計予算は、農業集落排水処理施設の光熱水費、修繕料、委託料及び公債費等を計上し、予算規模は3,642万1,000円となりました。

続きまして、国民宿舎事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

国民宿舎事業特別会計予算は、職員の人件費、施設の運営費及び賄い材料費を計上し、予算規模は2億19万6,000円となりま

した。依然といたしまして厳しい経営状況が続いておりますが、施設の老朽化に伴う年次の施設維持修繕等を行い、また、耐震補強工事も完了した施設といたしまして、安心・安全な施設をアピールするとともに、職員の資質向上とサービスのレベルアップを図り、お客様の満足度の向上を目指し、利用者ニーズを踏まえながら事業運営に努めてまいります。

続きまして、健康交流館事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

健康交流館事業特別会計予算は、職員の人件費、施設の管理運営費及び修繕料等を計上し、予算規模が1億3,376万円となりました。老朽化している施設を改修することで施設の向上と安定したサービスの提供を目指してまいります。

続きまして、温泉給湯事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

温泉給湯事業特別会計予算は、維持管理委託料、電気料等の管理運営費等を計上し、予算規模は493万2,000円となりました。

続きまして、介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計予算は、第7期介護保険事業計画をもとに、介護を要する高齢者等が住みなれた地域で安心して生活が送れる医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に努めるとともに、自立支援に向けた介護予防事業の推進や居宅サービスの充実を図ってまいります。

新しい総合事業では、多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくために、これまでと同様のサービスに加え、多様なサービスの創出、提供を行うとともに、関係機関と連携して介護給付費の適正化をさらに取り組むこととし、予算規模は55億7,961万7,000円となりました。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算は、保険料や低所得者の軽減保険料相当分の保険基盤安定繰入金、広域連合の納付金等を計上し、予算規模は6億7,948万円となりました。

続きまして、水道事業会計についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予算につきましては、収入額が8億5,080万4,000円、歳出額が8億3,476万4,000円の予算規模となりました。

資本的収入及び支出の予算につきましては、収入額1億6,332万7,000円、支出額は4億3,896万8,000円の予算規模となりました。財源不足額2億7,564万1,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額564万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2億7,000万円で補填することとしました。

今後も道路改良に伴う配水管布設替工事等の水道施設整備を推進してまいります。また、浄水場や配水池、各施設の改修や水源確保等を行い、安全な水の安定供給と効率的な経営に努めてまいります。

以上、今後の市政運営について、私の基本的な考え方と本年度の施政方針及び当初予算の説明を申し上げますが、本施策の推進に当たりましては、議会初め市民の皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（並松安文君）

これで、議案第30号から議案第39号までの10件の説明を終わります。

△日程第48 陳情第1号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書

○議長（並松安文君）

日程第48、陳情第1号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書を議題とします。

本件は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第49 陳情第2号自然災害や原発についての学習と議論を深めてください。（陳情）

○議長（並松安文君）

日程第49、陳情第2号自然災害や原発についての学習と議論を深めてください。（陳情）を議題とします。

本件は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第50 陳情第3号日置市内に住む65歳以上の方に公衆浴場利用料金の一律補助を求める陳情

○議長（並松安文君）

日程第50、陳情第3号日置市内に住む65歳以上の方に公衆浴場利用料金の一律補助を求める陳情を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程を終了しました。

なお、3月8日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後1時55分散会

第 2 号 (3 月 8 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第20号 平成29年度日置市一般会計補正予算（第8号）（各常任委員長報告）
日程第 2	議案第21号 平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 3	議案第26号 平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4	議案第27号 平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第28号 平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第22号 平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 7	議案第23号 平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 8	議案第29号 平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 9	議案第24号 平成29年度日置市国民宿舍事業特別会計補正予算（第3号）（総務企画常任委員長報告）
日程第10	議案第25号 平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）（総務企画常任委員長報告）
日程第11	議案第30号 平成30年度日置市一般会計予算
日程第12	議案第31号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第13	議案第32号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計予算
日程第14	議案第33号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
日程第15	議案第34号 平成30年度日置市国民宿舍事業特別会計予算
日程第16	議案第35号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第17	議案第36号 平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
日程第18	議案第37号 平成30年度日置市介護保険特別会計予算
日程第19	議案第38号 平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
日程第20	議案第39号 平成30年度日置市水道事業会計予算

本会議（3月8日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	福山誠君	日吉支所長	田代信行君
吹上支所長	宇田和久君	総務課長	丸山太美雄君
財政管財課長	銚之原政実君	企画課長	堂下豪君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君
商工観光課長	脇博文君	市民生活課長	内山良弘君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	篠原和子さん
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君

農地整備課長 東 広 幸 君
上下水道課長 宇 都 健 一 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 長 倉 浩 二 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 宮 下 章 一 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第20号平成29年度
日置市一般会計補正予算
(第8号)

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第20号平成29年度日置市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議題となっております議案第20号平成29年度日置市一般会計補正予算（第8号）につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月27日の本会議におきまして、当委員会に係る分を分割付託されました。

2月28日、3月1日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長及び各担当課長、消防本部消防長、監査委員事務局長、議会事務局長などの当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正予算の歳入の主なものの概要を申し上げます。

市税では、3,877万7,000円増額の総額44億7,189万8,000円、県支出金では、1億1,326万1,000円減額の総額21億7,126万9,000円、寄附金では1,020万9,000円増額の総額5億6,578万6,000円、繰入金では、3億5,207万2,000円減額の総額12億4,775万4,000円、市債では、1億

4,720万円減額の総額23億7,020万円となっております。

次に、補正予算の歳出の主なものの概要を申し上げます。

01款議会費では、163万1,000円減額の総額1億9,929万9,000円となっております。

02款総務費では、1億1,318万7,000円減額の総額38億142万円となっております。主なものは、財産管理費の吹上支所庁舎建て替えに伴う管理委託の執行見込みに伴う減額補正や契約管理システム構築業務委託の執行見込みに伴う減額補正など、財産管理費の委託料では2,952万6,000円の減額であります。

企画費では、企業安定雇用創出事業費の不用残に伴う減額補正750万円、東市来駅バリアフリー化工事費請負金減額に伴う補正1,855万円であります。

07款商工費では、1,676万9,000円増額の総額2億8,118万2,000円となっております。主なものは、国民宿舎事業特別会計の収支見込みに伴う繰出金の増額補正2,375万2,000円であります。

09款消防費では、2,168万8,000円減額の総額12億342万1,000円となっております。主なものは、防災行政無線費の地域コミュニティ無線戸別受信機整備工事の執行残に伴う減額補正600万円であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、委員より、「姉妹都市市民ツアーの参加者の状況と成果はどうか。また、費用の負担割合は適当か、料金を少しでも安くする取り組みはできないか」との質疑に、「40人の募集に対して25人の参加、10月13日より16日の3泊4日で関ヶ原町と大垣市に市民ツアーとして訪問し、あわせて関ヶ原合戦2017にも参加した。

費用は10万5,000円で3万円を補助した。金曜日から月曜日にかけて行われ、仕事の都合で参加しにくいとの声もあり、今後、同様にツアーをする場合は検討したい。市内の業者にできるだけ安価な料金となるよう依頼したが、今後は泊数の変更や民泊等の検討もしていく必要がある」と答弁。

財政管財課所管では、委員より、「ふるさと納税者への郵便料が増額補正されているが、詳しい内容を伺う」との質疑に、「納税額の件数で最も多いのが1万円で、一人で何口もしていただく方がいる。寄附金の受領書やワンストップ特例申請をする方へ受付書なども返送することから、郵送料が多く必要となった」と答弁。

企画課所管では、委員より、「コミュニティバス運行委託料が減額されている。当局も利用促進のためにいろいろな取り組みを検討されているようであるが、今回減額となった理由は何か」との質疑に、「コミュニティバスの運行委託料は、例年3,000万円を予算化している。契約はkm単価に運行距離を乗じたものとなっている。委託料の減額は単価契約の実績によるもののほか、運行距離が短くなったことによるが、ことしは台風や積雪による運休があったことも影響してくる」と答弁。

地域づくり課所管では、委員より、「館長・支援員の兼務による減額補正があるが、館長・支援員はそれぞれの業務があるため支障はないのか」との質疑に、「支援員は、市が任用し報酬を支払う、主任は地区公民館で雇用するため交付金から賄っている。

野首地区公民館の現在の館長は、当初は支援員として考えていたが、館長候補がいなかったため、29年度においては、支援員が館長を兼ねることで地区総会での了解を得ている。30年度は兼務を解き、館長専任となる予定である。

和田地区公民館は、自治公民館組織がしっかりしており、館長が主任を兼務しても十分賄えているため、30年度も同じ体制でいきたいと聞いている」と答弁。

税務課所管では、委員より、「償却資産未申告の件で、大阪府八尾市に実地調査の旅費の計上があるが、会社の実態及び調査内容はどうか」との質疑に、「この会社は宮崎県や兵庫県にも太陽光発電を設置している。日置市にも2カ所設置している。

これまで督促文書7回、電話等で11回の交渉をしてきたが、償却資産の申告がないところである。今回、会社に出向き、実地調査を行うこととしているが、協力が得られない場合、この会社が大阪税務署に提出している国税資料のもとに推計課税を行う予定である」と答弁。

商工観光課所管では、委員より、「西郷さんの撮影に対し、本市はどのように携わったのか」との質疑に、「第1話の撮影で妙円寺参りへのエキストラの派遣、第2話の撮影で隠し田の場面における稲の手配、植えつけ等の各種管理を行い、エキストラも派遣した。8月25日に吹上、26日は始良市の精矛神社、27日には知覧の武家屋敷で撮影が行われ、3日間とも協力させていただいた。また、11月には撮影のあった仙巖園でも協力をさせていただいた」と答弁。

消防本部所管では、委員より、「歳入の手数料で危険物・煙火ともに大幅な増額になっているが、昨年も危険物・煙火の実績がある。前年度実績をもとに予算計上はできないのか」との質疑に、「危険物は変更許可・設置許可・完成検査等の申請による手数料であり、予算編成の時期に件数の見込みが難しいため、少なめに計上している。

煙火の手数料は、銀天街の花火、太陽の里の花火、ひおき秋まつりの花火大会は毎年行われているので、3件分を計上している。

他の申請は、市の補助で開催される地区公民館等の花火大会になり、補助金がなければ開催されなくなるため、予算編成時においては計上していない」と答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第20号平成29年度日置市一般会計補正予算（第8号）の総務企画常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。

ただいま議題となっております議案第20号平成29年度日置市一般会計補正予算（第8号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月27日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、2月28日、3月1日に委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長など、当局の説明を求め、討論・採決を行いました。

今回の補正予算の当委員会所管に係る主なものについてご説明申し上げます。

総務費の戸籍住民基本台帳費で20万7,000円を減額、1億7,228万1,000円に民生費で1,103万9,000円を増額し、77億9,590万円に、衛生費で1億4,821万6,000円を減額し、33億9,042万3,000円となりました。

また、教育費に係るものでは、1億4,176万5,000円を減額し、予算額を20億8,934万4,000円とするものであります。

次に、市民福祉部所管、市民生活課におきまして、歳入の主なもので、衛生手数料の清掃手数料で、クリーンリサイクルセンターの自己搬入手数料実績見込みにより255万円の増額、雑入の衛生雑入でアルミ缶・スチール缶などの有価物売却代金の実績見込みで675万3,000円を増額するものであります。

続きまして、歳出の主なものでは、環境衛生費の負担金及び交付金の衛生処理組合負担金で南薩衛生処理組合分2,474万3,000円の減額で、減額の主なものは新ごみ処理施設建設調査事業負担金の地質調査分や、し尿等処理施設アクアセンター万之瀬負担金等であります。

次に、福祉課におきまして、歳入の主なものは、民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費で、平成28年分の事業費確定による追加交付分として2,278万5,000円の増額であります。

民生雑入では、日置市障がい者等基幹相談支援センターによる障がいのある方に対する利用計画作成費や、モニタリングのための自立支援サービス等計画作成費の増額が見込まれるため、265万4,000円の増額であります。

次に、歳出の主なものは、社会福祉総務費の扶助費の障害者自立支援事業費において、障害福祉サービス等の伸びを見込み、6,114万2,000円、障害児通所給付事業費の給付費増加を見込み、596万1,000円の増額であります。

また、福祉センター費の当初予算で、日吉デイサービスセンターの工事費について、6月補正で設計費を計上されましたが、その

後、指定管理者の日置市社会福祉協議会から、近年、事業経営が思わしくなく今後が見通せないとの理由で、平成30年度末までで事業を終了したい旨の申し出があったため、工事をしないこととし、工事請負費468万6,000円を減額するものであります。

次に、健康保険課におきまして、歳入の主なものは、衛生費国庫補助金、保健指導費の母子保健衛生費国庫補助金18万8,000円の増額は、産後ケア事業の実績見込みによるもので、歳出では執行見込み等による減額であります。

次に、介護保険課におきましては、歳入はなく、歳出の主なものは、介護予防サービス事業費、委託料で、市内の居宅介護支援事業所にケアマネジメントを委託しており、要支援1・2の介護予防ケアプラン作成件数見込み増により、34万8,000円の増額であります。

次に、教育委員会、教育総務課・学校教育課におきまして、歳入の主なものをご報告します。

教育費国庫負担金586万2,000円は、伊集院北小学校改築の国庫負担金確定に伴う増額や、教育債スクールバス整備事業債の日吉地域児童送迎用スクールバスの入札執行残による200万円の減額であります。

次に、歳出の主なものは、幼稚園費の負担金補助及び交付金で、私立幼稚園就園奨励費の補助対象見込み園児数の減少によるものと、多子世帯保育料軽減事業において、実績見込みにより711万円の減額であります。

次に、社会教育課における歳入の主なものは、保健体育債が継続費設定変更に伴い7,530万円の減額で、歳出の主なものは、体育施設費の委託料の投資的委託料で、執行残の減額や工事請負費で、吹上浜公園体育館空調工事の継続費設定変更に伴う減額であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、市民福祉部、市民生活課関係では、委員から、「南薩衛生処理組合負担金の減額で、南さつま市高橋地区の同意が得られていないとの説明だが、状況はどうか」との問いに、「事務局が現状の各施設の処理状況の洗い出しや、新施設の処理方法などについて整備検討委員会で協議しているところである。これに基づき、地元説明会を実施することになり、4月中に地元自治会の総会において説明会の開催予定と聞いている」との答弁。

また、委員から、「南薩衛生処理組合の焼却場の候補地は、構成市との協議をしての結果と聞いているがどうか」との問いに、「最終的に南さつま市の高橋地区に決定している。施設の規模や詳細についてはこれからである」との答弁。

次に、福祉課関係では、委員から、「福祉センター費で社協によるデイサービスの運営が厳しいとのことであるが、詳細は」との問いに、「当初で工事費を、また6月補正で設計委託を計上したが、デイサービスセンターの運営が厳しいので、平成30年度をもって運営をやめる方向で検討中との連絡があった。施設の存続が将来的に不透明な状況の中、予算を費やしていいのかとの議論があり、内部協議の結果、今回の工事の執行を見送ることとした。

デイサービスの運営状況は、平成25年が339万円の黒字、平成26年が558万円の赤字、平成27年が465万円の赤字、平成28年が393万円の赤字である」との答弁。

また、委員から、「就労準備事業・学習支援事業の平成29年度の状況は」との問いに、「就労支援事業は、当初で20人の年間延べ1,440人を見込んでいたが、実際は11人で延べ約500人となった。学習支援事業費は、参加者3人の延べ39人で、実質

日数15日となった」との答弁。

次に、健康保険課では、質疑はありませんでした。

次に、介護保険課関係では、委員から、「ケアプランの見込み増の件数はどうか」との問いに、「更新が87件、新規が7件で、合計94件を見込んでいる」との答弁。

次に、教育委員会教育総務課、学校教育課関係では、委員から、「ALTの交代旅費が、本国に帰らず国内にとどまったために減額になったとの説明だったが、これまでもこういった事例があったのか」との問いに、「日吉地域のALTが国内に就職し、旅費支給しなかったことがあった」との答弁。

次に、社会教育課では、委員より、「民族芸能伝承活動交付金の交付団体は幾つか。また、非交付団体は活動をしていないのか」との問いに、「交付団体が54、非交付団体が8団体である。実際に活動をしているが、自己資金があつたり、備品の購入の必要がないため、本年度交付金の希望がなかったもので、消滅しているわけではない」との答弁。

また、委員から、「九州・全国大会等開催運営補助金が減額されているが実績はどうか。また、それぞれの数は幾つか」との問いに、「各大会の宿泊延べ人数の減により補助金が減額された。全て九州大会で、大会数は10である。ソフトテニス、サッカー、バドミントン、レスリングなどの大会である」との答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第20号平成29年度日置市一般会計補正予算（第8号）の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議題となっております議案第20号平成29年度日置市一般会計補正予算（第8号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月27日の本会議において当委員会にかかわる部分を分割付託され、2月28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び各担当課長、農業委員会事務局長など当局の説明を求め、質疑を行い、その後、討論・採決を行いました。

今回の補正予算の概要は、6款農林水産業費で8,293万3,000円減額の総額15億1,375万3,000円となっております。

歳出の主なものは、農業委員会費で、農地利用最適化交付金の活動実績に伴う追加補正263万7,000円を増額計上。

農業振興費では、青年就農給付金の確定に伴う追加補正230万7,000円、TPP関連補助事業の経営体育成支援事業費によるトラクター等の購入費への助成など、1,039万3,000円をそれぞれ増額計上。

また、事業費の確定に伴い、産地パワーアップ事業費でイチゴ農家への高設栽培自動開閉装置の事業確定により4,562万5,000円を減額補正、畜産業費の肉用牛増頭対策牛舎建設補助事業では、道路幅員の確保がとれなかったことによる事業の未実施に伴い800万円を減額補正。

農地費では、県営事業費負担金で河川工作物応急対策事業に係る日吉地域毘沙門地区の400万円、畑地帯総合整備事業費に係る日吉地域吉利地区の1,440万円がそれぞれ

増額補正。

水産業費、水産業振興費では、吹上漁港の航路確保のためのしゅんせつ事業費と江口蓬莱館施設修繕費の見込み等による262万5,000円、また、江口蓬莱館駐車場用地として購入予定地の不動産鑑定業務を県との協議により次年度へ先送りすることによる126万5,000円の減額補正となっております。

次に、8款土木費は、5,080万1,000円減額の総額24億1,778万1,000円となっております。

歳出の主なものは、土地区画整理費で、湯之元第一地区の建物移転補償費の事業費確定により2,843万8,000円の減額補正、街路事業費で、伊集院駅周辺整備事業による伊集院駅南口駅広場整備の事業費確定見込みにより1,684万1,000円の減額補正となっております。

次に、11款災害復旧費は、農林水産施設災害復旧費が、農地農業用施設災害復旧工事費等の事業費の確定見込みに伴い608万5,000円減額の6,421万4,000円、公共土木施設災害復旧費が、工事請負費で災害査定額決定による復旧工事費の不足に伴い、233万3,000円の追加により6,209万円の増額計上となっております。

一方、歳入の主なものは、農林水産業費の国庫補助金で、オリーブ搾油施設整備に係る事業費確定に伴い138万8,000円の減額。

県補助金では、活動火山周辺地域防災営農対策事業費の確定に伴い2,431万4,000円の減額。

土木費の国庫補助金で、がけ地近接等危険住宅移転事業では、申請がなかったことに伴い268万6,000円の減額。

県負担金は、湯之元第一地区に係る大里川河川公管金の事業負担確定に伴い2,844万

円の減額。

また、青年就農給付金事業の追加内示及び確定に伴い230万7,000円、T P P 関連事業である経営体育成支援事業等の確定及び国の補正に伴い1,039万3,000円がそれぞれ増額補正となっております。

災害復旧費の県補助金では、農地農業用施設災害復旧費の事業費及び補助率の確定見込みに伴い710万1,000円が増額計上となっております。

また、繰越明許費は、農林水産業費で、住環境整備事業費6,625万1,000円など7事業、土木費で道整備交付金事業1億505万3,000円など13事業、災害復旧費で、現年補助農地農業用施設災害復旧費4,055万円など3事業となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農林水産課の関係では、「鳥獣被害対策実践事業での追加内示に伴い128万5,000円の増額補正であるが、先日、他市で補助金の不適切な処理が報道された。本市の管理体制は問題ないか」との質疑に、「他市での補助金の不正受給、また、猟友会における手数料の無断徴収などの報道を受けて、本市では2月21日から23日にかけて、市内4地域の猟友会の会長、会計に参集していただき、通帳、領収書、関係書類等、必要な書類のコピーをとり、職員で検査を行ったが、特に問題なく管理されており、補助事業等の執行に問題はなかった」との答弁。

次に、「経営体育成支援事業の補助率の違いは何か」との質疑に、「吹上・伊集院地域の事業は、国の予算残で通常分30%の上限300万円となり、日吉・東市来地域は、T P P 関連予算で国の追加補正分50%の上限1,500万円となっており、昨年も同様な措置があった」との答弁。

また、「オリーブ活用新商品開発支援補助金の減額補正の理由は何か」との質疑に、

「苗木の助成を当初2,000本予定していたが、1,266本の配布実績であったため、減額補正となった」との答弁。

畜産事業費で、「肉用牛特別導入事業基金が廃止されるとのことだが、これにかわる市の基金助成は何かあるのか」との質疑に、「市単独で高品質生産牛素畜導入事業基金というのがあり、年齢に関係なく利用可能で、現在の貸付上限額40万円を、子牛価格が高騰中のため貸付額を上限70万円に変更、5年間の貸付期間とし、償還は2年間据え置きで3年目から均等払いする制度である」との答弁がありました。

次に、農地整備課関係では、「農業・農村活性化推進施設等整備事業費で、日吉地域小谷地区のため池改修工事の用地交渉が進まないのは相続関係か。また、用地交渉未契約者は地域外の方か」との質疑に、「相続関係で相続者が16名おり、現在15名は承諾済みである。残りの1名が県外の方である。ため池整備を図るためには、用地取得が必要であり、今後においても継続して交渉を続けた」との答弁。

また、住環境整備事業費で、「飯牟礼地区の狹隘道路整備はどの程度の進捗状況か」との質疑に、「飯牟礼上1地区は測量委託が完了し、用地交渉未契約者が残りわずかであるため、用地買収終了後、繰越予算で工事を実施していく予定である。

飯牟礼上2地区と東市来・皆田東地区については、測量委託は完了しているが、用地交渉は現在準備中である。平成30年度までの事業となっているため、31年度以降の事業継続については未確定ではあるが、今後も地域と協力し、事業推進に努めていく」との答弁がありました。

次に、建設課関係では、「繰越明許費の道整備交付金事業で、道路は何本くらいの予定か」との質疑に、「工事10件、補償1件、

用地3件が繰越予定である」との答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第20号平成29年度日置市一般会計補正予算（第8号）の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号平成29年度日置市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第21号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

△日程第3 議案第26号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第4 議案第27号平成29年度日置市介護保険特別会計補

正予算（第4号）

△日程第5 議案第28号平成29年度
日置市後期高齢者医療特別
会計補正予算（第4号）

○議長（並松安文君）

日程第2、議案第21号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）から日程第5、議案第28号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）までの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第21号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）から議案第28号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）までの議案4件は、2月27日の本会議で委員会に付託され、2月28日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、各担当課長などの当局の説明を行い、3月1日に討論・採決を行いました。

これより文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第21号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての主なものをご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ5,489万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ80億4,681万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、特定健診等負担金、過年度分662万3,000円の増額で、国庫負担金過年度分交付決定によるものであります。

一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金の5,554万8,000円の減額は、軽減保険

税分5,180万6,000円と保険者支援分374万2,000円の減額で、国庫及び県負担金の交付決定に伴うものであります。

次に、歳出の主なものは、退職被保険者等療養給付費、負担金及び交付金で、退職被保険者等療養給付費支出見込みによる5,501万3,000円の減額や、国保ヘルスアップ事業、その他委託料の10万5,000円の増額で、医療費分析に係るレセプトデータ化の支出見込みに伴うものであります。

次に、質疑では、「基金残高見込みはどうか」との問いに、「12月補正の段階で2億7,613万7,352円となっている。基金の取り崩しは今の段階ではないのではないかと考える」との答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第21号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）について、主なものをご報告します。

今回の補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ367万2,000円を減額し、歳入歳出総額それぞれ968万3,000円とするものであります。

歳入は、一般会計繰入金、吹上温泉施設整備費、歳出は、維持管理費、投資的委託料の設計委託料で入札執行残に伴う減額であります。

質疑を行いました質疑はなく、当局の説明で了承。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第26号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号平成29年度日置市介

護保険特別会計補正予算（第4号）について、主なものをご報告します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,983万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ57億9,792万3,000円とするものです。

歳入の主なものでは、介護保険料の第1号被保険者保険料は、地域支援事業費減額に伴い534万2,000円の減額、国庫支出金の介護給付費負担金は、事業費見込み減に伴う178万円の減額、県支出金の介護給付費負担金は、事業費見込み増に伴い177万9,000円の増額であります。

次に、歳出の主なものでは、保険給付費の居宅介護サービス給付費の負担金、補助金及び交付金は、執行見込み減に伴い1億4,000万円の減額、地域密着型介護サービス給付費は、執行見込みから8,000万円の増額補正であります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、「認知症初期集中支援チームは29年度中に何回開いたのか。また、必要性が薄かったから開かなかったのか」との問いに、「認知症初期集中支援チームについては、昨年8月に職員が専門の研修を受講した。2人研修を受講した後に、12月くらいから本格的に始動した」との答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第27号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、主なものをご報告します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ35万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億7,663万4,000円とするもの

です。

歳入の主なものでは、特別徴収保険料で見込み増に伴う173万6,000円の増額補正や、雑入で重複頻回受診者訪問指導、長寿健診、人間ドッグ受診者増に伴う広域連合補助265万2,000円の増額補正であります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、「人間ドッグの受診者を3人見込んでいるとのことだが、長寿健診は通常がどれぐらいで、今回は増えたのはどれぐらいか。また、厚生連とかかりつけ医等での人間ドッグの見込みはどうか」との問いに、「人間ドッグ3人の見込みは委託以外であり、人間ドッグの受診者数は厚生連の委託と個別に病院に行く補助と合わせた合計で、26年度が128人、27年度が135人、28年度が157人、29年度見込みが161人である。

長寿健診は、26年度が1,210人、27年度が1,355人、28年度が1,380人、29年度見込みが1,507人である」との答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第28号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第26号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第27号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

27号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第28号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第22号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

△日程第7 議案第23号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第8 議案第29号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（並松安文君）

日程第6、議案第22号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）から日程第8、議案第29号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）までの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま一括議題となっております議案第

22号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）から議案第29号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）の3件につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

3議案は、2月27日の本会議において当委員会に付託され、2月28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など、当局の説明を求め、質疑を行った後、討論・採決を行いました。

まず、議案第22号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,810万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,932万6,000円とするものであります。

歳出の主なものでは、下水道処理施設の維持管理業務委託料などの入札執行残等により310万円を減額補正、下水道整備費の委託料や工事請負費は、国庫補助事業費確定及び入札執行残等に伴い3,500万円の減額補正となっております。

歳入の主なものでは、一般会計繰入金が2,270万円の増額補正、公共下水道事業費国庫補助金が事業費確定に伴い1,600万円、事業債が事業費確定により4,480万円をそれぞれ減額補正するものであります。

質疑につきましては、「平成29年度から、つつじヶ丘団地の供用が始まったが、大きな問題はないか。また、料金の滞納等もないか」との質疑に、「延長が約7kmあるが、特に大きな問題はなく順調に流れている。料金的な部分も伸びており、滞納も今のところない」との答弁。

このほかに質疑はなく質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議

案第22号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,533万8,000円とするものであります。

歳出では、保守管理業務委託料等や修繕工事等の執行残により105万円の減額補正、歳入では、執行残による一般会計繰入金105万円の減額補正となっております。

質疑につきましては、「中継ポンプ取りかえ修繕工事100万円の減額は、執行残によるものか」との質疑に、「特に大きな取り替え工事はなく、今後、万が一、修繕が発生した場合の対応として100万円確保している」との答弁。

このほかに質疑はなく質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第23号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第29号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、収益的収入の補正はなく、総額を8億6,623万5,000円のまま、収益的支出を145万4,000円減額し、総額を8億4,958万1,000円とするものであります。

また、資本的収入を820万9,000円を減額し、総額1億5,478万7,000円に、資本的支出を800万円減額し、総額

5億1,253万2,000円とするものであります。

主なものは、収益的支出で、水道事業費用の営業費用で、水源地・配水池の清掃委託料等の実績見込みに伴い145万4,000円の減額。

資本的収入で、工事負担金確定見込みに伴い820万9,000円の減額。

資本的支出で、委託料や備品購入などの実績見込みに伴い800万円の減額補正となっております。

質疑につきましては、「資本的支出の備品購入費の減額は入札執行残か。また、何を購入したものか」との質疑に、「東市来地域・吹上地域の非常用発電機2機を購入し、14者による入札の結果、落札率66%で落札した分の執行残である」との答弁がありました。

このほかに質疑はなく質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第29号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は、委員長の報告のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第29号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第24号平成29年度

日置市国民宿舎事業特別会
計補正予算（第3号）

△日程第10 議案第25号平成29年度
日置市健康交流館事業
特別会計補正予算（第
3号）

○議長（並松安文君）

日程第9、議案第24号平成29年度日置
市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
及び日程第10、議案第25号平成29年度
日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第
3号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告
を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております議案第
24号平成29年度日置市国民宿舎事業特別
会計補正予算（第3号）及び議案第25号平
成29年度日置市健康交流館事業特別会計補
正予算（第3号）の2件につきまして、総務
企画常任委員会における審査の経過と結果を
ご報告申し上げます。

本案は2月27日の本会議において当委員
会に付託され、3月1日に全委員出席のもと
委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課
長、吹上支所長など、当局の説明を求め、質
疑・討論・採決を行いました。

まず初めに、議案第24号平成29年度日
置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第
3号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額か
ら歳入歳出それぞれ2,900万4,000円
を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ
れぞれ2億36万8,000円とするもので
あります。

歳入で、収支見込みに伴う補正2,375万
2,000円を一般会計より繰り入れするも
のであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、「婚礼予定がなかったことによ
る減額補正がたくさん出ているが、担当課と
して原因をどう考えているか。また、対策を
どのように進めていく考えか」との質疑に、
「最近の婚礼が華々しくなっており、鹿児島
市内にある施設に流れている傾向である。個
別の営業は難しいため、ホームページ等で情
報発信や地元で利用する利点、砂丘荘独自の
ひいでた企画等を支配人も含めて考えていく
必要がある」と答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の
説明で了承し、質疑を終了。討論に付しまし
たが、討論はなく、採決の結果、議案第
24号平成29年度日置市国民宿舎事業特別
会計補正予算（第3号）につきましては、全
会一致で原案のとおり可決すべきものと決定
いたしました。

次に、議案第25号平成29年度日置市健
康交流館事業特別会計補正予算（第3号）に
ついてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額か
ら歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億
4,209万3,000円とするものであります。

歳入で、執行見込みに伴う補正250万円
を一般会計繰入金から減額するものでありま
す。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

「消費税の執行見込みに伴う減額補正が大
きいなぜか」との質疑に、「直営の前は指
定管理者が長い間営業を行っていたため、消
費税額の算定基礎が不確定な中で消費税額を
予算計上した。30年度は実績に基づき予算
を計上している」と答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の
説明で了承し、質疑を終了。討論に付しまし
たが、討論はなく、採決の結果、議案第

25号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上2件、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時01分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第30号平成30年度日置市一般会計予算

△日程第12 議案第31号平成30年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第13 議案第32号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第14 議案第33号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第15 議案第34号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第16 議案第35号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計予算

△日程第17 議案第36号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第18 議案第37号平成30年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第19 議案第38号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第20 議案第39号平成30年度日置市水道事業会計予

算

○議長（並松安文君）

日程第11、議案第30号平成30年度日置市一般会計予算から日程第20、議案第39号平成30年度日置市水道事業会計予算までの10件を一括議題とします。

この10件については、さきの本会議において提案理由の説明及び施政方針を聞いてから質疑することになっておりましたので、これから総括質疑を行います。

最初に、施政方針及び議案第30号について質疑を行います。

発言通告がありますので、まず佐多申至君の発言を許可します。

○2番（佐多申至君）

当初予算説明資料の211ページ、10款02項03目学校建設費について、13節委託料に、投資的委託料として日吉義務教育学校基本設計業務委託料として6,000万円が計上されております。

1、義務教育学校においてはメリット・デメリットが問われている中、施設の形態を含め、現段階での今後の基本方針を伺います。

2、義務教育学校制度をうまく活用し、理解と認識を慎重に確実に進め、教育担任制を生かした英語教育の充実も含め、日吉の地域特性をも生かした歴史や芸術及び伝統文化をも取り入れたカリキュラムなども推進して実施できないか。

もう一つ、当初予算の説明資料の240ページと241ページ、10款0項02目サッカー場建設の実施設計委託料、土地購入費、補償金等も計上されています。

人口減少、高齢化、限られた予算、サッカー場も含め、吹上砂丘荘、ゆーぷる吹上温泉給湯など、維持管理費に課題がある事業については、市民が納得のいく事業、採算計画等が明確にまだなされておられません。

このままでは、日置市の施設の維持管理費

が膨大にふえるばかりで、人口減少、高齢化する日置市民に負担がかかる。今後の日置市施設維持管理の全体像をどのようにお考えかお答えください。

○教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。

まず1問目でございますが、義務教育学校に関しましてのことでございます。

日吉義務教育学校基本設計等業務委託料につきましては、基本設計、それから実施設計、地質調査といったものが含まれております。

この義務教育学校の設置に当たりましては、坊津学園、出水の鶴荘学園、今後設置をされる東郷学園などの例にならしまして、施設を一体化したほうがメリットを十分発揮できるというふうに考えておりますので、日吉中学校敷地内に校舎建設を計画しているところでございます。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

それでは、2の項目について回答いたします。

義務教育学校になりますと、小中間の相互乗り入れ授業の実施や合同研修会の開催など、校種間の教員交流が容易になりますとともに、ご指摘のように小学校高学年における教科担任制を導入することで、英語教育を初めとする系統性を生かした教科教育の教科指導の充実が期待できます。

また、本年度から実施しております「ひおき学」については、9年間を通した系統性を生かした体験活動等を実施することで、日吉の各地区で児童生徒が奉納される踊りや郷土の先人である小松帯刀公の業績、伝統産業の日置瓦など、日吉地域を学び直すよい機会であると考えております。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

施設維持管理の全体像のご質問でございますけれども、公共施設の管理につきまして、新たな施設を整備する一方、これまで施設を

整理したのもございます。

合併後に廃止した施設としまして、江口浜荘、伊集院北幼稚園、伊集院地区体育館、吹上中央公民館体育館、伊集院と吹上の老人福祉センター、吹上の市営公衆浴場、東市来体育館、天神ケ尾と吹上浜のキャンプ村がございます。

また、施設の民営化につきましても、伊集院北保育所、永吉保育所、ゆのもと保育所、日置市診療所を民営化してきました。

公共施設の維持管理につきましては、長期的な視点を持って計画的に施設の更新、長寿命化、統廃合などを行い、財政負担を軽減、平準化し、維持管理経費の抑制に努めることが重要であると考えております。

○2番（佐多申至君）

まずは、その義務教育学校についてですが、2月23日に、南日本新聞で記事が先に掲載されましたが、このことについては、今回は建設費に対する質疑ですので、細かな質問はまた一般質問でさせていただきたいと思いますが、閉校続きの日吉町の地域の活性のためにも、また子どもたちのためにも、健全で明るく立派な事業にさせていただきたいと切に思います。

また、2項目めのサッカー場建設については、これも当初予算の質疑でございますので、サッカー場を含め、吹上地域の今後の活性への進め方については、私も十分理解をした上で、また、日置市民にとっても何がよいのか、今後もこれについてもまた一般質問で議論していきたいと思っております。

今後、この2つの項目については、日置市の今後の活性に大きな意味もあると思っておりますので、これからも私もいろいろな調査をした上で、頑張っていきたいと思っております。

○議長（並松安文君）

次に、池満渉君の発言を許可します。

○21番（池満 渉君）

提案をされました当初予算は250億6,100万円、これまでで最高だということでございましたが、これは骨格予算となりました昨年度のちょうど6月補正の額250億8,400万円とほぼ同じ金額であります。

当然その内容は違うわけでありますが、そこで総括的に市長と教育長に5つのことについて質疑をいたします。

平成30年度は、前期基本計画のちょうど真ん中でございます。この基本計画に沿った予算編成ができたのか、まずお伺いをいたします。

そして、予算編成の時点で、いわゆる財源不足はなかったのか。また、その財源不足のために先送りをした、あるいは積み残しをした事業、実施計画の中でも予定をしていた事業はなかったのかということをお伺いをいたします。

次に、歳入、財源の中の地方交付税とふるさと納税についてであります。

今、激変緩和措置の中で、予算として見込んだことしの普通交付税は72億円、この72億円の算定基礎となる基準財政需要額に含まれる、いわゆる後年度の交付税措置額は幾らでしょうか、概算で結構ですのでお示しをさせていただきたいと思っております。

もちろん、この交付税制度は、毎年、国の交付税総額の範囲内ということであり、なかなか見通せないところでありますけれども、この交付税について、市長は今後の動向をどのように見ておられるか、その感想をお聞かせをさせていただきたいと思っております。

財源のもう一つ、ふるさと納税であります。29年度は、5億5,000万円ほどのご好意を、たくさんのご好意をいただきました。しかし、この制度自体はいろんな話もございます。いつまで存続するのか、不透明な部分もございます。

そこで、これまで日置市にお寄せいただいた多くの方々とのつながり、あるいはこれまでのノウハウを生かした本市独自の魅力ある寄附金制度、例えば、ふるさと納税制度が制度として終わっても、私たちはまだ日置市を応援してくださる方々に、何らかのつながりを持っていたいというようなことを研究をすることも必要だと思います。平成30年度に、このようなこともあわせて研究をされるつもりはございませんか、いかがでしょうか。

3つ目に、日置市は、住んでよし、訪ねてよし、魅力ある日置市の創造のために、さまざまな事業に取り組んでおります。

まさに市民の要望をいろいろと聞いていると、もうどれからやったらわからない、あるいは財源が幾らあっても足りないということが聞こえてきそうですが、私は最も優先されるのは市民が健康であること、これがまず第一だろうと思います。

前年度、これは途中からでございましたけれども、地方創生交付金を使って、体験型健康医学教室に取り組んでおります。半年でございましたけれども、その成果についてどのように分析をされているのか伺いをいたします。

この事業などで鳥取県の南部町、多分、市長もご存じで、これまでご親交があったらと思いますが坂本町長、ご勇退されたと聞きましたけれども、統合医療と社会モデルの実践として、いわゆる本当に食事からストレス解消から何から、病気にならない健康な町をつくろうということで実践をして、町を挙げて取り組んで大変な成果を上げられております。

本市でも、元気な市民づくり運動推進計画に沿って、市民の間で健康な社会づくりの機運が高まっております。この事業をさらに進化させて、今年はどうような展開をされるのか、その抱負をお聞かせいただきたい、私は

大変期待しているところであります。

さて、人口減少の克服、これは大問題であり、特効薬もありません。大きな社会の流れもあり、なかなか大河に向かう小魚のような取り組みをしないとまらないのかもしれない。

後日、同僚議員の一般質問も予定をされておりまして、そのところでも大変詳しく議論をされることと思いますが、これまでの人口減少克服のための事業の検証と実効ある施策の研究、さらにどう取り組んでいくのかということも必要だと思いますが、30年度、どのような思いを持ってこの事業に取り組まれるのか、その抱負をお聞かせをいただきたいと思います。

そして、最後になりますが、家庭教育、とりわけ親学の推進についてであります。

このことも後日の一般質問通告もございしますが、私は提案をされたこの予算書を読み込んでも、その姿をなかなかうまく想像できませんでした。

教育長、この親学をどのようにして推進をしていかれるのか、親が変われば子どもも変わる、大人が変われば子どもも変わるというふうに言われております。

学校教育で子どもたちをしっかりと教育をしながら、同じようにその親も教育をしていく必要があると思います。最も住民に身近なこの自治体だからこそそのことだろうと思います。

教育長の親学をどのように推進していられるか、そして、教育長として教育行政の長でありますので、お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

以上5項目、質疑をいたします。

○市長（宮路高光君）

私のほうで、総括をして答弁をさせていただきます。

基本的に今回の30年度の予算編成、基本的に総合計画の実施計画に基づきまして予算

も措置もさせていただきます。

この財源不足、財源不足という部分があったのかわかりませんが、今まで財政調整基金、基金を充当させていただきまして運用し、また、基金もある程度残しておるということでございますので、今回の予算におきまして財源不足という考え方は持っておりません。

また、今後の地方交付税でございますけど、交付税の中におきまして、特に後年度の措置額におきまして約20億円程度が、ずっとこの交付税に入ってくるというふうに認識しております。ですけど、33年度におきまして交付税も一本化されてまいりまして、大変、需要額といいますか、これなんか減ってきているのも事実でございます。

今後やはり後世の推移というのも十分私どもも検討した中におきまして、予算編成というのを組んでいかなきゃならないというふうに考えております。

また、ふるさと納税でございます。今、議員がおっしゃいますとおり、恐らくこれがいつまで続くのか、どういう形でくるのか、本当に先の見通せない部分でございます。

ですけど、私どもの市におきましても、最初は2、3千万円あり、それから1億円、2億円、5億円、今、5億円程度でございますけど、年次的に徐々に上がってきておまして、大きなこういう特産品といいますか、そういうものもないわけでございますけど、納税していただいた皆様方には大変感謝申し上げます。

そういうことで、この制度が終わっても、やはり今後におきましても、やはりどうか市の単独でもこういう形をしていくことが、やはり地域の、納税という部分もですけど、つながりで、地域の特産のやはりアピールといいますか、これは大事なことであるというふうに思っておりますので、本年度も含めながら、このことは研究していく必要があると

いうふうに考えております。

また、健康問題でございます。特に、今、ご指摘のとおり、南部町、坂本町長、大変すばらしい町長でございますして、私も南部のほうも見学もさせていただきました。本当に市民の皆様方の健康という部分を一番考えている町長でございますして、そのノウハウというのも、私どもやはり今後ともこのことについては十分勉強、研究していく必要があるというふうに考えております。

人口減少、本当にこれはもう今回の予算の中にも、ある程度この克服ということで対処している部分がございます。ですけど、本当に自然的なこの減少、本当にこのことに対応できない部分があるのも事実でございます。

やはり出生の人口は本当に多くないと、そのかわりに死亡するのが多く、また年々ふえていく、社会現象の中におきましては、割と地理的な条件の中におきまして、そんなに転入・転出の差異というのはないわけですけど、この自然減少がどうしても克服ができない。これは大きな課題でございますけど、やはり、今、そういう政策の中で、どれだけ投資すればそういう人口減少がとまるのかどうか、大変いろんな政策をやっておりますけど大変難しい状況でございます。

そういう中におきまして、今後、私ども、やはり一つは雇用の問題を十分解決するために、皆様方にもお話しておりますとおり、パナソニックの跡地を購入して、ここに大変、少しでも雇用が確保できる工場等を確保していく、そういうのが一つ、今は、すぐは効果は出ませんが、やがて10年先において大きな効果が出てくるというふうに確信しております。

そのような中におきまして、今回、30年度の予算編成をしたわけでございますので、ご理解してほしいと思っております。

また、詳細については、それぞれの担当課

長のほうに説明させます。

○教育長（奥 善一君）

ただいま議員ご質問の親学につきましては、親としてどうあるべきかという、切に基本的な大事な部分だと考えております。

一般的に核家族化、それから少子化、それから地域でのつながりの希薄化、こういったようなものから、親が子育てについて学ぶ機会がなかなかないという状況があるということも承知をしております。

家庭は子どもの生活のよりどころであり、また、家族の愛情を受けながら、成長の礎となる土台づくりの大事な場であるというふうに考えておりました、その家庭教育の充実を図っていくことは、生涯学習の基礎をつくるというような意味でも大変重要なことであり、喫緊の課題であるというふうに捉えております。

平成30年度も、家庭教育の充実を図るための施策として、各学校での家庭教育学級及び子育て講座、それから、市の出前講座としての家庭教育についてを開設をする予定でございます。

このほかに、国の助成事業を受けての地域で支える家庭教育推進事業を昨年度に引き続きまして今年度も計画をし、各地域ごとの親子ふれあい活動などの実施に取り組んでいくこととしております。

あと、具体的な予算等につきましては、社会教育課長のほうから答えさせます。

以上です。

○健康保険課長（篠原和子さん）

3番目のご質問につきまして、体験型医学教室についての詳細でございます。

この教室は12月に募集をいたしまして、ことしの1月23日から4地域で始まっております。8回コースで、3月の14日が最終日となります。各地域30名、合計120名の募集に対しまして、113名の方の応募で

スタートしております。

人口の関係もありますけれども、伊集院、東市来におきましては、すぐに、募集を始めて定員に達しましたので、市民の方の関心も高いところだと思っております。

現在のところ中断者もなく、大変興味深く参加されておりました、最終日が近づきまして、ほとんどの方が心身の変化が見られているようでございます。

私も前回参加いたしましたけれども、非常に内容がわかりやすく、医学教室というぐらいですので、細胞レベルまで落とした形で、痩せた方も太った方も本当に元気になれるようなことが、納得のいくような説明をされておりましたので、非常に参加者の方も効果が出て、前向きに取り組んでおられるところでございます。

成果につきましては、詳しいものは医療費とか、血液検査などで検証をする予定でございますけれども、まだ終了しておりませんので、これからの検証ということになります。

30年度につきましては、市民の皆様にもまたこの教室を4地域、2回ほどまた実施いたしまして、それと、現役世代の方々が所属されております企業等にも参加のほうを呼びかけまして、企業ぐるみの健康づくりを実践していただく、今、健康経営ということが言われておりますけれども、そういったことを実践していただくということ、そして、あと、市内の飲食店等をお願いしまして、糖尿病予防食などの健康食メニューを開発していただくことなどを計画しております。

以上でございます。

○社会教育課長（梅北浩一君）

先ほど、教育長のほうから、家庭教育に関する基本的な考えの答弁がございましたが、これに伴います家庭教育の予算としまして、家庭教育学級の運営委託料としまして56万円、各学校での子育て講座の講師料等としま

して15万円を計上してございます。

なお、平成29年度も実施しました地域で支える家庭教育推進事業ですが、平成30年度も申請を行いまして、この事業内でのふれあい活動の実施を行っていく予定でございます。

以上です。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

先ほどの市長の答弁に若干補足してご説明申し上げます。

基金の繰り入れに関しましては財政調整基金、これは11億5,000万円、それから伊集院北小学校、あるいは吹上支所庁舎の整備等もございましたので、施設整備基金としまして3億2,450万円を繰り入れております。

それから、普通交付税の今後の動向の中で、私どもの今把握しているものとしましては、普通交付税の制度の中で基準財政需要額の算定に歳出効率化に向けた業務改革、これを先行してされている団体等をモデルとしまして、つまり経費が節減されて改革されている業務については、そういったものを指標として基準財政需要額に反映すると、いわゆるトップランナー方式と申しますけれども、そういったものが、今、段階的に取り入れられております。

塵芥でありますとか、給食センターのもの、それから、最近では窓口業務、そういったものもやはり民間に業務委託することで経費の節減をするというようなことがございます。

そのような中で、今申し上げたところの改正が進むということは、総額としましてはやはり減額の方向で推移するのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（並松安文君）

よろしいですか。

次に、黒田澄子さんの発言を許可します。

○12番（黒田澄子さん）

私は、当初予算のこの概要の中から2ページのほうにございます市の財政状況について、まずはお尋ねをいたします。

先ほど市長もおっしゃってございました。今後、財政は本当に厳しくなるわけで、一本算定に移行する平成33年度からは交付税が縮減されるということで、約、合併算定替えと比較すると9億円の縮減が見込まれていく、また、今年度は激変緩和措置2年目ということで、今年度も2.7億円の縮減が見込まれているということではあります。当初では、約、先ほどの同僚議員のお話でもありました。昨年の6月補正と同じような当初予算が組まれていると、そういった中で若干心配されるところは、今後の予算編成というのがマイナス9億円、削減されていく予算というのが、大体、おおまかどういった部門が減っていくのかなというのを市民も一番気になるところかなと思って今回質問をいたします。

この中でも事業の緊急性、災害があったりするとどうしても必要な予算は出ていくと思いますが、「重要性を十分に考慮し」というふうに書いてございます。

何を重要と考えていくのかという部分にも、今後、何らかの基準等をお持ちで、そういったものを予算の中に組み込んでいくのか、全体的にガツとこう削減をしなければならないのか、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

あと、次は財産管理費、説明資料のほうでございまして、いよいよ本庁舎の耐震ということで、予算が、謝金が出ておりました。庁舎耐震化検討委員会謝金ということで出ておりました。

これは内容として、本庁舎の耐震化だけを検討していく委員会なのでしょうか。これまでの市長のいろいろな答弁の中で、算定の部門も離れたところにあたり、また、教育委員会もお隣の公民館を間借りいたしていると

いう部分もあったりして、その辺の増設等のこともこの中に盛り込まれていくものなのか、また、バリアフリー化という点でも、大変この本庁舎はおくれている建物でありますし、以前、私もパーキングパーミットの場所が遠過ぎるとか、階段が上れない、そういったことも提案をしておりますけれども、そういった庁舎のバリアフリー化などの配置などについても、この委員会では検討されるものであるのか、内容についてお尋ねをします。

あと、55ページのほうに国際交流員招致事業費の中で、この方たちの家賃が計上されていきました。地域性があるので金額が違うのかなと思いましたが、東市来のほうは5万2,150円、吹上のほうの交流員は3万3,900円の借家料になっております。これは、おおよその基準があるのであれば、お示しいただきたいと思えます。

最後に、193ページのほうに、災害対策費ということで、今回は福島原子力防災訓練視察に、2人ほど行かれる予算が計上されております。これはどのような思いでこういう予算が計上され、内容的には、どういう視点で今回の視察を予算化されているのか、内容についての詳細をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきもちょっとご答弁申し上げましたとおり、今後の普通交付税の動向というのが一番気になります。特に先ほど申し上げましたとおり、33年度から一本算定に変わりました、特に9億円等の減額というのが見込まれます。

その中におきまして、特にこの予算編成に当たりまして、基本的には普通建設というのをどうしていくのか、これが一番大きな課題でございます。

特に、まだ扶助費といいますか、やはりこういうものは年々ふえてくるということは、もう間違いございません。その伸びを含めた

中におきまして、この普通交付税が減っていく、その中におきますいろんな維持管理の問題、本当に限られた財源の中で予算編成するのは大変難しい状況が出てくる。

ですけど、その一方、やはり各自治会を含め、各地域からやはりそれぞれの身近な道路建設含め、また維持補修、そういうものも出てくることも間違いございません。今のところ、どうにかそういう全体的なパイの中で、特に地区館を中心とした中においてやっておりますけど、やはりこの構造的なことが大変、今後あと5年、10年の間に難しい状況になってくることは間違いございません。

そういうことを見込みながら、今後、二、三年、財政状況を十分配慮しながら、特にこの合併債を使える時期の、なければ、この普通建設、また大きな維持管理、修繕、こういうものはできないということが、もう財政的に見えておりますので、ここあたりをやはり行革等を含めた中で、みんなで検討していく必要があるというふうに思っております。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

説明資料の45ページ、財産管理費の謝金のご質問でございます。

耐震化検討委員会の謝金につきましては、職員の委員会における耐震化の専門的な助言をいただくということで、外部の委員の皆さんの謝金ということでございます。

なお、この委員会におきましては、本庁舎の耐震化の検討ということでございますので、本庁舎以外の増設につきましては協議することは考えておりません。

また、バリアフリー化のご質問がございましたけれども、当然、庁舎、昭和57年に建設されて、大分老朽化が進んでおります。特に設備等につきましても老朽化しているところがございますので、耐震化とあわせて、若干時期がずれるのか、当然その協議の中では、その設備の更新というのにも検討する必要があ

ると考えておりますので、バリアフリー化についてもその中で、今のふぐあいがある部分をどういうふうに改善すべきかということは検討すべきであると考えております。

以上です。

○企画課長（堂下 豪君）

国際交流員招致事業費の借家料の件でございますけれども、国際交流員の住居の家賃ということになりますけれども、市が準備しました住居に係るものでございます。

東市来の場合は、民間のアパートを借り上げておりまして、吹上の場合は、市の一般住宅を借り上げており、家賃がそれぞれ異なっているところでございます。任用団体である日置市が負担しているところでございます。

基準ということでございますけれども、特にこうしなければならないということはないと思っております。職員公舎がある自治体は公舎に入居させたり、あるいは民間アパートを国際交流員がみずから借りて、市の職員の基準に合わせて定額を助成したりするケースもあると把握しているところでございます。

以上です。

○総務課長（丸山太美雄君）

災害対策費の関係の、説明資料193ページ、福島県の原子力防災訓練視察の内容というご質問でございますが、平成30年度の福島県原子力防災訓練の日程及び訓練実施概要はまだ示されておりませんが、福島県の原子力防災訓練状況の視察によりまして、本市の原子力防災への活用を目的に、職員2名が参加する予定でございます。

訓練想定によりまして、訓練内容は流動的でございますが、平成29年度の訓練は次の内容で実施されたところでございます。

浪江町では、住民避難訓練、住民輸送訓練、安定ヨウ素剤緊急配布訓練、川俣町では、避難待機時検査訓練、医療中継拠点設置運営訓練、二本松市では、避難中継所設置運営訓練、

避難所設置運営訓練が実施され、訓練状況を視察したところでございます。

訓練を視察した職員の報告では、負傷者の処置場所、除染等の人員の配置の工夫がされておりまして、ホワイトボードやビニールシートを活用しまして、情報の収集や情報の共有が行われていたことなど、効率的な訓練が実施されており、本市の原子力防災にできるところから生かしていきたいとの報告を受けているところでございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

おおまか説明をいただきました。

1問目の当初予算の件でも、市債の内訳がたくさん出ている中で今回も合併債をいっぱい使っております。もう一生懸命、取り急ぎ入れこんでいかないと、もう後からは出てきませんので、そこはわかります。

市長もさっき言われていたみたいに、今後やっぱり予算の編成というのが非常にいろいろ厳しくなる、みんなの要望はある、実際、今やっている事業がある、そういったところで大変悩ましいことだと思います。

ですので、やはり、今後、手放していく財産、市がずっと持っているものをどこから手放していかなくてはならないのかの決断は、やはり市長、政治決断でやっていかれるべきかなとも思います。

それと、あと一つは、やはりおおまかの目標というか、今まで合併債に頼ってきた部分も随分盛り込んできておりますので、そこをもう一度見直す意味でも、今は公会計のこと、複式簿記のことなど国でも言われています。

何かを、今回もいろいろ合併債で借金を使っているいろいろな整備をされるものは、形として残るものであるものが多いわけですので、それが、じゃあ、何年後にどうなるのか、来年はどれぐらいのメンテがかかるのか、そういったこともしっかりと計算、試算をしながら

ら、購入で終わったではなくて、その辺もはっきりと、今後、詳細に綿密にやっていかないと大変なことになるかなというふうに危惧しますので、その点の部分はどんなふうにお考えなのかをお尋ねします。

そして、耐震のこの委員会に関しましては、バリアフリー化なども、今後、入れ込んでいくということですので、入れ込められるものはぜひ入れ込んでいただいて、庁舎の耐震に合わせてやらないと、なかなかできない部分もあると思いますので、専門の方のお考えもはっきりと聞いていただきたいなと思っております。

それと、国際交流員の場合はよくわかりましたけれども、市として基準はないということで、問題は民間の住宅でございますけれども、家族を連れて見える方もおられたりした場合、どうしても狭い部屋ではということもございしますが、全く上限がないというのいかなことかなと若干思ったりもします。その辺、また今後検討されるお考えはないのかをお尋ねします。

そして、福島の防災訓練、これは、例えば、今回、市だけが単独で2人行かれるのか、それとも一緒に県の方も行かれるとか、30km圏内の市町村の担当の方たちが一緒に行かれるのか、要するに、原子力防災訓練は市単独では行っておりませんので、それぞれの視点で共有しなければならない課題や問題点は、これまでもたくさん指摘されておられるところであるというふうに見ます。今回、ただ、市の職員2人だけが行かれるのか、そうではないのかということをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今、議員ご指摘のとおりでございます。今後やはりこういう建設する場合は、その維持管理コスト、これが10年のプランの中においてどれだけ組まれていくのか。やはり、ひよっとしたら建設費用よりも10年間の維持

管理コストが上がってしまう、こういう部分が大変出てくることは間違いございません。

だから、今後、基本的に、私、新規をするというのは、今後、大変難しい部分がある。ですけど、さっきご指摘のとおり、この営繕をしていく、その中にもう全部解体で壊していくのかとか、これは本当に政治的なものもございしますし、また地域の要望、大変このことも大きな課題である。

特にこの隣にある文化会館、これが本当に今後どうしていくのか、やはり必要とする意見というのも大変多いという部分は十分わかります。今まで満足した大きな集会があり、音楽会ができております。

ですけど、現実的にこれを建てかえをし、維持管理するには大変な大きなのがかかる、このことについては、今後、そういうものについては真摯に議会とも答弁しながら、また、市民とも十分そういう大きな建物等の維持管理、また、解体を含めたときはしていく必要があるというふうには思っておりますので、ここあたりもお互いにそういうものを列挙しながら、進めていきたいというふうに思っております。

○企画課長（堂下 豪君）

国際交流員の家賃の件ですけれども、今、議員からありましたように、上限というところではございません。

ただ、今のところは、市が手配した住居に居住してもらうということでやっておりますけれども、例えば、国際交流員がそこを気に入らなくて、こういうところに住みたいというような声が出てくる可能性もありますので、その辺のきちんとというのは、今後検討しないといけないとは考えております。

以上です。

○総務課長（丸山太美雄君）

原子力防災訓練につきましては、県を通して申し込みをするわけなんです、当然、県

も行かれます。

あと、近隣市町も行かれると考えるんですが、申し込みの受け入れの人数等もございまして、今後また申し込みをするということになるかと考えます。

○議長（並松安文君）

次に、田畑純二君の発言を許可します。

○20番（田畑純二君）

私は、市長が去る2月27日の本会議で発表された本市の平成30年度施政方針及び予算説明について、私は当初予算はこうあるべきだと私なりに考えた総括的、統括的、理想的及び高度の観点から、次の5項目に絞って市長の見解を質疑させていただきます。市長、できるだけ細かく具体的にわかりやすく、誠意を持って答弁してください。

まず、1番目、今予算は、本市の持続的な発展を目指し、明るい将来像を描いていると市長は思っているのか。

2番目、ことしをこれからの日置市を左右する年と思い、本市の今後のまちづくりの方向性を定める予算となっていると思うか。

3番目、予算編成に際しては、市民からの意見もどのように参考にして編成したか。

4番目、これは先ほどからもあるんですけども、少子高齢化時代を迎え、本市の人口減少が進みますが、今後もきめ細かな手当てをどう講じていくつもりなんでしょうか。

5番目、本市の基盤整備には、多くの人に親しまれるような新たな魅力を創出することが必要と思われませんが、今予算はそうになっていると市長は思っているのか。

この5点について質疑いたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に今回の予算につきまして、今、1、2のご質問がございました。これはもう一括してご答弁させていただきます。

平成30年度は、第2次日置市総合計画の中間年度に当たりまして、日置市まち・ひ

と・しごと創生総合戦略につきましても最終年度を翌年度に控え、いずれも目標値の達成を見据えた大変重要な年となっております。

平成30年度の予算は、本市の持続的な発展を目指し、総合計画に沿って、本市が掲げる将来都市、「住んでよし、訪ねてよし、ふれあいあふれるまちひおき」の実現につながる取り組みを確実に進めるために編成をさせてもらいました。

特に市民の皆様方のご意見につきましても、また、議会を初めといたしまして、地区公民館、自治会、各種団体等のご意見もお伺いしながら、それぞれのところに予算措置をつけております。

特に、人口減少の克服というのは、大変難しい部分があるということも答弁させていただきました。特に、市民の皆様方と民間企業、金融機関、こういう皆様方とも十分打ち合わせをしながら、日置市におきます再生というのを考えていく必要があるかというふうに考えております。

特に5番目の質問でございますけど、道路や公園、土地区画整理、体育館など、各施設の整備を進める上でも、利便性が向上し、市民の皆様方に親しんでいただき、より多く活用していただく施設となるように計画をして予算措置をしております。

○20番（田畑純二君）

はい、いいです。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

漆島政人君の発言を許可します。

○19番（漆島政人君）

施政方針についてお尋ねいたします。

なお、予算編成に当たっては、総合計画、実施計画をもとに、このことを基本に編成されていることは承知しています。また、この総合計画審議会の審議結果についても、おおむねよしとする答申が出ていることも承知しています。そのほか、企業誘致や定住促進、こういったことについても一生懸命努力されていることも評価しています。

しかし、その中でどうしても一部気になるところがありますので、お尋ねいたします。

さきに、ことしの1月でしたけど、開催されました「市民と議会の語る会」でも出された意見でしたけど、日置市の中心部を除けば高齢化とともに人口減少が進み、地域経済も疲弊しています。

特に遠く離れた中山間地においては、いつまで集落機能が維持していけるのか、そのことにとっても危機感を感じます。

そうした中で、日置市をふるさとと思い、応援をいただいたふるさと納税を財源としたまちづくり応援基金4億8,800万円を活用した事業の中には、日置市の将来にどこまで役に立つのか疑問を感じる補助金もございます。

また、地方創生推進交付金を活用した体験型健康医学教室事業、それやオリーブの6次産業化に関する事業に合計で2,715万7,000円が予算計上されていますが、将来的に日置市の創生にどこまでつながっていくのか、これもまた疑問を感じます。

そのほか、新規事業として、犯罪抑止や安全安心なまちづくりを目的に、見守りカメラ設置事業に2,500万円が予算計上されていますけど、事業の優先順位について疑問を感じます。

また、し尿や生活排水を適正に処理することで、生活環境の確保と公共用水機能、水質保全の目的に、浄化槽設置整備補助金が

4,800万円が計上されています。このうちの2,800万円は一般財源です。しかし、その一方で、基準値を著しく超えた汚水が施設から何回も河川に放出されている実態があるのも事実です。しかし、関係予算においては例年と何ら変わりはないようです。

平成30年度当初予算案編成の基本的な考え方として、日置市の将来都市像である「住んでよし、訪ねてよし、ふれあいあるひおき」、その実現につながる取り組みを確実に進めると述べられていますが、その実現の可能性についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

30年度の予算編成について、基本的な考え方ということでございます。

合併いたしましたして、もう13年経過いたしました。その中におきまして、特に、今、ご指摘ございましたとおり、東市来、日吉、吹上、ここの人口減少が伊集院地域よりも大変はるかに進んでおる。

その中におきましても、今、お話のとおり中山間地域、この中におきますの中で自治会運営、これもままならぬというところももう現実的にあります。

そういう中におきまして、総括した中で、今、ご指摘ございましたいろんな意見は真摯に受けとめていきますけど、総合計画に基づきまして、できるものからやっついこうというのが今回の30年度の予算編成でございます。

このことが一挙に、人口減少という一番大きな直面しておりますけど、今回の予算がすぐ人口減少に歯どめがくるのかと言えば、大変難しい部分があります。さっきも申し上げましたとおり、行政だけの予算だけで、こういう人口減少をとめるということは大変難しいでございます。少しでも一躍に、起爆剤になって、それぞれの中において、みんなが人口減少をとめていくんだという意思を持って

進んでいかなきゃならないというふうに思っております。

そのような予算編成をし、また、反省すべきところは反省し、また、ご指摘ある部分についてはご指摘をいただきながら、今後とも進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○19番（漆島政人君）

市長の施政方針に対するお考えはよく理解できます。

そこで、ちょっと幾つかなんですけど、ふるさと納税を財源としたまちづくり応援基金を活用した事業の中にスポーツ合宿補助金があります。

しかし、この効果につきましては、どこのまちもやっていますから、補助金を出している期間だけの限定的なものになるのではないかなど、そういうふうに思います。

また、合宿受け入れ先の経済効果につきましても、受け入れ先の半分は、市が多額の財源を投入している公共施設です。

同じく、住宅用太陽光設置補助金、これもあるわけなんですけど、制度が始まって来年度から5年目に入りますが、太陽光を設置できるご家庭は、ある程度生活に余裕のある方なのかなと思います。したがって、市民の多くの中には、やはり太陽光なんて自分たちにとっては別世界の話だと、そういうふうな意見が多いのも事実です。

また、先ほどお話しました浄化槽設置補助金、これについてもこのまちづくり応援基金から1,100万円が投入されています。

しかし、一部の河川においては、市が指導しているにもかかわらず、基準値を越す汚水が何回も河川に放出されています。このことはもう今まで何十年も続いています。しかし、市が実施している河川水質検査では、おおむね良好ということで、今まで問題視されたことはありません。したがって、河川の汚染状

態は年々蓄積している状況です。

また、ウミガメ保護に関する補助金も、この応援基金の中に入っていますけど、海岸線の侵食等でカメが上陸する環境は年々悪化しています。しかし、このことについても全く毎年同じ形で、協議・検討されることもなく、毎年同じ形で予算が提案されています。

あと、地方創生交付金事業につきまして、体験型健康医学教室、このことについて先ほど課長のほうからもお話がありましたけど、120名の募集、即定員満杯になったというお話でしたけど、こうやって健康に対する意識の高い人はとてもいいことなんですけど、問題はやはり保健指導をしてもなかなかそれに応じない、また、こういうのにも応じない、問題は健康意識に対する低い方のこの多くの層がある、この辺をどう対応していくか、ここが課題だと思います。

また、オリーブの6次産業化についても、この地方創生交付金、これが入っているわけなんですけど、オリーブの苗木の補助については理解はできます。しかし、オリーブオイルがもたらす健康への分析調査費、また、オリーブオイルを活用した新商品開発補助金につきましては、まずはオリーブの生産性を高めていくこと、また、生産性を安定化させていくこと、このことが先にあるのではないかと思います。

そのほか、見守りカメラ設置事業につきましても、設置が必要な箇所はあると思います。私もいろいろ委員会等でもあちこち調査して、本当にカメラが必要な場所はあると思います。

しかし、この事業については、2年間の継続事業ということなんですけど、この規模で2年間継続した場合、維持管理費を含めて将来的には設備の更新費用も出てくるわけなんです。多額のお金を使って、なぜ今なのと、そういう疑問を感じる市民の方は多いのではないかと思います。

施政方針の中で、先ほども申しましたけど、「住んでよし、訪ねてよし、ふれあいあふれるまちひおき」、この実現と日置市に元気な風を吹かせて、やはり日置市が未来に輝くまちを実現していくんだと、そういうことが施政方針の中に述べられています。

そういったまちを実現していくためには、もう少しこういった今申し上げたような、こういった一部の事業については、日置市の将来を的確に見据えた厳しい事業評価や事業分析、こういった必要性がもうちょっとあったのではないかと思いますけど、このことについて再度お尋ねいたします。

○財政管財課長（銚之原政実君）

ふるさと納税を資金としますまちづくり応援基金、これの使徒としましては、寄附をいただく際に5つの柱にいただいています。

1つは環境の保護・整備に関する事業、2点目が保健・医療・福祉の増進に関する事業、3点目が観光及び産業・経済の振興の事業、4点目が教育・文化・スポーツの振興の事業、最後に、市民との協働によるまちづくりの推進に関する事業、この5つの柱の中で、それぞれ先ほどご指摘のあった事業等もあるわけですが、この事業の構成につきましては、充当している事業につきましては、基本的に29年度の事業と同じでございます。

今回、当初予算の中でも、普通交付税が予算ベースで3億円減額しております。一方で、まちづくり応援基金につきましては、2億8,000万円ほど増額しているということで、私どもの財源の手当てとしましては、普通交付税の減額分をこれまでの事業の中の財源が不足する分に充てたいということがございます。

そういった意味では、ふるさと納税をほかの団体によってはいろいろな新たな事業とか、そういったものに充てられる市もございませ

けれども、本市においては明らかに、今後、交付税が減る中で、一般財源としての不足する分をどうしてもそういった形で補ってきたいという考えがございましたので、先ほど申し上げた昨年と変わらない事業の中で、充当する額はそういった形でふえていっているという状況でございます。

以上でございます。

○19番（漆島政人君）

今、財政管財課長のほうから、5つの柱に基づいて、このまちづくり応援基金を活用しているということでしたけど、ことし、平成30年度、約5億1,000万円ぐらい繰り出しをして、また、来年度で5億円程度積み上げる予定だという予算編成になっているわけですが、これはもともとがやはりふるさと納税です。

先ほど同僚議員からもありましたけど、こういった寄附をしていただく方の意識がどこまで継続していくのか、また総務省あたりからのいろんな指導もあります。こういった中で、これだけの財源が確保できる見通しというのかなり不透明だと思います。

また、5つの柱の中で、環境の保全ということでしたけど、やはり先ほど申しましたとおり、環境問題についてはやっぱり海岸の侵食、あと河川のこういった汚染、こういったことはもう今始まったことじゃない、ずっと継続しているわけです。

ぜひその辺から問題提起して改善につながる予算が提案されたら、私たちも、住民もいっぱい夢や希望の持てる、それこそ「住んでよし、訪ねてよしのまち」になるのかなと思うわけです。

また、産業振興につきましても、当然、オーリーブで産業を起こしていこうという捉え方は、私も当初はいろいろ意見を申し上げましたけど、これについてはやはり一緒になってやっていかないといけないと、でも、やはり

オイルを活用した、やっぱりオイルがもたらす、オリーブオイルがもたらすやっぱり健康への分析調査、こういうものを、あと新商品開発の予算、こういうものについては、やはり一般的な視点としては、まず実がとれてからでしょうと、実がとれて、とり過ぎて消費に問題がある、どういったいろんな活用があるだろうかと、そのときに出てくる次元の事業じゃないのかなと、そういうことを考えたもんですからお尋ねしたところでした。この辺についてどうお考えか、再度お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、今、議員がおっしゃいました環境問題、悪臭の問題、このことについては議会のほうにも恐らく陳情が上がり、今回、結論が出るというふうに思っております。

私どものほうも、このことについては十分、今後も今までも調査もさせていただき、先般、「知事と語る会」のときにこのことが出ました。意見交換する中で、早速、県も今回動いていただきまして、業者の皆さん方も協議もさせていただきました。

その中におきまして、私どももやはり絶えず水質調査、このことは今後ともやっていきたいと思っておりますし、抜き打ち調査もやります。それでいろいろと水質が変わっておることにおいては、また改善策ということもやっていきたいというふうに思っております。

なお、ご指摘ございましたオリーブのことにつきましても、特に生産性、これが一番大きなポイントだというふうに思っております。その中におきまして、今後の販売ルートもある程度考えなきゃならない。特に生産性をきちっと上げていくことが大事なことでございますので、ここにやはり今後とも重点的に力を入れていきたいというふうに考えております。

特に、今、環境の問題でも合併浄化槽の間

題、この問題についても、特に一番大きな悩ましいのが単独槽から合併浄化槽に切りかえをする、このことが大変率的にも難しい状況でございます。

そういう中で、今は特に単独費もそこに充てております。そうする中において、やはり地元の業者も使いながら、地元の業者の皆さん方が掘り起こしをしてきていただいて、それで合併浄化槽に少しでも多くの方が改善していく、今はもう新築には合併浄化槽というのはもうセットでございますので、このことはもう義務づけでありますので、これも半額しながら、行く行くはもう合併浄化槽の新規というのはないというふうに考えていかなきゃ、ですけど、こういう単独槽とかこういうものについては、まだ力を入れていかなければ、日置市におきましてもやはり水洗化率というのを高くしていく、そういう施政方針を持っておりますので、今後ともいろいろとこういう細かい点につきましても、また、今後それぞれの担当課のところにもご指摘をしていただけるようお願いしたいと思っております。

○議長（並松安文君）

次に、山口初美さんの発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は通告しました2点について、市長と教育長にそれぞれ1点ずつ質疑させていただきます。

まず、30年度一般会計の当初予算総額は250億円ですが、市の税収45億円に対し、公債費が35億円となっております。公債費は年々少しずつ減少はしているのですが、やはりかなり厳しい財政状況が続いております。

しかし、今、市民の暮らしは、この国全体で起きている格差と貧困の広がりの中で大変な厳しい状況となっております。特に働く貧困層、ワーキングプア、働いても働いても貧困から抜け出せない問題、本当に不安定な雇用

がふえているのを目の当たりに感じております。

そのような市民の暮らしを支え、助けるための自治体らしい自治体の財政をつくるために、どうやって地域経済を上向かせていくのか、どうやって市民に展望を示していかれるのか、その点について、今年度当初予算の中で特に何に力を入れて取り組んでいかれるのか、市長にお伺いしたいと思います。

もう一点は、教育長に、施政方針及び予算説明の8ページにあります文化振興事業につきましては、「引き続き民族芸能など、伝承活動支援事業を実施することにより、地域の伝承芸能、文化の保存、伝承や風格ある教育を進め、温もりにあふれる人、まちづくりを支援してまいります。また、明治維新150周年の節目の年に際し、企画展、講演会または史跡めぐりなど、地域の文化財などを活用した各種事業を通して、日置市の歴史的文化と観光資源のPRを行い、文化振興に努めてまいります」とあります。

これらにつきましては私も評価いたしますし、大変時宜を得たものでありますし、日置市を挙げてしっかりと取り組んでいかれることを期待しますが、中央に比べて地方はよい文化、すぐれた文化芸術に触れる機会が大変少ないという問題があります。

文化芸術鑑賞体験機会を提供する「文化芸術による子供の育成事業」ですかね、義務教育期間中の実施などの予算についてはどのように検討され、予算化されているのかについて質疑させていただきます。

○市長（宮路高光君）

特に30年度予算、250億円、大変、今回多いといいますか、今まで合併して一番大きな規模になりました。

基本的に収入は45億円という部分でございます。今まで、起債残高を少なくしていこうということで、この10年間やってきまし

て、約50億円程度ぐらい平均化して少なくなりました。

その中におきまして、やはりこの総合計画に基づきまして、また、それぞれ維持補修を含めた設備をしなきゃならない、特に市民の皆様方にすれば、一番の問題は、私は学校教育の問題で、学校設備をこの10年間もやってまいりました。伊集院中学校、伊集院小学校、それと今、伊作小学校、それと伊集院北、今回、日吉も入ります。そのようにして学校施設整備というのは、やはり子どもたちの未来へ対する大きな投資であるというふうに考えてやっております。

それと、公共施設の中におきます、どうしても耐震化に耐えられない施設ということで、日吉支所、吹上支所、また、もう一つは消防再編の中におきまして、消防団の皆様方のそれぞれの快適に、また、消防活動ができるその分団制度を設立するために、多くの館をつくっていかなきゃならないと、そういうことを含めまして、今、答弁しましたとおり、ハード的な設備と、みんなの暮らしをよくするソフト的なもの、この2面があるというふうに思っております。

その中におきまして、私ども市におきましても、いろんな子どもたちの医療費の問題とか、今回は特に保育料の問題とか、そういう少しでも軽減、保護者の皆様方が軽減できる予算をこの30年度に組ませていただきました。

これを本当にバランスよく、今後とも進めていかなきゃならないというふうに考えております。そういうことで、ご理解をしていただきたいというふうに考えております。

○社会教育課長（梅北浩一君）

本市では、青少年に生のすぐれた児童演劇や音楽を鑑賞する機会を提供するために、毎年、各学校持ち回りで、市町村による青少年劇場を開催しております。

当初予算では236万8,000円の計上、それと、音楽に触れる機会としましてジュニアオーケストラ団員育成等の予算284万円を計上しております。

また、文化施設においては、指定管理者制度を導入しております、基本協定書の中に、本業務の範囲外の業務として、自主事業を実施することができるものとしております。平成30年度の自主文化事業としまして、園児向けコンサート、ステージ・ドリルショー、ピアノフェスティバルなどが計画されております。

指定管理者とも連携しながら、児童生徒を対象とした芸術文化及び教養の向上に努めております。

このほかに、市費の負担はございませんが、国庫事業の申請をしております、事業名が「文化芸術による子供の巡回公演事業」でございますが、これが2校分が採択をされまして、土橋小学校の演劇、それと伊集院北小学校で交響楽団の事業が採択されているところでございます。

以上です。

○14番（山口初美さん）

答弁いただきましたけれども、自治体らしい自治体の財政というのがどういうことなのかなということもあるんですが、市税の収入というのは本当に貴重な自主財源であるわけですが、これを本当に借金の返済に充てるのではなくて、本当に市民の暮らしや福祉・教育などにそのまま使っていければ一番よいわけだと思うんです。

そういう点で、今後も努力をしていただきたいと思っておりますし、地域経済を上向かせていくということは、やはり中小企業、地元企業の支援だとか、農林水産業などの地場産業の振興、こういうことに力を尽くしていくことだと思います。

そして、やはり先ほどもワーキングプアの

問題言いましたけれども、本当にこの不安定な雇用をなくしていくことも大事なことであります。そういうようなことを具体的に、できるところから、市のほうとしても努力をして取り組んでいただきたいと思います。ということを申し上げておきたいと思っております。

その点について、もう一回、市長にはご答弁をお願いしたいと思います。

それと、教育長のほうですが、いろいろ取り組まれることの内容を説明していただきましたのでわかりましたけれども、文化芸術といっても本当に一言で言えない大変幅広い中身があるわけですが、私に、今回、市民の方から、「こういうことに対する努力が日置市は足りないんじゃないのか」というようなお言葉がありまして、ちょっと今回質疑させていただきましたけれども、本当にすぐれた文化芸術に触れる機会というのは、子どもたちの目が輝き、本当に生きる力が湧いてくるといいますか、感動は人生の扉を開くというような言葉もありますけれども、ぜひ、そのような機会を市のほうでもきちんと予算化して、市民にそういう機会を、特に子どもたちにそういう機会をつくっていただきたいと思います。ということを申し上げていきたいと思っております。

今、いろいろな計画を説明いただきましたけれども、これで十分だというふうには私もなかなか思えないわけなんです。本当に子どもたちみんながそういう体験ができるような予算の、今後やはり努力をしていただきたいということを期待をするわけですが、その点について、また教育長にもう一度伺いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

本市の予算編成、250億円のうち税収は45億円です。この税収は何でも使えます。使徒はございません。

ですけど、基本的にこの45億円、ざっと言えば日置市におきます公的な職員を含めた

人件費というのが40数億円、もうこれで消えてしまう。本当、そのことを十分ご理解をしてほしいと、やはり私どもはこの3割自治と申しますか、やはり国とかいろんなところに頼っていかなければ、今の継続ということはできないという、そこで、どういう形で投資的なものもやっていくし、今、ご指摘のとおり特に日置市におきましても中小企業、特にいつも言っています1次産業、この活性化というのを図っていかなければ、やはりまちとして衰退していくということであろうかと思っております。

特に農林水産業、特にその中におきまして、今、林業の問題、この林業におきますことは、一つの自然環境を含めた中で取り組んでいかなきゃならないというふうに考えております。

そういうことを含めまして、今後とも特に中小企業の中におきましても、設備投資をするところに対してもやらなきゃ、そうすることで、私はいつも地場産業をよくしていく、地場産業が設備投資をして、規模拡大して少しでも雇用してほしいと、そうすることで、やはりまちの循環というのが成り立つというふうに考えておりますので、そのようなことも含めて、今後ともきめ細かいと申しますか、いろんなご意見をいただきながら、そういうハード的なもの、ソフト的なもの、予算配分という、本当にバランス感覚と申しますか、一方的に偏ったところじゃないバランス感覚の中で、予算編成をしていかなきゃならないというふうに思っております。

以上です。

○教育長（奥 善一君）

ただいま議員おっしゃったことは、大変大切なことだと思っております。

今、子どもたちの問題として、例えばテレビ、それからゲーム等による問題、それから情報端末機器による問題、つまり直接体験を経ないで何かに接していくというようなこと

が、子どもの成長にとって決していい状況だとは思っておりません。

できるだけ生の体験を通して、特に質の高い、良質なものに触れさせるということは、非常に大切な点だと思っております。

したがいまして、先ほど申し上げました演劇等の生のものに触れる機会というのは、今後ともふやしていきたいと思っておりますし、やはり感動は人生の扉を開く、そのとおりでございます。読書指導を含めて、さまざまな体験活動というものをあらゆる分野において推進をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

わかりました。

市長のほうにもう一回、やはりこの地域の経済をどうやって上向かせていくかという点で、もう一つ重要なのは、やはり地域循環型の経済をしっかりと支えてつくっていくという、そこじゃないかと思っております。

それから、また、今、設備投資のことを申されましたが、長年、商店を営んでおられた方が、3月で1軒店を閉じられるという情報が入ってきております。ここは跡継ぎもいらっしやる場所なんですけれども、非常に、私、残念に思っているんですが、そういうようなやっぱり厳しい現状にある小さなスーパーのようなお店でしたけれども、本当に1つの店がなくなる、閉店してしまうというのは、本当にいろんな人がやっぱり元気をなくすというか、本当に残念に思うと思うんです。

こういう、そういう企業が次々と出ないように、やはりそういう中小業者への支援というの、しっかりと位置づけてやっていただきたいと思います。この点について、市長のご意見をもう一回伺って終わりたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

特に、今、ご指摘のございましたことについては、私のほうもそのことは承知させてもらっております。特に中小企業、商工会を中心として、特に、今、ご指摘のあるのは、日吉地域のスーパーのことだったと思っております。このことがなくなっていくことが、大変、地域におきます影響というのも大変大きなものがある。

いろんな中で、こういう商店街も含めた中が撤退していく、これは私ども行政の指導もありますけど、主体的にその地域の皆様方がそこで買い物をするのか、もうそれとも伊集院の大きなスーパーに来るのかどうか、どっちの比率が高いのかどうか、これは行政だけに責任を向けることではない、やはり地域が、みんながこのことを掴んでおったのかと考えると、そういうことが大変怠っておった部分も私はあると思っております。

そういうことを含めて、市としては全体的に商店街の活性化ということはわかっておるんですけど、日ごろ、それぞれの地域の隣近所を含めたみんながこの活用をしていない、特にいつも言っている公共交通の問題も一緒です。いろいろと私のほうにも言うんですけど、誰がほんならそのことに乗るのかどうか、やはりこういう現実的なものも、やはりお互いに市民と話をするときも話をしていかなければ、ただただ私ども行政に全部いろいろのしかけてきてもらっても困る部分もございますので、やはりそういうところも、議員の皆様方もそういう部分の気持ちを持ちながら、声も聞きますけど、やはりまた活用してもらうところは活用してもらう、そういうことをしていかなければ、さっき言った循環型というのは、何も成り立たないというふうに思っておりますので、今後ともそういう今もご指摘ございました、そういう商店街の中小企業、商工会とも今後十分打ち合わせもさせていただきたいと思っております。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第31号から議案第39号までの9件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これで、総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第31号、議案第36号、議案第37号及び議案第38号の4件は、文教厚生常任委員会に付託します。

議案第32号、議案第33号及び議案第39号の3件は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第34号及び議案第35号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で本日の日程は終了しました。

3月16日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時37分散会

第 3 号 (3 月 1 6 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（17番、20番、15番、13番）
-------	-----------------------

本会議（3月16日）（金曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	福山誠君	日吉支所長	田代信行君
吹上支所長	宇田和久君	総務課長	丸山太美雄君
財政管財課長	銚之原政実君	企画課長	堂下豪君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君
商工観光課長	脇博文君	市民生活課長	内山良弘君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	篠原和子さん
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君

農地整備課長 東 広 幸 君
上下水道課長 宇 都 健 一 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 長 倉 浩 二 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 宮 下 章 一 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

おはようございます。3月定例議会一般質問1日目、ことし最初の一般質問となります。

私は、社民党の自治会議員として市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で、52回目となります一般質問をいたします。

まず初めに、本市のひきこもり若者支援策について、3項目について質問いたします。

1つ目です。本市の若い世代のひきこもり、長期未就労者が一定数いると考えますが、どのような認識と把握をしているのか、市長、教育長の考え方を伺います。

2つ目、ひきこもり、長期未就労者の問題は、将来的に生活保護や生活困窮等、本市においてどのような影響が危惧されるのか、また対策をどう考えるのか、市長に考え方を伺います。

今、若い世代はさまざまな悩みを抱えています。本来なら、卒業し、社会巣立つことが人生の歩む道であります。不登校や就職、社会の挫折を経験する方も多いです。子ども支援センターを、子ども若者支援センターに拡充し、子どもから若者までの一体的な相談機能ができないか、市長、教育長に考えを伺います。

2つ目です。本市の情報格差の是正に向けて、本市の取り組みについて市長に伺います。

1つ目、ブロードバンドの4地域の未普及地域の情報と何世帯程度が未普及地域なのか、伺います。

2つ目です。本市においても、ブロードバンドの未普及地域もあり、未普及地域から情報格差の是正を求める声もあります。市長は、どのような認識を持たれているのか、伺います。

3つ目です。通信会社との協議の状況はどうか、伺います。

最後に、本市の正規職員、非正規職員の働き方改革について、4項目について市長に伺います。

1つ目、今、働き方改革が、今国会でも議論されております。その背景は人手不足、長時間労働が課題であります。市役所、民間事業者を含めて、どのような認識を持たれるのか、伺います。

2つ目、非正規職員が増加する一方、専門性の高いケアマネジャーや各種相談員等も本市では多いです。専門性を評価し、非正規職員の処遇改善（一時金・交通費等）を進めるべきではないかと考えますが、本市の考えを伺います。

3つ目です。2月5日から9日までの市役所職員の退庁時間21時以降の退庁人数と各日の最後の退庁者の状況はどうか伺います。

4つ目、部署によっては、時間外勤務がなお改善されていないように見えますが、何が要因なのか質問し、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の本市のひきこもり若者支援策について。その1でございます。

平成22年度の内閣の調査では、15歳から39歳のひきこもりと言われる方々は、23万6,000人と推計し、出現率は0.61%としております。この時点で、本

市の対象人口は1万2,141人で、出現率から求めますと、70から80人程度と推察されます。

しかしながら、個人情報等の課題から、具体的な把握は困難な状況にあります。本市の実態といたしまして、生活保護受給世帯から推しはかりますと、一旦は就労したものの精神的な病から仕事をやめ、ひきこもりや長期未就労の状態になっている対象者がほとんどでございます。生活困窮者をはじめ、障がい者の自立支援事業等によって、個別に地道な支援が必要だと考えております。

2番目でございます。引きこもりや長期未就労の方々の生活は、親や兄弟と扶養義務者などの支えによって成り立っているのが実態でございます。その後、いわゆる親亡き後、生活保護の申請や生活困窮者としての相談がふえてくるのが危惧されております。

ひきこもりの対応は、精神的、社会的、経済的自立要素が必要だと言われてはいますが、ご家族や民生委員、地域、就労支援関係機関などと情報を共有しながら連携を図り、小さな自立的行動を見逃さないで、ケースごとに丁寧に対応することが求められていると考えております。

3番目については、教育長のほうに答弁させます。

2番目の、本市の情報格差の是正に向けての取り組みについて。その1でございます。

通信事業者による光ブロードバンドサービス提供地域の詳細は公表されておきませんが、日吉地域ブロードバンド整備事業時の資料を参考にして判断しますと、本市におきます光ブロードバンドカバー率は74%程度であると考えております。

光ブロードバンドに対応する交換局は、伊集院、東市来、日吉、吹上交換局であり、中川交換局、永吉交換局は光ブロードバンドに対応していないと認識しております。

中川交換局の約700戸、永吉交換局の約800戸が未普及世帯であると考えております。

2番目でございます。中川交換局、永吉交換局につきましては、平成20年度に鹿児島県ブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業補助金を活用して、ADSLサービスを提供しております。

この管内をはじめとして、サービスの届かない市民の一部から、サービスの提供を望む声があると認識しております。

地域住民のサービス開始要望を踏まえ、今後も通信事業者に自主開局による光ブロードバンド整備要望を継続してまいりたいと思っております。

3番目でございます。携帯電話や不感地地域の解消とあわせて、通信事業者には光ブロードバンド整備に向けた要望活動を継続的に取り組んでいきます。

3番目の本市の正規職員、非正規職員の働き方改革について。その1でございます。

働く人々の価値観が変化していく中で、正規労働者だけでなく非正規として臨時や非常勤など、多様な人材を受け入れ、かつ活躍できる職場にすること、また仕事における創造性や生産性を高め、仕事と仕事以外の生活の両立、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現が重要と考えております。

そのためにも、事業主、労働者ともに限られた時間の中で集中的、効率的に業務を行い、時間当たりの生産性を高めるとともに、競争力を高める必要がありますので、これまでの価値観、意識を大きく改革することが、重要であると考えております。

2番目でございます。本年度から一般職の非常食員等の任用根拠や報酬及び費用弁償の額、勤務状況等を定めた条例を施行しており、環境整備を図ったところでございます。

平成29年5月19日公表されました改正

地方公務員法及び地方自治体において、会計年度任用職員の任用に関する制度の明確化や、給付の規定などの改正が行われておりますので、平成32年4月までの法施行に向け制度の検討をしております。

3番目でございます。お尋ねの期間の退庁状況について。5日は26人で降雪対応により宿直しており、6日は23人で午前0時30分、7日は19人で午前1時53分、8日は20名で午前2時30分、9日は10人で午後11時4分となっております。

4番目でございます。毎月、終業後の在庁時間調査を実施し、在庁時間が6時間を超える職員につきましては、所属長が本人と面談の上、事務の調整を行い、長時間の在庁者数が減少傾向にあるなど改善が図られていますが、今年度は台風の接近や降雪対応のための待機などが多かったことが一因と考えております。

以上で終わります。

済みません。今の4番目で、6時間としましたが、60時間を超えた職員ということで訂正させていただきます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1問目の（3）についてお答えをいたします。

子ども・若者育成支援法の基本理念の一つとしまして、就学・就業の困難の内容及び程度に応じて、意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うことが掲げられています。

地方自治体には努力義務として、支援内容の協議や情報交換等を行う機関である子ども・若者支援地域協議会の設置がうたわれ、県内では鹿児島県に置かれています。その相談窓口として、鹿児島子ども・若者総合相談センターが開設され、市町村との連携を図って課題を解決をしているところでございます。

子ども支援センターの拡充によって、本市

の未来を担う若者の支援充実は図り得ると考えますけれども、引き続き県及び市長部局との連携を図りながら、若者の支援を図ってまいります。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

市長、教育長から1回目のご答弁をいただいたところでございます。

引き続き、質問をいたします。

今回、ひきこもりの質問をしたことにあたり、私の経緯を述べさせていただきたいと思っております。

私、親戚も実は高校中退後、一度も就職せずに社会に接点を持たず、ひきこもり状態でございます。そういった中で、なかなかこの問題については、やはり先ほど答弁があったとおり、個人情報の問題もあり、なかなか把握しづらいというのは十分認識しております。しかし今、国もこのひきこもりの問題について力を入れようとしております。

21の都府県で、抽出調査でありますけれども、ひきこもりの調査をしておりますし、平成30年度国が初めて40歳以上のひきこもりの実態調査を、これも抽出でありますけれどもするということで、このひきこもりの問題も少しずつでありますけれども、クローズアップするのではないかと考えております。

今回の質問を通して、やはり行政や議員の方にまずこの問題について知っていただきたいという、そういった観点で私は質問したところでございます。

私も、この1月に和歌山県田辺市にひきこもりの相談機能の取り組みについて調査をいたしました。田辺市は、人口は7万2,000人です。日置市の約1.5倍でありますけれども、田辺市は平成19年度にひきこもりの相談窓口を設置しました。29年3月までの10年間に592の家族、615件の相談がありました。県や民間への企業法人と連携し、

当事者同士が自立に向けての活動や就労支援、県の委託先のNPOが支援し、自立に向けて効果があったと言われております。

やはりそこでも個人の意識やプライバシーの問題もありますが、年間相談延べ件数も300件を超えており、先ほど答弁の中で本市では80人程度の方がひきこもりではないかというそういったことありますけれども、細かく調べてみますと、ひきこもりじゃないにしても、長期未就労の方が本市でもかなりいらっしゃるのではないかと推測されます。

そこで、まず質問いたします。市長、教育長に質問をいたします。

このひきこもり長期未就労につきして、身近に至り、またそういった市民の方から相談を受けたようなケースはなかったのか。差しつかえなければ、お答え願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、そのような方は私のほうも耳にしております。特に、民生委員さんの皆様方とこのことについては、今後とも十分打ち合わせをしていく必要があるというふうに思っております。

○教育長（奥善一君）

お尋ねの件については、私も直接お聞きしたことはございませんけれども、ただアンテナを高くしていくことは必要だと思っております。

○17番（坂口洋之君）

私も、実は同様の相談も受けております。特に、ひきこもりではないにしても、なかなか就職活動をして途中でやめられて、その後、人間関係が悪化してなかなか次の就職が見つからないという、そういった悩んでいるケースもあります。一度なかなか就職にうまくいかないと、長期未就労の状態が続いていると。

私が聞いた相談では、親が年をとって生活がやっぱりかなり厳しくなってきていると。

親の年金も将来的にはあてにならないから、何とかこういった状況を脱したいという、そういった声があります。そういった声は特別な問題ではなく、本市でもかなりのケースが、私はあるのではないかとこのことを強く認識をしてきております。そういった中で、先ほど出ました内閣におけるひきこもりの定義についての、内閣府におけるひきこもりの定義について、もう少し詳しいご説明を願います。

また、本市においてひきこもり、長期未就労が社会に参加できない状態とはどのような状態なのか、本市の認識と考え方をお伺いいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

昨年度、内閣府が公表いたしました若者の生活に関する調査の報告書によりますと、広い意味で捉えるひきこもりについて、社会的自立という観点に着目いたしまして、外出の頻度という観点から、1つ目として趣味の用事の時だけ外出する。2つ目として近所のコンビニ等には出かける。3つ目として自室からは出るけれども家からは出ない。4点目として自室からはほとんど出ないというような、4つの状況に分けて調査がされております。

そして、その4つの状態にあって、かつその状態が6カ月以上続いているものということで、その調査では、内閣府では定義をしているものと理解をしております。

ひきこもりと言われる方々が社会的に参加できない状況につきましては、内閣府等の定義に照らして半年以上社会参加ができない状況にある方で、その背景に本人の病気や特性、性格のほか、家庭や地域とのつながりなど、ケースごとに異なった状況があるものと認識をしております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほども、なかなか実態の把握するのは難しいという答弁をいただきました。

27年12月議会で同僚議員も質問しております。その答弁の中でも個人情報もあり、把握は難しい。しかし、国も深刻化する中で21の都道府県では、抽出であります。実態調査をしております。国や地方自治体も何らかの対策を打たなければならないという認識があります。

ひきこもりの把握へのまず市長の認識をお聞きします。また、まずは本市でもひきこもりについて、ひきこもり長期未就労につきまして民生委員から特に気になるようなケース、情報収集と一歩踏み出すような施策は展開できないのか、お尋ねいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

実態調査等についてでございますけれども、ひきこもりというものに限らず地域には認知症の方ですとか、精神障がいの方などご家族からは日常生活情報を入手することが難しい場合が多いと認識をしております。

先ほど、ご紹介をいただきました和歌山県の田辺市等の先進自治体の取り組み等も研究をしながら、今般策定をしております日置市地域福祉計画とも連動をして、地域の実態を掘り起こして対応していく必要があるというふうには考えております。

ただ、一方で先ほどありましたように、人権という側面もございますので、民生委員さんがひきこもりへの認識を高めるための研修や情報提供を行いながら、地域コミュニティの一員として一人一人が暮らしていける共生社会づくりを進めていく必要があるというふうには考えております。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の中で、民生委員から情報提供をいただきながらということ述べられたと思いますけれども、具体的に今後検討される予定があれば、お答え願いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

具体的な計画は持っておりませんが、先ほど答弁をいたしましたように、まずひきこもりというものが、どのようなものかということにつきまして、福祉課としても検証をいたしまして、その具体的な内容を民生委員さんとともに、研究をした上で、共通認識の上で民生委員さんが地域活動に入っていくということから始めていかなければならないと考えております。

○17番（坂口洋之君）

やはり各地域で実態調査にしても、民生委員がどう接していいかわからないと、そういった問題がありますので、まずは本市においても民生委員の方々に、ひきこもりの方で特に気になるようなケースについて情報収集が、もしあればなんですけれども、また理解を求めるようなそういった研修等を実施していただければと思っております。

次に、教育長にお伺いいたします。

ひきこもりの中で今、中高年齢化が問題となっております。山形県、山梨県でも実態調査をしますと、約半数近くが40代以上ということで、今ひきこもりの中高年齢化というのが実は大きな問題になっております。そういう中で、なかなか要因がわかりづらくなってきております。

そこで、再度質問いたします。

特に、中学校においてもひきこもり状態の生徒もいらっしゃいます。先般卒業式がありました。ひきこもり状態の方々も高校等に進学をされるべきと思いますけれども、やはりそういう状況の中で高校に入ったりして、なかなか学校に通わなくなるような、そういった生徒さんもいると思います。

そういった中で、本市においても不登校の子どもたちや、ひきこもりの子どもたちが卒業した場合、その後、じゃあどういった状況なのか、そういった方々の卒業後の調査を市

としてされているのか、伺います。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えします。

現在、不登校の状況にある児童生徒というのは、学習面や進学面、生活習慣や家族、友人等の人間関係など、さまざまな悩みが複雑に絡み合っている状況にあります。不登校の生徒が中学校卒業後、どのような状況にあるかについての調査は、これまで実施しておりませんが、本年度子ども支援センターにおける高校生の相談件数は13件で、前年度比2件増です。うち、不登校に関する相談は2件で、現在も継続中です。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先進的な取り組みということで、ご紹介をいたします。

岡山県総社市です。ひきこもりを、義務教育修了後であっても、おおむね6カ月以上社会から孤立している状態と定義をし、支援の対象者の年限を定めず、ひきこもり支援センターが設置されておりますので、ひきこもり支援センターを開設し、不登校の子どもたちの進学校のフォローをしております。ひきこもりの家庭の苦労を考えたときに、卒業後の支援策もしばらくは必要ではないかと思えます。

先ほど、子ども支援センターの高校生のひきこもりの不登校の相談というのは2件ということなんですけれども、実際は本市でも卒業後そういった不登校、子ども支援センターには相談に至らなくても、そういった形で悩んでいる不登校の子どもがやっぱりいらっしゃるのではないかとということで、しばらくはやはり、特にこの中学校でひきこもり状態の子どもたちのフォローを、もっとしたほうがよいのではないかとことを提案したいと思えますけれども、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

○教育長（奥善一君）

ただいま、課長のほうから答弁をいたしましたように、高校生までは一応対象ということでもございますし、小中学校で子ども支援センターがかかわった子どもたちというのは引き続き、やはりその支援を求めてくる。そして、それに対してずっとかかわっていくというような対応を続けていただいております。

ただ、それは支援センターのほうに、そういうように支援を求めてくる子どもさんに対して、そういう対応を行っているわけでございますので、やっぱり高校生になってもこの支援センターの対象であるということを、いろいろな機会にやっぱり周知していくということがとても大事だろうというふうに思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

今後も、特にこういった子どもたちの相談のフォローを、やっぱり啓発も含めて実施をしていただきたいと思いますと思っております。中学校時代ひきこもりだった子どもが、必ずしも子ども支援センターの相談に来ていないという、そういったケースもありますので、この問題についても取り組んでいただければと思っております。

次に、市長に再度お伺いいたします。

まず、ひきこもりに関する相談が本市の窓口としては福祉課だと私は理解しておりますけれども、じゃあ本市にどの程度寄せられているのか。

また、27年12月議会の中で、一般質問で民生委員から相談が寄せられているという、そういった答弁がありました。それから2年4カ月です。このひきこもりの問題は、2年4カ月でかなり深刻化し、国も力を入れているという、そういった状況になっておりますので、具体的な自立につながるようなケースがあればお答え願いたいと思えます。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

ひきこもりに関する相談自体に対するご質問でございますけれども、先ほど申し上げました定義に照らしまして、ひきこもりというような仕分けを具体的にしておりませんので、件数ということではちょっと具体的に申し上げられないところですが、ひきこもりの解消に関するご相談というよりも、今後の生活の維持や社会的支援等について、民生委員さんやご家族から随時ご相談があるというような状況でございます。

相談の内容といたしまして、具体的な例として申し上げますが、納税相談から引き継がれたケースが福祉課のほうの就労支援事業へとつながって、就労に至ったケースがあります。その一方で、親の年金収入だけで暮らす長期未就労者のケースを民生委員さんが発見をして、市で相談に応じたところ、最終的にその親御さんがその支援を拒否したため、支援に至らなかったというケースもございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

いろんなケースが述べられたと思いますけれども、なかなかこのひきこもりの問題については、どこに相談していいかわからないという、そういった家族もかなりいらっしゃいますし、また就労支援につきましても、場合によっては経費的な問題がありまして、なかなか難しい、実際生活困窮者の中でのこの就労支援の状況についても、なかなか就労につながっていないというケースもございます。しかし、まずはひきこもりの長期未就労の方々が、社会的にどう接点をつくるのが大事ではないかと思っておりますけれども、そこら辺の考え方を市長にお伺いいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

最初の市長の答弁でもございましたけれども、ひきこもりの方々につきましては、その

一人一人の背景というものが千差万別でございますので、それぞれの中でまず家庭内での接点、それから社会的なつながりというところから、少しずつ社会に復帰できるような支援を地道に取り組んでいく必要があるというふうに認識しております。

○17番（坂口洋之君）

このひきこもりの問題につきましては、今後とも県との連携はもちろんですけれども、やっぱり幅広く社会にこの問題について知っていただくということと、またさまざまな悩みを抱えている方々をいかに相談につなげるかということが、一番大事ではないかと思っております。

そういった意味でも、ひきこもりの講演会、個別の相談会が本市でも実施ができないのか、お尋ねいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

ひきこもりの方々の自立を支援するという事は、今議員が述べられたようなことで、大変福祉政策においても重要なことだと認識をしております。

支援策の一つとして、講演会等のご提案をいただいたところでございますが、対象となる方々の参加についての機運を醸成しながら、地域福祉という観点からも共生社会づくりに向けた取り組みの一環として、障がい者福祉大会等の機会を捉えて啓発活動ができないか、検討してまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

先進的な取り組む自治体におきましては、講演会等また個別相談会を開くことによって市民認識をつなげる、同時にそういった方々の相談を引き出すという施策に十分反映させていただきますので、今後とも十分な検討をいただければと思っております。

子ども支援センターについて、再度お尋ねをいたします。

子ども支援センターは、児童生徒及び保護者に対する育児相談、健康相談、教育相談を実施しております。平成29年度において、12月末現在、延べ件数ですけれども29年度で2,993件ということで、かなり個別な数字も上がってきておりますけれども、まずこの子ども支援センターについて相談の効果が私は評価できております。

まず、教育長にお尋ねいたします。

子ども支援センターの、これまでの取り組みについて教育長自身どう評価されているのか、お伺いいたします。

○教育長（奥 善一君）

本市の子ども支援センターにつきましては、今件数はおっしゃったとおりでございますけれども、一番取り組みとして評価できると思いますか、これは教育委員会とそれから健康保険課、そして福祉課、これが連携をとってやっているという点であると思います。

そういうことで、そのさまざまな要因からの相談に対して、それぞれの部署で連携をとりながら、適切に相談をできているというような意味で、非常にいい取り組みがなされているのではないかなというふうに思っております。

ただ、おっしゃるように、先ほどご指摘がありましたように、そのような課題を抱えている子どもの把握というのが、やはり一つのポイントになるかというふうに思いますので、関係の学校あるいは幼稚園、保育所等との連携も十分図りながら、できるだけ多くの子どもたちに対応できるように工夫していく必要はあると思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

子ども支援センターの相談状況について、先ほどご答弁いただいたところなんですけれども、特に高校生以上の子どもたちが、先ほどは不登校の相談が2件あるということだっ

たんですけれども、それ以外に高校生の子どもたちはどんな悩みを抱えているのか、そこら辺の分析について本市の考え方をお尋ねいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

先ほどの高校生の相談におきましては、不登校以外の相談としましてはやはり進学問題、それから中学校までの人間関係とはまた異なる人間関係が出てきますので、友人関係との問題、やっぱりそういったところでの相談等もある状況にあります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

高校生の相談につきまして、特にやはり人間関係が一番重大な相談内容かなということ認識しておりますけれども、現在子ども支援センターの対象年齢は18歳です。特に、19歳から上の方々でも悩みを抱えているような、そういったケースもあります。

一つは、県が若者の支援センター的なものがあると思っておりますけれども、自治体によっては子ども・若者支援センターという名称で、幅広く若い世代まで相談機能を充実させている、そういった自治体も本市と同様、同規模の自治体でも実施してきているところがありますので、やはり19歳でも、若い世代の相談機能をもうちよつと本市として充実させていく必要があるのではないかということをお伝えしたいと思っておりますけれども、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、その年代が高校生であろうが、若者であろうが、やはり気楽に相談するそういう体制というのは今後とも十分充実していく必要があるというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

ホームページを見ても、子ども支援センターの対象年齢が18歳までという形で、

19歳以降は表示されておられませんので、そこら辺のやっぱり変更点が必要ではないかと思えますけれども、そこら辺についての考え方を再度お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

そこあたりまた、要綱等いろいろとまた担当とも詳しく検討させていただきたいと思えます。

○17番（坂口洋之君）

今回、特にひきこもりの相談機能の充実について質問いたしました。いろんな取り組みで、自立支援に向けているそういった取り組みをされているところもありますけれども、今回はまずは入り口の第一歩であります相談機能の充実について絞って質問をさせていただきたいと思えます。これからも、この関係する問題については、質問を続けたいと思えます。

次に、ブロードバンドの4地域の未普及地球の状況について、再度質問をいたします。

本市におきましては、74%程度のブロードバンドのカバー率というご答弁をいただきました。

ブロードバンドのサービスの設置率につきましては、全国の都道府県でかなり差があります。鹿児島県は、高知県で2番目に低い設置率でございます。まず、この下から2番目の整備状況である本件の状況への認識と、鹿児島県がなぜここまで設置率が全国に比べて2番目に低いのか、そこら辺の要因について市としてどのような認識をされているのか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

特に鹿児島県は離島もございまして、また人口密度というのも大変低いという、また面積が広いという、そういうこのブロードバンドの場合は、面積がそれだけ広くあれば、密集していなければ、この普及率というのは低くなりますので、そういう要因で、鹿児島県

全体が低いというふうに認識しております。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の中で、現在中川交換局に700戸、永吉交換局で800戸の未普及世帯があるという、そういったご答弁をいただいたところでもありますけれども、日吉地域は平成28年に地元の要望がありまして、ブロードバンドの整備がなされました。整備費が3億5,000万円、日置市の負担額が8,700万円の負担額であります。

今回、この日吉地域の整備につきましては、地域間の情報格差の是正ということで取り組まれておりますけれども、では具体的に日吉地域のこういった地域が整備され、また日吉地域の未整備の状況はどうか、今回の整備したことによって、こういった効果が生まれたのか、お尋ねいたします。

○企画課長（堂下 豪君）

お答えいたします。

日吉地域の光ブロードバンド整備事業におきましては、局舎を中心に考えていきますので、局舎のある中心部を中心に需要を考慮したエリアというのがございます。それに加えまして、住吉、日新、扇尾の各小学校や神の川、山田、草見などのエリアを加えまして、ほぼ全体的には整備されていると思っております。ただし、幹線に沿って整備していきますので、幹線から遠く離れた山間部などはカバーされておられませんので、提供カバー率は74%程度となっているところでございます。

整備効果でございますけれども、情報通信環境を向上させることで、生活の利便性向上、不便さを感じない都市基盤づくりにつながっているものと思っております。特に、これまで要望の高かった事業所等からは、待ち望んでいたということで喜びの声をいただいたところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

どうせ、やっぱり民間企業がかかわりますので、一定の効率化というのも求められるのも事実でございます。そういった中で、本市では日置市地域情報化基本計画が作成をされております。平成28年度に改定版が説明されております。その計画を読みますと、平成28年から平成32年、全地域ブロードバンド化5カ年計画、しかし、社会経済情勢、本市の財政状況を見ながら、必要な施策を的確に選択をするとうたわれております。では、この地域情報化計画の中でブロードバンドに対する本市の整備計画の考えと、整備に関する財源、財源主体との協議の状況はどうか、ご説明を願いたいと思います。

○企画課長（堂下 豪君）

全地域へのブロードバンド整備計画につきましては、市民誰もが情報化社会の利便性を享受できるように、また通信環境の格差の是正を進めていくことを目的としているところでございます。

この基本計画でいいます全地域ブロードバンド化につきましては、光回線だけに限りませんで、携帯電話通信も含めたブロードバンド全般を示しているところでございます。

電話回線を使いましたブロードバンドは、局舎単位で考えていくわけでございますけれども、光回線につきましては継続的な要望活動の結果、吹上交換局につきましては28年度にNTTの自主開局となったわけでございます。先ほどからありますように、28年度には負担金方式の民設民営で日吉交換局を整備してきました。

ブロードバンドには、永吉交換局と中川交換局を整備しましたADSLも含まれますので、28年度の日吉交換局の整備で局舎単位でのブロードバンド化の整備は、ひとまず完了していることとなります。

しかし、今後永吉交換局と中川交換局をはじめ、市内の光ブロードバンド化に向けまし

ては、まず採算に見合う利用者確保の見込みがないと、なかなか難しい話でございますので、状況や負担額などを踏まえまして検討していかなければならないと考えているところでございます。

財源につきましては、これまで過疎債等も活用してきたところですが、一般財源からの支出も必要となりますことから、費用対効果をしっかりと見極めて判断していきたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

先ほど、日吉地域の整備状況も踏まえて、民間企業の進出というのも非常に大きいので、民間企業もなかなかニーズがなければ参入しにくいという、そういった一方では課題もあります。

私は今回、未普及地域の方々から実は相談がありました。それは、一つは今その未普及地域と言われる地域では、過疎高齢化が進みまして、いかに地元若い人が残ってもらうか、同時に空き家がふえてきておりますので、空き家を活用した移住策に非常に力を入れております。しかし、ブロードバンドが整備されていないということで、なかなか市外から若い方が移ってきにくいという、そういった一方では課題があります。

そこら辺の状況について、市長自身は認識をされているのか、お尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

ブロードバンド化によって、若者を呼び込める。特にさっき話がございましたとおり、永吉、中川、ほかの地域も平鹿倉、とかいろんなところもやっております。ですけど、実際それが功を奏して若者がその地域に来たかといえば、これはちょっと疑問な部分もございます。

先ほどもございましたとおり、今後やはり事業者と私ども、またその地域としながら、この財政的な負担というのが一番大きな課題

でございますので、やはりこれを活用していただける、幾らの加入率があるのか、そういう実態もきちっと調べて、今後の場合は整備していく必要があるかというふうに思っています。

○17番（坂口洋之君）

今後とも、地域のやっぱり実情などもまた、一方では実態調査もしていただき、また情報提供もしていただければと思って、どのくらいかかるかというのも、やはりそういった方々にも一方では認識をしていただく努力も、市としてはしていただければ思っております。

では、本市の正規職員、非常勤の働き方改革について質問をしております。

今、鹿児島県でも民間企業や公的機関でも働き方改革が進められております。昨日も、MBCのテレビを見ておりましたら、鹿児島県内の2つの民間企業の働き方改革が進められております。

一つは、働き方改革の背景におきましては、やっぱり地元の人材がなかなか残ってもらえないと。特に、専門性の高い方がなかなか県外に流出しているという、そういった鹿児島県独自の課題もあります。また、長時間労働も特に鹿児島県は日本銀行鹿児島支店の調査によりますと、男性の労働時間が日本で一番長いと。有給休暇の取得率が低いと、高校、大学生の県内就職率が低くて、卒業後の離職率が高いというそういったデータがあります。

では、本市本県の民間企業を含めて、働く環境、働き方改革についての市長自身の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このことについては、今国会の中でも働き方改革という中で論議しているのもあります。特に今言った人手不足、これも大きな要因になっているのも事実でございますし、また長時間労働、こういうものも解消していかなければならない。特に、今後建設業界におきま

しても、週二日制とかいろんな形が出てまいるので、これが本当に現実的に労働者の確保等それができるのかどうか、ここにおきます働き方改革というような、私ども日置市内にありますあらゆる企業の中にも、そういう起こり得ることでございますので、今後やはりその企業とも十分コミュニケーションをとりながら進めていきたいというふうに思います。

○17番（坂口洋之君）

本市は、異業種交流会を設置して、自治体として民間企業との横のつながりを強めるということについては、非常に高い評価をお聞きしております。特にやっぱり働き方改革についても、本市の場合は中小企業が多いということで、一概になかなか難しい面もあるかもしれません。

一方では、人材がかなり流出しているという状況を見ましたら、可能な限りできる範囲内で行政としても民間企業と連携をしながら、少しでも改善に努めていただきたいと思いますけれども、本市も今、人手不足が非常に深刻化しております。介護や保育士につきましては、処遇改善が進められております。建設業につきましては、鹿児島県が2月から建設工事にかかわる中で、週休二日で取り組むような、そういった企業については受注額等をふやすという、そういった一定の方向性も示されております。

特に、建設業につきましても、休みがふえることによって、日給制の方が多いいということで、収入が減るといふそういった心配もありますし、納期をどう終えるかというそういった納期的な面も課題になってきております。そういった課題があるんですけれども、現在本市では特に人手不足が指摘されておりますけれども、こういった分野の種類、職業が特に人材が足りないと思われておりますか、そこら辺の状況をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

本市におきましては、異業種の方々約二十数社が集まりまして、合併してからいろんな状況を話し合いをさせていただき、また規模拡大ということもさせていただきました。特に今、海外の就労という中におきまして、農業関係また製造業こういうところに、本市におきまして特にインドネシアとかフィリピンとか、そういう方々が就労しているのも事実でございます。

○17番（坂口洋之君）

本市も、特に職種によっては外国人の方々がいなければ事業として成り立たないという、そういった状況もあるのも私も理解しております。

先ほどもおっしゃるんですけれども、鹿児島県が県の事業に関して週休二日制を取り組む企業への支援策ということで、工事費用等の上乗せをするというそういった動きもありますし、日本の建設業協会も週休二日制、将来的な週休二日制というにも打ち出してきておりますけれども、特に建設業につきましては本市においても零細企業が多いという、そういった背景も理解はしているんですけれども、今後こういった、建設業がこういった動きに対して、行政として何らかの支援策があればお答え願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このことについては、ことしから県の建設業界のほうも取り組んでいきたいということでございまして、実際すぐこの週二日制になるのかわかりません。特に、この日雇いをしているの方々については、この週二日制になることにおいて手取りが少なくなってくる部分もございまして、これを基本的に予算を上乗せして、人件費の項目をどう見ていくのか、ここあたりが今後やはり予算策定をする中において、まだ十分検討していかなければならない。

このことについては、また県ともいろんな関係者とも打ち合わせをしながら、今後のこの建設業界におきます週二日制というのを検討していかなければ、特に大手のほうは十分こういうのに対応できるんですけど、どうしても私どもは中小企業という一つの本当に5人とか10人以下の建設業界が多うございますので、そういうところに本当に週二日制が適合するかどうか、ちょっと私自身自身も疑問に思っておりますので、十分ここあたりは業界とも話もさせていただき、また対応策について、また業界からどういうご要望があるのか、そういうことも拝聴して進めていきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

きのう、MBCテレビで出た建設業は県内でも大手ということで、そういった中で特にIT化とか、夏の暑さ対策などにどう取り組むかということで、少しでも働く環境をよくすることによって県内にいい人材が残るといふそういった取り組みがありました。

本市の状況を見ますと、やっぱり特に零細な企業が多いということで、同様の方向性をすぐにするのは私も難しいというのは十分理解しておりますけれども、そこら辺はまた事業者の皆さん方と十分協議をしながら、できる範囲以内で少しでも進めることによって、若い人が魅力的に建設業で働きやすいという、そういったことも一方では必要ですので、今後とも続けていただきたいと思っております。

次に、非常勤職員の処遇改善について再度伺います。

本市でも、正規職員はやや削減されております。非常勤の職員の方が非常にふえてきております。まず最初に、非常勤職員がふえてきている、増加している背景と資格内容によっても人材不足も指摘されてきておりますけれども、そこら辺について市長はどのような考え方を持っていていらっしゃるのか、お尋ねい

たします。

○市長（宮路高光君）

特に、正職員のほうも数が減っているのも事実でございます。特に、現業職のほうが基本的に削減してきた経緯がございます。特に今、こういう専門性といいますか、特に介護を含めた中におきましては、専門性の登用といいますか、雇用も大事でございますので、特にそういうところについては非常勤制の方々にお願いしながら、また民間と同じような給料体系を含め、またそういう社会、非常勤であっても通勤手当が出たり、社会保険化したり、ボーナスが出たり、そういう体系的なことはやっておるつもりでございますので、これは今後やはりこういう方々は多くなっていくことは事実であります。

○17番（坂口洋之君）

本来ならば、正規職員とほぼ同様なスキルが求められるような方が、非正規職員ということで働いております。国も、今正規職員が削減される一方で、非常勤職員の処遇改善についても力を入れております。

昨年5月に、地方自治体の一般職の非常勤職員の期末手当、ボーナスを支給できるように、地方改正自治法が成立しております。

特に、財政難の自治体でふえている非常勤職員の処遇改善により、正規、非正規の賃金格差を是正する同一労働、同一賃金を推進し、2020年4月から施行されます29年8月23日付で通知をされております。その通知の内容と本市ではどのような方々が該当するのか、お答え願いたいと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

通知の内容でございますが、自治体非常勤職員の処遇改善ということで、今後さまざまな条例、規則等の改正が必要になってくるということで、当然今の通勤手当は出しております。あと、一時金等は今後ということで、そういったことも含めて検討する必要がある

かと考えます。

職種につきましては、主な職種は専門職も含めてなんですが、日置市の一般職、非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例、施行規則がございます。

別表に掲げておりまして、例といたしまして保健師、看護師等の職種の方が該当すると、その他、事務的な部分もございまして、別表に掲げている職種の方が該当することになるかと考えます。

○17番（坂口洋之君）

2020年からということでございますので、十分調査検討していただければと思っております。

次に、職員の多忙化についてお尋ねをいたします。

2月5日が26人、2月6日が23人で午前0時30分、2月7日が19人で午前1時53分、2月8日が20人で午前2時30分、2月9日が9時以降が10人で帰りが午後11時4分でございます。

翌日超えた帰宅もあるようでございまして、市長自身どのような認識をされているのか、お尋ねいたします。

○総務課長（丸山太美雄君）

ご指摘の日にちの部分でございますが、降雪、雪が降った時期等もございまして、緊急な対応が必要になったと。また、施設の突発的な事案等がございまして、その対応に追われたという、突発的な事案等がございました。一応、勤務状況につきましては、報告を受けておりますので、実際のところが体調に変調は、変化はないとは聞いてはおりますが、そういったことでなるべくそういった場合は休暇を取るなりということで、対応するようには指導しているところでございます。

○議長（並松安文君）

坂口議員、あと2分です。

○17番（坂口洋之君）

やっぱり職員が帰る時間が12時を超えて、5日間でこういった時間になってきているというのは、やはり突発的な問題だけなのか、その分析をしっかりとされているのか、お尋ねいたします。

恒常的に夜遅くまで電気がついている状態は、この1年続いているような気がしますけれども、その辺の状況について再度お伺いいたします。

○総務課長（丸山太美雄君）

退庁時間として、職員の勤務実態は毎月把握をいたしまして、所属長から報告をいただいているところでございます。

業務量等の把握によりまして、業務の改善を図るという趣旨からいきまして、必要に応じて体調に負担がない場合は、なるべく時間外勤務も減らすという方向で指導をしているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

適正な時間で帰る職員もいる反面、課によっては余りにもちょっと勤務時間に差があるというのを、私は認識しておりますけれども、そこら辺の状況については是正がされたのか、お尋ねいたします。

○総務課長（丸山太美雄君）

先ほども申し上げました毎月の在庁時間の調査をいたしまして、それをもとに今後また人事異動等もございしますが、平均的な在庁時間が長いところにつきましては、職員体制の見直しも含めて検討をさせていただいているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

では、一昨年と比べて何課の職員の方々がかなり多忙であったのか、その状況を分析されているのか、お尋ねをいたします。また、特に専門職の方々の負担というのがなかなか改善されてきておりませんが、その状況についてお尋ねいたします。

○総務課長（丸山太美雄君）

課によっても業務が集中する時期等もございします。また、時期によっては選挙の対応とかは、その月だけが勤務時間が多いケースもございしますが、災害対応とかそういったことがありまして、産業建設部の所管の業務については災害が起こるとその後の災害査定とか、そういったことで業務が集中するというの部分はあるかと思っておりますので、そういったことは業務量の調査をもとに、今後またできるところから是正をしていく必要があるかと考えます。

○17番（坂口洋之君）

最後の質問をいたします。市長にお尋ねいたします。特に産業建設部の課の負担というのは、やっぱり依然として課題となっておりますけれども、改変策を今後検討されることがありましたらお答え願いたいと思います。

これで質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

建設については、今までも議員のほうも何回も指摘し、あそこに電気が遅くまでついているということでございます。

特に、私どももこの2、3年、この産業建設技術員の採用ということをやってまいりました。特に入れかわりもございまして、まだなれない部分もございしますが、仕事量にあった技術員の採用、また経験といいますか、中途採用というのもことしもやっておりますので、ここあたりも十分そういうことを含めて改善していくために、その採用をやりたいというふうに考えております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、20番、田畑純二君の質問を許可します。

〔20番田畑純二君登壇〕

○20番（田畑純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目、一般質問いたします。

市政最高レベルの方針を引き出す質問として、第1の問題、本市の移住、定住、交流人口政策についてであります。

1番目、人口減少と少子高齢化がますます深刻化してきている本市でも、人口減少に少しでも歯どめをかけるには、本市の移住、定住、交流人口政策がキーポイントになっております。そこでまず、昨年と本市の移住、定住、交流人口の世帯数、人口数と一昨年との比較、最近数年の傾向、おのおの平均年齢数とをお示しください。

そして、市長はこれらの数字を本市の人口減少の歯どめに向けてどう思い、評価し、今後の本市の持続可能で夢と希望の持てる発展、活性化にどう結びつけていくかなど、市長の具体的でわかりやすい見解と、今後の明確な方針方策をお伺いいたします。

2番目、本市では東京・大阪である鹿児島移住交流セミナーに参加し、移住を検討している方々へのPRや具体的な相談会を実施、移住パンフレット等も工夫しております。これらを含めた本市での今までの移住、定住、交流人口増加策の進め方と、その成果、効果の出方、及び今後の強化策課題等への対処方法等をお示しください。

3番目、本市では移住を後押しするための移住促進対策事業補助金を設け、本市のPRの仕方の一つとして現在、移住、定住の方に最大100万円の補助制度がありますが、その現在の活用のされ方と、その成果、効果、そしてその制度の今後の強化策やパンフレットの活用の仕方など、具体的にわかりやすく説明してください。

4番目、鹿児島市は2018年度の組織再編で、移住推進室を新設すると発表しました。出張係長は政策企画課長、係長が兼任し、事務員1人と移住支援コーディネーター1人が加わり、4人体制とします。そして、移住希望者への就労、子育て情報の提供や相談を充実させます。

本市でも、なお一層移住人口をふやす手段の一つとして、このような推進室新設を来年度以降に向けて検討してみてもはいかがでしょうか。市長の積極的でやる気のある具体的でわかりやすい明快なる答弁を求めます。

5番目、本日置出身の方は、日本全国あちこちに多数住んでおられますが、ふるさと日置市を思い出し、幼少年、青少年期の思い出などに思いをめぐらせながら、日常生活を行い、現在のふるさと日置市が安心安全で誇れる住みよい町であってほしいと、誰もが願っておられると思います。

私も、福岡、大阪、インドネシア、東京、名古屋などあちこちに住み、22年前にUターンしてきましたが、そのような思いをした一人であります。もちろん、本市出身の皆様方の生活の仕方、生き方、考え方、価値観、人生の考え方など、多種多様で一概に、一言で言えるのではなく、余り多くは期待できない面もあります。

しかし、日本全国、特に関東、中京、関西地区等の県人会や、関東の日吉会など、出身地団体、郷土会などで、本市の魅力のPRを積極的に行い、移住、定住、交流人口に結びつけていくのも一つのやり方だと私は思って、実際に関東日吉会に出席したときは、私はそのように心がけておりました。

そこで、お伺いしますが、ここ数年の関東・中京・関西地区等の県人会や、関東日吉会と郷土会での、本市の魅力のPRの仕方、移住、定住、交流人口像の効果はどう出ていますか。また、今後、これらの組織をどうう

まく活用していくつもりでしょうか。市長の明確で、具体的でわかりやすい答弁を求めます。

2番目、本市の企業誘致対策についてであります。1番目、企業誘致は地域経済の発展活性化や、雇用促進による人口減への歯どめ等に非常に大きな効果をもたらし、日本全国どの自治体でも非常に大きな課題として真剣に取り組んでおります。

本市でも、最近では伊集院町下谷口でのセイカ食品の日置工場の完成、日吉町草見地区の浜崎建設の工場移転、本社機能集約への工事準備中や伊集院町清藤工業団地への株式会社ユー・エム・アイ（U m i）の工場進出済み、そしてパナソニック跡地への有効活用についての交渉などが現在行われております。

そこで、市長にお尋ねいたします。

平成17年5月1日本市誕生後の吹上、東市来、伊集院地域の各々工業団地等への企業誘致数、新設数とその内訳、企業名及びそれらの雇用増加などはどうなっているのでしょうか。また、市長はそれらの数字をどう評価しているか、市長の率直で明快な見解を求めます。

2番目、それらを踏まえての本市の今後の中長期的な企業誘致戦略を、市長はどう考えておられるのでしょうか。市長の今後の率直、具体的でわかりやすい方針をお聞かせください。

3番目、第2次日置市総合計画平成30年度総合計画実施計画主要事業一覧、計画期間30年度から32年度の12ページに企業誘致対策費を計上しております。その事業概要として、企業が立地することにより、地域における就業機会の増大を促進し、市全体の活性化を図るため、企業誘致に積極的に取り組む、新規地元雇用の要件について日置市から鹿児島連携中枢都市圏に拡充したと記述しております。これらを、これら一般市民には抽

象的で理解しづらい面が多いですので、もっとわかりやすく、明確な本市の具体的方針はどうであるのか、お伺いいたします。

4番目、私は12月の一般質問の2問目に、雇用をふやすための企業誘致と、それに対する職員の対応について質問しました。

それらに対する市長の答弁は、概略次のようでありました。今後やはり、人口減少していくので、自治体の競争また企業誘致が今後とも大変大きな課題である。その中で職員がどう踏ん張って、この難局を乗り切っていくのか、それには一人一人の能力を上げていかなければならない。そのためにはどういう研修をしていくのか、やはり試練場をくぐっていける職員を数多くつくっていくことが、やはり10年、20年先に残る日置市の姿であると認識している、このように答弁されました。

そこで、改めてお尋ねいたします。企業誘致を全国国内機関で競争していますが、本市は他社よりも有利な条件をどう考え、それに向けて職員にどう研修を行い、実際に行い、どう教育指導しているか、改めてお伺いいたします。市長の、今後の明白で具体的方針・方策をお伺いいたします。

○議長（並松安文君）

田畑議員、もうちょっとゆっくり発言してください。

○20番（田畑純二君）

第3点、明治維新150周年に向けての、本市の対応についてであります。

1番目、明治150年にに向けた取り組みについて、政府は明治150年関連施策政府各府省連絡会議を設け、中間取りまとめを公表しました。その内容は、1番目、明治以降の歩みを次世代に残す施策。2番目、明治の精神に学び、さらに飛躍する国へ向けた施策。

3番目、明治150年にに向けた機運を高めていく施策であります。

本市でも、日置市ならではの歴史や文化の魅力を市内外にアピールしていくとして、平成17年度、18年度予算でも、明治維新150年関連事業を発表はしております。また、最近では具体的に日吉町、日置では日置地区公民館を中心に、NHK大河ドラマ「西郷どん」日置愛好家が、去る2月1日に日置市西郷どん会を発足させ、3月4日には町内各地に100本ののぼり旗を設置し、出陣式も行いました。その方につきましては、2月9日の南日本新聞にも写真とともに掲載されました。

そこで市長に改めて、あえてお尋ねいたします。明治維新150周年に向けての本市の機運を高め、さらなる飛躍する市へ向けての本市の来年度施策と、それに関連をした任意団体組織への支援をどう実施していくか、具体的にわかりやすくお示してください。

以上を申し上げ、おのおのに明確、内容のある、誠意溢れる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、本市の移住、定住、交流人口の政策について、その1でございます。

県推計人口をもとにした本市の人口は、平成29年10月現在で4万8千423人、世帯数で1万9,627世帯となっております。昨年1年間で28年10月から29年9月の動態を見ますと、転入者1,924人、提出者2,043人となっており、転出が転入者を上回る社会減となっております。

直近3年の動向を見ても、社会減で推移してきており、進学、就職を契機として、年齢階層が市外、県外に転出していることが影響していると考えます。全国的にも東京一極集中に歯どめがかかっていないところですが、若者等が安心して働ける仕事の創出に積極的に取り組み、移住、定住につなげていきたい

と考えているところでございます。

2番目でございます。本市の移住、定住施策におけるPRの柱は、鹿児島市に隣接することにより、地理的優位性と位置づけ、ちょうどいい田舎をキャッチフレーズに、パンフレットなど統一したアプローチを行っております。現在は、都市圏でのPR活動を通じまして、知名度の低さなどを実感するものの、この取り組みが関心を引く、知名度を上げるという意味での手ごたえを感じております。

移住、定住や交流人口増のポイントはPR、情報発信が第一であると考えますので、継続して積極的な情報発信に努めてまいりたいと思っております。

3番目でございます。移住促進対策事業費補助金のことであろうかと思いますが、本事業は平成24年度にスタートし、新築や中古物件を購入し、要件を満たした移住者に補助金を交付するものであり、これまで144世帯、460人がこの制度を活用して、新たに移住しています。

本事業は、本年度までの事業でしたが、内容を見直し、2年間延長することとしています。今後は、若者、子育て世代の移住、定住支援に力を入れることとし、独身者も対象に加えるなど、これまでも問い合わせや要望を検討し、見直したところでございます。

4番目でございます。来年度は地域づくり課に定住促進係を新設し、移住、定住及び空き家バンク、公共交通を所管することとしております。特に、移住、定住施策は地域住民と市がどれだけ一体となって取り組むかがポイントであると考えておりますので、コミュニティ施策を所管する地域づくり課に移管することで、さらに事業効果を高めていきたいと考えております。

5番目でございます。昨年、移住パンフレットが完成し、各県人会等に配布しております。その際、本市PR等の柱である地理的優

位性についてでも触れ、PRの協力依頼を行っているところがございます。このように、本市出身者やゆかりのある方で、本市のPRに協力をいただいたと考え、来年度も移住サポーター制度の創設を予定しております。

市内外に無償ボランティアによる協力者を募集し、市に登録する制度で、情報発信してほしい内容を広く流していただくなどの役割を担っていただきたいと考えております。

県人会等の組織も心強い味方でありますので、今後も機会を捉えては情報提供を行い、本制度の登録及びPR活動の協力をいただこうと考えております。

2番目の、本市の企業誘致対策のその1でございます。日置市誕生以降、清藤工業団地にてまひま堂、しまうまプリントシステムなど5社、藤本工業団地に鹿児島ケース、上原工業団地に富士エネルギーがそれぞれが立地しているほか、昭光エレクトロニクス、セイカ食品などあわせて10社が立地協定を締結し進出しております。

既に創業しています企業の全体の雇用者数は、本年度の2月現在で約580人と、創業当時と比べると300人を超える増加となっております。進出企業の経営努力により就業機会の増加と雇用場の確保、産業振興に大きく貢献していただいていると高く評価しているところがございます。

2番目でございます。継続して、企業誘致活動が必要ですが、新たに企業の進出はなかなか厳しい状況にあると考えております。これまで、立地・操業している企業が、設備投資で増設したり、雇用者数を増大してきていますので、立地後の対応も大事だと考えております。

立地・操業している起業を定期的に訪問し、情報を得ながら相談に応じることで、新たな立地につなげていくことも重要になっていると考えております。

3番目でございます。平成30年度の総合計画、実施計画に計上しております企業誘致対策費の事業費は、30年度分は29年度に立地協定を締結し、工場を新設または増設する3社の工場と立地促進補助金になります。企業の立地を促進し、産業振興と雇用増大を図るために、設備投資額新規地元雇用者のその状況に応じて補助金を交付するもので、31年度以降は新たに新增設する企業1社分を見込んで計画しているところがございます。

4番目でございます。鹿児島市に隣接し、短時間で移動できるという地理的優位があると考えています。特に清藤工業団地は、南九州西回り自動車道のインターにも近いということが評価されております。

担当職員への教育指導ということでございますが、先ほど申しましたように立地企業をはじめ、県や関係機関と密接な連携をとり、社会経済情報の動きを敏感に捉えながら、将来の増設計画や取引企業等の動向などの情報を得ることに努めることが、まずは大事と考えております。

3番目の明治維新150周年に向けての本市の対応について、明治維新150周年の慣例事業として、平成29年11月4日に第15回全国おやじサミット鹿児島大会 in 日置2017を開催している鹿児島県図書館長原口泉氏を講師にお招きし、西郷隆盛や明治維新前後の時代に関する基調講演も開催しました。

また、平成30年度は明治維新150周年の節目の年となることから、幕末維新期の日置地域とのかかわりについて、企画展、応援会、史跡めぐりなど、地域の文化財を活用した各事業を通して、日置市の歴史的文化と観光資源のPRを行い、文化振興に努めたいと考えております。

以上で終わります。

○20番（田畑純二君）

先ほどの1問目では時間が限られていたもので、ちょっと早口になってしまいましたけど、2問目につきましてはゆっくりとお伺いしますので、市長、それなりに答弁してください。

市長からそれぞれの答弁をいただきました。それらの答弁とダブる部分もあるかもしれませんが、さらに深く突っ込んで、別の角度視点からも含めていろんな重点項目に絞って質問していきます。

本市の移住、定住、交流人口政策について、先ほども答弁ありましたんですけども、今年の12月議会での同僚議員の一般質問の中での「本市での移住、定住政策の成果課題はないか」という質問に対して、市長は次のように答弁されました。

まず1番目には、空き家バンク制度のことについて言われました。2番に課題いたしまして、市民を巻き込んだ移住サポート体制の構築は、移住者増につながる大きなポイントであると感じておりますので、今後のこの体制づくりを行いながら、主なターゲットを若者に置き、移住推進を図っていきたいと考えておりました。

先ほど、答弁あったんですけども、そこで市長にお尋ねいたします。

その後の空き家バンク制度の運用状況と、市内外からの転入につながった件数、そしてその後の市民を巻き込んだ移住サポート体制づくりの進捗状況、主なターゲットを若者に置いた移住推進の現状はどうなっているのでしょうか。市長、わかりやすくもうちょっと具体的明確に教えてください。

以上。

○市長（宮路高光君）

空き家バンク制度につきまして、3月1日現在59件の登録あります。賃貸売却の制約に至ったのが22件で、このうち市外からの転入は11件でございます。

移住希望者の移住実現に向けてのサポート体制づくりは、来年度から具体的に取り組むために、新年度予算に必要な予算を計上しているところでもございます。これまで、家族を持つ転入者の支援ということで、移住施策を設計しておりましたが、来年度から単身世帯を含む世帯へも拡大いたしまして、実施していきたいというふうに考えております。

○20番（田畑純二君）

それから、第2次日置市総合計画、計画期間、平成28年度から平成37年度の小冊子、47ページに第1章分野別計画、第2部豊かな自然と調和し、安全で安心して生活できる快適なまちづくり、生活環境の中で、現状と課題の中に次のような記述があります。

すなわち、また定住促進政策を推進し、人口の減少に歯どめをかける必要があります。過疎地域においては、空き家の増加が見られ、防災、衛生面での課題があり、移住可能な空き家については移住者への施策等を推進する必要があります。このように記述されています。

このような計画に基づいて、本市では2018年度当初予算に移住、定住促進対策事業費として4,519万5,000円を計上するなど、各種定住促進対策を推進しております。そして、平成30年度施政方針及び予算説明の中にもありますが、ここで改めてさらに詳しくその主な政策の現状と方針を説明してください。

○市長（宮路高光君）

特に、来年度から空き家関連の事業費も移住、定住促進事業費として予算を集約いたしまして、定住促進に深くかかわる補助金として活用していきたいというふうに思っております。

また、日置市への移住を積極的に後押しするため、一定の条件に該当する移住体験者に対しまして、滞在費といいますか、そういう

ものも考えて、幅広くそういうことをこの予算の中に組んでおります。

○20番（田畑純二君）

じゃ、そういう方向で進めていただきたい。

それから、私の所属する総務企画常任委員会は、昨年11月9日、10日、行政視察として移住定住対策を調査するため、熊本県人吉市と大分県豊後高田市を訪問しました。その中で大分県豊後高田市の調査結果をお知らせしましたが、この件につきましては、先般の「ぎかいのとびら」にも掲載されました。

それで、同市は「夢をかたちに 未来に光り続けるまち」を目指してということで、1番目に、地方に仕事をつくる、2番目に若者が安心して結婚して子どもを産み育てられる環境をつくる、3番目に、都市部から地方へと人の流れを変えるなどの柱で移住、定住対策に取り組んでおります。

そして、その主な事業内容は、1番目に先ほどからもありますような空き家バンク制度、2番目に、住宅用地の造成・分譲、3番目に新婚さん応援住宅、4番目に子育て応援住宅、5番目に田舎暮らし体験、6番目に就労支援、7番目に就農支援、8番目に婚活・結婚応援体制、9番目に企業結婚応援隊などですが、本市でもこのような中の参考になる施策は積極的に検討していくべきだと考えます。

市長は、これらの事業内容を聞かれて、本市ではどの施策が適当で参考になり、本市でも今後の同市の協力を得ながら移住、定住促進に努めていきたいのか、もしくは詳しくその市長の見解と今後の方針等をわかりやすくお聞かせいただきたい。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございました豊後高田市におきますこの定住促進、大変、地方総合戦略の中でもいろいろと列記して、九州市長会の中でもこのことについてご講演もありました。

今後、私どももやはりこういう先進地の事例等も十分参考にしながら、日置市にどれが合うのか、今後とも参考にさせていただきたいと思っております。

○20番（田畑純二君）

20番。そういう方針で、やはりいい先進事例には本市も見習って、できるだけ移住、定住、交流人口がふえるようにしていただきたい。

それから、本市でもスポーツによる交流人口の増加に向けて、合宿の誘致や受け入れ体制の整備をきっちりと行うべきであります、本市の実態はどうなるのでしょうか。

また、NHKの大河ドラマ「西郷どん」の放映も始まっており、ことしは本市の観光客など多くの交流人口が見込まれ、2年後には鹿児島国体も開かれることもあり、今後ますます本日置市を訪れる人も多くなると思われます。

そして、交流人口をふやして地域経済が停滞しないような観光政策も展開していくべきです。

市長は、観光政策も含めて、今後これらの本市の受け入れ体制整備をどう強化され、本市の交流人口の増加にどう取り組んでいかれるつもりでしょうか。市長の意気込みと今後の具体的方針をお伺いしますので、わかりやすく説明してください。

○市長（宮路高光君）

特に、交流人口という形の中で進めていくわけでございますけど、観光にいたしましても、スポーツにいたしましても、要は宿泊なんです。宿泊をいかにしていただくのか。やはり観光であっても通過の部分では、ある程度経済効果は出てこない。

また、スポーツに対しても日帰りであったら、ある程度経済効果がない。こういう中で、いかにして日置市に滞在していくのか。やはりスポーツにしても、観光にしても、この

2つのことに注意しながら進めていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

じゃあ、そういうことで進めていただきたい。

それから、ちょっと具体的性に欠けるかもしれませんが、今度ちょっと我々の気持ちの問題として、移住者を受け入れるためにはオープンな雰囲気が重要だと思われまます。それで、移住者の方は地域に溶け込むというスタンスを持ち、受け入れ地域の人たちは、移住者に対して閉鎖的にするのではなく、オープンなスタンスを持ってる場合に、移住者が地域内で居心地よく定着しやすいのではないかと思われまます。

地方への移住促進について、行政は受け入れに躍起になっていても、実際に移住者が住むたち地域の人たちが歓迎しない閉鎖的な雰囲気があるとうまくいきません。移住者を受け入れるのであれば、行政も地域住民も一緒になって移住者を歓迎する雰囲気をつくるべきであるというふうに思われまます。

市長は、移住者を本日置市により数多く受け入れるためには何が必要で、行政、地域住民はどうしていくべきであると考え、日ごろの行政運営をどうされているか、市長の見解をわかりやすく具体的に答弁してください。

○市長（宮路高光君）

この移住者の皆様方の対応ですけれど、基本的に行政もですけれど、やはりこの自治会を含めた地域住民の皆様方の受け入れ体制というのがなければ、本当にこの自治会活動もうまくいかないと思っておりますので、今後とも市民の皆様方と、またそれぞれの団体の皆様方とも十分協議をさせていただきながら、受け入れ体制ということもやっていかなきゃならないというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

20番。そういう方向で、我々市民のほう

もそうですが、行政のほうと一体となることができるだけ多くの交流人口、移住、定住人口がふえるように、お互いに努力をしていきたいと思ひます。

それから、政府は地方創生の交付金活用を促すため、18年度から自治体による申請業務の支援に乗り出します。全国を8ブロックに分けて、内閣府の職員が巡回し、交付金を活用した事業が地域に及ぼす経済的な分析手法や申請書類の書き方などを説明します。その繁雑な手続を嫌って、申請に消極的とされる小規模な自治体の利用を促します。

地方創生の交付金は、観光振興などを通して地域の魅力を高めたり、雇用を創出したりする自治体の取り組みを支援する交付金で、自治体の産業振興や移住促進などの事業費に充てられます。

本市でも、この内閣府の職員の説明を受けて、この地方創生の交付金を積極的に活用して、移住促進などの事業に充て、なお一生本市の移住人口増加に努めたらどうでしょうか。これに対する市長の見解と今後の積極的利用促進の方針、方策をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

地方創生にかかわりますこの交付金、私も今オリーブ産業プロジェクト、健康モデル都市プロジェクトというこの2つを申請しております。基本的には、この両方におきましても雇用の問題、もう5年後に何人の雇用をしていくんだと、こういうものでございますので、いろんなことも積極的にやっていかなきゃならないと思っておりますけれど、やはりこういう雇用創出というのがいかに難しいのか、私も日置市もですけれど、ほかの市町村も大変頭打ちになっているのはもう事実でございます。いろいろと何でもかんでもできる交付金じゃありませんので、ここあたりの部分をまた精査しながら、また私どものほうも国のほうに使い勝手のいい交付金になってほ

しいなというふうにご要望もしていかなきゃならないというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

20番。そういう国の方針、方策もありますので、できるだけそういうふうには、日置市もそれに合わせてそういう交付金、できるだけ有効に使えるように、さらに今後とも努力をしていただきたい。

それから、働く現役世代から理想とするふるさとをみずからつくり出すため、地域移住する動きが日本全国あちこちで出てきております。起業して仕事の生きがいを求めたり、理想の子育て環境を整えたりするものです。

石川県能登町や宮城県栗原市など、受け入れ側の自治体なども支援の工夫を凝らしています。これらは、従来のU・Iターンとは異なる新たな移住者であります。和歌山県や広島県などのように、行政などが移住者のふるさとづくりを後押しする動きも広がっております。

また、地方創生と働き方改革実現の方策として、大手企業の社員が一定期間地方に滞在し、自社の仕事だけでなく地域の仕事も手がける逆参勤交代制度を提唱する専門の研究者の人もいます。

逆参勤交代は、企業の人材育成だけでなく、第2のふるさとづくりにも役立つからです。これを聞かれての市長の感想、見解はどんなものでしょうか。

また、働く現役世代が移住しつくる理想のふるさとづくりと、起業して子育てに生き生きと暮らす姿をどう評価され、日置市でも今後このような全国的な動きに対応していくつもりはないか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、この企業等を地方に分散していく、この方法の中におきまして、特にちょっとさっきも質問に出ましたIT関係を含めた中に

おきましては、地方でも十分仕事の的にできると思っております。なるべくそういう部分を含めた中で、市といたしましても取り組んでいきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

20番。それから、鹿児島県内では16年10月現在、2,444人の外国人技能実習者が働いており、農業法人などで大きな戦力となっており、本市内でもこのような外国人を最近あちこちでたびたび見受けるようになっております。

このような現実の中で、鹿児島県は昨年11月28日、農林水産業の成長産業化を目指して、外国人労働者を活用する国家戦略特区の規制改革案を国に提案し、発表しました。

基幹産業の1次産業で外国人が就労できるようにすることで、人手不足の解消や海外での農村、農林水産物の販路拡大につなげる狙いです。

また、最近では外国人観光客も県内や市内でもふえておりますが、ふえる外国人観光客を地域で受け入れ、ファンになってもらう、そういう有力な手段が民泊であり、これを地域振興にうまく生かしたいのです。

この件につきましては、つい最近の報道、新聞でもこの民泊についていろいろ記載されておりますけども、6月の民泊新法、その施行前に部屋の所有者などによる自治体への届け出の受付が、昨日3月15日から始まりました。

このような動きの民泊を、本市の地域観光振興にうまく生かしていき、本市でもあらゆる面で多くの外国人受け入れを推進していき、人手不足や人口減対策につなげていきたいものです。

市長は、これらに対する考え方、見解と今後の具体的方針をはっきりとお示してください。

○市長（宮路高光君）

特に1次産業におきます外国の就労という

のは、大事であるというふうに思っております。今のところ空き家とか、そういうところに外国人の方々も、その企業が借りてお住まいになっておるのが実態でございます。

ここあたりにつきましては、空き家の対策等を含めた中で、企業とも十分連携した中でこのことを進めていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

それから、この地域おこし協力隊についてちょっとお伺いしたいと思います。

2017年には5,000人規模となり、16年度から約2割の増加となる見通しです。それで、鹿児島県内で活動する地域おこし協力隊員は、昨年12月末現在で38市町村で150人おります。本市でも吉村佑太さん、皆さんもご存じなんですけども、東京でシステムエンジニアだった経験を生かし、薩摩焼の里の美山で地元産品を販売するマルシェ運営や県外への情報発信を通して、美山の観光振興に取り組んでおります。

それで、この地域おこし協力隊につなげる本市の現状と課題、それらの対応策、そして今後隊員をふやしていくつもりはないか、市長の今後の方針、方策をお尋ねいたします。

○議長（並松安文君）

ちょっと待ってくださいね。今の通告がありませんので、この地域づくり隊とかそういうやつはですね。通告しているやつを質問していただきたいと思っております。

○20番（田畑純二君）

企業誘致に対する関連の質問ですから。

○議長（並松安文君）

関連はちょっとやめていただきたいと思っております。

次、質問をお願いします。

○20番（田畑純二君）

企業誘致は、日本全国でどの自治体でも行っており、地域間での競争がますます激しく

なっている中で、他市よりも有利な条件を提示できるかがキーポイントになると思われま

す。地域間の競争の中では、企業側に「なるほど、日置市ならば行くよ」と言われるような状況をつくるべきです。市長はトップなので、当然そのような状況づくりを指導し、職員からいろんな知恵が出てきてほしい、物をつくり出す文化をつくり出していくべきだと思います。

市長は、このことをどう思い、どのようにして日置市の中にそのような文化をつくり出していかれるのか、市長の見解と具体的方針をもう一度さらに詳しくお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

企業誘致、さきもお話のとおり、大変難しいことでございます。新たな企業を県外から連れて来るということは、一番難しいというのは十分わかっております。その中で、やはりこういうコミュニティーといいますか、それぞれの情報、こういうものをきちっと発信しながら、また今来ていらっしゃる企業と綿密に兼ね日ごろ対応していく、このことが一番大事であるというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

20番。この企業誘致についてさらに聞きますけども、佐賀県は決して企業誘致企業を裏切らないような体制をしいています。それは、誘致担当した職員が異動後もその企業の窓口を担当するパーマネントスタッフ制度、誘致企業永続支援員制度を採用し、末永くおつき合いをさせていただくやり方です。

企業誘致においての一人を大切にするという、大事にして人間同士、このことは佐賀県の根幹をなしています。市長もこのような考え方、やり方を本市の企業誘致や職員の教育指導に生かしていくつもりはないか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの人間の信頼関係でございますので、担当が終わってもあらゆる中で、そういうコミュニケーションが続いていけるよう、また職員にも指導していきたいと思っております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を1時からといたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（田畑純二君）

時間がきそうですので、最後の一般質問といたします。

3番目の明治維新150周年に向けての本市の対応についてちゅうことで、一応市長の答弁はいただいたんですけど、具体的にどう対応して共働して、支援をどのようにしていくか、基本方針をもう一回ちょっとわかりやすく説明してください。先ほどの答弁以上に詳しく。それで私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

特に今回は私どもの日置市に関係ございません赤山鞆負、桂久武、小松帯刀、有馬新七、こういう方々が恐らく「西郷どん」の中で出てまいりますので、こういう方々を中心とした企画展といたしますか、そういうものも日置市主催の中でやっていきたいと、さように考えております。

特に、30年度の当初予算の中にも、幾ばくかの予算も計上しておりますので、そういうことを含めて今後ともPRしていきたいというふうに思っています。

○議長（並松安文君）

次に、15番、西園典子さんの質問を許可します。

[15番西園典子さん登壇]

○15番（西園典子さん）

私は、通告いたしました3点について質問をいたします。

まず、義務教育学校についてであります。

1番、日置市は各中学校単位で9年間、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を身につけた児童生徒を育成するために、小中の一貫教育を進めつつあります。

平成29年度以降は、系統的・計画的な「ひおきっ子Ⅱ事業」などに取り組んでおります。現状と課題及び今後の方針を伺います。

2番、3月4日の日新小学校閉校式を最後に、日吉町内全小学校が統廃合されて、4月日吉小学校が誕生します。そして、3年後には（仮称）日吉義務教育学校が計画されております。今回、整備事業費6,000万円、基本設計、実施設計、地質調査を合併特例債4,560万円、一般財源1,440万円が総合計画、財政計画に載っており、また30年度当初予算にも上がってきております。これまでの経過と今後の方針及び具体的計画を伺います。

2番、JR九州のダイヤ改正と列車削減につきまして、JR九州は3月のダイヤ改正で、民営化後初と呼ばれるほどの列車削減を発表いたしました。関係自治体への相談もなく、一方的であったと聞きます。民間企業とはいえ、経営安定化基金、固定資産税減税、減免など、国民の負担の減に成り立つ部分もあり、公共交通としての責任もあります。市としても、伊集院駅整備、東市来・湯之元駅バリアフリー化など、利便性や利用増を図ろうとしております。

「西郷どん」の大河ドラマやインバウンド効果など、期待される今のこの時であります。関係自治体と連携して改善、要求をすべきではないでしょうか。

次に、川内原発についてであります。

去る2月3日、原子力防災訓練がありました。

たが、その検証と改善された点、課題などを伺います。

地震や火山爆発など多発しております。住民の屋内対比や避難の実効性を伺います。

3番、安定ヨウ素剤のUPZ、住民の事前配布の計画がありますが、UPZ外市民は災害が絶対に及ばないという保証はない中で、全くの野放し状態で放置されております。せめて、まさかというとき、最初に被害を防げば防げる安定ヨウ素剤をすぐ対処できるように、影響の大きい子どもだけでも、若い人も含めた子どもだけでも備蓄できないかを伺いたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の義務教育学校については、教育長のほうに答弁をさせます。

2番目のJR九州のダイヤ改正と列車削減についてのことでございます。

今回のダイヤ改正に係る鹿児島中央駅、伊集院駅間の2往復の減便等は、昼間の時間帯で通勤・通学等には大きな影響はないと考えますが、利用者の利便性が低下するものと考えております。

JRから説明があった段階で、県内の鉄道沿線自治体で組織する鹿児島県鉄道整備促進協議会で一体となってJRへのダイヤ見直しの要望も行っておりますが、現時点でも見直されてはおりません。

今後も、沿線自治体と連携して、県鉄道整備促進協議会を通じて要望していきたいと考えております。

3番目の川内原発について、その1でございます。

2月3日の原子力防災訓練については、国、県、事業者等と共同で関係機関との相互の連携や市民の防災意識の向上に努めました。

日置市の住民は、鹿児島市郡山町へのバス

での避難訓練や、模擬避難所での訓練に参加していただきました。バスでの避難がスムーズに行えたとの意見もありましたが、課題としては指定の避難ルートが通れないときの対応や、避難元と避難先の市町の連携について、さらなる習熟が必要との意見も出されたところでもございます。

2番目でございます。

今回の原子力防災訓練の日置市民へのアンケートの中で、訓練を体験して避難できると感じられる方が6割、それ以外「できない」と「回答なし」の合わせて4割であったことから、今後も災害時に行動できるよう、実際の訓練や広報活動を通じて、屋内退避や避難についての意識向上に取り組みたいと考えております。

3番目でございます。

安定ヨウ素剤の希望者への事前配布については、今後も県と協議を進め、市といたしましても協力していきたいと考えております。

UPZ外の市民の方の備蓄については、現在のところ考えておりません。災害により必要となった場合には、県の備蓄品で対応していくことになると考えております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1番目の義務教育学校についてお答えをいたします。

(1)は、小中一貫教育についてお尋ねでございます。小中一貫教育は、9年間を通して知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を図るために、各中学校区を単位として実施しております。

本年度は、中学校教諭による小学校への乗り入れ授業の実施、中学校の定期テスト期間にあわせた家庭学習強化週間の実施、それから、小中9カ年を系統立てた「家庭学習の手引き」の作成など、各中学校区で工夫された

取り組みが行われました。

課題といたしましては、中学校合同の研修時間の確保、それから学校間兼務、いわゆる中学校の教員が小学校も兼務するというものでございますが、学校間兼務のさらなる推進などが上げられます。

本年度が初年度ということで、各中学校区で掲げた目指す子ども像の具現化に向けて、一つ一つ取り組んでいく方針でございます。

(2)でございます。日吉地域の小学校再編については、平成27年9月に合意形成がなされたところでありますが、再編に当たりましては、現日置小学校の校舎について必要最小限の増築、改修を行う必要があります、工事を進めてきたところでございます。

その後、平成28年4月に改正、施行された学校教育法に義務教育学校が位置づけられたことから、日吉地域から設置のご要望をいただき、教育委員会でも協議検討を行い、総合計画、実施計画などに設置のための計画を載せてまいりました。

開校するに当たりましては、平成30年度になりましてから説明会を持ちたいと考えております。

P T Aや地域住民の思いの詰まった要望書をいただいておりますので、地域では設置に向けてご理解をいただいているものと理解しております。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

ご答弁いただきましたが、まず義務教育学校についてお尋ねいたします。

1番と2番は、関連性がございますので一緒に質問させていただきます。

今、一貫教育を進めて2、3年と、以前から連携などを含めていらっしゃるようではございますが、取り組んでいないときとの違いなどを感じるものがおありでしょうか。子どもたちがどんなに変わったかということなど

がもしお感じになったら、お伝えいただけらと思います。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

小中一貫教育が始まる前までは、小学校は小学校、中学校は中学校という学校単位での教育がメインで行われておりました。小中一貫教育を本年度から始めることによりまして、小学校と中学校の児童生徒の交流、または職員の交流、そういったものが進んできたというのが大きなメリットとなっているところでございます。

以上です。

○15番（西園典子さん）

15番。この教育がスムーズにしていくために、教育委員会としてどのような支援をしていらっしゃるのか、お尋ねします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

小中一貫教育を本年度から始めるに当たりまして、昨年度、平成28年度に小中一貫教育研究協議会というのを立ち上げております。これは、年に2回学校長、または教頭、そして小中一貫教育の担当教諭に出席していただいて、小中一貫教育の趣旨及び内容、目標等について説明いたしております。

従前から、小中連携研修会というのを設置しており、年に3回各中学校単位にやっておりましたが、これにつきましては、小中一貫教育という視点において、それぞれの中学校区単位で何から手をつけて取り組んでいこうかということをお話し合いをしております。

特に、この小中一貫教育につきましては、平成28年7月に市の教育講演会を開いておりまして、このときには、薩摩川内市の教育委員会、それから薩摩川内市のほうで小中一貫教育を先進的にやっておりますので、そちらのある中学校区の事例を発表していただいて、日置市内の先生方がそれを研修していただいているところでございます。

あと必要に応じまして、特にひおき学の部分におきましては、初めての取り組みでございますので、校内研修で養成があった学校には、教育委員会の指導主事が出向いて説明しているところでございます。

以上です。

○15番（西園典子さん）

15番。中学校区といいますと広い範囲になってしまいますので、やはり地域との連携、そういうことも必要ではないかと思いますが、そういうような連携とか、ともに働く郷土とかがっていうことは、どのような状況でしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えします。

これまでも学校は開かれた学校、そして信頼される学校ということで、地域との連携、例えば地区間、PTA、保護者、民生委員、いろんな方々との連携をこれまでも積んできております。

特に、これを小中一貫教育というスタンスで進めてまいりますと、中学校区における例えばPTAの関係の方々、それから地区間は小中一緒にやっておりますので、そういったところでの連携、そういったものがより密になってきたというのが、本年度の状況でございます。

○15番（西園典子さん）

15番。そうした活動をする中で、教職員、先生方の多忙化とか負担がふえたりということがなかったか、ないか、その辺をお尋ねします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えします。

ご指摘のように、平成28年度、この小中一貫教育を本年度から実施するに当たっては、教職員のほうから負担がふえるのではないかと懸念は当然ございました。

この小中一貫教育におきましては、要する

に各中学校区単位で、まずできるところからやっていこうというところが本年度のスタンスでございます。

例えば、本年度飯牟礼小学校のほうでゆくひおきっ子事業Ⅱの授業の公開していただきましたが、ここにおきましては、算数、数学を例におきまして、中学校の数学の先生の時間があいているところで、小学校のほうに行っていたかまして、乗り入れ授業を実施したと。

基本としましては、中学校の教育課程がございまして、教育課程を履修させることがメインではございますが、そこに例えば小学校への行く時間を何時間か設けていただいて、そして小学校に中学校の先生が入るというような授業を実施しております。

ほかの例におきましては、例えば家庭学習強調週間、これにおきましては、中学校の定期テスト期間中に行うわけですが、これを小学校にも同じように、同じ期間で入れることによって、例えば兄弟で中学校のお兄ちゃん、お姉ちゃんが勉強しているときに、小学校の弟、妹もその時間は勉強しよう、そういうような身近なところできるところから始めておりまして、成果が少しずつ上がってきているところでございます。

以上です。

○15番（西園典子さん）

15番。今までのいろいろな説明におきまして、小中連携一貫というところの大体の様子がわかってきたわけでございますけれど、今度義務教育学校ということにも話が出てきておりますので、もっと簡単にとって言いましたらなんですが、その義務教育学校との違い、その辺をご説明いただけたらと思います。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

それでは、お答えします。

小中連携教育、これは文科省の資料からもあるんですが、小中連携教育というのは、学

習指導や生徒指導等において小中学校の教員が互いに情報交換や交流を行うことで、小学校から中学校への円滑な接続を目指す教育のことを指しております。

小中一貫教育というのは、小中連携教育の中でも小学校、中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育家庭を編成し、それに基づいて系統的、計画的に行う教育を指しております。

義務教育学校における教育とは、小中一貫教育の目標や内容をより具現化、充実させる上で、施設一体型による小中学校間の接続を密にして、柔軟なカリキュラムの編成をも取り入れた系統的、計画的に行う教育を指しているということです。

以上です。

○15番（西菌典子さん）

15番。義務教育と今のお話でも出ましたように、義務教育となりましたら1年生が入学式、そして卒業式は中学3年生というふうに、ずっと連携していくというような形になるわけですね。

そうしましたら、9年間がずっと同じメンバーですということ、そこが小学校、中学校というふうに別々にあった時期と、これは9年間という一つの学校という意味で、大きな学校の種類が、別な学校の種類ができたという判断をしていかなければいけないというふうに思っております。

そこで、今まで今度卒業式も、中学校の卒業式にも行きました。中学校の卒業式に行ったときに、中学生らしい卒業式っていうのを感じました。今からまた小学校の卒業式にも行くでしょう。

小学校の卒業式で、またその小学6年生というの、新しい門出に向かっての卒業式を見送るという立場になりますが、その辺の違いというのが出てくるんじゃないかと思いますが、そうしたいろんなことを含めて、メリ

ット、デメリット等考えられるようなものがありましたら、お知らせいただけたらと思います。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

義務教育学校のメリットというのは4つございます。1つは、先ほども申しましたが、柔軟なカリキュラムを設定できる。つまり、自由度の高いカリキュラムを設定できるということです。

ご存じのとおり、出水市の鶴荘学園におきましては、中学校が伝統的に行っているツルクラブというのがございます。したがって、そこではツル科という教科を設定しております。

また、南さつま市の坊津学園におきましては、坊津学という教科を設定しております。また、この自由度のカリキュラムにおきましては、例えば中学校の学習内容を小学校に前倒しをして履修させることが可能となります。

2点目です。教員同士の情報交換が容易になります。施設一体でございますので、小学校の先生と中学校の先生は同じ敷地内におります。したがって、児童生徒の学習状況や特性などは共有しやすくなります。

3点目です。学習面や環境面、人間関係に大きく変化があることにより、不登校とかそういった問題が起こりやすい、いわゆる中一ギャップの解消を図ることが容易になります。

要するに、中学校の学習の様子を小学校の児童が間近で見ることができるところが、大きなメリットになってくると考えられます。

最後に、同じ敷地内で小学生と中学生がいるわけですので、交流が深まる。例えば、一緒に活動することによって、下の小学生の子どもたちは中学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんを先輩と思うことになり、中学校のお兄ちゃん、お姉ちゃんは小学生をいたわる思

いやりの気持ちやリーダーシップをとることが芽生えてくるというふうに考えているところです。

以上です。

○15番（西園典子さん）

15番。日吉地域にそういうような形の学校をつくって、そういうふうな子どもたちを、そういうふうな育てたいというふうな気持ちであるんじゃないかと思いますが、これは義務教育学校というのは、まだ新しく平成28年度に生まれてきた法律改正によってですね、ということですが、その改正の中で少し附帯決議が出ておりますので、先ほど教育長にもそのことをちょっと見ていただいておりますが、その辺をご説明いただけませんかでしょうか。ご意見も含めまして。

○教育長（奥 善一君）

ただいま議員のほうからご指摘をいただきましたけれども、この学校教育法等の一部を改正する法律案、これを決議するに当たりまして、参議院の文教科学委員会のほうで附帯決議がなされております。

その中については、要するに義務教育学校を設置するというので、それまでありました学校との間に、例えば序列化を招いたり、それがエリート校的になったり、そういったようなことがないようにするというのが、1番目でございます。

それから、2番目はこのことをもって、つまり義務教育学校をつくるということで、安易に小中学校の統廃合がなされないようにすると、こういったことでございます。

あとまだ続きはありますけれども、この2つについてだけちょっと今申し上げますが、義務教育学校は、当然その学校の一つの特色としてあるわけでございますから、これまであります小学校、中学校というのは、それぞれのよさを発揮しながら、これまでどおりやはりその教育活動で成果を上げていくという

ことになろうかというふうに思います。

そのことをもって、もちろん義務教育学校によさというのは発揮されるべきでございますけれども、そのことをもってほかの学校よりもさらにこちらがすぐれていると、そういったようなことは視点としては違うというふうに思っております。学校の特色を出すという意味で、意義があると思っておりますし、それから、この義務教育学校の設置を統廃合のためにしないというのもこれ当然のことでございますね。

統廃合を目的とした義務教育学校設置というのは、そもそも趣旨が違っておりますので、そういうことは多分ないだろうというふうに思っております。

以上です。

○15番（西園典子さん）

15番。私は、この附帯決議の中で、今教育長はそこまでの思いをおっしゃらなかったんですが、私はその中で計画段階から周囲、地域住民、保護者、また周りの方々の協力を得られるように、計画段階から広く周知をして、また理解を得ながら進めていくべきだということを書いてあります。そんな点につきましてはいかがでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

今議員がおっしゃったとおり、今ちょっとそこを省いてしまいましたけれども、この附帯決議の2のところ、後半ですね。統廃合に利用しないということの後段に、検討の段階から保護者や住民に対して丁寧に説明を行って、その意見を大切に、適切に反映し、幅広く理解と協力を得て合意形成に努めるというようなところが書いてございます。これも当然のことだろうというふうに思っております。今回の義務教育学校の計画につきましては、そのきっかけといいますか、これがこの地域の方々の代表者の方々の集まりの中で、義務教育学校というものができたけれども、

これをやはり取り入れていくというふうにしてほしいというようなご要望がなされておりますので、その段階で義務教育学校についての、その集まった方々の中では、検討がなされているものだというふうに思います。

ただ、これはまだ今準備をしている段階でございますので、先ほどの答弁でも申し上げましたが、とりあえず日吉小学校がスタートした後、保護者の方々、地域住民の方々には、丁寧に説明をしていきたいというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

今の教育長のご答弁でもありましたように、地域の代表者の方々からの要望であったと。それは、いつの時点でのことであったのでしょうか。

○教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。

要望書につきましては、平成29年3月23日に受け付けております。

○15番（西園典子さん）

私がこだわっているのは、やはり学校が変わること、やはりそれは非常に大きな問題だと、大きなこと、地域、そして子どもたち、それからその地域の未来ということまで含めて、大きなことであると思っておりますので、ここにこのことをちょっと詳しく聞きたいなと思ってお尋ねしているところでございますけれど、この再編からこのところに義務教育というふうに決めるまでの間の時系列なっているか、29年度からの私が調べました第2次日置市総合計画29年度実施主要計画には、義務教育学校という存在は載っておりませんでした。

だけど、昨年11月には財政計画とか、それから12月にはまた総合計画にその点が載っていたわけでございますけれども、議会などこうしてその間に何回か開かれておりましたけれども、全然わからない、伝わらない

ままに今日に至って、3月議会で初めて載ってきたという段階で、状態でありました。

そして、地域住民の代表者の方からの要望というふうにおっしゃいましたけれども、地域の方々に私の聞ける範囲でしたが、10人ぐらいの方にあちこちで聞いてみましたが、「ええ、そうなの。知らないよ」というようなふうな状況でございました。

そういう形で子どもたちの大きな形が変わると、そういうことが決まっていのかというの、先ほどの附帯決議に書いてあったことに関して、私はこれでよかったのかなという不安を抱くところでございます。そこ辺につきましてはいかがでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

○教育長（奥善一君）

先ほど地域の代表の方々と申し上げましたけれども、このことを地域の代表の方々が話し合いをして、そして要望をしようということでお出しいただいたわけでございます。地域の代表の方々ですから、その地域の方々の意見を代表していただいているというふうに私たちは理解をしているわけですが、それでも今おっしゃるように、全ての方々がそれを理解しているというわけではないということは想像できますので、これは小学校の再編という大きな動きの中で、こういうご意見をいただいたわけですので、まず第1段階として、小学校の再編をしっかりとなし遂げる。そして、1つの小学校としては順調にスタートをさせていくと、これが第1段階だと思っております。

その次の段階として、次は中学校と一緒に作った義務教育学校をつくっていきましょと、こういうことを地域の方々にまたご説明をしていくと、こういったような予定で進んでおります。

2つのことをやっぱり同時に進めるというのではなくて、子どもたちのことを最初に第

一に考えて、まず4つの小学校を一つにまとめて、日吉小学校として順調にスタートさせたいというのがまずございます。

そして、それが軌道に乗ったところで、次の段階というものをご説明をしていって、具体的にそれを進めていくと、こういったような進め方だというふうに考えております。

以上です。

○15番（西園典子さん）

15番。再編から統合、そこを進めてから義務教育学校を進めると。でも、今この段階で予算が6,000万円出ておりますね。ということは、もう決めるという再編という、まだ小学校も正式には開校式もしておりません。そういう中で、もう義務教育学校は進めるよと走り出しているというふうにしかな、私どもには映らないのですが、いかがでしょうか、その辺のところは。

○教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。

そのことにつきましては、小学校の再編というものと、義務教育学校ということが出てきた時点が違いまして、平成29年9月に小学校の再編が決まりまして、その後28年4月に義務教育学校の法改正があったところでございます、スタートの部分がまず違います。

そのことで、日吉の再編としては再編として進んでまいりまして、義務教育学校というのは、またその中で出てきた議論の中でございまして、そのことについて実現していくために、基本設計、実施設計の予算を編成したところでございますが、先ほど教育長が申し上げましたとおり、今後話し合いを持ちながら、その中で基本設計、実施設計のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

○15番（西園典子さん）

15番。今後話し合いの中で進めていくということであれば、その話し合いの中で、

「いや、これはもうちょっと待てよ」というようなもし意見が出ないという保証はないといった場合は、どんなふうになる、絶対ないということにはならないという自信がおりなのか、そうした場合はどうするのかということには、見解がわからないんですが、どうなんでしょうか。

○教育長（奥善一君）

予算的なことを今ちょっと課長のほうからもございましたけれども、今30年度を今度迎えます、33年度から開校ということをご想定をいたしまして、今の段階から予算化をしておかないと、まず準備ができないということが一つはございます。したがって、今回予算に出させていただいたということでございます。

それから、話し合いという、先ほど私はご説明と申し上げましたけれども、義務教育学校をつくっていくメリットというのは、先ほどご説明いたしましたように、非常にあるわけでございます。

だから、私たち一つの特色ある学校として、この日吉地域に義務教育学校をつくっていくということは、大変意義あることだと。子どもたちのために、非常に意義あることだと思っておりますので、そのことをご理解いただくべく説明をしていきたいと、こういうふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

15番。そのことはわかりますし、そういうお気持ちであるということはわかりました。

また、先ほどおっしゃいましたように、再編が決まったのは27年度であって、これが決まったのは29年度であったと。そういうことで、時系列ではきちとなつていくというご答弁じゃなかったかと思いますが、特色ある日吉地域、特色あるというふうないい学校をつくりたい、それはまたいいことでもございますけれども、先ほどの附帯決議の中で、

よかったり悪かったりっていう意味もあるわけですが、そのほかの既存の学校に対して、序列化するような、エリート学校というようなふうに見せたいというような思いですのはいかがなものかというような、そういう附帯決議の部分もあったように思いますけれども、特色を出す、そしてそこがいいふうになっていくということでいえばいいことでもありますけれども、またほかのところのそういうふうなうまくいいなとか、私そういうふうなふうで見られるというのが、また果たしてほかの子どもたちにとっていいのか、どうなのかということなんかも出てくるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えします。

先ほど義務教育学校のメリットというのは、確かにお話をいたしました。その前に、まず確認をしておかなきゃいけないことは、本年度から全中学校区を対象に、小中一貫教育を行っているということです。

これは、先ほどもお話ししましたように、9年間を通して知・徳・体、そういった要するにバランスのとれた児童生徒の育成を目指しているところでございます。

したがいまして、義務教育学校としての施設一体型でのよさとは当然あるわけなんですけど、施設分離、併設型においても、本年度から初めて子どもたちがやはり小学校から中学校への円滑な接続が可能になる、そういった取り組みを地道に積み上げていくことのほうが、非常に大事なかなというふうに考えております。

例えば、坊津学園とか鶴荘学園の場合、周りには確かにその自治体の中には大きな学校もございます。でも、そういった自治体のところでは、全ての中学校区、南さつま市はやっていますが、例えば出水市は全部の学校を小中一貫教育というような形では行ってはおり

ません。

また、先ほど教育講演会の例を出しましたが、薩摩川内市の中では、近々東郷学園を進めていこうという案はありますけど、その土台としては、やはり施設分離併設型の小中一貫教育を進めてる状況にあります。

したがいまして、先ほど教育長が申しましたように、子どもたちがやはり小学校から中学校への円滑な接続を充実させるという、子どものためにやるんだというところを考えていきましたら、例えば義務教育学校と、ほかの中学校における小中一貫教育との差は、それほどないのかなというふうにも思います。

確かに、一体型によって交流が生まれるのは事実です。でも、実際全中学校区で小中一貫教育をやりますので、そういった意味合いから考えれば、日置市全体は小中一貫教育を進める自治体だということで、私は捉えているところでございます。

以上です。

○15番（西園典子さん）

15番。日置市全体は一貫教育を全体でという、ほかのところは普通の小中学校でしているというふうになったときに、やはり先ほどの説明の中で、中学校の先生方の入れかわり、それから4・3・2とかですね、4年、3年、2年というふうで、小学校6・3でなくて、4・3・2とか、そういうふうなふうにはほかの地域でやっている。

でも、6・3でほかのところはやってるのに、日置市は4・3・2とかっていうところに転校したり転入したりっていうときに、子どもたちが困ることがないとか、それから、義務教育学校には小学校、中学校の両方の教員免許証を持った先生方が入っていただきたい。今は緩和措置がありますけれども、そういうことが両方が求められると、そういうような部分になったときに、ここだけでこうしてするのがいいのかな、大丈夫かなという

心配がございます。

そして、先ほどもちょっと卒業式もことも言いましたけれども、中学校のそれこそ思春期の大人と子どもとの境にあるああいう子どもたちと、小学校1年の子どもたちと一緒に学ぶことができるのだろうか、そのよさもあれば、また難しさもあるんじゃないかと、そういうふうな思いが私はしたりするわけでございますが、そこ辺を乗り越えていって、よいところを使っていくというのが、こちらの教育委員会の狙いではないかというふうに思っているところです。

その辺のことに關しまして、ちょっとご意見をいただきたいと思えます。

○教育長（奥 善一君）

結局、小中一貫教育を全小中学校でやっております。それを、今度日吉中と日吉小学校も当然続けてやっています。

そして、義務教育学校になりますと、これ施設が一緒になりますから、その中でかなり柔軟な対応ができていくというのは、もう事実であります。

例えば、さっき中学校の先生が小学校に行つてという学校関係の話をしましたけれども、同じ学校に勤務する職員ですので、それが比較的。例えば、小学校5、6年で教科担任制というのも可能になっていくというふうに思われます。

だから、そういうメリットを随分出しながらいけるのではないかなというふうに思えます。

それから、1年生と中学校、よく義務教育学校では9年生という言い方をしますが、が一緒に活動する機会というのも、当然1日の学校生活の中ではあるわけですから、それは小学校、中学校という枠を越えた異学年の交流というのが、よりダイナミックにできていくというふうに思えます。これは、各地域で子どもたちが育つと同じ状

況でありまして、子どもたちの成長においては、プラスに働くだらうなということを考えています。

そういったそれぞれの学校の特色を生かしてと言いましたけれども、現在ある学校が小学校・中学校連携をとっている、それを例えばその成果を上げながらやっていただくということも大事だと思いますし、義務教育学校とそこの学校に決して差がつくものではないというふうに思っております。一つの特色になっていくというふうに思えます。

○15番（西園典子さん）

15番。もう本当にいい形に、どちらにしても長所、短所はあるわけですから、変わるということはとても難しく、調べてみたところ九州管内でもまだ10校ぐらいしかしていないような、29年度ですね、現在ではしていないような現状でございます。

やはりそれは、様子を見てみようかなという状況ではないかと思っているところです。いろんな課題も変わるということは、なかなか難しい部分もあるのではないかという思いが、多くの学校ではあるのではないかと思っております。

私は、閉校式全て参加させていただきました。そのとき、それぞれ小さい、そんなに大きくないまだ小さい学校でしたけれども、それこそあふれるばかりの方々が、全国各地からたくさん参加して下さっていらっしやまして、本当に皆様方が、参加した方々が学校というものにどんなに愛着を持って大切に生きていらっしやったのかということ、本当に感じました。

学校というのは、子どもたちだけのもの、子どもの教育のためのものですが、この子どもたちだけのものでもない、人々の多くの心の中の支えであったんだということ、を非常に実感しまして、本当のところは非常に辛くて悲しいでした。

ですから、やはり多くの方々のそういう辛い、悲しい思いを決していいほうに、絶対にいい方向に持って行っていただきたいと、そういう思いで私はこうして質問をさせていただいているところです。

そこで、先ほどからちょっといろんな意見、私もちょっと時系列などお尋ねしましたけれども、いろんな疑問もあります。疑問の声も聞こえてまいりますので、聞き流していただいてもよろしいですけれども、聞いていただきたいと思います。

「当初予算では6,000万円と突然上がってきたけれども、もっと検討の余地があるように初期段階の設計委託っていうようなぐらゐの形で出していただいたら、もっと検討余地もあったのに」という意見、「合併特例債切れの間近な財政ありきのやり方だったのかな」とか、「中学校の生徒数が減ってきて、補助金の問題もあるのかな」という意見とか、「33年度に義務教育に学校になって、また転校して閉校して、開校もする。そんなに何回も転校しなくても、それまで待っていて閉校して、そして再編って、義務教育学校に直接というのでもあってもよかったのじゃないの」とか、「合併再編がやはりもっと学校の再編のときには、最近では当分行政からは働きかけないと動かないというような形で、地域の声を尊重してすると言っていたのに、こっちのほうはどんどん進めるというのは、ちょっと不整合じゃないかな」というような、さまざまな意見とか、「今度使った数々の労力や経費、特に日吉小学校の関係などは、それが活かされるのかな」という、29年度の当初予算でいったら、「日吉小学校の校旗200万円、また校舎増改築の設計監理委託が302万円とか、増築が7,205万円、そのほかにもプールの関係が333万円、制服補助が780万円とか、校歌作詩作曲が108万円とか、そういうのは義務教育にな

ってしまったら、どんなふうになるのかな」というような意見、「それもまた生かしてもらえるのかな」と、「どんなになるのかな」と、「税金がこういうふうに使われていってしまったんだけど」と、いろいろな地域の住民の声とか、さまざまな声も私のほうには聞こえたりいたします。

ですから、これは率直な意見であります。正しいとか、正しくないとかっていう意味じゃあなくて、やはり今回のこういうのは非常に大変な問題でありましたと、それぞれ決断のもとでなされたと思いますけれども、率直に言って私たち議会のほうにも、もっと早目にお知らせいただきまして、ちょっと検討の時間や余地をいただけたらよかったのにと、ちょっと乱暴過ぎたのじゃないかという思いが抜けません。

しかし、やはり一番は子どもたちが本当に幸せになって、よい教育の現場に育っていただきたいという思いでございますので、その辺のところはもう一度お答えをいただいて、次にまいりたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

今回の来年度の当初予算で、突然出てきて驚かれたというようなところについては、もう少し何か方法があったとすれば、おわびをしたいなというふうに思います。

ただ、時期的にここからの流れからして、このような形でしか今回できなかったところは、もうご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどいただきましたさまざまなご意見等については、これから先ほども申し上げましたように、新しい学校がスタートして、その上で丁寧に説明を申し上げたいというふうに思っております。そのようにご理解ください。

○15番（西園典子さん）

先ほどのJRの次のほうに移りたいと思い

ます。

J R九州の列車削減につきまして、今からまた促進協議会を通じて要望していきたいというふうにお答えをいただきました。

この日置市内には3つの駅がございますが、利用者の状態はどんなふうであるのかということ、一言、ひとつお願いいたします。

○企画課長（堂下 豪君）

市内の駅の乗降客数ですけれども、1日当たりで伊集院駅が28年度のデータでございますけれども、4,911人となっております。東市来駅が671人、湯之元駅が689人と、いずれも前年と比較しますと下回っているところでございます。

ここ10年ぐらいを見ても、年によっては前年を上回るといった年もございますけれども、全体的には減少傾向にあるということが言えるかと思っております。これは、鹿児島本線のほとんどの駅で同じような傾向にあるようです。

○15番（西園典子さん）

15番。日置市は、3つの駅がございますけれども、伊集院駅整備事業をしております。また、先日は東市来駅のバリアフリーが済みました。その中での送迎費と日置市が負担した経費、またJ Rが負担した経費、そこをお尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

お答えいたします。

伊集院駅整備につきましては、全体事業費で18億6,000万円かかっております。そのうち、国費が10億5,300万円。あとの残りがJ Rの負担と市の負担ということでございます。ちなみに、J Rが3,600万円の負担をしております。

以上でございます。

○企画課長（堂下 豪君）

東市来駅のバリアフリーの整備事業でございますけれども、全体事業費で1億6,100万

円、うち日置市の負担額が、直接負担額が1億2,200万円、国庫補助金が3,900万円となっております。J Rの負担はないところでございます。

これも、鹿児島県の鉄道整備促進協議会の取り組みの中で、長年この東市来駅と湯之元駅のバリアフリー化についても要望してきたところでございますけれども、なかなかJ Rのほうは「自治体で予算の確保ができれば、できますよ」というような回答でずっと来ておりました。

と申しますのは、1日当たりの乗降客、利用客が一定のやっぴり数がないと、なかなかJ Rのほうも負担して整備というのは難しいようでございます。

以上です。

○15番（西園典子さん）

15番。なかなか今の経費を聞いていただいてもおわかりかと思いますが、J Rは余り負担をしてないと。東市来駅に関しましてはゼロと、そういう中でやっぴり日置市は一生懸命頑張って、これだけ協力をしていると。

そういう中で、伊集院駅のところも大きな金額を出しておるわけですから、やはりもっとこれだけの協力やってるから減らさないでくれよと強く言ってもいいんじゃないかという思いは、私はします。

というのは、そういうようなこれだけじゃなくって、卵が先か、鶏が先かというところで、やはり不便になれば人が来づらくなるということもあつたりしますので、ぜひその辺はやっぴり即地域の発展、また時期としては今大河ドラマとか、いろいろなので頑張っている時期でございますので、J Rも含めてもうけていただきたいと、もうけましようよというような気持ちで、消極的な形じゃなくてやっていただきたいという思いがあります。

やはり先ほどは社会減の人口のときね、社会減が進んでくると、市長のご答弁がござ

いましたけれども、やはりそれも先ほどのようなこともあるかと思いますが、高齢者の免許証の返済というのなども含めてきておりますので、公共施設の大切さ、バスなども含めて、やはりもっとなくなってしまってから、減ってしまってから文句を言ってもしょうがない。

ですから、やっぱりみんなで公共交通を大切にしようよというような運動も、日置市はしてるんだと。だから、減らさないでくれよと、そういうふうには言えるように、もっと環境にも優しいやはりそういう大量な交通期間、公共交通を利用する、それも必要なことじゃないかと思っておりますので、そういう運動を日置市もするというのは、いかがでしょうか、1つだけ。

それを、これもするから、頑張っってそちらのほうもまた考慮していただきたいということを提案するというのは、市長いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

議員が言う気持ちはわからないではない。その財政的なものを含めて、このことについては先ほども申し上げましたとおり、私だけ、日置市だけでできる問題じゃなく、今鹿児島県で鉄道沿線自治体という中で組織も組んでおります。こういう組織を組んでいかなければ、ひとつ自分たちの市町村だけでできることじゃございませんので、こういう沿線の自治体と、また今後も同じように手を、スクラムを組みながら、県といろいろとまたJRのほうには要望はしていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君） ここでしばらく休憩します。次の会議を2時15分とします。

午後2時03分休憩

午後2時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（西園典子さん）

15番。あと2分あります。先ほどの件でございませけれども、市長お一人に頑張っってというふうには言っておりません。市民も一緒に、そしてほかの自治体の皆様方と一緒に力を合わせて頑張っっていただきたいというふうに言っておりますので、頑張っっていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

残り少なくなりましたけれども、ヨウ素剤についてお尋ねいたします。

難しいということではございます。30km圏外の子どもたち、若い人たちにせめてという思いがあります。防げるとしたらヨウ素剤で防ぐ、それしかないというふうに思っております。災害とか地震とか、そういうのではなかなか難しいということは、もう十分そういう複合災害の中でそういう放射性物質から身を守るというためには、一番はヨウ素剤の適切な服用ということで、日置市は先ほどから市長がおっしゃっております若者を呼びたいと、子どもたちを大切にしたいと、子どもたちを大事にしたいというのが、いろんな政策にも織り込んでいらっしやいます。

そしたら、やっぱり日置市っていうのは、本当に子どもたちを安全に、大切にする市なんだよねという意気込みを、そしてキャッチフレーズを、そのためにはどんな事故があっても対応できるよと言えるような、この原発があっても、そういうのにほかのところはどこもしてません、この圏域ではですね。日置市はそういう子どもたちも守るんだよという意気込みも見せていただきたいというのをお願いして、終わりたいと思っております。

○議長（並松安文君）

はい、西園さん、もう時間ですよ。

○15番（西園典子さん）

以上です。お答えをもしただけたらお願

いします。

○市長（宮路高光君）

さっきもお話し申し上げたとおり、子どもたちのことは大事にしたいと思うんですけど、これはやはり私だけの、日置市だけの問題で済みませんので、県との絡みもございまして、ヨウ素剤につきましては国、県、そこあたりも十分今後とも協議をしていきたいと思っております。

○議長（並松安文君）

次に、13番、下御領昭博君の質問を許可します。

〔13番下御領昭博君登壇〕

○13番（下御領昭博君）

きょう最後の質問となりました。私は、先ほど通告していました3項目について、市長に質問いたします。

まず1点目に、本市を流れる河川についてであります。

（1）河川は、本来自然が形づくったものであり、河川は大雨を安全に海まで流す役割を果たしています。川は水と緑の貴重な空間として地域社会に潤いを与え、飲み水や農業用水、発電など、私たちの生活を支える地域社会の重要な役割も果たしますが、一方、洪水などで生命や財産を奪う恐ろしい面もあります。

そうした中、本市では県で管理する2級河川が20河川で、延長131.2km、また支線で市が管理する準用河川が33河川で、延長65.28km、それに普通河川は111河川あり、延長で98.28kmあり、普通河川については河川法の適用はありません。

市で管理する準用河川と普通河川は、市として迅速な対応をされております。今回は、要望しても即対応できない、時間を要する県の管理である2級河川について質問いたします。

鹿児島県の年間平均降水量は約2,266mm

で、全国で6番目のようです。ちなみに、全国平均は1,611mmであります。梅雨期の6月から7月に最も集中し、丘陵な地形であるため、降った雨が一気に流れ出し、瞬時に洪水となります。

そこで質問ですが、近年、集中豪雨による災害等も多いが、本市を流れる河川は安全で安心できるとお考えか伺います。

2番目に、河川愛護作業は、鹿児島県河川愛護運動の一環として本市でも作業を行っているのですが、最近では高齢者や人口減少が特に農村部に多く、また高齢者になると各自治会ごとに異なるのですが、免除等があり、依然として参加する人が少ないように思います。

そこで質問ですが、各自治会ごとに河川の愛護作業を5月から7月にかけて作業を行っているが、ここ数年の状況はどうなのか伺います。

2点目に、光ケーブルについて伺います。

昭和の高度成長期には、三種の神器と言われるテレビ、洗濯機、冷蔵庫時代がありました。その時代より後年には、デジタル三種の神器といわれたデジタル家電の普及が世の中を席卷しました。近年では、若者世帯は特にですが、インターネット普及が生活する上でなくてはならないものになっております。

市長は、前年ありました選挙時にも言われておりましたが、日置市内どこに住んでも同じ生活環境、同じサービスを受けられるように取り組むと公約されたと記憶しております。

そこで質問ですが、本市において光ケーブルが設置されていない箇所はどの程度あるのか伺います。

3番目に、職員の技術職、専門職の本市の考え方について質問いたします。

最近では、技術職、専門職というのは世間でも貴重な存在になり、特に民間では技術者の不足が顕著になってきております。一人前

として仕事ができるようになるまでには、数年がかかるようです。市としても、限られた人数や予算の中で人材育成をされるのは苦勞されていると思います。新卒の技術者にとっては、経験、実績を積み重ねることで成長していくものと思われま

す。そこで質問ですが、(1) 現在有資格者は何名ぐらいいらっしゃるのか、本市の技術職は足りているのか。年齢別でのバランスはとれているのか伺います。

(2) 技術職員が一人前になるには、新卒採用後何年ぐらいを目安に考えていらっしゃるのか伺います。

(3) 一般職員は人口減少に伴い、削減傾向にありますが、技術職員についてはどのように考えていらっしゃるのか伺います。

これで1回目の質問といたします。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

1番目の本市を流れる河川についてということでございます。

河川では、台風や集中豪雨により毎年のように災害が発生しているところであります。このような中におきまして、市民が安心して暮らせる地域づくりを目指し、県とも連携を密にしまして、特に神之川、大里川の河川改修、また寄り州除去、河川伐採等に取り組んでいるところでございますが、今後も県に対しまして整備促進のための予算確保をお願いをしていかなければならないというふうに思っております。

2番目でございます。

河川愛護の状況につきましては、自治会の協力をいただき実施しているところでございます。過去3年間の実施状況におきましては、平成27年度は113の自治会、参加者が5,310人、平成28年度が115の自治会、5,450人、平成29年度は114自治会で、4,890人の協力。実施自治会数

は同じでございますけど、参加者は年々減少しているというふうに認識しております。

2番目の光ケーブルについて。

このことについては、17番議員の回答とも重複いたします。本市における通信事業者における光ブロードバンドサービスカバー率につきましても、74%程度としております。特に、先も答弁いたしましたとおり、この中川、永吉局のそれぞれ未普及地といえますか、ここを今後どういう手だての中でしていくのか、また地域とも、またこの事業者とも十分今後話を詰めながら、恐らく財源的なものを必要といたしますので、ここあたりは今後の課題とさせていただきたいというふうに思っております。

3番目の職員の技術職員、専門職の本市の考え方ということでございます。

その1でございます。現在、土木技師の有資格者は測量士及び測量士補が19人、1級及び2級土木施工管理技師が12人となっており、このほかにもコンクリート診断士、1級舗装施工管理技術士などの有資格者がおります。

平成30年1月1日現在の年代別の状況でございますけど、10代が1人、20代が3人、30代が10人、40代が7名、50代が14名、60代が1人となっております。

また、建築の技師の有資格者につきましても、1級建築士3人、2級建築士4人、これは重複1級、2級を持っている方もそれぞれ数えておりますけど、30代が3人、40代が1人、50代が1人、計5人というふうになっております。

合併後、採用を抑制したことによりまして、特に年齢のアンバランスが生じまして、昨年度から民間企業者経験者を対象として採用試験を実施してきておりまして、年代間の均衡を図るとともに、即戦力の職員として採用を

行っているところでもあります。

今後の経済情勢におきましても、民間企業の採用意欲は高まり、自治体の採用試験の受験者も減少傾向にありますので、なるべく早くこういう訪問等をしながら、この採用に努めてまいりたいというふうに考えております。

2番目でございます。特に、この技術者を一人前にするには、大変時間もかかるのも事実でございます。特に、土木技師、また建築技師、農業技師と、また保健師もだと思っておりますけど、それぞれその専門職を持っている方、新卒として基本的に8年、5年じゃちょっと無理ということで、少なくとも10年ぐらいせんと、ある程度の技術習得というのは難しいというふうに認識しておりますので、早く一人前に育てていくよう、いろんな経験も積ませていきたいというふうに考えております。

特に、この3番目でございますけど、日置市行政改革大綱行動計画におきまして、基本的に32年の全体の職員数を471というふうに想定しております。毎年職員も減らしながら、また機構改革をしながら今進めておるところでございますので、事務職、技術職、両方それぞれの事務量と申しますか、技術職におきましても、いろんな新しい道路にいたしましても、建築にいたしましても、それに応じた形で採用もしていかなきゃならない。事務量によってやらなきゃならないというふうに思っておりますので、ここあたりはそれぞれの事業量のパイに応じて、今後とも人員の確保等をしていきますけど、また先ほど申し上げましたとおり、471程度を目標にして、今後これから少なくするというのは、大変また行政サービスもできなくなりますので、機構改革をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（下御領昭博君）

13番。今市長のほうから答弁をいただいたんですが、最初のほうから、本市を流れる河川について再度質問していきます。

市長の答弁で、台風や集中豪雨により、毎年のように災害が発生しているようですが、どのような状況が原因で災害が最も多かったのか。また、市民の財産や生命を脅かすような災害だったのか伺います。

○建設課長（宮下章一君）

災害の原因でございますが、豪雨による河川の水位上昇によりまして、堤防の浸食、それから河床の洗掘によります既設護岸への被害が発生しております。これらによりまして、隣接します道路、それから水田等への被災があるわけなんですけど、幸いにしまして人家、人命を脅かすような災害は、近年は発生しておりません。

○13番（下御領昭博君）

13番。今課長のほうから、生命を脅かすような災害はなかったということで、安心したんですが、やはり一番考えられるのが、水の流れというのは、寄り州なんか結構できてたり、竹なんかありますと災害の原因になりますので、今後しっかりと気をつけていかなければならないと思います。

次、一例を述べて質問いたします。

現在の市役所やタイヨー付近は、四、五十年前は水田地帯でしたが、現在では建物等が建って市街地となっておりますが、以前と比べ河川の断面が変わっているようにも思われません。水田のときは、大雨が降っても保水力があり安全だったのですが、現在では降った雨が一気に流れ出すために、果たして流下能力の断面は満足できるのか、不安になります。

今現在、本庁の横を文化通り線にかかっている濱川原橋のところの断面が、流出量を満足できる断面で、その前後はまるでヘビがカエルを飲み込んだような形状になっていると

思います。

そこでお尋ねします。先の市長の答弁で、神之川改修工事に取り組んでいるとのことですが、どの付近まで計画があるのか、また、何年度までに完成するのか、わかっていたらお示してください。

○市長（宮路高光君）

この神之川改修、大変もう8・6水害のときにこの改修をしなければならぬというふうな要望をしまして、ようやく25年たったこととございまして、特に今の進捗状況でございますけど、この神之川3区間に分けております。

1つは、神之川の川口部分が約1,600m、また、大田地区が600m、伊集院市街地が1,500mということで、基本的にこの川口につきましては終わっておりますけど、今大田地区に入っております。

この改修を今やっているところでございまして、市街地のまだ1,500m大変事業費もかかり、何年という見通しができればいいけど、少なくとも10年以上20年くらいまだかかる要素というのは、今の予算の配分でいけば、それぐらいかかるのかなというふうな考えておりますので、毎年また県議を通じながら、この要望もやっていきたいというふうに思っております。

○13番（下御領昭博君）

13番。今市長の答弁の中で、800mとか1,200mとか、工事を進めていくということで安心するんですが、いつ終わるかちょっと今のところではわからないと。できるだけ早く終わるように、市民の安心・安全を守るように、できるだけ早く工事になりますように要望いたします。

続きまして、河川の河口付近に、海からの風で砂が押し上げられ、堆積し河川の流れを遮断したことはこれまでなかったのか伺います。

この件については、伊集院地域は余り関係ないんですが、吹上、日吉、東市来ですね、河川でそういったところはなかったのか、お聞きします。

○建設課長（宮下章一君）

河口付近の閉塞でございますが、河口付近が完全に閉塞したことはございません。ただ、吹上地域の伊作川や永吉川で漁船があの砂の堆積によりまして、漁船が航行に支障が出るような事態が発生しております。

それにつきましては、航路の確保のために、市のほうでしゅんせつを行っている状況でございます。

以上です。

○13番（下御領昭博君）

13番。自然の力というのは大変強く、砂を押し上げて、河川を方向を変えたりするわけですが、できるだけ市としても莫大なこの予算がかかると思いますので、県や国のほうへ要望し、少しでも改善できるよう改修するべきと思いますが、市長のお考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

課長が答弁したとおり、特に吹上漁港の伊作川、ここにおきましても大きな改修、今しゅんせつだけをやっております。しゅんせつでどうにかやっておるんですけど、ここあたりを大きな改修が必要なのか、また組合とも十分話もしておるわけなんですけど、大変莫大な経費もかかってしまう。

ここあたりが特に組合とも今後十分協議をしながら、ちょうどこういう河川の際っていますか、海と川とのそういう出ぐあいのところがしゅんせつ、砂がたまってどこに、冬場は大変多くのこういう東風のほうになったとき、たまるようでございます。ここあたりも十分また県にもご要望申し上げていきたいと思っております。

○13番（下御領昭博君）

しっかり県や国のほうに要望し、少しでも

改善されることを要望しまして、次の質問に移ります。

海の満潮時と豪雨が重なった場合、河口付近での河川堤防を越えるようなことはこれまでなかったのか伺います。

○建設課長（宮下章一君）

豪雨と満潮が重なった場合の河川の水位でございしますが、現在のところ、堤防を越えるような事態は発生しておりません。ただ、河川の水位が上がったことによりまして、内水の排水がきかなくなるというような状態はございます。

以上です。

○13番（下御領昭博君）

13番。今課長の答弁で、越水したことはないということで安心はするんですが、河川の安全断面というのは、河川改修をする際、確率年を決定し、雨量強度を求めて計算するんですが、例えば確率年を決定し、流出量を算出し、計画降水量に50t未満であったら30cmの余裕高、200t未満であったら60cmの余裕高、200t以上500t未満であったら80cmの余裕高を設けています。

それを満足することで、安全・安心な河川断面であると私は理解しています。

流出量の計算をすると、厳しい河川断面が多いのではないかと、この日置市の川ではそう思います。河川改修をしてもらえたら、何も心配することはないんですが、なかなか難しい問題であるようです。

県も寄り州撤去や河川伐採を年次的に工事を行っているのですが、何しろ河川数も多く延長も長いことから、厳しい面があるようです。

そこで、寄り州など堆積しているところではできるだけ早急に取り除くように要望することも必要と思います。県の管轄、市の管轄と難しい現状は理解できます。河川の安全できる余裕高が確保できればいいのですが、厳し

い状況であるようです。

市長は、今の質疑、答弁についてどのように感想を持たれたのか、率直な気持ちを伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、本当に断面大変日置市全体の河川を見たときに、まだ危険な箇所が多いというのが現実でございます。

特に、今農業関係の中で転倒井堰等も河川を含めて改修もしております。ですけど、それでもこの集中豪雨といいますか、今はどうしてもこういうゲリラ豪雨といいますか、一時的に集中して雨が降りますので、時間当たり100mmというのは、もうざらになってきているものでございまして、こういうことにおきまして、この河川という、改修というのは、まだまだ大きな費用もかかりますし、また根気強く私どものほうも県の、また国のほうにお願いして整備をしていかなきゃならないというふうに認識しております。

○13番（下御領昭博君）

13番。わかりました。次の質問に移ります。

地域を流れる川は、地域の方が一番私は理解していると思います。地域の安全・安心を守る意味でも、しっかり点検していくことが重要と考えます。

年度初めに、行政嘱託員の説明会があります。その中で、各所管課の説明があるようです。河川で危険な箇所などの要望がある場合は、書類を提出するようにお願いをし、それを行政側が一括して取りまとめ県へ要望することはできないのか、市長の見解を伺います。

○建設課長（宮下章一君）

河川の危険箇所につきましては、自治会長、自治会より毎年たくさんの要望をいただいているところでございます。

市でも定期的な要望、8月にあるわけなんですけど、これを県に提出してございまして、ま

た現場を見まして緊急性の高いものにつきましては、随時県へお願いしているところがございます。

今後も危険箇所を発見した場合は、市や県へ報告をいただくように、また自治会へもお願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

○13番（下御領昭博君）

13番。今課長のほうから説明があったんですが、年度初めの4月に行政嘱託員の説明会がありますよね。その中で、そういった危険な箇所がある場合は提出してくださいと、書類を提出してくださいということは、自治会長の皆様方には説明はされないんですか。その件についてお尋ねをします。

○建設課長（宮下章一君）

4月の行政嘱託員の説明会でも、そこらもお願いしてまいりたいと思います。

また、河川愛護作業のお願いの文書を出しますけど、その文書の中にも加えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○13番（下御領昭博君）

今課長のほうからしていくということで、しっかりとしていってもらいたいと思います。

次の質問に移ります。次の伐採の件で再度質問します。

28年度より29年度は極端に作業の参加者が減少しているようですが、やはり人口減少や高齢化が影響しているのでしょうか。以前は、川の中に入って伐採をしていたんですが、最近では危険であるということで、堤防より堤内地だけの伐採が主で、堤外地のほうはされてなく、大雨が降ったときなどは物が引っかけたり、水の流れが悪いようです。そうした箇所は、今後どのような対応をお考えなのか伺います。

○建設課長（宮下章一君）

河川愛護作業につきましては、事故防止の

ために危険箇所の作業は控えていただくようお願いしているところがございます。

また、流れを阻害するような竹、木、それから寄り州につきましては、県へお願いしまして、除去等の対応をしていただきたいというふうに、県へ要望していきたいと考えております。

以上です。

○13番（下御領昭博君）

13番。今課長のほうから県のほうへしっかり要望していくということですので、ぜひそのようにしてほしいと思います。

河川のことについて、最後に質問いたします。

大規模な水害が発生すると、人的、経済的被害が発生し、社会経済活動に大きな影響を与え、その復旧復興には多大な時間と費用を要することが予想されます。それを未然に防止する予防対策も重要ではないかと考えます。

例えば、堤防のかさ上げ、河川の洗掘、寄り州の撤去、河口付近の整備、堤外地の伐採等、予防的に処理できたならば、災害発生のリスクを少しでも抑えることができるのではないかと思います。

東北の被災地を見ますと、災害が起きた後ですが、次の災害に備えて海岸線に高い堤防をつくり、住宅地ではかさ上げを行っています。まさに災害に備えての予防対策ではないでしょうか。

現在、本市の30年度の予算の中では、予防対策の予算は計上されていないように思います。そうした予算は予算を計上し、未然に災害を防ぐことも重要ではないでしょうか。ことわざにも、「備えあれば憂いなし」とあるように、日ごろからしっかりと準備しておくことも大切なことだと感じます。

県の管轄の河川については、早目に陳情なりを行ない、県と市が一体となり取り組むことが、市民の生命、財産を守ることになるの

ではないでしょうか。災害が発生すると、何十倍もの費用がかかると予想されます。市長はどのような認識をお持ちなのか伺います。

○市長（宮路高光君）

今議員がおっしゃるとおりだと思っております。特に、私どももやはりこういう予防と申しますか、河川等におきます予算等があれば、一番大事なことであるというふうに感じております。

特に、今までもですけど、県と年2回打ち合わせをしております。その中におきまして、特にこういう河川道路、この問題につきまして、振興局が一番身近な私どもの県の直轄の事務所でございますので、本年2回の中におきまして、十分今後とも打ち合わせをしながら、その地域の要望というのをお伝えしていきたいというふうに思っております。

○13番（下御領昭博君）

13番。市長が今言われましたが、しっかりとお願いしたいと思えます。

次の質問に移ります。2番目の光ケーブルについてでございますが、光ケーブルにつきましては、17番議員のところでも細かく回答されていますので、1点だけ質問いたします。

以前、市民と語る会で市民より、中神殿から上神殿のほうに光ケーブルが通っていないと言われ、携帯も圏外になると話されました。内容を詳しく聞いてみますと、光ブロードバンドのサービスを行う業者に問い合わせたところ、「利用者が少なく採算性が合わないため、工事を施工するには厳しい状況」と回答されたそうです。

しかし、現在の社会はインターネット社会であり、子どもから高齢者まで携帯を利用し、若い世代は特に生活の一部になっています。こうした観点から、市としてカバー率100%を目指して取り組むべきと考えますが、市長の見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁したとおり、この2カ所が一番私どもの普及してない箇所になっております。さっきも申し上げましたとおり、日吉だけをしたときでも、約事業費が1億円を超えておるといのも事実でございます。

この通信会社ともう一回ここあたりをするときに、どれぐらいの費用の負担と申しますか、恐らくその費用負担、市と業者と持たなきゃならない。基本的に業者だけそれにするには、言えば加入者の利用っていいですか、それが高ければ業者だけでやりますけど、これはどうしても恐らくこの地域におきましては、そういうことはない。

やはり市がそこを持って、その財源的なのを議会の同意もですけど、そういう財源をそこに使っていいという方向があれば、私は何もそういうのやぶさかじゃございませんので、そういうものもひとつ今後とも業者とも話をしながら、また議会のほうにこのこともお示しをしていきたいというふうに思っております。

○13番（下御領昭博君）

13番。しっかり前向きに取り組んでほしいと思えます。

次の、3番目の職員の土木技術者の件について、再度質問します。

市長から有資格者の人数と資格の種類を答弁されたんですが、資格は自分自身が努力した証であり、技術レベルの向上にもつながると思えます。

民間企業では、資格がなければ会社を設立することも困難であり、公共工事に例えると、一定の資格者がいないと、企業として指名にも参加できません。その面、役所の方は資格がなくても仕事さえできればいいとお聞きしています。

しかし、これからの社会は、自分自身の能力を高めるためにも資格を取得し、レベルアップを図ることが必要と考えられます。いろ

いろな場面に立ち向かうためにも大きな力となり、いろいろな資格を持つことは問題解決にもつながるものと私は思います。そして、本市にとっても大きな財産と考えます。

そこで質問ですが、有資格者にはモチベーションを高める意味でも、何らかの手当を支給すべきだと思いますが、市長はどのように認識され、どう考えていらっしゃるのか、見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、それぞれの有資格、これは一つ大事なことであるというふうに思っております。

これを公費の中で資格を取らせるのか、個人の財産として取らせるのか、ここあたりが大変この公務員の場合は難しい部分があります。企業としては、きちっとした形の中で企業がその資格を取る部分については、企業が面倒を見ますけど、この有資格技術者だけじゃなく、いろんなのがございまして、特に保健師等もそれぞれ学校に行った方も一緒だし、それも有資格者なんです。

ただ、一般の事務をしたのも、ただ受けてそれで同じ、公務員の場合は同じ給料体系になっております。だから、有資格者だから、それだけの給料が高いということでもございません。

ここあたりは、まだ大きな一つの課題でございまして、地方公務員法の中におきますこういう資格のあり方ということも、また関係の市町村とも十分打ち合わせをしながら、今後対応していきたいというふうに思います。

○13番（下御領昭博君）

13番。今市長のほうからいろいろ言われましたが、土木の資格に関しては、もちろん自分の資格ですので、自分のお金で取るのが私はいいかと思います。市がその試験を受けるためにお金を出す必要はないと思います。

だって、資格というのは、自分が取れば一

生の資格ですので、それを市が出す必要はないと思います。ただ、資格を取ることで、自分の自信もつくしレベルアップにもなりますので、そうした方に資格を持っていらっしゃる方には、何らかの形でモチベーションを高めるために、市として何かちょっとした手当とかできないものか、再度お尋ねします。

○総務課長（丸山太美雄君）

ご指摘の有資格者の関係でございまして、国におきましても、有してる資格に対しての手当は支給されていないところでございまして。このようなことから、現在支給してないということでご理解いただきたいと思います。

○13番（下御領昭博君）

13番。わかりました。次の質問に移ります。

先ほど市長の答弁で、高校新卒で8年と考えているとのことですが、大学卒業であれば4年ということになります。私は、技術者は人によって個人差は当然あると思っています。いろいろな経験や実績を積み重ね、また自分自身で努力を重ね、一人前の技術者に育っていくことと思っております。

一人前の技術者とは、方向性、判断力、決断力にすぐれていないと、仕事を進めていく中で足踏み状態になり、業務が前に進みません。また、業者におきましても、大きく作業に影響してくると思われまして。

市長はどのように認識され、どのような見解をお持ちなのか伺います。

○市長（宮路高光君）

私もある程度農業技術員でしたから、その技術の資格、それだけの責任の重さというのは十分わかっております。これは土木も一緒だと思っております。

さっき話したとおり、恐らく2、3年でできるわけじゃない。大学卒、高卒、それさまざままでございまして、これは基本的には、や

はりこの人の人間性だと思っております。

学校を出てきたから、何年で取得できるかというふうに、やる気があって、どういうふうにしてこれをマスターしようという、やはりそういう気持ちがあれば、技術者として成り立つことはないと思っておりますので、やはり私も行政におきます技術者として、やはりこれは責任があります。やはりこの見る力といいますか、やはりつくる力じゃなくて、完成したときにどうあるのか、これが見抜ける、そういうもの。

特に、道路にいたしましても、それぞれ設計をしていく中において、向こうの心が見えていかなきゃならない。ただ積み上げてできるわけじゃない。しかし、そういう経験をしていくには、幾多の失敗もしていかなきゃならない。そういうふうにして、やはり技術というのは自然に体で覚えていかなければならないというふうに思っておりますので、今後やはり技術者の職員の育成というのは、難しいかもしれませんが、今後そういう意味の中で十分指導もしていきたいというふうに思います。

○13番（下御領昭博君）

13番。市長の答弁でしっかりわかりました。次の質問に移ります。

年齢別のバランスでは、20代は少なく、50代が多いようですが、50代の方が定年退職を迎えた際、手薄になると思うのですが、その辺はどのようにお考えになるのか、伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

年齢的なバランス構成でございます。民間企業等の職務経験者や新卒の職員の採用を行っておりますので、今後におきましても、高校、大学と訪問しまして、受験者の増加につながることもともに、採用試験の方法を研究するなど、人材確保に努めてまいりたいと思っております。

従来は、9月に採用試験をやっていたわけなんですけど、29年度は6月に民間採用と新卒者の試験を行いました。それと、通常の9月、10月のころなんですけど、この6月に採用試験を実施したというのが、優秀な人材を確保するという観点から、本年6月20日にいたしましたけど、今後はそのような形で進めてまいりたいと考えます。

○13番（下御領昭博君）

13番。今課長のほうから説明があったんですけど、20代が一番少なく、50代が多いわけなんですけど、そうしたら20代の方をできるだけ採用するというふうに解釈してよろしいんですかね。

○総務課長（丸山太美雄君）

民間企業の採用の方ということで、20代の方もいらっしゃいますし、30代の方もいらっしゃいます。本市の技術職員の年齢構成等を勘案しまして、今後も民間採用の職員というのを採用して、年齢バランスとの構成を考えていきたいと考えます。

○13番（下御領昭博君）

昨年度から民間から人員を募集していますが、民間企業より経験者を採用し、即戦力の職員として業務を行っているようですが、私は民間で行う業務と役所で行う業務では、大きく内容が異なる部分が多いと思います。

確かに、未経験より知識があり、早目に対応可能とは思いますが、どのような状況なのか、また市長はこのことをどのように認識されているのか伺います。

○市長（宮路高光君）

特にこの2、3年、大変この技術者の退職者のほうが多かったのが事実でございます。基本的には、それを若干穴埋めしたいというのが一番大きな部分の中で、今も若干50代がちょっと多い形でございますけど、30代、20代、そういう方々は、この中におきまして2、3年で7、8名は採用しまして、こう

いうバランスになっております。また。こういう方々がやめていくときにおいて、どれだけの構成をするのか、そのときは受験するときに年代を上げていけばいいし、それは新卒だけにするのか、30代までするのか、40代までするのか、そこあたりはその試験のときに要綱を決めてやっていけばいいというふうに認識しております。

○13番（下御領昭博君）

13番。私が一番中途採用した場合に、確かにその役所で行う仕事と、民間で行う仕事というのは、仕事の内容が物すごく違ってきますから、多分その30代の中途採用を入れても、即業務には戦力とはならないと思います。

その辺も市長は中堅クラスを入れた場合に、大体何カ月か何年か知りませんが、大体どのぐらいをめどにして、その中途採用した職員を、一人前の仕事のできる人間に考えていらっしゃるのか、その点をお聞きます。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、何年したらというのものがございませぬけど、担当のほうに見れば、民間の仕事と行政の仕事は違っておったと。特に測量、私どもはコンサルのところから技術者の場合は来ておりますので、そこあたりが発注者、するほうと受けるほうと違っておったと、そういう部分も言われておりますので、そこあたりは早くそういう発注する側の視点に立って物事を整理していかなきゃならないというふうに思っておりますので、年数が何年という部分があるかわかりませんが、大体資格、それぞれ受けるときに測量士を持っているのか、何を持っているのか、その資格もある程度加味した中で、私どもは採用しておりますので、そこあたりも十分配慮した中で、なるべく早く一人前になって指導ができるよう、努めていくようにしたいと思っております。

○13番（下御領昭博君）

13番。しっかり取り組んでほしいと思います。

最後の一般職員の人口減少の点について、再度質問します。

技術職においては、事業量を見極めて対応すると答弁されましたが、それはそのとおりと私も認識はするんですが、ただ1点だけ、人口は減少しても、日置市の面積や施設が変わるわけではございません。道路河川、水道、公園、建物等を考えた場合、どうなのかなと思うんですが、この件について市長はどのような見解をお持ちか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

基本的には人口が減っていけば、それだけ職員も減っていく、これが通常ですけど、やはり行政という中において、サービスをする10人の方をするのか、15人するのか、やはりそれぞれ私はそんなに人口が減少しても、効率化はできない部分もあるというふうに思っております。

その中で、先ほどある程度行革を進めてきたけれども、これ以上の行革というのは、サービスから考えたときは、全体的に技術職員だけじゃないんですけど、市の職員として大変無理が出てくるというふうに思っておりますので、なるべく人口の比例にはいかないと思っておりますけど、それだけに甘んじてはいけません。

やはり人口が減ってくる中においては、基本的に財政的なのをある程度悪くなってくるのも事実でございますので、そういう効率的なものも考えながら、職員の確保といいますか、セッティングというのはやっていかなきゃならないというふうに思っています。

○13番（下御領昭博君）

13番。市長の説明でわかりました。技術者の方は大変でしょうけど、頑張ってくださいと思います。

最後になりますが、技術職員の件でいろいろと質問させていただきましたが、本市の技術者は、他の自治体から「日置市の技術者は優秀だ」と言われるような技術者になるよう、切磋琢磨して成長することが本市にとってもよいことです。仕事のできる技術者とは、最少の経費で最大の効果が生まれる決断力、判断力のある人材がよい技術者で、そして指導者となり得ることを考えます。

この前、鹿児島マラソンで日置市職員が42.195kmのフルマラソンで、2年連続優勝されました。これは、本市にとっても大きなアピールになったのではないかと思います。

このことと同様に、優秀な技術者、職員がいることは、日置市にとっては大きな財産であります。そうしたことを考えますと、日置市の職員は優秀と言われるように、市長も真剣に取り組んでもらいたいと考えますが、このご意見をお聞きしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

それぞれ職員はいろんな多方面に対しまして、すばらしいことである。私も市民のほうからいろいろと、「おたくの職員は優秀、良か人ですね」とほめられたいと思っております。そのほめられるには、やはり本人が努力して、やはり力をつけてやっていく、市民サービスを十分やっていける、そういう職員を今後ともつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（並松安文君）

本日の一般質問をこれで終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。
19日は午前10時から本会議を開きます。
本日はこれで散会します。

第 4 号 (3 月 1 9 日)

本会議（3月19日）（月曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	福山誠君	日吉支所長	田代信行君
吹上支所長	宇田和久君	総務課長	丸山太美雄君
財政管財課長	銚之原政実君	企画課長	堂下豪君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君
商工観光課長	脇博文君	市民生活課長	内山良弘君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	篠原和子さん
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君

農地整備課長 東 広 幸 君
上下水道課長 宇 都 健 一 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 長 倉 浩 二 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 宮 下 章 一 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、2番、佐多申至君の質問を許可します。

〔2番佐多申至君登壇〕

○2番（佐多申至君）

皆さん、おはようございます。

一般質問での午前中、一番の登壇は初めてでございます。緊張しておりますが、持ち前の大きな声で質問していきたいと思っております。

本日は、皆様のお手元に2枚の資料をご準備いたしました。

会場の皆さんと資料を共有しながら一般質問を進めていきたいと思っておりますので、初めて聞いた方でも理解していただけたらありがたいです。

それでは、先に通告いたしました質問事項といたしまして、本市の地域おこし協力隊の今後の取り組みについて質問してまいります。

地域おこし協力隊、皆さん、お聞きになったことがありますでしょうか。

人口減少や高齢化で担い手となる人材の確保が課題となっている地方、一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景に豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活、そして貢献することにニーズが高まっている都市住民、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図り、地域外からやってきた都市住民のニーズに答えながら、地域力の維持、強化につなげる取り組みでございます。

平成21年3月から総務省が推進している事業でございます。

都市部の若者たちが過疎地域に移住して、おおむね1年以上3年以下の期間、地場産品の開発、農林水産業への従事等の地域活動を行いながら地域に定住、定着を図る取り組みとして、創設されて8年が経過いたしました。

新しい感性を地域に持ち込み、全国各地で新しい仕事がつくり出されています。

本市の状況を伺います。

1つ、本市の地域おこし協力隊の今後の取り組みについて。

1、現在本市の地域おこし協力隊の取り組み状況は。

2、地域おこし協力隊の導入を検討する際に、地域住民の理解、認識を広げる手立ては。

3、現在の協力隊員に続く、優秀な人材確保は考えているのか。

4、協力隊の受け入れ態勢は、地区公民館組織だけに頼るのではなく、自治体職員等の事例視察、庁内関係部署との意識情報共有の場として、諸団体を含めた協議会設立や、内規等の作成など考えないか。

以上、4つの質問について、1回目の答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の本市の地域おこし協力隊の今後の取り組みについて、その1でございます。

平成28年7月から、観光とコミュニティの融合をテーマとして、美山地区に地域おこし協力隊を1名を配置しております。

地区住民の協力により、空き家を再生し、美山笑点を活動拠点に、拠点の運営、美山観光商品の開発支援、定住、観光関連事業の起業などを主な業務として取り組んでいただいております。

具体的には、美山笑点の運営やフェイスブック等による情報発信、美山朝マルシェの企画・運営、美山コンシェルジュによる観光ガイド、講演など、地区住民と連携しながら多

岐にわたって活動を行っております。

2 番目でございます。

現在、地域おこし協力隊は、毎月開催される定例の活動報告会を美山地区公民館で開いています。

また、地域における各種団体の会合等にも地域おこし協力隊として参加し、理解を深めていただいております。

協力隊に対する地域住民の理解・認識については、地道な活動で協力隊の人となりや、取り組みを知っていただくことは当然ながら、あらゆる媒体を活用した情報発信も必要と考えております。

市といたしましても、地域おこし協力隊については、意欲ある都市部人材の定住・定着による地域力の維持・協力を図ろうという国の狙いに準じ、協力隊制度について、さらに広く市民へ周知する必要があると認識しております。

3 番目でございます。

現在の隊員は、平成28年7月から日置市初の地域おこし協力隊として活動しています。

任期は最長3年、平成31年6月までとなっています。

既に、任期の半分を過ぎており、次の人材を検討する必要がある等も認識しておりますが、現時点で、具体的な人材の確保には至っていない状況にあります。

4 番目でございます。

総務省の地域おこし協力隊推進要綱によりますと、農林水産業の応援、環境保全活動、健康づくり支援、住民の生活支援など、幅広い地域協力活動に従事することができるようになっております。

これまで、市といたしましても、コミュニティ施策の一環として、地域課題を住民とともに解決するために、地区公民館への配置を柱に案内してまいりましたが、このほど、さまざまな地域協力活動に対応できるよう、日

置市地域おこし協力隊設置要綱も整備いたしました。

現在のところ、協議会設立については考えておりませんが、庁舎内部署や、関係者団体にも協力隊に関する情報を発信し、共有していく担当部署を設置し、幅広い活動に対応する協力隊の受け入れについて検討する環境を整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○2 番（佐多申至君）

私は、2月4日東京虎ノ門ヒルズで開催された地域おこし協力隊の全国サミットに同僚議員3人で参加してまいりました。

野田聖子総務大臣の挨拶に始まり、この地域おこし協力隊にかける思いを熱く、強く、語られました。

今回は、時間の都合上、野田総務大臣のその熱く語られた内容は割愛させていただきたいと思います。

そのときに、講演者がこう述べていらっしゃいました。

地域に住む人たちの日常は、永遠と続きます。

そこから新しい取り組みを生み出すのは難しいものです。

地域おこし協力隊が外部から地域に赴き、適切なきっかけをつくり出すことができれば、地域に住む人たちが新しいことに取り組み始めることとなります。

重要なことは、それでもやはり地域の日常は永遠と続くということであると、こういった内容でございました。

質問に入ります。

現在の協力隊員を受け入れた経緯をお答えください。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

お答えをいたします。

平成26年度の第3期地区振興計画策定の話し合い活動の中から発生する形で、美山の

若手事業者等で構成される美山未来つなぎ隊が組織され、平成27年度美山地区において、独自の美山版総合戦略としてまとめられています。

総合戦略の方向性として、観光を生かしたまちづくりと位置づけ、主な取り組みとして美山地区への地域おこし協力隊の配置が明記されています。

市といたしましても、総合計画、実施計画の協力隊の設置を掲げている中、美山地区からの提案は観光とコミュニティとの連動性構築に向けた設置目的が明確であり、設置による効果も期待できることから、平成28年7月に日置市初の協力隊として、美山地区に受け入れております。

受け入れに当たっては、美山地区との打ち合わせを重ねながら、移住交流推進機構JOIN等を活用した募集を行い、地区民も面接に入るなど、受け入れ地域の希望に沿った人材を配置できるよう取り組んできております。

○2番（佐多申至君）

それでは、その現在、地域おこし隊を1人受け入れて取り組む中で、これまで行った事業の中で、何が課題だとお考えですか。

お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

現在の協力隊は、積極的に美山の地域おこし、情報発信、観光客などの受け入れ、イベントの実施による交流人口の増加を行っていただいています。

また、活動を行う中で、毎月、定期的に活動の拠点である美山地区で活動報告会を実施しているところでございます。

課題としては、一部の方には大いにご理解をいただき、その活動内容も評価されておりますが、その反面、まだ一部の方々には地域おこし協力隊の活動や取り組みが理解されていない部分もあるかと思っております。

○2番（佐多申至君）

2番。

全国サミットでの事例をここでちょっと紹介させていただきます。

岡山県の地域おこし協力隊OBの方が、当時農家の棚田事業に関心があり、着任しましたが、現地の地域住民の方々が協力隊を理解、認識しておらず、また行政のフォローもなく、当初は草刈り作業や地元行事の手伝い、引っ越しの手伝いなどさせられ、1人で寂しい思いをしたそうです。

しかし、その失敗がコミュニケーションの場でのネタにされ、盛り上がり、そのことが逆に地域の方々に知られるようになり、今では、それが功を得てか、農業をしながら何でも屋になり、兼業もできるようになったと、笑いながら話されていました。

しかし、現実は大分、苦勞されたと、後の懇親会で本音を言われておりました。

質問に入ります。

地域おこし協力隊は、いつまで、何を、どんな方法で協力するのかを、まずは地域の住民の人たちと共有しながら活動を進めることが大事だと私は考えます。

協力隊を生かすには、順序としては協力隊募集の前に地域住民の間で協力隊が必要であるとの認識を共有した上で、受け入れなければならないと、私は考えます。

手立ては策として大事ですが、受け入れる姿勢については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、この地域おこし隊、来る方もですけど、やはり地域、またそのの団体というのがどういう目的なのか、やはり十分、ここあたりが認識していなければ、さっき言ったように来ているんな苦勞をしますので、今後、私どもはやはり今、地区館の中でやっておりますけど、今後、やはりその

地区館とか、いろんな団体とか、そういう方々と十分募集する前に協議をしていきたいと思っています。

○2番（佐多申至君）

その現在地域おこし協力隊の身分は、どう位置づけられていらっしゃるのでしょうか。

お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

表向きには非常勤ということでおきまして、これ特別交付税で約400万円程度措置をする、これだけ財政的な総務省は話をして、ですけど現実的にこの交付金とか、それでできておりませんので、現実にとりだされておるかわかりませんが、需要額の中に交付税対応といった、それだけでありますので、その中でそれはもちろん自分で考えていかなきゃならないことだと思います。

○2番（佐多申至君）

市長の答弁いただきました。

その地域おこし隊の身分を、今、明らかにした上で、参考事例としてちょっと述べさせていただきます。

岡山県新庄村には、地域協力隊が複数いらっしゃいます。

村、教育委員会、議会、区長会、産業関係の団体のほか、大学生や協力隊OBも参加しての地域おこし隊活動支援委員会となるものを設立して受け入れ態勢の確立に取り組んでいます。

また、熊本県菊池市では、行政のほか市内の各種団体の間でワークショップを行い、協力隊に取り組んでもらいたい業務内容を皆で明確にして、応募者が、つまり協力隊ですね、協力隊の方々が自分自身の持つ特技や、現職、退職する前の仕事を生かしてでき得ると連想しやすい募集要綱を作成しています。

質問に入ります。

地域おこし協力隊の理解と認識を深めるために、学ぶ場として今後市長が今述べられた、

そういった現在の状況を把握した上でさまざまな地域おこし協力隊の身分は、地域によって、行政によって違うようです。

自治体職員等の方々が、ほかの地域の事例を視察する計画などありますか。

お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

特に、今、本市におきましては、この地域おこし隊とこういうことと若干違う、私は地区館支援員だと思っています。

今、地区館の支援員はそういう役割を今後していく必要があると思っておりますので、私どもは今考える中で、そういう募集をします。

特に今、地域おこし隊というのは、都会から来て、そういう新しい気持ちを地域に起こすという意味でございまして、どこにあれば、地区館と今後ともそういうものをどういうふうにしてその地域を活性化していくのか、やはりそこあたりのニーズというのを大事でございまして。

農業をしていくのか、それとも文化をしていくのか、福祉をするのか、やはりポイントがそれぞれ違うと思いますので、私も十分、話し合いを今後しながら、少しでも私はこの地域おこし隊を入れていきたいというのは、前向きに考えていきたいというふうには思っています。

○2番（佐多申至君）

2番。

それでは、今、市長が地区公民館という形で何度もおっしゃるようですので、これまた事例を話させていただきます。

2月23日に長島町の地域おこし協力隊報告会に私は1人で参加してまいりました。

半年に1回開かれるようです。

手元にお渡ししました資料の中に、地域おこし協力隊の活躍先の資料の中では、鹿児島県長島町は平成28年度の段階では8人です

が、先日、2月23日報告会に参加したときには12人の地域おこし協力隊がおられました。

長島町の地域おこし協力隊は、日置市の地域、いわゆる地区公民館組織単位での受け入れを基本とする体制とは違っておりました。

長島町の資源を含む地域資源、または地域状況を行政や地域住民が知り、認識した上でミッション、任務を提案策定し、募集して、前職を生かそうと応募してきた地域おこし協力隊を受け入れ、彼らの感性が生み出す自由な、斬新な発想から生まれる事業を行政と地域が一緒になって展開しています。

つまり、ミッション、任務は山林だったり、海だったり、地域にないものだったり、地域の現状がミッションになっているわけです。

島全体が活気にあふれております。

ちなみに例に出しますと、楽天時代の経験・知識・つながりを生かして、長島大陸PR映画製作配給、医学書を出版社時代での企画政策を生かして、高校のない長島町にN高校、これは先だってNHK情報ウェブでも紹介されておりました。

私は、これを見て長島に走ったわけですが、現役大学生による長島大陸の食材PR通信、高校・大学のスポーツ交流を生かして長島大陸スポーツ合宿誘致、この方は現在も県下一周駅伝の出水チームの選手としても走っていらっしゃいます。

トレーナー業を生かして、医療費削減運動習慣推進のためのグループエクササイズ、大学名誉教授地方創生専門家であり、知識と経験を生かした空き家プロジェクト、この方はもう60歳を過ぎていらっしゃいましたが、大学教授を退職され、長島に魅力を感じ、協力隊になられたようです。

ブリなどの生産者と料理人の関係づくりのサポート、楽天時代の経験・知識・つながりを生かしてITを使った取り組みなどなど、

長島町の自然及び地域資源に魅力と可能性を感じ、人が人を呼び、友が友を呼び、彼ら協力隊は長島町を長島大陸と称して地域をふるに活用、利用して、感性を十分に生かしてまちおこしを自由に展開しています。

そして大事なのは現在、事業展開を模索しながらも、最初に協力隊として着任した方が、長島町地方創生総括監となり、長島未来企画合同会社を設立しておられました。

事業計画、人材育成、経済基盤づくりをも協力隊の皆さんで共有認識して、任期3年終了後を見据えているんです。

このほか、先だって2月25日の南日本新聞でも紹介されていましたが、鹿児島市では、観光農業公園に、鹿屋市では地域おこし協力隊OBが菅原小学校閉校跡地に体験型宿泊施設を、今、建設中です。

これも先日現場を見に行ったら、まだ工事中で入れませんでしたけれども、5月にはオープンするということでした。

もう聞いているだけでわくわくしてきます。

質問に入ります。

紹介しましたように、地域おこし協力隊にもさまざまな形があります。

事例をお聞きになり、今後も地域おこし協力隊を地区公民館単位組織でまちおこしができるとお考えでしょうか。

多くの協力隊に日置市の魅力を感じてもらい、そして、日置市に呼べるような柔軟性のある対応が必要だと思いますが、どうお考えですか。

お尋ねします。

また、長島町のように、地域おこし協力隊を呼び込むミッション、いわゆる行政が与える任務等も1つの手立てだと考えますが、どうでしょう。

○市長（宮路高光君）

ただいま、議員がおっしゃったように、大変、先進地のいい事例を発表していただいた

と思っております。

基本的に地域おこし隊、基本的に3年間という中で、基本的にそれぞれの地域におけます素案もいたしますけど、定住できていくのか、ただ、そこで終わってしまうのか、これはさまざまでございます。

いい部分だけもあるというふうには思っておりますけど、やはり今おっしゃいましたとおり長島、本当にそこにつきましては、総務省からこの地域創生のプロが参りまして、副町長という立場の中で仕切りまして、そのような募集もやっております。

それも十分、私のほうもわかっております。

ただ、私、先ほども言いましたように地区館は地区館でいいと思っております。

ですけど、今後、やはりそれぞれの私ども行政に足りない部分についてどうしていくのか、これは関係を省庁を横断した中で考えていかなきゃならないというふうに考えております。

今後、やはりこの協力隊、本当にいい分を、悪い分を、やはりこれは恐らく出てきます。

ただ、今、花装飾みたいがいいことだけじゃない、まだ悪いところもございますので、このあたりも熟慮しながら、進めていきたいというふうに思っております。

○2番（佐多申至君）

2番。

市長のおっしゃるとおり、全て事業においてはいいこともあったり、悪いこともあります。

しかし、その悪いことを表に出してよりも、いいことを前に出して、前に進むほうが私は得策だと思います。

全てにおいて、悪いこと、いいことばかりやないということは承知をしておりますが、その悪いことをみんなの力でカバーしながらやっていけばと、私は切に思っているところです。

ただ、その協力隊の今後、日置市が受け入れるであろうこの協力隊の方針について、1つ、細かな質問をさせていただきますが。

国の規定では、隊員1人に対して400万円が上限とされております。

先ほど市長のほうからも決まった額はないということで返答いただきましたが、現在の協力隊は、どのように支払っていらっしゃるのでしょうか。

公開できる範囲でお答えください。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

お答えいたします。

総務省では、地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、人件費200万円、活動費200万円、合計400万円を上限とする財政措置を行っております。

本市では、日置市一般非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例及び施行規則により地域おこし協力隊の報酬を月額16万1,600円と規定しており、年額193万9,200円となっております。

活動費につきましては、県外研修費や情報収集等の活動経費、美山笑点運営経費、本人家賃など、必要と見込まれる経費161万円を予算計上し、合計で355万円を見込んでおります。

○2番（佐多申至君）

2番。

1回目の質問の中で、この地域おこし協力隊の設置要綱を整備しましたということで、質問が前後するところもございますが、この要綱の中でこういった報酬については、これから整備しなければならないという事項を考えますと、こういったこれまでの受け入れる内容によってはこういった報酬はかわるのでしょうか。

お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

さっき言ったように、特別交付税を来るわ

けでございまして、私どもの非常勤の方々もいらっしゃいます。特別それだけしていいのかどうか、今後、県下の、それぞれの協力隊におきます費用をどうしているのか、それも十分調査させていただきながら、決定をしていきたいと思えます。

○2番（佐多申至君）

2番。

私が先日その長島のほうに行ったときに、その担当者のほうに資料をいただいたときには、長島は特別職になっておりました。

地域おこし協力隊のその位置づけってというのが各地域によって違うということでありませうけど、この、今言われる非常勤、この任務はどなたが、市長のほうで任命されるんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

これは、私のほうで任命をいたします。

○2番（佐多申至君）

わかりました。

地域によって、いろいろ立場が、協力隊の方々の立場ですか、特別職であったり、非常勤だったり、そういったのでいろいろ、これ地域によっていろいろ行政の考え方が違うんじゃないかと思っているんですけども、この辺はまた私もまた今後、いろいろ地域のほうに行って勉強したいと思っておりますが、この辺、また機会がありましたらお尋ねしたいと思えます。

それでは、私は全国サミットのまた事例をお話させていただきたいんですけど、北海道の地域おこし協力隊の女性の事例でございませう。

放置状態だった町営レストランの復興にと、協力隊で着任したが、レストラン運営をするに当たり、協力隊の独自の感性や発想を運営に反映しようとする、担当課初め、庁舎間の連携が取れておらず、いや法律だ、いや所管が違うとか、そういった持ち出す行政側と

の認識の違いで、心が折れかかったところに当時の町長さんの鶴の一声で、そういう業者間でごたごたしていたらだめだろうということ関係部署間が一致団結し、知恵を出し合い、結果、町営レストランは協力隊の発想どおり、コミュニケーションカフェとして生き返ったそうです。

私は、このとき町長の言葉は事の動きを左右するまことに重き責任のあるものだと、改めて感心したところでございました。

実は、この北海道の地域おこし協力隊の女性は、何と、鹿児島市の田上町出身の方でございました。びっくりしました。

鹿児島の女性が、そして薩摩の女性の情熱が町長を、そして町を動かしたのです。

女性の情熱は偉大です。

東京虎ノ門ヒルズでの全国サミットで、日置市地域おこし協力隊吉村佑太さん、そして美山地区公民館長石川みどりさんのお二人が、パネリストとして紹介をされました。

美山地域が地域おこし協力隊を理解、認識して、協力隊員の感性とその発想が生かされた成功事例として全国の協力隊員の皆さんの前で総務省を初め、全国に発信されました。

日置市民の1人として、その場に同席できたことに大変うれしく、感動いたしました。

万歳をしたくらいでした。

このお二人とも、いつも笑顔で頑張っておられます。

しかし、お二人、そして地域の方々の思いが交差して、大変、苦勞されたことは地域づくり課を初め、ご承知かと思えます。

質問に入ります。

地域おこし協力隊については、先日の鹿児島県議会でも取り上げられておりました。

全国サミットでの紹介により、日置市は、全国の協力隊から注目されています。

今後、早急に庁舎内における地域おこし協力隊設置検討委員会等をつくり、これまでの

2人、そして、地域の方々が乗り越えてきたことなどを参考にして、日置市の各地域性を引き出す整備に向けて動くべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、美山の協力隊、大変、熱心な方であるというのを認識しておりまして、私どもの部長会、課長会でも、彼らが来て、提案というのもさせていただきまして、お聞きしました。

そういうのも含めまして、今後の問題、そういうまっすぐそういう協議会つくるとか、そういうものじゃなく、もうちょっとじっくりした気持ちの中で考えていく必要があるかと思っております。

○2番（佐多申至君）

2番。

ここで再三、事例を述べて、つくるべきだということで動くべきだというふうに主張して、すぐ、はい、わかりましたということには望んでおりませんが、どうか市長、少しでも前に、前に、地域の皆さんの話を盛り上げて、どうか地域おこし隊の方々が自由に動ける場をつくっていただきたいと思います。

お手元の活動先の資料でもわかりますように、町や村といった過疎化が著しい、深刻な地域こそ、行政や地域が一緒になり、知恵を絞り、地域おこし協力隊の整備に力を入れています。

2枚目の資料で九州管内の地域おこし隊の資料を、人数を表にして渡しておりますが、村だったり、町だったりというところほど数が多いです。

そういったそのような思いが情報として伝わり、協力隊が魅力を感じてくれるんだなと私は思っています。

地域おこし協力隊の窓口は、地域づくり課で私はよいと考えますが、所管を地域づくり

課だけでなく、庁舎内各課で共有認識して、受け皿を広げてはどうかというのが今回の私の質問の趣旨でございます。

市長、最後の質問に入ります。

協力隊の数が多ければよいというものではございません。

市長がいつもおっしゃるように、住んでよし、訪ねてよし、ふれあいあふれる町、日置。

これを実現するために、日置市の地域活性の起爆剤として、きっかけづくりとして、地域おこし協力隊を活用しない手は、私はないと思います。

これまでの私の発言をお聞きになり、そして、担当課の回答をお聞きになり、これまでのあり方を振り返り、改めて、これまで市長にも答弁いただきましたが、この私の今回の質問のこの気持ちをお聞きになり、今後の地域おこし協力隊について、どのようにお考えられたか、最後にお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

基本的にまちづくり、おっしゃいますとおり、今、1つ地域協力隊だけに議員のほうは特化しております。

やはりまちづくりというのはこの協力隊だけではない、あらゆるトータルの中で町をおこしていくにはどうしていくのか、やはりこういうことも考えていかなきゃならない。

とりあえず1つの手法として協力隊というのは大事である。これを思っております。

だから、私、自分自身も前向きにこういうものは使って、活用していきたいというのは十分思っておりますし、おっしゃいましたように各課にも、課長会の中でもこの協力隊のことは話しております。

何かそういうプロジェクトがあつたらこういうものを使えと、そのときは地域まちづくり課であると、1つの頭は持っておりながら、それぞれのところがそういう窓口、課長という認識を持ってなきゃならないと思っております。

ます。

そういう中におきまして、今、ご指摘ございましたとおり、この協力隊というのを使わない手はないというふうに思っておりますので、今後、子どももいろんな勉強をしながら、またいろんな事例とも参考にしながら、またさきにお話ございましたとおり、全国で子どもの美山の吉村君を含め、ただ1人しかいない協力隊を全国の中で10人とか、何人かいる町よりもそれを参考事例としていただいたということは大変、ありがたいことではございますので、こういうことも参考にしながら進めさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、3番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔3番是枝みゆきさん登壇〕

○3番（是枝みゆきさん）

こんにちは。

本日、2番目の一般質問をさせていただきます。

今回は質問者11名のちょうど折り返し地点の6人目ということで、1日目に登壇された議員との重なりも出てまいります、自分の言葉にかえ、質問をさせていただきます。

そして、当局のさらに深いご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、通告書に従い、質問をさせていただきます。

今回、小中一貫教育、並びに義務教育学校についての質問をさせていただきますが、まず、小中連携教育、小中一貫教育、義務教育学校における教育の違い、そして、小中一貫校と義務教育学校の違いをまずお示してください。

さて、奥教育長におかれましては、平成29年度半ばより、前教育長から職責を引き継がれ、日置市の教育に力を注いでいただ

ております。

その間、日吉の各小学校の再編成計画により、閉校を経、新日吉小学校のスタート、また、7中学校区における小中一貫教育の実施など、大きな改革を迫られる事業に携わっていらっしゃいます。

そこで、30年度当初予算編成に当たり、当初からの教育長というお立場で、日置市学校教育の目指す目標、基本方針をお示してください。

2番です。

日吉の小学校では、閉校式が行われました。子どもや親、地域の方々は大変名残惜しみながらも、4月から始まる新日吉小学校に期待を寄せ、開校を待つ春休みとなりました。

最長30年度をめどに示された、第1次再編計画において、これまでの取り組みと現状、また今回の学校編成について、どう評価しているかお伺いたします。

3番目に、義務教育学校の開校準備について、お尋ねします。

今週、今春、再編成されたばかりの日吉小学校が、日吉中学校とともに2021年春には義務教育学校として開校させる準備を進めていると2月23日の南日本新聞で報道されました。

義務教育学校については、これまでに議会で十分に議論されたことがなく、大変、驚いております。

先日の一般質問で同僚議員も言われましたが、本年度、新しくスタートした日吉小学校がわずか3年後に再度学校を移転し、新しい教育環境に身を置かなければなりません。

親や地域住民の方々に対して、説明不足では、混乱を招くことが予想されます。

義務教育学校設立計画に当たり、これまでの経緯と集約の状況をお示してください。

4番目に現在、既に実施が始まっている小中一貫教育について質問いたします。

学校教育は、現在、子どもを持つ親や、教育に携わる方でなければなかなか中身を知る機会がありません。

しかし、市民の学校教育への関心は、大変、高く、誰もが知りたいと思っています。

この事業内容について本市の考えをお聞きいたします。

(1) まず初めに、1プラス4・3・2制で日置市の教育をかえるとの方針を打ち出してあります。

従来の6・3制にかわる施策としてどのような効果を期待してこの選択をされたのか、お尋ねします。

(2) 平成29年度から7つの中学校区において、小中一貫教育の実践が始まっていますが、実施された教育課程の検証を今後、どのように生かしていくとお考えか、お聞きします。

(3) 小中学校の教育課程の系統性を確保するための教員の合同研修会や、乗り入れ授業は、どのように行っているのか、また、今後の課題は何かお尋ねします。

5番目に、ひおき学についてお尋ねします。

日置市教育の特長的な取り組みの1つとして、ひおき学が上げられると思います。

大河ドラマ西郷どんの放映が始まり、西郷、島津ゆかりの地への興味、関心も高まりつつあります。

伝統行事、文化遺産、歴史上の偉人や風土を生かした体験学習は、教育課程の中でどのように行われているのかお尋ねします。

また、日吉の閉校した各学校に、郷土の文化財などの資料が残されていると思います。

それらは、教材にもなると思いますが、管理や利用は今後、どのようにされるのかお尋ねします。

6番目に家庭の教育についてお尋ねします。

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点だと言われます。

平成18年の教育基本法改正において、新たに家庭教育の独立規程が設けられました。

日置市の家庭教育の支援事業の取り組み状況の成果や、今後、どのように考えるかお尋ねします。

最後に、不登校についてお尋ねします。

小中一貫教育の目的や、その効果について、中一ギャップの解消が言われています。

とりわけ、不登校については、その成果を期待されているようです。

さて、そのような中、日置市において現在、不登校状態にあり、本年度中学校卒業予定の生徒の進路状況をお尋ねいたします。

また、現在、適用教室が伊集院地域公民館1教室において指導が行われていますが、不登校生徒数の実態に鑑み、旧校舎跡地利用で適用教室の新たな開設を考えないか、お考えをお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、ただいまのご質問に対してお答えいたします。

まず最初に、今年度の教育長としての方針をと伺いさせていただきます。2年目を迎えるに当たりまして、第2期教育振興基本計画に基づいて、郷土の教育的な伝統や風土を生かした風格ある教育の推進を念頭に置いて、引き続きその充実に努めてまいりたいと思います。

また、平成30年度は特に重点としたいこととして、1点目に、日吉地域の小学校再編協議を経て誕生する日吉小学校の開校でございます。2点目として、平成29年度から取り組んでおります小中一貫教育の充実を目指します。3点目は、子ども支援センターを核とした相談活動の一層の充実を図りたいと思います。4点目として、2020年国民体育大会開催に向けた取り組みや機運を高める活

動に努めてまいりたいと思います。

以上のような目標を掲げて、今年度尽力を
してまいりたいと思います。

続きまして、2番目の小中学校の再編計画
についてでございます。

(1)として日吉地域以外の再編状況につ
いてお尋ねでございますけれども、この再編
計画は平成26年度に策定をいたしまして、
その年の6月から7月にかけて、対象となり
ます12校区を全て出向きましてご説明をし
たところでございます。

第1次再編計画では、日吉地域の小学校と
上市来中学校、土橋中学校が対象校として挙
がっておりますが、現時点では日吉地域以外
に再編に向けた具体的な動きはないと理解し
ております。

次に、3番目の義務教育学校の準備につ
いてでございます。

その1でございます。教育委員会では、平
成28年4月に改正施行されました学校教育
法に義務教育学校が位置づけられたことから、
日吉地域から設置の要望を受けました。その
後、教育委員会で協議検討を行い、総合計画、
実施計画などに設置のための計画をのせてま
いりました。

開校に当たりまして、平成30年度になり
ましてから説明会を持ちたいと考えておりま
す。また、PTAや地域住民の方々の思いの
詰まった要望書をいただいたと思っております。
このため、地域では設置に向けてご理解
をいただいているものと理解をしております。

4番目の小中一貫教育の教育課程につ
いてでございます。

まず、その1、どのような効果をというこ
とでございます。この制度を導入することで
小1プロブレム、中1ギャップと言われる課
題に対して、校種間の円滑な接続を図る取
組みを実施することで、子どもたちが安心し
て進学し学校生活を送ることができると考え

ております。

2つ目でございます。小中一貫教育の取
組みの結果を今後どのように生かしていくか
ということでございますけれども、この小中
一貫教育は本年度から取り組み始めたもので
ございます。各中学校ごとに取り組みを振り
返って、出された課題に対して今後どのよう
な取り組みをしたらよいか検証しながら、息
の長い研究実践を続けていきたいと考えてお
ります。

3番目に、小中間の乗り入れ授業や教職員
の合同研修などの取り組みは校種間の円滑な
接続を図る上での効果があると考えています。
あくまでも施設分離併設型の一貫教育であり、
小中学校それぞれの教育課程の履修が前提と
なりますので、各中学校区ごとの実状に即し
た計画で行うことが大切だと考えています。

5番目の、ひおき学についてでございます。

その1でございます。ひおき学は、9年間
を通して日置市の自然や歴史、伝統文化を体
験的に理解させるとともに、その学習を通し
て子どもたちに礼節や郷土愛、自然愛や奉仕
といった道徳性を身につけさせることを狙い
としております。大河ドラマの放映により、
例えば西郷隆盛が湯治のために吹上温泉を訪
れたことや、薩摩藩の家老であった小松帯刀
が日吉町吉利の領主であったことなどを知る
ことで郷土の偉人の業績を深く学びたいとい
う意欲につながるものと考えております。

また、閉校される学校に残る郷土資料につ
いては、学校や関係各課と連携して活用方法
を検討してまいりたいと思います。

6番目の家庭教育についてでございます。

本市においては、家庭教育の重要性に鑑み、
全ての小中学校及び幼稚園、保育園において
家庭教育学級を開設し、子育ての知識など、
親としての教育力向上のための学習の場とし
て取り組みを推進しております。

また、日置市家庭教育学級支援事業として

小中学校の入学説明会やP T A行事等を活用し、各学校の実態に即した子育て講座を実施していただいております。今後の取り組みとしましては、国の助成事業である地域で支える家庭教育推進事業を活用した親子ふれあい授業等の展開や市P T A連絡協議会や子ども支援センターとの連携により、より細かな支援が行えるよう取り組んでいきたいと考えます。

最後7番目、不登校についてでございます。

その1でございます。平成28年度に年間30日以上の不登校を経験した生徒の主な進路先は、普通科、専門学科、定時制、通信制の高等学校のほか、専門学校などがございます。

その2でございます。適応教室についてですが、6月議会でも答弁いたしました。現在、ふれあい教室に通う14人のうち伊集院地域の児童生徒が10人を占めております。他地域においても教室設置のニーズが高まり、設置場所や指導員の確保等が可能であれば予算措置を講じるなどの検討をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ここで、しばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（是枝みゆきさん）

ただいま奥教育長より、教育長の言葉で平成30年度の教育長の方針、4つの重点目標をお聞きいたしました。こういう目標が豊かな人づくりにつながっていくのだと確信しております。豊かな人づくりをぜひ豊かな学校で、豊かなまちで、そしてまた風格ある教育

を風格ある教育環境の中で、そういった中で子どもたちが夢を持ちあしたをひらく子どもの育成をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2問目の第1次再編計画のことについて2回目の質問をさせていただきたいと思ひます。

前田代教育長が平成26年の一般質問の答弁で、学校編成計画については日置市の状況にあわせ、子どもたちの望ましい教育環境をつくるために作成しました。最終的には、地域の方々の合意形成にゆだねることを前提としながら、せめて20人以上がいて多様な活動、体験ができるような人数確保が必要であると答弁されています。

本年度の6月議会においては、奥教育長は、適正規模という表現をされていらっしゃいます。ここで改めまして、奥教育長の考える編成計画に当たっての望ましい教育環境とは何かをお尋ねいたします。

○教育長（奥 善一君）

ただいまお尋ねの望ましい教育環境ということについてでございます。

まず、ここで申し上げましたのは、望ましい学校規模ということです。再編計画に結びついているわけでございます。

ただいま議員がおっしゃいましたように、小学校においては1学級が20人程度で6学級以上、中学校においては1学級20人程度以上、そして1学年2学級以上というのが望ましい学校規模ということで申し上げております。

望ましい教育環境というのが全てこれと言えるわけではございませんけれども、学校規模としてはそういうことで申し上げたところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

今、奥教育長のご答弁にありましたように、今回の編成計画に当たっては、20名以下の規模の学校というのが該当していると考えて

おります。これまでの進行を見ましたところ、平成30年度まで第1次編成計画、平成30年度までまだ2つの学校が残されているわけですが、そのほか1次計画を合わせ、2次、3次とこれから予定、行われていくわけです。多くのご意見を参考にして、地域の方々の意見を尊重しながらゆだねることが大変素晴らしいことであると考えます。が、場合によっては、地域の方々を長期的に迷わせる危険性や、教育的判断をおくらせる危険性も秘めていると思います。

これから最長平成35年まで、第3次再編計画までに、例えば住民の間にもどうしても結論が出ない。例えば、地域の方々と保護者の考えに違いがありまとまらないとか、あるいは考えが二分された場合などはどうされますか。

今後の児童生徒数の推移は当然把握されていらっしゃるわけですが、例えば、児童生徒が1桁になる可能性がある場合、それでも地域意見がまとまらない場合、やはりそのまま地域にゆだねるのか、お聞きいたします。

○教育長（奥 善一君）

先ほどもお答えいたしましたように、平成26年に対象となる各校区におきましては説明を行っております。それを受けまして、各校区ではいろいろなお話し合い等がなされているのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

今後においては、対象校区におきまして、この計画に従って方向性をご検討いただきたいというふうに考えているところでございますし、それぞれの地域から、もしご要望等がありましたら、私どもも出向いてその話し合いを一緒に進めるといったことはやっていきたいというふうに思いますし、参考となる資料等もお示しをしたいというふうに思っております。

児童数の推移というのもございますけれど

も、そこも含めて、私どもそこそこを見ながら、また考えていきたいと思っております。現段階では、各地域でのお話し合いの状況を見ながら、もしご要望があれば出向いていって説明をしたいと、こういったようなことで考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

そういうわけで、平成34年度、最長35年度までということ、期間が区切られているわけですが、そういったご説明を重ねても、なおかついろんな思いが錯綜してくるわけでございます。そういったいろんなご意見を、まとまりがつかないまま長期化させるということが、地域の方々が不安に思われますし、いろんな意味で混乱させるというのも大変、子どもたちのために、そして親のために、地域の方々のために決していいことではないのではないかと考えているところです。

平成26年の議会におきまして市長部局と教育委員会が一体でなければならぬと、これは市長の答弁がございました。一体となった判断をどの時点でされるのか。長引く場合、どこかで市長、教育長、教育委員会の決断が必要ではないかと考えるんですが、34年まで、最長35年まで、こういった中でその辺の決断というのはどういうふうにお考えになっていらっしゃいますか。お伺いします。

○教育長（奥 善一君）

市長とそれから教育委員会との間におきましては、これも以前ご説明をしたかと思えますけれども、年に2回程度、教育総合会議というものを開催しております。教育委員会の所管します諸事業等につきましては、必要に応じて市長と連携を図りながら、共通理解を図ったり、共通認識に立って進めていきたいということで、そういう会議が設けられておりますので、この学校再編につきましても、途中経過等をその中で話題にしながら考えていきたいと思っております。

○3番（是枝みゆきさん）

市民の皆様、地域の皆様に混乱を来すことのないように、教育的配慮をもってぜひ進めていただきたいと考えております。

それでは、次の義務教育学校の準備のことについて2回目の質問をさせていただきますが、その前に、大変いろんな言葉が錯綜しておりますので、まず、小中連携教育、それから小中一貫教育、義務教育学校における教育の違いを、少し説明をお願いいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えします。

金曜日も答弁をいたしました。再度わかりやすく説明いたします。

小中連携教育については、例えば、各中学校区ごとに年度末に小中連絡会を開催しております。中学校に進学する子どもの学習面や生活面において情報を引き継ぐことで、小学校から中学校への円滑な接続が図られる、これを小中連携教育の一つとお考えいただければありがたいです。

2つ目、小中一貫教育については、例えば、本年度、伊集院中校区では中学校のテスト期間中に数学の先生が飯牟礼小学校に出向きまして乗り入れ授業を行いました。6年で学習したことが中学1年のこの学習につながるんですよと説明があると、子どもたちは非常に意識をすることができました。

つまり、9年間を通した教育課程を編成することによって子どもたちは系統的な学習を受けていくんだなという思いになっていくということでご理解ください。

最後の義務教育学校における教育についてですが、施設一体型という利点を生かして、先ほどの小中学校の教員の乗り入れの頻度が増してまいりますので、余計、より系統的、計画的に行う教育が可能になるということでご理解いただけるとありがたいです。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

教育内容について、前日に引き続き、重ねて、よりわかりやすくご説明をいただきました。

それでは、小中一貫校、それから義務教育学校ということですが、その違いについてもう一度ご説明をお願いしたいと思います。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えします。

平成28年3月の学校教育法の改正により、小中一貫教育制度の導入が可能となりました。本市では、平成29年度からの小中一貫教育導入に向けて市学校管理規則を改定して、市内全小中学校を施設分離型の小中一貫校といたしました。

ご指摘の小中一貫校と義務教育学校の違いですが、例えば、本市では各小中学校ごとに校長が1人ずつおります。義務教育学校は施設一体型ですので、小中入っていても校長は1人になります。

また、本市においては、教職員は小学校、中学校とそれぞれ職員室を持っているわけですが、義務教育学校におきましては、1つの職員室の中に小中学校の教職員がいることとなります。教員免許につきましては、義務教育学校におきましては、原則小中両方の免許を有することとなりますが、当面の間は段階を踏んで固有の免許を保有していくこととなります。

これも金曜日のご質問で回答いたしました。例えば、卒業式、入学式については、本市では各小中学校ごとに実施いたします。例えば、鶴荘学園とか、それから坊津学園のように義務教育学校となっているところでは、9年間を修業年限としておりますので、入学式は小学校1年生を対象に、卒業式は9年生、すなわち中学3年生を対象に行っております。

なお、小学校におきましては、卒業式に準じるものとして、本年度、鶴荘学園でも報道

がありましたように、前期課程の修了式という形で行っているようです。

教育課程や独自の教科等の創設置については、小中一貫校と義務教育学校は同じですので、9年間を通した系統的な教育を行うことは可能です。そして、日置市でやっておりますように、ひおき学というように、小中一貫の教科として学習することは小中一貫校でも義務教育学校でも可能だということをございます。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

ただいま丁寧にご説明いただきました。このような大きな教育改革は、当然市民全体への丁寧な説明が必要不可欠と考えます。地域の方々の理解なくしてスムーズな開校は望めないと思いますが、今後の説明計画はどうなっていますでしょうか。先ほど30年度から説明をしてみまわりますというご答弁をいただきました。その説明の対象者となる方々、そしてまたどのような会議を計画なさっているのか、ご答弁をお願いいたします。

○教育長（奥 善一君）

申すまでもなく、学校は保護者、それから地域の方々との連携がなければその教育効果というのは十分に期待することができません。そういう意味で、義務教育学校につきましても、これについて保護者の方、地域の方々が十分に理解をいただいて、学校と一緒に進んでいくという体制をつくっていくことがとても大事です。そのために、30年度になりましてからということをお願いしているわけでございます。

具体的にはまだ計画は立てておりませんが、基本的には、まず再編される日吉小学校が開校して、十分に学校として軌道に乗る段階というのが1つ考えられると思います。まずはこれを第一義的に考えておまして、これが順調にスタートをした段階で、平成

30年度中には保護者の方、それから必要に応じて地域の方々にもご説明を申し上げてご理解をいただくように努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

その辺はほんとに大切なところだと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

鹿児島県内では、現在2校、先ほどお話しただきましたが、坊津学園、鶴荘学園ということで開設されているわけです。別な言い方をしますと、まだ2校しか開設をしていないということです。

そんな中、日置市が大変早い取り組みをしようとしているわけですが、先日の同僚議員の質問に対して、教育長が、もしほかの方法があったとしたらおわびしたい。どうかご理解いただきたいということをおっしゃいました。そこで質問いたします。教育長に質問いたします。

地域の方々に親、子ども、そういった方々に理解していただくために、もし説明をされるなら、義務教育学校の最も大きな教育効果、ここは何だと説明されますか。お願いいたします。

○教育長（奥 善一君）

今議員がおっしゃいましたけれども、先日、この場でおわびをするというようなことを申し上げたのは、ここにいらっしゃる議員の方々への説明がこれまで十分でなくて、突然出てきたというようなことでございました。確かに、これまでそういう機会がなかったわけでございますので、そのことについて配慮が足りなかったということであればおわびをいたしますということでおわびをしたところでございます。

まず、この義務教育学校について、市民の方々に十分ご理解いただいた上で、これは開校に結びつけなければいけないというふうに

思っておりますので、この義務教育学校の一番のメリットは何かといいますと、先ほど来課長のほうからも説明がありましたけれども、まず小学生と中学生が一つの学校に在学をするということになります。したがって、その9年間の中で学校は独自の教育課程を組むことが可能になるわけがございますので、一番のメリットは、小学校と中学校の先生方が総力を上げてその9年間にわたる子どもたちに全てに当たることができるということです。そのことをもって、子どもたちは小学校、中学校というこれまでの殻を破って、柔軟に学校生活を送ることができる。したがって、中1ギャップのような事態というのは生じないということが一番のメリットになるかというふうに思っております。

その上で、小中の教員が協力して授業ができるということは、例えば中学校でやっております教科担任制のようなことを小学校5、6年生までおろして、中学校の先生と小学校の先生が一緒になってそういう授業を行うことができるということですから、これは極めて効果のあることだというふうに思っております。

そういう幾つかの具体例を挙げながらご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

おわびいたしますのことも今理解いたしましたので、勘違いがございましたので、私からもおわびしたいと思います。

それでは、最後にもう一つ伺います。ただいま再編成計画にある学校から自分たちの学校も義務教育学校にしたいと要望があったら義務教育学校にされますか。お答えください。

○教育長（奥 善一君）

お答えいたします。

これは仮定の話でございますけれども、今後、日吉小学校、日吉中学校が仮に日吉義務

教育学校というようなところに名称として、仮の。そういうふうになったということを受けて、やっぱり私たちはこの日吉地域だけではなくて、日吉全域の市民の方々、保護者の方々に、こういう学校なんだということは当然広報をして周知していく義務があるというふうに思っております。

その中で、市民の方々から、あるいはどこかの学校の方々から、そういうようなご要望が出てくるということも、これは考えられないことではございませんし、今後、県内におきましてもこれがふえていく傾向にあるというふうに思っておりますので、そういうご意見が出た場合には、そこはまた特にこの義務教育学校についてしっかり説明をして、ご意見を伺いながら検討をしていくことになろうかと思っております。

○3番（是枝みゆきさん）

再編成計画並びに義務教育学校の開校は、PTAや地域の方々の混乱を引き起こさないように、日置市としての導きをもって、そして地域の方々にとって十分な説明を受けたと思っただけのような説明会を行ってほしいと思います。

また、何といたっても子どもたちのために、この言葉は先日の一般質問答弁で教育長の言葉にもございました。日置市で学ぶ、あしたをひらく子どもたちために、市長部局、教育委員会が一体となった最終決断をお願いしたいと思います。

続きまして、小中一貫教育について、2回目の質問に移らせていただきたいと思います。

ただいま課長よりたくさんのご説明をいただきました。実は、先般、小中学校の子どもを持つ親10人に小中一貫校の説明を聞いたことがありますかといったところで問うたところ、そのうちの2名がはい、あと8名は聞いていないとの返事でした。広報ひおきやパンフレットの作成などご努力をされていらっ

しゃることは私も重々承知しております。また、あるいは、聞いたんだけども忘れたという可能性もあります。しかし、保護者がこのような意識でいるということは、小中一貫教育についての保護者への再度の周知もまだまだ必要なのではないかなと考えます。その辺の努力もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

今ご指摘のとおり、周知する機会というものは1度しただけでは十分いけないというふうに思います。前回、ひおき学並びに小中一貫教育については、広報ひおきのほうで丁寧に取り上げていただきました。また、こういった機会は、例えば各学校におきましてはPTA総会とか、そういったところでも可能だというふうにも思っております。各小中学校では、非常に熱心に取り組んでいただいている状況がございますので、また学校と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○3番（是枝みゆきさん）

教員の乗り入れ授業についてお尋ねします。

学校間の移動時間や新しい領域の指導案の作成など、これまでより一層の負担や戸惑いが先生方にも起こるのではないかと想像いたします。先生方の授業時数の問題、それから先般言われたんですが空き時間、空き時間と言われるが、実際には生徒指導が入ったり児童生徒の宿題や生活記録などの確認に追われる時間、そしてまた校務分掌に使われている時間など、そういったものも含まれてくるわけですが、こういったことで先生方への支障が今後出てこないのか伺います。

また、現在教育委員会としてどのように指導なさっているのか伺いいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

先週の金曜日のご質問にも答弁いたしましたが、まず先生方に小中一貫教育の内容を周知する必要があるというところで、平成28年度から実行委員会を年2回開催し、そして各学校の管理職、それから担当教諭に小中一貫教育の趣旨や内容等を説明し、各中学校区単位で、じゃどのように取り組んでいこうかということ協議していただいております。

また、要請のあった学校におきましては、構内研修において説明も行うとともに、平成28年の7月の教育講演会では、先進地であります薩摩川内市の取り組みを紹介していただいたところでございます。

それまで小中連携研修会というのを年3回行っていたわけですが、平成28年度から、要するに1年前から小中学一貫教育研修会ということに変えまして、年3回行っているところでございます。

ご指摘の教職員の負担や戸惑いというのは今後も同様に起こるのではないかと考えております。また引き続きこのような説明や研修会などは行っていくとともに、今年度は、例えば家庭学習強調週間を小中学校で一緒に実施しましたよとか、それから9年間を見据えた学習の手引をつくりましたよというように、できるところからまず初めていくことが大事だというふうに思っているところです。

先ほどの例で挙げました乗り入れ授業においても、中学校のテスト期間中において小学校のほうに出向くということで、基本としては小学校は小学校の、中学校は中学校の教育課程を完全に履修することが大事ですので、またそういう部分を十分踏まえながら、できるところからやっていくというところでやっておりますので、教育長の答弁にもありましたように、中学校区で主体的に取り組んでいけるようにしていきたいというふうに考えて

おります。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

先生方の補佐をするということで、地域の方々の学校応援団というのがございます。この学校応援団の取り組みにどのような効果が上がっているのか伺います。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えします。

学校応援団については、各教科や総合的な学習の時間等の活用のほか、読み聞かせや部活動の指導など教育活動の充実、学習効果を上げる上で社会教育課と学校が連携して行っております。例えば、小中一貫教育の中でも、ひおき学を学習する上でどうしても外部人材というものの活用は欠かせないところです。学校教育課としては、ひおき学の授業に招聘できる講師の一覧、または見学可能な工場、事業所などを学校に情報提供しております。したがって、学校においてこのような人材を使ってみたい、またこのような事業所に行きたいとなったときには、学校応援団を活用して、要するに利用して、授業の充実化を図っていくということになっております。

引き続き、学校応援団の取り組みにつきましては社会教育課と連携をしながら各学校が取り組めるようやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

施設分離型の連携ということで現実的な課題も起こってくることはまず必至だと思います。教職員の負担等も含めて、今後よりよい教育活動の展開をお願いしたいと思います。

続きまして、ひおき学について2回目の質問をさせていただきます。

日置市には赤山鞆負の墓を初め島津ゆかりの寺跡など、歴史的遺産は数多く点在しているわけですが、各学校に残された歴史資料も

含めてこのような教材はどのような教科時間を使って、年間どの程度の時間で学習をするのかお尋ねいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

それでは、お答えいたします。

ひおき学の学習におきましては、今こちらにありますように、平成27年度にひおき学学習ブックというものを作成いたしました。各小中学校のほうから先生方に集まっていたきまして、郷土の自然、伝統文化、伝統芸能、それから文化財、そういったものが一覧になっております。

例えば、文化財一つ例に挙げますと、日置市にあります各地域の文化財などをまずこの学習ブックで勉強する。例えば、各学校にある郷土資料室、それらの中にそれに類するものがありましたらその郷土資料集を活用したり地域の資料館、そちらのほうへの見学に行ったり、また映像等のものも各学校で視聴できるような体制をとっておりますので、体系的に学習できるようにしております。

時数につきましては、各学校でカリキュラムを作成しておりますので、ひおき学全体としては各学年、年間35時間、週1時間というふうにご理解いただけるとありがたいと。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、このひおき学、これを通して9年間系統的に考えて学習をされていくと思いますが、この9年間で日置市の子どもたちにひおき学を通して身につけさせたいこと、こういった子どもを育てたいなということ、子ども像についてお伺いいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

日置市の目指す子ども像というのを紹介いたします。

まず1つは、決まりを守り礼節を身につけた子ども。2つ目に文と武を磨き高めるたく

ましい子ども。3番目に、郷土の自然や歴史、伝統文化を重んじる子ども。4番目に、心豊かで夢を持ち、日置市の未来を切り開こうという子どもです。

ひおき学の狙いにつきましては、先ほど1問目の答弁でもありましたが、小中一貫教育を通して日置市が目指す子ども像の具現化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

奥教育長、それから豊永課長におきましては、まだまだ語り尽くせない教育、たくさんあると思いますが、ひおき学、そのほかの伸びゆくひおきっこ2、チェスト行けひおきっこ2、おひさま運動の主な事業とあわせて、より一層の風格ある教育の環境づくりをお願いしたいと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

6番目の家庭の教育について、2回目の質問をさせていただきます。

第2期日置市教育振興基本計画の中に、PTAも含め各種社会団体などの活動が低迷し、活動に参加する家庭と参加しない家庭の二極化傾向が生じているなどの課題が上げてありました。その理由はどこにあると分析されていますか。

○社会教育課長（梅北浩一君）

ただいまのご質問ですが、平成27年度に第2期日置市教育振興基本計画を策定しております。この中の家庭教育の充実支援の項目の中にその二極化のことについて記載があります。

この二極化につきましては、社会一般的なことも含めまして、参加者のさまざまなPTA活動とかそういう活動に対する参加者の固定化によるものとして分析しております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、続きまして、先般同僚議員の出

された親学について触れたいと思います。

現在、日置市立小中学校のPTA加入率は100%となっております。子どもを持つ親の組織としては最も大きな組織だと認識しております。親の資質を高める場として家庭教育の視点からこのPTA活動の場をどのように携えていらっしゃるかお尋ねいたします。

○社会教育課長（梅北浩一君）

PTA活動が家庭教育の場としてどのような役割を持つかということに対してですが、保護者はPTA活動を通して学校のさまざまな情報や先生方を知る機会、また、同じ子どもを持つ保護者の方々との話し合える場を持てるなど、みずからの家庭教育力を向上させるいい機会であると考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

子どもを持つ全ての親の世帯ということで、効率的に学ぶということに対して、親が学ぶということに対して、成果が上がりやすい団体だと思っております。

せっかくですので、もっと親が関心を持つような施策をもって、ただいま言われました家庭教育学級だとか、各学校における講演会活動に補助金をふやしていただいて、もっともっと参加しやすい、聞きたい講演会、勉強したい研修会、そういったものの施策をもって活動を見出すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（梅北浩一君）

家庭教育の授業を行う上で、PTAとの関わりなくして実施できないと考えております。

家庭教育学級の開設に対しましても、PTAを介しての学級制の補習を行っており、また、開設に当たっては、開級式、閉級式のほかに3回以上の活動をお願いしております。

PTA主催で実施される教育講演会も、PTA会費からの捻出により、資金面で苦勞されているということも聞いております。

これにつきましては、子育て講座というよ

うな講座もありまして、その資金面でそこに充てることもできますので、幾らかはその辺で資金面的な支出はできると考えております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

大変、子育てにもお金がかかる時代でございます。

できるだけそういった活動に援助、補助金を出していただくような施策を講じていただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

また、研修資料の充実を図ることも大切だと思いますが、現在、日置市にあります家庭教育に使える視聴覚教材だとか、書籍資料はどのくらい保管されているのか、お聞きいたします。

○社会教育課長（梅北浩一君）

日置市は、日置市視聴覚ライブラリーというものがございます。

この中で、書籍は除きますがVHSのビデオ975本、DVD93本、計1,068本の視聴覚教材を所有しております。

このうち、小学校、中学校教材が631本を含んでおります。

残り430本が学校教育、社会教育関係団体への貸し出しが行います。

教材の内容につきましては、人権、防災、防犯、交通安全等の内容となり、借用の手続につきましては、電話、ファックス等での申請、予約をして申請をいただくということになります。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

3番。

そのようなたくさんの方の資料があるということ、なかなか私たちは知っていないわけですが、ますますの資料等の、時代とともにかわっていく、そういった資料の充実と、そういった情報の公開、ホームページなどを使ったりとか、そういった周知に努める努力が必

要ではないかと思っております。

またそのことが、また家庭教育の充実にもつながっていくのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、不登校についての2回目の質問をさせていただきます。

先日、私立高校の受験が終わった日に、ふれあい教室、適応教室を訪ねてみました。

受験を終えて、先生に報告に帰ってきた生徒が目キラキラさせて当日の一部始終を語っておりました。

大きな試練に立ち向かった自信でしょうか、本当にまぶしい笑顔でした。

しばらくすると、所属する学校の担任の先生も来ていただきました。

たくさんの方に見守られながらこうして受験を乗り切った生徒がいたことを、本当にうれしく思いました。

異年齢の、いわば複式学級のような構成のクラスで、子どもたちの自立、そして学力、さまざまな活動から指導していただいております。

現在の状況、それからこれからの先のことを見通して、指導員の先生の数はどうでしょうか。不足はないのでしょうか。

状況に照らし合わせてお願ひします。

○教育長（奥 善一君）

このふれあい教室の増員、それから場所の確保というなのは、私がこの立場になりましたから、たびたびお伺いしております。

現在、14人ということでしたが、また新年度どうなるか、今、わからない状況でありますけれども、現時点ではふれあい教室の指導員は、1名ふやす方向で、今、計画をしております。

それから、場所につきましては、今伊集院地区館のほうでお願いをしているわけございまして、そこを起点としながら今後その子どもたちの状況を見ながら検討していくこと

だというふうに思っております。

現時点ではそういうところです。

○3番（是枝みゆきさん）

3番。

大変、細かい心配りでそういった必要な児童生徒が集まってくるわけですが、どうか自信をつけて、自立して、再び学校に登校していく子どもを1人でも多くふやすために、支援の充実をお願いしたいと思います。

それでは、先ほど、進路状況を示していただきました。

スムーズな学校復帰を願っております。

また、卒業後の引き続きの相談業務も1日目の同僚議員からありましたが、若者育成支援として、子ども支援センターの充実を図っていただきたいと考えております。

さて、鹿児島県義務教育課の平成29年10月公表によりますと、不登校児童生徒が全国で見ると増加しているが、本県では、減少していると発表されました。

これまでの施策や取り組みが成果を上げていることが見えますが、大変気になるところでは、中学生より小学生が増加しているというところが大変気になるところです。

また、県教委としては、教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携したチーム学校の取り組みをさらに進めていきたいとありました。

そこで、日置市の取り組み状況をお聞きいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

各学校では、不登校にある児童生徒に関する委員会を設置し、管理職を初め、生徒指導主任、教育相談係、学級担任、養護教諭などが現在の状況について情報を共有するとともに、今後の対応について協議をしております。

また、鹿児島県や市の、日置市の子ども支援センターのスクールカウンセラー、スクー

ルソーシャルワーカー、家庭相談員や教育専門員などを招聘して、ケース会議などを開くなど、積極的に行っているところでございます。

ご指摘のように、チーム学校としての継続的な取り組みが不登校の解消につながっていくものと考えているところから、今後とも関係機関との連携をさらに深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

3番。

義務教育終了後の引きこもりをなくすためには、小中学校への復帰が大きな鍵を握っていると感じております。思います。

不登校の原因は、心の問題や、人間関係などとよく言われておりますが、実は、隠れた病気があると、それを治療することで不登校を克服できる可能性が指摘されております。

埼玉県立小児医療センターでは、消化器系の不調を訴える不登校の27人の子どもを内視鏡検査など徹底的に行ったところ、全員が消化器系の病気と診断されました。

適正な治療を施したところ、機能的消化管障がいと診断された子ども23人中16人が潰瘍性大腸炎の2人、ピロリ菌に感染した2人、あわせて20人が再び学校に通えるようになったということです。

心が先か、体が先かわかりませんが、医療の観点からしっかりサポートすることも必要だと感じます。

子ども支援センターでは、学校教育課、健康保険課、福祉課の連携はどのようになされていらっしゃるのでしょうか。

また、教育現場と医療も含めた連携は、今後、どのように考えられますでしょうか。

そのことをお尋ねいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

それではお答えいたします。

子ども支援センターでは、学校教育課、健康保険課、福祉課の3課の関係職員によるサポート会議を、年間7回開催して、各課の連携のあり方の協議や、相談業務に関する情報交換を行っております。

また、困難な事案や、緊急性の高い事案については、定期的、または、必要に応じてケース会議を開き、支援策の検討や、分担等を協議しております。

このほかにも、子育て講演会や、子育てに関わっている指導者の研修会、各学校や園への訪問を通じた教育相談、就学相談の実施なども行っております。

3課の連携については、今後も引き続き、連携をとりながら取り組んでまいります。

それから、先ほど医療を含めた連携ということでございますが、子ども支援センターにおきましても、当該児童生徒の相談事案によっては、医師の診察や臨床心理士によるカウンセリングが必要だというものがございます。

必要に応じてそのような事案については連携を図っておりますので、今後とも引き続き医療を含めた連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を午後1時とします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、福元悟君の質問を許可します。

〔6番福元 悟君登壇〕

○6番（福元 悟君）

昼からの1番の質問になりますが、どうぞおつき合いをいただきたいと思っております。

本市の南部地帯におきましては、既に早期米の作付が始まりましたが、一方、普通期地帯では、これから作付の準備に取りかかる忙しい季節となってまいりました。

米の生産調整と減反の廃止について質問をいたします。

さて、政府は平成30年産米からこれまで進めてきた主食用米の生産調整について、生産目標数量の設定と都道府県別の配分額を廃止いたしました。

この減反廃止によりまして、現場での対応はどのような手続に変化してくるのか、大変、危惧をいたしておりましたところ、さきの2月27日付に南日本新聞に特集記事が掲載されて、目標数量設定に変わり、生産目標の目安を定めるとありました。

この新聞報道がこの質問通告と前後してしまいました。このたびの目安という基準が大変微妙な設定の仕方であり、現場に混乱はなかったのか、また今後の米価格への影響はどのようになっていくのかについて、市長の見解を求めるものであります。

新しい生産調整機能の進め方につきましては、先般、関係の農家へ日置市農業再生協議会会長名で個別に水田営農計画の案内が届きました。

手続について、十分な説明がされておりましたので、理解はできているところでありますが、項目に従って質問をしております。

まず、本市の主食用米を初め、水田活用の実績はどのような状況かお尋ねをいたします。

また、減反廃止を受け、手順や進め方について、また営農計画書はどのような手続になるのか、改めて答弁をお願いいたします。

次に、主食用米に対する直接交付金は、どうなっていくのか。

さらに営農計画書については、新聞報道なり、先の農家への通知により、理解はいたしております。

しかしながら、せっかくの機会ですので改めて説明を求めるものであります。

2番目の項目は、生産経費の削減についてであります。

現在の集落営農組織の経営状況は、堅調に推移しているのか、まずお尋ねをいたします。

また、この減反廃止に伴って、いわゆる国が示す目安という新しい基準に従わない都道府県や集荷団体、あるいは農業者団体の発生により、需給バランスを崩すことにならないか、危惧しているところであります。

近年、やっとならありますが、価格を持ち直していた矢先、この減反廃止がさらに冷夏下落を招く恐れがあります。

また報道によりますと、大規模農家も、生産の拡大を模様眺めをしているようであります。

この30年産米の価格がどのようなになるのか、関係農家は大変な心配をしていることであろうと思われまます。

大規模経営農家の現状と、減反廃止後の支援策をどのように考えていかれるのかお尋ねをいたします。

また、農村部では、高齢化により生産基盤である農道や用水路の維持管理が大変難しくなってきております。

生産拡大をはかれる地域には、圃場の大規模化を行い、条件不利地域や中山間地域には地形の落差を利用して、用水路のパイプライン化を図ることで維持管理がしやすくなり、農地の荒廃防止にもつながるのではないのでしょうか。

見解をお聞きするものであります。

次に、3番目の項目は、日吉地域の小学校再編統合における校舎跡地利用について、現在の取り組み状況を伺うものであります。

地元が子どもたちの将来のためにとの思いで、この再編、統合に理解をされてきました。

既に、先般、小学校の閉校式が終わり、子

どもたちもまた保護者の方々も新しい学校へ気持ちを新たにしておられることと思ひ、この決断に深い敬意を持って質問に臨んでおります。

校舎跡地利用について、地元の意向や、協議状況はどのようにつかんでおられるのか、お伺いします。

次に、地区間の機能をさらに充実させるために、当初予算に設計委託が計上されておりますが、どのような改修を考えておられるのか、まずお伺いします。

小学校は地域のシンボルであり、思い出の拠点、ふるさとの形そのものであります。

地域活性化拠点である小学校校舎を今後どのように生かしていくのか、活用次第では地域にとっても大事なテーマとなっております。

地元雇用が生まれるような仕掛けづくりができないか、また、民間開放の視点に立って検討できないか、伺うものであります。

ご答弁をよろしくお願ひいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のお米の生産調整と減反廃止について、その1でございます。

平成29年度の市内総水田面積は1,218haのうち、県から示された主食用米の生産目標数量が面積換算で945.5haでありました。

結果といたしまして、主食用米の作付は917haで目標に対しまして97%の作付率となり、目標を達成しております。

また、転作作物の主なものといたしまして、焼酎麴用米やWCS用稲、また野菜類や大豆などがございます。

2番目でございます。

29年度産までは、県からの生産数量目標を個人配分として生産調整を行ってまいりましたが、本年産からは、県農業再生協議会より生産数量の目安として配分されましたので、今

後におきましてもこれまで同様に交付金対象の転作作物を推進し、主食用米の生産調整と水田の利活用を図ってまいります。

3番目でございます。

本年度から主食用米に対する直接支払交付金制度は廃止となりましたが、水田活用の直接支払交付金制度、いわゆる転作作物への交付金は従来どおり継続されることとなっております。

4番目です。

主食用米については、国・県からの生産数量目標の配分は廃止となりましたが、水田活用の直接支払交付金制度は継続されてますので、水田営農の把握を含め、営農計画書の提出は必要となります。

計画書の様式を若干変更しますが、事務手続については、これまでと同様に行ってまいります。

2番目の生産経費の削減について、その1でございます。

現在、市内の集落営農組織は4団体で組織され、法人が2団体と特定農業団体が2団体となっております。

4団体ともに水田営農が主体で、水田活用支払交付金が収入の多くを占めております。

経営状況におきましても、平地での営農する2団体はおおむね堅実に経営されておりますが、中山間地域の2団体は若干厳しい状況となっております。

2番目でございます。

現状、水田経営面積が7haの農家が市内で23経営体となっておりますが、大規模農家の大半が主食用米以外の交付金対象作物を積極的に導入しております。

また、今後の支援策といたしましても、交付金対象作物を推進しながら、戦略作物については市の単独予算でも追加するとともに、担い手を対象とする各種補助事業を活用して、機械設備などの導入助成によるコスト削減を

支援してまいりたいと考えております。

3番目でございます。

施設の維持管理につきましては、水利組合や水土里サークル活動などの地域が主体となって取り組んでいるところでございます。

ご指摘のとおり、組織の高齢化が進む中、今後、施設の維持管理が重要な問題となってきます。

水田のパイプライン化はある程度の高低差が必要なため、地理的な条件や水量によって建設費や維持管理費が異なってきます。

現在、パイプライン化された地域もありますが、維持管理の省力化が図られ、これらの営農にはとても有効な手段と考えております。

3番目の日吉地域小学校再編後における、校舎跡地利用について、その1でございます。

小学校再編により、閉校を迎える住吉・日新・吉利地区の各地区公民館に対して、昨年、跡地利用の地元同意や競技状況について聞き取りを行いました。

その際に、3地区とも跡地活用としても地区公民館として利用する意向はあるとの確認を行いました。

その後におきましても、先に閉校しました扇尾地区館も含め、公民館機能として必要な改修内容についても、地区公民館や地元関係者を含め協議を行ったところでございます。

2番目でございます。

当初予算で計上いたしました設計委託料については、平成31年度から地区公民館として利用するために必要な事務所機能やトイレの洋式化、バリアフリー化対策の工事を行うための設計を見込んでいます。

今後の活用策として、空きスペースの有効利用も含め、民間開放の視点に立ち、企業等の誘致も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（福元 悟君）

ただいま、市長のほうから答弁いただきました。

再度、質問を続けさせていただきますが、米の生産調整の件につきましては、先日、開催されました日置市農業再生協議会、第2回の総会資料をいただいたところであります。

詳しく、水田農業の現状が報告をされております。

生産調整につきましては、昨年の作付では、目標をクリアということで先ほど市長の答弁で97%と報告されました。

まだ少し余裕を残しているところですが、主食用米の作付に対し、農家からの作付拡大、いわゆる増反の希望は弾力的に応じることとなったのかどうか、お伺いします。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えいたします。

昨年29年産までは、米の主食用米に対する10a当たり7,500円の直接交付金がありました。

この交付金の需給の条件といたしまして、おおむね25%程度の転作を達成する必要があります。

ですので、営農座談会や営農計画書の提出の受付のときにその旨の説明をいたしておりますので、大きな面積を経営される方ほど、直接交付金を受給したいということで範囲内の中でというものが大半だったかなというふうに思います。

ただ、一方、吹上地域の早期米におきまして付加価値をつけた特別栽培米というものがございまして。

これにつきましては、取引先からの需要拡大の要望がございまして、増反を応じてきたという経緯がございまして。

以上です。

○6番（福元 悟君）

詳しく状況を述べていただきましたが、一部の特別栽培米については増反については認

めながらも、特に問題視しているというわけでもないわけですが、その他の作物等もあって、ただ、あと3%程度は増反できる可能性だったのかなというふうに現在受けとめたところでございます。

特別栽培米の状況を報告いただきましたけど、これ早期地帯ということで特別な地域の生産物ですが、この特別栽培というのが、どうでしょうか課長、普通期地帯、いわゆる中山間地帯へも同じような取り組みとして可能かどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

基本的に、今、早期地帯の吹上地域と隣の南さつま市の金峰ということで取り組みをやっております。

やはり、普通期米につきましては、やはり早場米と比べますと、どうしても自治体のほうの要望としては早期米で、早くでもある新米で対応したいというところもございまして、あと栽培米におきまして、やはりどうしても農薬とか、化学肥料を制限いたしておりますので、普通期作の水稻では若干、取り組みが厳しいのかなというふうに思っております。

○6番（福元 悟君）

なかなか各、全国の中でブランド米といえますか、鹿児島県でもうなかなかそういう特別に販売戦略となるというのは、普通期米の中じゃ難しいということは、承知しているところではありますが、なかなか米の価格等の問題でありましたので、あとの質問が続くこととなりますが、何か特色のあるもので価格維持ができないか、常々考えて質問したところでございます。

最初の答弁のほうに帰りますが、まず、先ほどの、29年度の生産目標数量を945.5haということで伺いましたが、それでは、平成30年産も作付の稼働面積は幾らなのか、また、昨年の945.5からしますと、比較し

てどうなのかお答えいただきたいと思います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほどございましたように、平成29年産の生産目標数量を面積換算したものが945.5haでございましたけれども、ことし、鹿児島県の農業再生協議会から作付の目安ということで示されました目安の面積につきましては、941.7haということで、前年の目標よりも3.8haほど減となっております。

以上です。

○6番（福元 悟君）

6番。

多少、作付が減額ということで3haということで、余り大差はないというところで安心はするところでありますが、次の質問に移ってまいります。

この先だって再生協議会の総会が行われている資料を見ております。

水田活用における主食用米以外の推進作物の状況は、それがどのような面積なのか、あわせて申し上げたいと思いますが、再生協議会が進める推進作物にはどのようなものがあるのか。

生産が伸びていく作物の推移はどうか。

諸収益等については、どのような取得になるのか。

そのようなところについて、総会の状況も含めてご答弁願います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

現在、日置市の再生協議会が進める推進作物といたしまして、やはり地元の酒造メーカーさんのほうとタイアップいたしております焼酎用麴米というものが一番面積的には多ございます。

平成29年産の実績で、141haかと思えます。

それから、その次にWCS用稲、いわゆるホールクロップサイレージといわれる畜産農

家が活用する飼料用の稲でございます。

これにつきましては、平成29年産で75haでございます。

次に、飼料用、通常のホールクロップにしない通常の飼料作物が51haほどございます。

また、集落営農を中心に進めております大豆が20haほど、そして早期地帯の二毛作のあと、早期水稲の後作ということで相場が99haほどの作付となっているところでございます。

この中でも特に伸びが大きいものとしましては、WCS用稲が平成25年に29haあったものが、4年間で平成29年産で75ということで、2倍以上の面積拡大ということになってございます。

これにつきましては、畜産農家からの需要が非常にまだあるという中で、補助事業を活用しました専用機械を整備した受託組織ができ上がったということで、この受託組織につきましては、畜産農家さんと打ち合わせを綿密にいたしまして、もちろん市や県の関係機関も入りまして取り組みを進めてきたということが背景にあるかと思えます。

あと、一番面積の多い焼酎麴用米につきましては、焼酎全体の需要といたしますか、消費につきましては、現在追いついているというような状況でございますので、市内各酒造メーカーさんも現状維持の形でお願いしたいというようなことを聞いているところでございます。

以上です。

○6番（福元 悟君）

6番。

麴米の実績は、昨年と同様の推進といたしますか、そのような中で141haの報告がありました。WCS、いわゆる飼料米については、まだまだ伸びていくということで平成30年度は85haの推進を図るということで、これはまだ余裕があるということでございます。

す。

なかなか飼料米につきましては、非常に、地域農業の耕作者と非常に少し連携というか、図る必要もあるだろうなと思っております。

いろんな声も聞くところではありますが、しかしながら水田を利用する、また機械化を利用するというので、この辺、面積も安定して伸びていくということにもなろうかと思えます。

そういった意味で畜産農家との連携というのは、うまくいっていると、数量的にも何とかはけているといえればいいのか、非常に過剰に供給されているということになるのか、この辺、実態についてお答えください。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

当初、この受託組織がWCSを取り組むというときに、畜産農家の方々も若干様子見的なところがございました。

どういうことかという、できたWCSの品質の問題について、やはり疑念があったのかなと思っていますが、先ほど申しました県の技術員の方も入りながら、でき上がったホールクroppサイレージの品質状況、牛に与えるときの品質の具合のチェックをしたり、あと現場、いわゆる田んぼでの刈り取り時の注意事項、いろいろ技術的なところがございまして、そのところを改善、年ごとに改善をいたしてきております。

そのことを会議の中で、畜産農家を踏まえた会議の中で明確に示して、かつやはり余りにも収穫が集中する時期がございましたので、品種を分けまして、早くから刈れる品種、おそくまで引っ張れる品種という形で作業を平準化することで、品質も向上してきているということの中で畜産農家のほうからは、欲しいという声が出てきているという状況でございます。

○6番（福元 悟君）

6番。

そういったことで連携はうまくいっているというふうに含めて捉えたところでございますが、ぜひともその中におきましては、非常に地域の水利も利用することから、地域との連携というので畜産関係だけじゃなくても地域との連携をまたご指導願えればというふうに考えております。

先ほど、加工米、いわゆる焼酎麴米につきましても、何とか現状維持という言葉だったのでしょうか、現状の中で推移しているということで、これはあんまり伸びていかないのかなというふうに思います。

しかしながら、市長のほうにもお答えいただきたいわけですが、新たな意向は出てきそうもありませんが、農家のほうへは市のほうから上乗せの加算をいたしております。

非常にこのことで麴米、加工米につきましては、安定的に収益が図られて、ややもすると主食用米の価格並みに所得もあって、非常にこっちのほうは、逆に期待が高いのではないかと受けとめております。

しかしながら、地域の水田は、地域の管理ということで、非常に双方大事にやっておりますので、この改めて平成30年産からの国の関与を廃止して、減反を全て廃止したというこの状況から引き続き市長のほうは上乗せの助成について考えていらっしゃるか伺います。

○市長（宮路高光君）

先般の再生農業会議の中でもお答えさせていただきまして、140haぐらいの面積、また私ども日置市に2つの大きな工場がある、そういう利点もございまして、市としても上乗せし、水田におけます作物の継続的な営農ができる、そういう形を今後ともやって、上乗せしていきたいと思っています。

○6番（福元 悟君）

6番。

この方針がこれまで同様の国のほうは関与をやめたけど、市のほうは何とか助成も考えていくのご答弁でもございましたので、法を導入されている、特に大規模の農家につきましては、今のご答弁、非常に安心できるものと受けとめたところであります。

非常に、難しい米政策であって、これはもうずっと過去から農政におきましては悩みの種であるわけですけれども、なかなかそういうながらもやっぱり地域が荒廃しないために何とか作付だけは、元来、親からの譲りものとしても維持している状況でございます。

実を言いますと経営感覚があんまり見えない中で、あんまりそこにこだわらない中で、営農が続けて、どの地域もおられます。

ですので、何とかこの水田農業が所得を得る1つの推進作物を見出していくことも大変これから重要になってくるかと思えます。

米一辺倒だけでもなかなか価格がこれから心配されますので、その点について担当課のほうでは、今後このようなことを進めるような作物をどのように考えていらっしゃるか、お伺いするものです。

最近でも日吉のほうに荒廃対策事業で大型のトマトの経営者があらわれたり、今度の予算でも荒廃に対する事業で、東市来地域に1haを水田を利用した展開が予算計上されておりました。

そういったことから水田にはやっぱりいろんな意味で高度利用の、やっぱりチャンスはあるんだというふうに感じるところです。

ですので、これは大型農家の問題ですが、地域におられる今後の残っている農業後継のほうにも、何か目新しい作物の推進ができないか、ご答弁いただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、今、それぞれに地域におきまして米主食じゃなく、特に野菜、軟弱野菜というのを大事だというふうに

思っております。

そのようなことを30年以降におきまして、今、ご指摘ございましたとおり東市来地域におきましても1ha以上のハウスの中でトマトをつくる、また日吉、特に吹上地域、そういう地域におきまして、そのような導入する若い方々がいらっしゃるということはやはり今後にも大きな農業生産におきます大事なことでございますので、私も行政におきましても、そういう米以外をつくるところにおいては、いろんな助成をやっていききたいというふうに思っています。

○6番（福元 悟君）

6番。

次の質問に移りますが。

先ほど、地方交付金のところと、営農計画のところの冒頭質問しておりますが、十分に新聞報道等も含めて理解しておりますので、もう省きたいと思えます。

集落営農の経営状況というところで、先ほど答弁がございました。

日置市内4団体が組織されているということでございます。

しかしながら2団体は中山間地域でちょっと苦戦しているというような状況で、それぞれ4地域の基本的な作物になるものっていうのは、この経営体、集落営農組織の、そのような品目であるのかお答えいただきたいと思えます。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えいたします。

まず4団体の東市来地域に2団体ございます。

1団体は田代にございます、田代ビレッジということで、農事組合法人でございます。

それから、養母のほうに、養母営農生産組合というものがございまして、ここは特定農業団体でございます。

それから、日吉の吉利のほうに農事組合法

人キタカタ、これは法人でございます。

そして、吹上の田尻のほうに吹上町田尻ソバ営農生産組合、これも現段階でまだ特定農業団体ということの4つでございます。

まず、吉利のキタカタにつきましては、まず大豆をメインに、あとソバ、麦というようなものをメインに交付金対象品目をメインに経営をしております、まずまず堅実な経営かなということでございます。

それから、吹上の田尻のソバ営農生産組合につきましても、早期水稻後の二毛作助成対象となっておりますソバを中心にした経営で、今のところ堅実かなと思われま。

あと東市来地域の田代ビレッジにつきましては、大豆を中心に最近では飼料用米、それからWCS、それから野菜でサトイモと、あと青汁原料用のケール、こういったものを栽培をいたしているところでございます。

やはり、中山間地域ということで、圃場の面積が狭かったり、日照の問題、もろもろある中で思った収量が出てないというのが、苦戦を要している原因かなと思われま。

それから、養母営農生産組合につきましても、やはり交付金対象品目でございます焼酎麴用米を中心に経営をやっておりますが、やはりこちらにつきましても、養母につきましては条件的には悪くはないんですが、なかなか収量が、人件費と経費をかけた割に収量が追いついてこないというのが苦戦の要因かなというふうに思っております。

以上です。

○6番（福元 悟君）

4つのところにつきましては、現状が報告されました。しかしながら、なかなか圃場条件等々、日照の問題で収量がならないということが原因のようですが、できることなら、この辺の品目の設定の段階で、いろいろな情報を得た上で奨励していくということがまた農政のほうに係る一つの課題なのかなという

ふうにも思っております。非常にこのような有利なものがあれば、私どももまた生かしてまいりたいというふうにも考えておりましたが、2団体についてがまあまあ堅調だということで、非常にまだ不安定なところで、感じたところでございます。

次の質問に移りますが、大規模経営農家の現状と減反廃止後の政策ということでは、ご答弁のとおりで受けとめたところでございますが、本年度予算にも、実はTPP対策絡みの機械導入に係る補助金、非常に高率な高い補助金の助成額が計上されており、いろいろなものも動いてくるのかのかなと思っておりますので、生産組織なり担い手農家への対応をひとつ十分にやっていただきたいと思っております。

次の質問に移りますが、非常に農業施設等につきまして、この維持管理が大変、高齢化により厳しいということで、また、なかなか若い人も勤めが非常に定期的ではなくて、取りかかるというのが非常に見えてこない。そういったところから、非常に高齢者の方も、高齢者のほうにのしかかっているというのが現状のようでございます。

そこで、提案をしていきたいのが、本市でも多面的機能支払交付金、いわゆる緑サークル活動で協働活動に7,750万円から、それから長寿命化で6,476万円から予算が計上され、地元のほうでも農道や農業施設の維持管理に積極的にかかわってこられております。農村地域の環境全般に影響が高い活動であり、広く市民の利益にもつながっております。また、市長からも、この事業については、県内の先導的な立場で積極的に事業導入を図ってこられたという経緯もございしますが、しかしながら、関係者の高齢化により、現場ではますます活動が難しくなっているようでございます。

ここでは、新たな農村部のインフラ整備と

してパイプライン化を提案しております。現在のパイプライン化が敷設された状況はどのような施設か、まずお答えいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、大変高齢化になってくるのも事実でございます。そういう中におきまして、今現在、パイプライン化という中におきまして、東市来、伊集院、日吉、吹上で126haをパイプライン化しております、今後も約60haの計画もしております。

特に、ご指摘ございましたとおり、特にこういう多面的支払交付金、この中で1億5,000万円使っております、特に私のほうもこの事務の煩雑化を含めまして、昨年したのが広域化という中で4つの旧町ごとに1つの事業的な集約をさせてもらっております。今後も、おそらく高齢化する中でやめていく地域も出てくると思っておりますので、そこあたりを広域化しながら、これだけの、1億5,000万円ぐらい予算は毎年確保しながら、それぞれ面的な整備に使っていききたいというふうに思っております。

○6番（福元 悟君）

まあまあ121ha実績があつて、さらに60ha程度はそういう計画もあるということでお答えをいただきましたが、これをぜひとも少しずつ、段階的にでも結構ですが、やっていかないと、これはどうしても農地の荒廃が進んでいくということになります。これもよそのことを申し上げて、たびたび取り上げて恐縮なんです、農業委員会のほうでも遊休農地の整備事業費補助金ということ平成30年度予算から100万円取り入れるようでございます。耕地がありますとまたこういうふうな補助金で再生利用を行うということで、非常に後追的になっておりますので、ひとつインフラという捉え方も大事な視点ではなかろうかと思っております。

おりしも、国のほうではTPP合意に向けて合意形成に積極的な役割を我が国は果たす一方で、これから関税のほうへも議論が進んでいくものと思っております。大国のアメリカが抜けたとは言え、これから署名等承認手続に向けて進んでまいります。過去のウルグアイラウンド交渉による最低入額77万円等がそうであったように、飼料米や加工米など農業部門に影響を受けてまいりました我が国の基本姿勢が重要品5品目を堅持していくという国会決議もありましたし、日置市議会も過去に関係省庁に意見書を上げておりました。それでもこのような影響が心配をされます。

国益という大きな経済取引や貿易摩擦、外交という国のスタンスには地方自治体としてはかなわないところですが、その際も国内農業のほうにしっかり対応をしていく必要があります、これからの生産費のコスト削減について市長、方針を示しておくべきではないでしょうか。

このパイプライン化について、これを全庁的に農村部のインフラとして一挙にこの解決をやらないかお伺いするものであります。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、今回、TPPを含めまして、恐らくアメリカを残した11カ国の中で交渉がまとまるというふうには思っております。そのような中におきまして、私どもこの日置市は、大型化というのは大変難しいことであるというふうな認識をしておりますので、今ご指摘のとおり、田んぼの整備というの、パイプライン化したり集約化して、それぞれの高齢化になっても、それぞれ米をつくっていけるような、そういう環境的なものはやっていきたいと思っておりますので、今、農政のほうと十分打ち合わせをしながら、国の補助事業をうまく使いながら、このパイプライン化も図っていききたいというふうに思っております。

○6番（福元 悟君）

市長は、あらゆる機会で各省庁のほうにも出向かれます。そういった機会に、こういうT P P絡みの国の方針といたしますか、予算というのがやっぱり絡んで、このT P Pの交渉に絡んで予算がいろいろ出てくるものなのか、その辺、ちょっとお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

本来は国の予算の中で私も年2回、特に農地整備費を中心とした予算要求に行きます。特に、今回攻防がございましたのは、この水田の10a当たり7,500円、約700億円というお金があったわけなんです。これをどういう形の中で奪い合いをしていくのか。特にT P P関連の中で価格保証に持っていか面的な補償の予算に持っていか、その捉え方が大変大きな形でございましたけど、私どももその価格、入荷に含めまして、そういう価格のところを持っていく予算もできたというふうには思っておりますけど、特に、この圃場整備の部分についても、新しくまた今回も中山間地域という捉え方の中で予算確保もできましたので、今後もこのようにして、国の予算を県と一緒に取りにいきながら、自分たちの地域に合った形の中の予算獲得ということもやっていきたいというふうに思っております。

○6番（福元 悟君）

なかなかここに時間を費やしておりますけれども、今言いましたとおり、価格に行くのか面的な整備に行くのかということでの取り扱いということで、ご報告をいただきましたが、こういうところの拡大がどうしてもできない圃場の大規模化というのも難しいところでもありますので、何とか面的な予算が通るといことで合意形成を図っていただきたいなと思っております。

もう油断しますと、先ほどの合意によりまして、また今度の減反廃止して、ますます価

格が不安定的になってきて、移動しますともう農地に作付されないと、それがもとで農地が荒れ放題になる。イノシシの、また猿の住みかになっていくということはもう想像できます。非常にそうなるからでは遅いわけで、コストの削減を図ることで営農を続けさせていくということも、地域全体の環境保全には大事なことになってまいりますので、私が申すまでもないところでありますが、ぜひともこのT P P合意の機会に国のほうへは大幅な予算獲得に動いていただければ大変ありがたいなと思っております。

次のほうに進めてまいります。

学校再編のところでございますが、ご答弁では、3地区から、協議状況につきまして聞き取りを行ったという答弁でございました。これからも地区館や地元関係も含めて協議を図ってまいりたいということですが、まあまあそういったような受け身的なところではなくて、地元としては小学校をなくしていくわけでございますので、ここで申し上げたいのは、もっと行政のほうも積極的になって、持てるアイデアなり、持てる情報なりを提供しながら、一緒になってその地域の活性化に取り組んでいくという覚悟で臨む必要があるんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおりだというふうに思っております。この跡地問題につきましても、私もそれぞれの地域に出向いていきまして、いろんなご意見をいただきました。基本的には、とりあえずことしの予算にしてございまして、設計をしまして、約2,000万円程度かけまして、とりあえず地区館機能ができる体制をやっていきたいというふうに思っております。

その後につきまして、今の教室、校庭、また体育館、こういうものもございまして、そこ

の地域のまたご意見も、またその地域の特色もございますけど、基本的には私は、経済活動ができる学校拠点としていきたいと思っております。そうでなければ、それだけのすばらしい環境整備がある中において、ただ学習だけでもまあ地域がよくなる。少しでもそこで雇用が生まれてくる、こういうものも地域の意見も大事ですけど、行政としてのそういう経済的な見識を持った中で地域にお示しをして、今後地域と合意形成ができたところから学校の跡地活用ということをさせていただきたいというふうに思っております。

○6番（福元 悟君）

市長の答弁からは、てっきり地区館の充実といったところが中心で、交流拠点的なご答弁だろうと思っておりましたが、民間開放にも積極的になって雇用を生んでいくという方向性が答弁にありました。全くそのとおりだと思っております。非常に今度の予算は、先ほどの答弁でもトイレの洋式化、バリアフリー化対策などが報告がありましたけれども、それはそれとして、地域は使い勝手の中で機能を高めてあげるとするのは大事なことでありますが、これほど大きなチャンスもないわけで、大変広い校舎なり体育館、グラウンド、そのようなことをほんとに将来にわたってどう生かすかというのが今回の大きなテーマになってくるのかなと思っておりますので、どうぞ、何とか情報も相互に出し合いながら詰めていただきたいと思っております。

先ほどから同僚議員の質問でも、鹿屋市の体験型宿泊施設の提案がありました。また、一方の方は文化財、遺品の管理に使えないかという提案もあったよう気がいたします。そういったところで、それを見てもやっぱり校舎の跡地利用というのは可能性を秘めているというふうに捉えております。一般的であります。スポーツ合宿への提供とか、グリーンツーリズムの拠点とか、これはいろいろあ

ると思います。それを考えるだけでも地域と活性化について語れるチャンスでもございます。ぜひともこれにつきましてはこの機会を逃すことなく、まだまだ時間はかけていいんじゃないでしょうか。設計の段階を踏まえてやっていただきたいと思っております。

それから、一番申し上げたいのは、市長は県外の郷土出身者の会にも出向かれます。そういったところで、地元の出身の経営者、いっぱいいらっしゃるんじゃないかなと思いますので、どうぞ情報も、交流していただいて、地元足がかりをつくってほしいということ発信していただきたい。もちろんやっていらっしゃると思うんですが、そのようなことを続けていただきたいと思っております。もし場合によっては、公募も図るということで、大いにホームページ等も利用して、どういうアイデアがあるかというのを探っていく必要があるかと思っております。

まあまあ今後期待していくところではありますが、これを今担当課である地域づくり課、一生懸命やっていらっしゃるようですが、これは一つ、総合戦略というような形の中で非常に企画課というふうに簡単に振ってはいけないんでしょうけど、総合戦略の視点に立って、民間の雇用開発ということにも観点にも立って、企画あたりに総合戦略の位置づけの中でやる考えはないか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今回の日吉の問題につきましては、そういう大きな含みを持った中において、私は地元がこの統合という決断をしていただいたというふうに思っております。それに応えていくには、さっきも答弁いたしましたとおり、この学校の跡地をほんとにフル回転していかなくやならない。それには、私ども行政だけでできるわけじゃなく、ひょっとしたら民間の力もおかりしながら、その地域がほんとに学校が生まれ変わったと、そういうイメージが

できるような、そういうことを含めて、今後は、エアコンも5カ年の中でやらなきゃならん。これをずっと伸びていく中においては、基本的には耐震とかいろんな問題も出てきますので、私は5カ年の中で、さっき言ったように、どこがするというんじゃなく、日置市としての学校跡地を含めた中で、この学校跡地がこういうふうには再生できたというモデル的なものを作っていきたい。そのためには、県のいろんな事業も使わなきゃならない、国の事業も使わなきゃならない。民間事業も使わなきゃならない。そういうことを含めて、今おっしゃったように、どの所管がするではなく、日置市としての総合的な一つの戦略として、この跡地利用というのは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

福元悟君、あと2分でございます。

○6番（福元 悟君）

地元の大きな決断の中で、小学校の統合に理解をされました。この廃校の跡地についてはどの地域でもその対策、振興策に苦慮されております。先ほどからの答弁の中で、市長のその辺の意気込みは十分に感じております。これからの地域の活性化に臨んでいただきますようご期待を申し上げるところであります。

議会のほうでも、市民と語る会という機会もあります。私どもも一緒になってアイデアを出してまいりますので、地元の振興にひとつ格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます、質問を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、4番、富迫克彦君の質問を許可します。

〔4番富迫克彦君登壇〕

○4番（富迫克彦君）

それでは、私はさきに通告しておきました3項目について一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、パナソニック跡地の有効活用についてでございます。

これまで、市のほうが会社側と交渉を進めてこられて、おおむねことしの9月ごろには5億3,000万円余りで売買契約を交わして、市の所有になるということが報告されました。

パナソニックについては、もう皆さんもご承知のとおり、昭和44年ですか、鹿児島松下電子として、県内で一番最初に県外から誘致された企業として伊集院町に立地した会社でございます。当時から、旧伊集院町、また日置市においてもいろんな形で地域貢献していただいた企業でもあります。しかしながら、数年前の半導体不況の影響を受けて、今回苦渋の決断として、約49年余りの歴史がある鹿児島工場を撤退すると意向が示され、その跡地の取り扱いについて協議が始まったところでございます。

そこで、これまでも一般質問等あったのかもしれませんが、改めて今回の交渉に至った経緯といたしますか、会社側が当時どのような意向だったのか、この用地の取り扱いを民間事業者等へ売却するというような考えはなかったのか、まずお尋ねします。

それから、今回の交渉では、会社側が必要な土地の土壌改良を行いまして、第1棟から第4棟、それと宿舎、警備室などの建物を撤去した上で市に売却するということになっておりますが、全体面積が11万m²を超える土地でございます。この活用方法について、新たな道路の築造とか、また価格のことなどその考え方をお示しいただければと思います。

それから2点目は、平成30年度当初予算の中から、見守りカメラ設置事業についてでございますが、このカメラ、全国でも通学中の児童生徒が犠牲になる交通事故、また電車等での殺傷事件、さらには高齢者が被害者になる事件など、大変痛ましくて、残念なこと

でありますけれども、このような事件・事故が全国各地で発生し、マスコミ等でも毎日のように報道されております。

このような社会状況を受けて、犯罪の抑止に努めたいということからだというふうに想像はいたしますが、今年度、市がこの設置を計画された経緯と、今年度50カ所に設置ということでございますが、想定されていなる設置場所についてお尋ねいたします。

それから、今回の計画は、今も申しましたように、子どもや高齢者の見守り、それと犯罪の抑止を期待して、防犯という側面から整備されるということだと理解しておりますが、この見守りカメラをネットワークにつなぐということではなくて、定点カメラやライブカメラなどと組み合わせ、防災や観光振興とセットにした総合的なビジョン、市が現在所有しております光ケーブル網の活用も含め検討する必要はございませんか。お尋ねいたします。

3つ目は、職員の人材育成のための取り組みについてであります。これからある程度職員数も減らしていかなければなりません。また、組織のあり方も変わらざるを得ない状況にある中で、今後の職員の人材育成についてお尋ねいたします。

これまで合併協議を進める中で、平成15年度から17年度だったと思いますが、旧4町それぞれ職員採用を控えた時期もございました。その影響もあって、職員のある年齢構成、そのころ採用された職員が少ないというようなこともあって、平成28年度から社会人経験者の採用をされてきております。

そこで、平成28年度と今年度採用された社会人経験者の人数と、一番上の方の年齢についてお尋ねいたします。

それと、平成24年ごろ、市長が取り組まれた職員の昇任試験について、どのような感想をお持ちかお伺いいたします。

それと、今後の人材育成についてということについては、市の人材育成基本方針に基づいてということになるかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上3項目お尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を2時10分とします。

午後1時58分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のパナソニック跡地の有効活用について、その1でございます。

パナソニックとは平成23年11月に鹿児島工場の段階的な事業縮小、閉鎖の方針が発表されて以来、定期的に担当者間で情報交換を継続しながら、本社も訪問し、一日でも長い操業をお願いしてきました。

そのような中、平成26年から昭光エレクトロニクス株式会社が建物等の賃貸契約を結び、操業を開始しましたが、パナソニックの先行きが不透明の中、新たな投資など、安定した事業展開が難しいといった問題もありました。

このような背景から、閉鎖していく方針に変わりがないのであれば、雇用の維持・拡大に向け将来の企業誘致に活用したいと跡地の取得に向け協議を開始しました。

パナソニック側は、撤退後の跡地の活用策は白紙の状態であり、市が活用していただける考えがあれば歓迎する意向を示されたと思っております。

2番目でございます。全員協議会でもご報告してきましたように、本来であれば更地か

必要な土壌対策を終えてから市が取得するというのが筋道でございますが、昭光エレクトロニクス株式会社が、休むことなく操業を継続していくということや、跡地に早く立地したいという企業の意向等がありましたので、不用のな建物の解体作業や土壌改良作業を並行する中で市が取得し、可能な範囲での分譲を先行したいと考えています。工業団地として活用していくのは駐車場敷地を除いたエリアになってきますが、5、6区画ぐらいを想定して検討しているところでもございます。

パナソニックの立地が昭和40年代でしたので、市が取得することによる開発関係の手続、新たな対策の発生も想定しておりまして、全体を見通した設計が立ちづらい状況にあります。まずは現状であっている敷地の分譲を優先させ、企業誘致するにあたり、好条件になるように、全体設計を検討していきたいと考えております。

2番目の見守りカメラ設置事業について、その1でございます。

見守りカメラについては、犯罪の抑止による安全性の確保や、事件や事故の早期の解決に役立てることにより、市民が安全で安心に暮らせるまちづくりを行いたいと考えております。これまで取り組んできた防犯協会や青パト隊、市の見守りパトロールといった活動を見守りカメラにより、防犯対策をさらに充実させたいと考えております。

設置場所については、日置警察署と協議を進めており、児童生徒の利用する通学路など、効果がある場所へ見守りカメラを設置する予定でございます。

2番目でございます。見守りカメラについては、安全で安心なまちづくりを目指して設置を考えていますが、カメラの利活用については個人情報やプライバシーに配慮しながら今後検討していきたいと考えております。

3番目の、職員の人材育成のための取り組

みについて、その1でございます。

民間企業職務経験者を対象とした採用試験につきましては、平成28年度から実施しており、採用者は28年度中に6人、29年4月1日付で2人の計8人となっております。年齢につきましては、30代後半となっております。

その2でございます。昇任試験につきましては、職員がやりがいとやる気をもって職務に精励できるよう、また能力の実証に基づく、より透明性、公平性、かつ納得性の高い昇任管理を行うために導入し、平成18年度から21年度まで実施いたしました。

メリットとして、誰でも試験にチャレンジできるという点で効果はあったと考えておりますが、回数を重ねるごとに受験者数が減少したことは、残念であったと考えております。

3番目でございます。高度化・多様化に資する行政ニーズに対応していくため、職員みずからの意思で職務能力の開発を行い、新たな行政課題への対応や実践的職務能力の開発を目的としたチャレンジ研修や派遣研修などを通じて、研修目的であります自立型職員の育成を図ってまいります。

以上でございます。

○4番（富迫克彦君）

まず、パナソニックとのやりとりについては、昭光エレクトロニクスさんの操業のこともあって、市長のほうがいち早く会社のほうに、市が購入したいということで意思表示をされたということでございます。

このことについては全国的にも半導体不況の関係で、民間に譲渡を優先されたり、いろんな事例があったわけですが、日置市の場合は後の工業団地の用地として市が先に購入するという意思表示があって、これまで約3年ちょっとですか、協議をされたことはほんとに大きな意味があるというふうに考えております。

それで、2つ目の設問ですが、今後の活用についてということで大体5、6区画企業を誘致してやっていきたいということでございました。それ以外についてはまだ今後検討するというようなことでもございましたので、その関係についてでございますが、ご承知のとおり、あそこの市道太陽の里線ですか、あづま保育園のところ、大分市道が歪曲して、何か後づけでつくったような市道になっているわけですが、あの辺の問題について、何かお気づきとか気になっていることがあればお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、道路の中で特にあづま保育園に行くあの道路、いろいろと後づけしたような形につくられたのかなという認識は持っております。今回早く整備をしていかなきゃならないのは、今の約10ha、あの大区画の中、今言ったように駐車場が2、3カ所ありますけど、これは後でもいろんな利用開発というのは今後またいろいろと協議していかなきゃなりませんけど、基本的にしていかなきゃならないのは、まだ何も建っていないあそこを早く誘致企業のほうに来ていただき、特に昭光エレクトロニクスが核になりますので、そこが今のあそこの電気、水道、こういう管理についてはもう昭光エレクトロニクスでないとわからないという状況になっておりますので、それをパナソニックから引き継いだ昭光エレクトロニクスが核になりながら、またその周辺部にとりあえず土地利用協議の計画を県のほうとも協議をしていきたいというふうに考えております。

○4番（富迫克彦君）

そういう意味では、今の駐車場は当分そのままというようなことですので、妙円寺参りとか梅マラソンのときの駐車場のこともちょっと心配していたわけですが、そのことは当分先送りということになるかと思えます。

その上で、私が少し聞いた話では、市道太陽の里線の昔の里道のところ、あづま保育園さんの下のほうになるんだと思いますが、あの辺が何か排水が悪くて、対策を要望しているというような話も少し聞いたもんですから、その辺については今後のいろんな駐車場を含めた検討の中で協議をされると思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特にその周辺部の里道の関係につきまして、私どももまだ引き継ぎをきちっとしておりませんので、いろんな課題があったというのは十分承知しておりますので、その分についてはまたちょっと時間を置いて、いろいろと協議をしながら進めていきたい。今考えているのは、あの中のほうを早く企業のほうに販売といいますか、早く来ていただくという方向でございますので、その周辺部についてはちょっと時間を置きながら、いろんな関係者とも協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○4番（富迫克彦君）

そういう意味では、今後いろいろ課題もある中で検討されるということです。今の1号棟から4号棟ですか、正門から通路があるわけですが、あっちの撤去が始まると多分あそこの道路も使えないというような状況も想定されますので、そういう意味では裏側のグラウンドのほうに入る進入路ですか。それについても一つ検討される必要があるのかなというふうに思っています。

今回の取得に関しては、土地開発公社が借り入れをして取得するということでもございますから、余り不要な投資はしたくないと。私もそれはよく理解いたします。ただ、それだけ大きな土地でございますので、今後の活用については、先ほど来申しますように、市道のこと、赤線のこと、含めてまた多方面から検討していただければと思います。

それから、2項目めの見守りカメラのことでございます。今年度、通学路等を中心に50カ所、2年で100カ所ということで計画をされてございますが、最近、市内ではコンビニや商業施設、あるいは個人の住宅でもそうなんです、こういうカメラを設置されているところもふえているかというふうに思います。もしわかっていれば、こういう民間の防犯カメラの設置個数についてお尋ねしたいと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

市内の民間施設に設置されております防犯カメラにつきましては、警察署は把握をしているかと考えますが、公表はされていないところでございます。

○4番（富迫克彦君）

場所はともかく、数も公表されないということなんです。

○総務課長（丸山太美雄君）

はい、数も場所も、こちらのほうは把握はしていない状況でございます。

○4番（富迫克彦君）

そういう意味では、今回、市が2年間で100カ所防犯カメラを設置するわけですが、鹿児島市の事例を少しご紹介したいと思いません。

町内会とか自治会、また商店街の振興会などの地域が取り組む防犯対策、安全・安心なまちづくりを支援するために防犯カメラの設置費用の一部、対象経費の2分の1なんです、上限が20万円という助成制度が昨年からは始まっているようです。去る3月1日の南日本新聞に、鹿児島市議会の委員会の状況が掲載されましたけれども、総額300万円の予算で22基設置できたという記事がございました。単純に逆算すると、補助額の平均が13万6,000円、したがって、1基当たりは27万円余りで設置ができたときいうことです。

それに比べると、今回2,500万円で50基ですので、1基が50万円当たりという計算になるわけですが、そういうことを踏まえて、今後並行して市民の皆さんを巻き込んだ地域ぐるみの犯罪の抑止、安心・安全なまちづくりを進めていくためにこのような鹿児島市の事例を参考にした補助制度については必要ありませんか。お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

特に、今回、私の市内をしたときに、課長がちょっと答弁いたしましたとおり、実際の把握はしておりませんが、今回、伊集院駅の構内の中にも設置もさせていただき、特に一番大きなのは、吹上地域の商店街、ここに約100万円のある篤志の補助金をいただきまして設置もさせていただきました。これが一番大きな、十何基あの一帯に設置もさせていただきました。

特に、今、今回する中において、概算でございますけど、収録して1週間するとか1カ月するとか、これ維持管理によって金額が大分変わる。ただ、カメラがあるだけという部分があったりするところもございますので、今回、一番大きな問題としては、これだけ私は日置市がこういう見守り活動とか防犯カメラを設置したんだというアピールしていくことが犯罪というものの抑止力になるというふうに思っております。それだから今回このように2年間かけて日置市が市の中でやるんだ。今おっしゃいましたとおり、今後、この防犯というのは考え方がそれぞれありますので、こういう商店街とか、いろんな組合があったときはこういう助成制度もまたそれとは別にやっていけば、何もそれぞれ抑止力が広がるのが、犯罪が起らないことが一番よろございますので、これは考えていってもいいというふうに思っております。

○4番（富迫克彦君）

ただいまその補助制度的なことも今後検討

してもいいというようなことでございましたが、それを想定すると、今回50基、2年で100基なんですけれども、つける箇所を相当よく吟味しないとというか、町内会とか自治会の大きいところ、予算規模をそこそこあって、そういうところはもう補助事業を使っつけてみようかなという事例が想定できそうな気がするんです。そうすると、今回、市が商店街とか人通りの多いところを中心に仮につけられると、周辺部はほとんど手つかずの状態になって、そこにカメラが行き届かないというようなことも心配されるわけです。なので、並行していいと思うんですけれども、その辺の設置の場所については十分検討していただきたいと思います。

もちろん、この見守りについては全国でもいろんな事例があって、本来なら人と人によって見守りをして、こういう事件や事故がないような地域社会というのがいいわけですが、ほんとにいろんな金融機関であったり郵便局、生命保険会社などと協定を結んで、人と人で見守るケースとか、ICTを活用した見守りというような事例もたくさんあるようです。したがって、本来、市民と一緒に、このような投資をしなくても安心して暮らせるまちが一番いいわけですが、こういうご時世ですので、このカメラについては、今申しましたようなことを含めて、市がほんとに設置しないといけない場所について十分議論をしていただければと思います。

それから、定点カメラとかライブカメラのことになるんですが、台風とか大雨のときに、災害に対する防災の視点、備えとして活用、検討は不要かということで質問していきますが、現在、県が主要な河川にして設置している定点カメラ、河川砂防情報システムですが、県内に、18カ所カメラが設置されているようです。日置市で言えば、神之川の荒瀬橋に1カ所設置されておりますけれども、このカ

メラのこと、市民の方々どれぐらいご存じなんでしょうか。また、ごらんになられた方、どれぐらいおられるか、市長の感想で結構ですのでお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

さっき述べなかったのは、特にこれは子どもたち、学校を中心とした場所のところの信号機に中心であります。だから、いろんな企業というのは自分でそういう部分はやらなきゃなりません。学校というのは、私どもが、行政が守っていかなくちゃならない。特に、先般も大変松陽台でああいう事故も起こりました。そういう部分も含めて、今回はそれぞれの小中高校を含めた学校中心とした、特に信号機のある近くのところに設置していくというのが基本でございます。だから、大きな民間とか企業者があるから自分たちですればいい。そういう基本的なものを理解してほしいなと思っております。子どもたちを守っていくんだと、そういう防犯カメラをきちっとつくっていくんだということが最初のスタートラインですので、どこでもかしこでも、そういう民間でできるところまで市のほうはやりません。そこあたりはご理解し、そういうのは補助金要綱等もつくりながらやっていけばいいと持っております。

今ありましたとおり、神之川に監視カメラがあります。私もわかっておりますけど、まだ市民の方々は情報的に、こういうものがカメラを取りつけてあるというのは少ないというふうに認識しております。

○4番（富迫克彦君）

荒瀬橋のところは浸水の危険もあるというようなことで、以前から設置されております。それで、余り認識されていないというような感想でしたので、県のほうとも協議をして、市のホームページのほうともリンクしながら、これ見れるような環境というのをつくっていただけないのかなと思ったりしています。

それと、県内にあるライブカメラを調べてみますと、公設、民設含めて県内に62カ所カメラが設置されております。このライブカメラというのは、これまず防災というより観光とか景観とか、そういった市町村PRするために設置されてきた部分が多いとは思いますが、多いたち所では薩摩川内市の8カ所設置があります。日置市では江口蓬萊館に1カ所設置されております。

この蓬萊館のカメラは、月に1万2,000件ぐらいアクセスがあったかと思いますが、江口浜を利用するサーフィンの方が多いので、その方々がごらんになっているかもしれません。

このような定点カメラとかライブカメラを防災の視点から考えてみると、今言いました荒瀬橋のところもそうなんですけど、大雨のときに守屋病院の前の交差点とか湯之元のみやうちデパートの前とか、道路がよく冠水する場所が結構市内にはあるのかなと思っております。

それと、河川の氾濫の危険性のあるような河川、そういったところもあるかと思っておりますので、そのような場所に台風とか大雨のときに、その状況をネットで見れるようにして、市民の皆さんにも情報を提供する必要はないのかどうか。例えば、神之川の上流のほうで、郡山のほうになるかもしれませんけど、時間90mm降ったら、3時間後に本庁の前がどれぐらいの推移になるとか、そういった情報をリアルタイムに市民の皆さんにも情報提供できたらいいのかなと思うんですけれども。

それと、主要な道路に設置すれば交通量の状況も見てくられるというようなことがございます。

観光振興の面でいいますと、ちょうど今桜の時期ですが、城山公園のやぐらにカメラを設置するとか、もちろん桜のこともそうですが、伊集院の市街地の状況も見れるという

ことで、個人が特定できないような設定で、風景を情報発信するというような形の活用ができないのかどうか。市が所有する光ネットワークのこともございますので、この辺の有効活用も含めて、いろんな計画をつくっていただきたいというふうに思うんですが、それらの必要性はお感じになりませんか。お尋ねします。

○総務課長（丸山太美雄君）

ライブカメラはインターネットで公開する、公開するネットワークカメラの有効性はまた江口蓬萊館のライブカメラのアクセス数が多いことは認識をしているところでございます。

ネットワークカメラの設置につきましては、初期費用のみならず、運用の費用も相当見込まれるところでございまして、今回は見守り箇所が多くなるように、スタンドアロン型独立型のカメラで計画をしているところでございます。

また、市内全域を網羅したカメラの整備についてでございますが、今回の見守りカメラの状況や今後の技術動向や費用面などを踏まえて今後判断していきたいと考えているところでございます。

○4番（富迫克彦君）

今申し上げた定点カメラ、ライブカメラのことについては、先ほどの見守りカメラとは一線を引いていただいて考えていただければと思います。もちろんネットワークにつながるということは難しいことですから、そこはちょっと観光とか災害、防災、そういう視点からの検討をいただきたいと思います。

経費的なこともあるんですけれども、都会の人たちにとってみれば、わざわざ行ってその地域を見るというのはよっぽど機会がないと来られないというふうに思うわけです。なので、日置市も桜島が見えるところがあったり、この東シナ海の曲がった海岸が見れるところがあったり、いろんな風光明媚なところ

もあるわけですので、これらのポイントになるようなところでは先ほど城山のことも言いましたけれども、そういったところに数カ所設置して、都会もしくは世界の方にいらっしゃることでほどよい田舎というのを感じていただける。実際、それを見ながら行ってみると、ああ、やっぱり日置って鹿児島に隣接していて、利便性も高く、一方には昔ながらの田畑があって、過ごしやすい地域だよねというのを感じてほしいという意味から、今回ご質問をしております。

それともう一つは、この質問を出した後にちょっとお話を聞いたわけですが、市内のテレビの難視聴地域のことです。地上デジタル化のことがあって、いろんな設備投資をしながら難視聴の解消に取り組んでこられたわけですが、今回、何かNHKのほうが光ケーブルに変えませんかというような相談を組合のほうにされているらしいです。

ちょっとお話を聞くと、1世帯当たり6万円ぐらいの負担があるというようなことなので、もし、市のケーブルの張られているところの確認も必要ですが、その中のあいている芯を活用して、この難視聴の方々の負担を少しでも減らせるのであれば、このこともちょっと、まあ、NHKのほうがどれぐらい、どんな考えで話をされているのか、直接聞いていないのでわかりませんが、また企画課のほうでも、その辺の情報も集めて、このネットワークの活用策について検討していただきたいと思います。

先週もブロードバンドの未普及のお話がありました。現在は関西ブロードバンドのADSL、中川と永吉の交換局、それとドコモの携帯の基地局に市の光ケーブルのあいた芯を貸して、年間100万円ぐらい使用料が入ってきていますので、いろんな課題があるかと思いますが、その辺の貸し出し、利活用について検討していただければというふうに思

ます。

できるだけ市民の負担が少なく、情報をみんなで共有できるような体制、それに市の光ケーブルが活用できれば一番いいのかなと思いますので、いろんな情報を含めて検討していただければと思います。

それから、3項目の人材育成のための取り組みについてでございます。

今回、2カ年で、社会人経験者の方で30代後半の方もおられるということで、年齢的に見れば係長とかそれぞれの役職に着かせる年齢の方もおられるというふうに思います。社会人を十数年とか経験されてきた方もいらっしゃるわけですが、これまでそういう経験をされた方々、行政と民間の違い、そういうのをいろんな意味で、いい面悪い面を含めて感じて、今回、役所のほうに採用されているんじゃないかと思うんです。なので、その辺の経験者の方々が感じておられる点について、市長、直接お話されたかどうかわかりませんが、感じておられることがあればお示してください。

○市長（宮路高光君）

特に、この28年度から経験者といいますか、特にさっきも話したとおり、年齢がちょっといびつになった部分がありましたので、合併当初からもう15年、その前からですので、その前からずっと各町村も採用しておりませんでしたので、それから15年ぐらい、そこの層を入れるというのが一番大きなポイントでございましたので、基本的にはこの30代という後半に入ってくる、そこが一番層が少なかったということでございましたので、だから30後半までの中でことしから28年、29年、採用させていただきました。

基本的にはそれぞれ民間の、この経験者というのは、事務もですけど、特に土木技師とか介護職、そういう方が主になっております。その中で、民間と行政と違う部分もあるとい

うのも認識しておりますし、まだ、入ってきてどういう差異が出てくるのかも、ある程度経験するから7、8年か、かかったなのか、もう4、5年ですぐ一人前になって動いていけるのか。まだ今のところはちょっと1、2年でどう方向性なのかわかりませんが、基本的には、民間におったよりも行政に来たほうが、失礼な言い方ですけど楽だということは言われております。それだけ民間は厳しかったということはもう十分わかっておりますので、ここあたりをどう、また指導しながら進めていきたいというふうに思っております。

○4番（富迫克彦君）

そういう意味では、私も行政しか経験したことはないんですが、民間の方々とは話をすると、ノルマがあたりスピード感の違いとか、そういったことをよく聞いたりします。そういう意味で、せっかく入られた社会人経験の方々ですので、民間で感じたそのいい面を新卒で入ってこられた方、職員の方々にはいい形で効果をあらわしていくとか、そういう新人の職員さん方がいい方向で成長するように、そういう経験者の経験なんかも使っていただければと思います。

そういう意味で、社会人の経験者をこれだけ採用できたというのは、労働力不足と言われる今の中では市民としてもほんとに大きいと思います。そういった意味で、今申しましたようなことを今後の職場のリーダーとして育成するために大事だというふうに考えますので、その辺についてお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、さっきも言ったように、ちょうどいなかった層を入れたということで、今20代、30代、50代、ある程度いい形の中で構成ができたというふうに思っております。特に、こういう社会人枠の方々はいろんな、行政だけにおった方と違っていろんな

経験をしておりますので、またいろんなアドバイスもしていただき、また私どもの日置市の中心的な役割を担う方になってほしいというふうに思っております。

○4番（富迫克彦君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、任用昇任試験のことでございます。市長のほうはある程度いい感触をお持ちのように、先ほど答弁いただきました。ただ、3年続けてしたことで職員の方がなかなか手を挙げないというようなこともあって、今中座しているというようなことでございましたが、私はこれを使って、より職員間で競争を促すというか、政策立案能力を高めるための取り組みとして、毎年ではなくても3年に1回とかいう流れの中で進めていったほうが将来のためになるのかなというふうに思いますが、どのようにお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

特に、合併当初した中において、私自身自身も職員の旧町の方々には知らない方もいっぱいございました。そういう中で、公平な気持ちの中で4年間、採用試験、管理職と係長職、これを私どもがするんじゃなく、特にJRとか山形屋とか民間をした人事部長のほうにお願いを、面接をさせていただきまして、しました。

特に、結果的にいいますと、若い方が係長、課長になれたと。もうこれだけです。今はどうしてもこういうことをしてなきゃ、年功序列になりがちでなっておる。その当時を含めますと、もう30前半で係長になった方もいらっしゃると思います。課長も。ですけど、どうしてもこういう人が来ていく中においては、そういうふうにしてなってくるのかなと思っております。

これは組合等との交渉もございますけど、刺激を与えていくには、若い方がそういう役職について、言えば、この試験に来た方々は

いいんですけど、やはり年功序列で、自分より年下が上になると気持ち悪いというのがおったりして、うまく職場が回らない部分もあるんです。ですけど、こういう試験を受けてきた方々のときは、最初でしたけど、若い方が年の方を使ってやってきたというのがありますけど、ほんとに人事というのが、きょう今から内示もしますけど、3時半にありますけど、大変人事が難しいというのを市長も一番感じております。

いろいろ組合と交渉しながら、こういう昇任試験をどこの時点でやる、今からやっていかなければポスト的に少ない中でございますので、みんながそういうポストにつけないということもありますので、やる気を起こしていくにはまたこういう昇任試験というのでもいいのかなというふうに、市長は考えております。

○4番（富迫克彦君）

そういう意味では、もう市長が一番ご存じのとおり、人事って大変だというふうに私も思います。

その上で、今後人口も減ってきて、まち・ひと・しごと総合戦略の中でも4万人で何とか歯どめをかけたいということで全市を上げて取り組んでいくと、財政状況も今後厳しい中で、そういう形で今から取り組んでいくということでございます。

もうご承知のとおり、この平成の合併を含めて市町村間の地域活性化に対する取り組みもほんとに知恵比べというような状況がずっと続いているわけですからそのようなことを考えますと、この昇任試験を活用して、先ほども言いましたように、毎年ということじゃなくて、3年とか5年とか、そういうスパンの中で実施していただいて、職員の皆さんにももう少し積極的にチャレンジしていただく。そうやって意識を変えるための環境をつくっていただきたいというふうに思います。

その上で、まだ若い方々、中央省庁の研修のことなんですけど、あそこ結構年齢制限があったしますので、何歳までというようなのがあったと思いますので、こういう係長昇任試験に合格した職員をこういう省庁の研修に参加させていただければ、もっとモチベーションも上がって、持ってくる成果というの大きいのかなというふうに感じたりします。それが人材育成基本方針にも示されているように、職員のほうにも夢を抱かせて、日置市の未来を担う自立型職員の育成につながるのかなと思いますが、市長はそのこと、重複するかもしれませんが、市長はどうお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

今、それぞれの職員派遣ということで、県にも派遣したり、特にしているのが国のほうに1人ずつはやっていく。基本的に2名という部分がやっておりまして、今回におきましては、初めて国交省のほうに、その中でも観光のところにやるつもりでおります。そういう中におきまして、新しくそういうふうな中で行かれる方々も、自己申告には書いてあります。行きたいと。行きたい人が適正な人かとは言い切れませんが、そこあたりをどういう試験でしていくのかはわかりませんが、今言ったように、係長職に通った方をやるんだよという一つのルールもつくっていけば、若いときにいける。今はやはり基本的にはもう30前後、30前後で向こうに行かなければ、とてもじゃないけどついていけない、体力的に行けない。そういうことも帰ってきた方々も言っているし、私自身自身も国のほうに行ったときにそのような感触を持っておりますので、入社して、大学卒業であって5～8年過ぎたらもう研修にいかなければもう乗りおくらせてしまうというふうに思っておりますので、ここあたりの長期派遣の研修のあり方の試験も含めて、一緒に昇任試験等含めた

中で考えていきたいというふうに思っております。

○4番（富迫克彦君）

今回、3項目お尋ねいたしました。再三市長もお話しありますように、交付税のことやいろいろな経済状況を考えると、30年度以降、ほんとに大変厳しいのかなど。もう状況がどう変わるかわからないような状況にあると思います。そういう意味では、やはり未来思考で、より安心して安全に暮らせる、また住みやすい、市外の方々もお見えになりやすい日置市というのを役所全体、また我々議会もそうですけど、一緒になって考えていければというふうに思っているところでございます。

以上申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、明日20日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時58分散会

第 5 号 (3 月 2 0 日)

本会議（3月20日）（火曜）

出席議員 21名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
16番	門松慶一君	17番	坂口洋之君
18番	大園貴文君	19番	漆島政人君
20番	田畑純二君	21番	池満渉君
22番	並松安文君		

欠席議員 1名

15番 西蘭典子さん

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	福山誠君	日吉支所長	田代信行君
吹上支所長	宇田和久君	総務課長	丸山太美雄君
財政管財課長	銚之原政実君	企画課長	堂下豪君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君
商工観光課長	脇博文君	市民生活課長	内山良弘君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	篠原和子さん
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君

農地整備課長	東 広 幸 君	建設課長	宮 下 章 一 君
上下水道課長	宇 都 健 一 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	梅 北 浩 一 君
会計管理者	長 倉 浩 二 君	監査委員事務局長	地頭所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、12番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

○12番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。公明党の黒田澄子です。平昌オリンピックや西郷どんなど、新年からテレビにくぎづけになっている市民の皆様も多かったことと思います。北海道のカーリング女子たちの「そだねー」は、日本中をほんわかとした気持ちにしてくれました。市長にも、私の提案に「そだねー」と言っていただけることを若干期待しつつ、さきの通告に従い、一般質問させていただきます。

初めに、公立小中学校、幼稚園への環境整備についてお尋ねします。

1点目に、全国及び県内での普通教室への冷房空調整備の現状はどうか、お尋ねします。

次に、文部科学省は、空調整備への交付金を予算化していますが、この根拠は何でしょうか。

3点目に、近年、鹿児島も熱帯化傾向にあり、熱中症での搬送も夏場は当たり前のように起きる現実の中、文部科学省の勧める普通教室への空調整備冷房を本市でもすべきと考えますがいかがでしょうか。

2番目に、ヘルプマーク、ヘルプカードの推進についてお尋ねします。

初めに、このヘルプマーク、ヘルプカードは、義足や人工関節を使用している人など、内部障がいや難病を抱え、配慮や手助けが必

要であるが、外見からはわかりづらい人々が、自分が困っていることを周りの人に伝えられなかったり、周囲の人もまた気づいてあげられなかったりして、事故やトラブルに巻き込まれ、傷つくことを回避するために東京都で初めてつくられたもので、全国にも広がりを見せています。

そこで、初めに、普及啓発の現状認識と本市の取り組み状況をお尋ねします。

次に、「住んでよしひおき」をうたう本市において、普及啓発の考えはないか、お尋ねします。

3番目に、安心安全なまちづくりのための消防活動の推進についてお尋ねします。

年末警戒に当たる地元消防団員より、自営業のために自宅には防災行政無線があるが、発災時に職場にいると近くの災害情報もわからないので、職場へもつけてほしいと。また、他市では消防団員にも発災時には携帯にメール配信されると聞いているが日置市はできないのですかとのご相談を伺いました。大事な市民の声であると思いますが、市の対応をお尋ねします。

4番目に、仮称ひおきオリーブライフ宣言についてお尋ねします。

初めに、国内でも珍しい健康づくり推進条例制定の効果はどうであったのか、お尋ねします。

次に、国民健康保険の医療費適正化の取り組みとして、保険者への努力支援制度がありますが、本市の取り組み状況、また、何点だったのか、県内で何位だったのか、お尋ねします。

3点目に、オリーブオイルの成分分析を出しておられますが、結果についてお示しく下さい。

4点目に、オリーブの町や健康づくりを目指す本市として、オリーブオイルなどを食し、健康づくりに取り組むことをもっと内外にア

ピールするために、ひおきオリーブライフ宣言を行わないか、お尋ねします。

最後に、第2次男女共同参画基本計画についてお尋ねします。

市は、ホームページ上にパブリックコメントを求める計画の素案を掲示されておられました。今回は、その素案をもとに質問させていただきます。

初めに、この10年間に懇話会から出された市長への提言書の内容をお示してください。

次に、第2次計画において、再掲とされた内容について、どのような経緯のものが再掲されたのか、また、その基準をお尋ねします。

3点目に、達成目標の数値についての考え方についてお示してください。

最後に、10年間の計画であった第1次計画で掲載された男女共同参画基本条例の策定については、結局成果は出ていませんが、今回、基本目標や重点目標には再掲もされていません。なぜでしょうか。

第4章の(6)調査研究提供のところに男女共同参画を推進する条例の研究の実施とありますが、市制14年目を迎え、市長も4期目という充実した時期に入っておられる現状であり、本市においても、男女共同参画基本条例を制定すべきであり、しっかりと重点目標に入れ込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、お尋ねして、私の1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の公立学校等への環境整備について、これについて、3問とも、教育長のほうに答弁をさせます。

2番目のヘルプマーク、ヘルプカードの推進ということでございます。

ヘルプマーク、ヘルプカードは、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている

方々がそのことをお知らせするマークとして東京都で生まれ、徐々に自治体が導入しつつあるもので、2020年度の東京オリンピック・パラリンピックは、JISの案内要領記号として使用が決まっていると認識しております。日置市におきましても、これらの導入につきましては、障害者差別解消法で定義される障がい者の方々を含めて共生生活の構築や合理的配慮という観点も含めて、論議を交わしているところでもございます。

2番目でございます。

ヘルプマークの導入については、まず、当事者の思いや人権に配慮することが大切だと考えております。その上で、マークが広く市民に浸透することによって、ノーマライゼーション意識が根づいた共生社会の実現につながる有効なツールになると認識しております。しかしながら、独自の自治体の取り組みだけで、十分な成果を生むことは難しいと思えます。

県下19市が会する福祉事務所会議におきましても、2年続けて議題となっている事項でございますので、ニーズの把握や課題の抽出、対象者や目的を整理しながら、導入に向けて、鹿児島県と継続して協議してまいりたいと思っております。

3番目の安心安全なまちづくりにおける消防団活動の推進ということでございまして、その1でございます。

防災行政無線については、各世帯に1台、県や市の公共施設に設置しております。事務所についても福祉施設や保育所等に設置を行いました。個人での追加や企業からの設置の要望については有料で購入していただいております。災害時の情報収集と情報伝達といった情報通信網の整備は重要と考えておりますので、災害時の要員である消防団員の情報伝達についても、防災行政無線以外での強化についても、引き続き取り組んでいきたいと思

っております。

2番目でございます。

現在、災害時の消防団員の招集は、携帯メールで方面副分団以上に配信し、それ以外の団員は、防災行政無線での覚知となります。防災行政無線で覚知が困難な団員の方々もいますので、携帯メールの配信を今後検討していきたいと思っております。

2番目の仮称ひおきオリーブライフ宣言ということでございまして、その1でございます。

健康づくり推進条例の効果につきましては、検証は難しいところでもありますが、市と市民が一体となって、特定健診受診率向上に取り組み、制定前と比較いたしまして、飛躍的に受診率が伸びまして、現在60%以上を維持できていることが大きな効果だと思っております。

また、市民の健康づくりや介護予防の意識が高まってきており、健康実態調査の評価におきましても改善しております。自治会で開催される筋ちゃん広場の広がりもその一つと感じております。

2番目でございます。

28年度の保険者努力支援制度の点数について、345点満点中280点で、県内第2位となっております。交付金額は770万円でしたので、一人当たり交付金額は約650円ということになります。

平成28年度保険者努力支援制度交付金については、全国で総額150億円の予算規模となっておりますので、全国の平均一人当たりの交付金額は、約500円ということでございます。

3番目でございます。

鹿児島オリーブで販売しておるイタリア産とスペイン2種類の成分分析を行いました。分析の結果、エキストラ・バージンオイルに含まれる代表的な機能性成分のオレイン酸や

リノール酸、ビタミンE、ポリフェノールなどが検出されました。また、認知症のリスクを低下する効果を持っているオレオカンターも検出されましたので、今後の販売においても、セールスポイントとなると考えております。

4番目でございます。

本年度、市民57名の方々に協力をいただきまして、現在販売しておりますオリーブオイルの健康面における血液検査などのモニター試験を実施しております。その試験のデータ解析結果や日置市産オリーブオイルの本格販売の時期を考慮して、オリーブライフ宣言など情報発信を今後検討してまいりたいと考えております。

5番目の第2次男女共同参画基本計画について。

これまで、10カ年間ににおける懇話会のご意見やご提言を広くいただいたところであります。近年において、第5期懇話会に、平成27年度11月に「一人一人を大切にするコミュニケーション」についての学びを地域、職場、学校、家庭、市職員で取り組むこと。また、平成29年3月には、日置市男女共同参画基本条例を制定すること、2、日置市男女共同参画計画の実施における実効性を高めるため、各課に男女共同参画担当を配置すること、3、女性リーダーの育成のために女性委員会の設置、4、市内の事業所におけるワークライフバランスに関する支援という4項目について、提言をいただいております。

2番目でございます。

今回の2次計画は、国の第4次基本計画の内容と照らし合わせながら、1次計画において重要な内容についても配慮しつつ、また、1次計画の全ての重点課題や施策の方向をよりわかりやすく分類、再編し、これまでの本市の取り組みや懇話会からのご意見、ご提言、男女共同参画社会の形成に係る社会経済情勢

の変化に伴う本市の現状を踏まえ策定しております。

3番目でございます。

今回計画の中に盛り込まれた目標数値は、各課で策定している各種計画の目標数値を第2次基本計画における男女共同参画の計画と関連ある項目について表記しており、それぞれの課において、男女共同参画の視点について、推進する上で、努力すべき数値として設定をしております。

4番目でございます。

ご指摘の条例整備に向けた取り組みについては、第2次計画において、第4章の計画の推進体制の中で触れ、条例整備に向けた取り組みについて掲載しております。

以上で終わります。

濟いません。ちょっと訂正をさせていただきます。

携帯メールで方面副団長以上ということに訂正をしていただくことと、あと一つですね、(発言する者あり) 濟いません、今、現在も65%以上ということでございますけど、60%ということございました。65%に訂正ください。

[教育長奥 善一君登壇]

○教育長(奥 善一君)

それでは、1番目の公立学校等への環境整備について、お答えをいたします。

その1でございます。

平成29年6月9日現在で文部科学省が公表した公立の小中学校の空調設置率は41.7%であります。また、鹿児島県が平成29年4月に公表した普通教室の設置率は35.8%となっておりますが、日置市におきましては、普通教室には設置はいたしておりません。

2番目でございます。

平成30年1月17日に発表された平成30年度公立学校施設整備の予算案につま

しては、教育環境の改善という項目に空調設置が示されておりますが、これは学校施設の防災・減災対策の一環で、避難所としての強化を行うための予算となっております。

3番目でございます。

平成29年7月に調査をした教室の室温では、25校を平均すると最高が31.9度、最低が28.2度となっております。幸い日置市の小中学校では、緊急搬送等の事例は発生をしておりません。

平成29年に県が調査した県内の小中学校のエアコン設置率は35.8%で、降灰防除地域の指定を受けている4つの市を除くと1.6%の設置率が現状でございます。

今後の気温状況の推移を把握をしたり、国や県の方針、近隣市の設置状況等を見ながら判断をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○12番(黒田澄子さん)

12番。ただいま答弁をいただきました。再度質問をさせていただきます。

まず、普通教室への空調整備について、再度お尋ねをいたします。

現在、日置市では、普通教室には全然入っていないわけです。平成29年4月1日現在の文科省のデータによると、先ほどもありましたが、普通教室において、県内の高校は設置率71.4%、小中学校の設置率が先ほどあった35.8%であります。小さい子どもたちのほうの環境整備がおくれているこのデータについて、教育長の率直なお考えをお尋ねします。

○教育長(奥 善一君)

高等学校の現状との比較というのは、一概にはできないかと思っておりますけれども、子どもたちのよりよい教育環境の整備ということにつきましては、今後とも検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

12番。ぜひ、よりよい環境にしていきたいと思います。

本市では、旧伊集院町のころに熱中症で生徒が亡くなった悲しい事実もあります。県教育委員会発行の情報かごしまには熱中症対策の特集が組まれていました。そこには、その対策として、室内では小まめな室温確認と扇風機やエアコンを使った温度調節が有効であると思うと書かれています。熱中症予防への県の考え方について、いかがにお考えになれるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（奥 善一君）

本市におきましても、現状把握のために湿度をはかれる温度計を配布をいたしまして、引き続き実態把握に努めていきたいと思っております。現在は、県のほうの方針もごございますように、扇風機により室温調節を行っているという現状にごございますけれども、県教委の考え方も踏まえて、今後も対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

12番。国もデータをとって、交付金も落とし込んで、子どもたちの学ぶ環境整備の改善に取り組んできています。今やエアコンは一般家庭においても、ぜいたく品から必需品に変化しています。また、学校において、大人の過ごす部屋や保健室、特別教室などには早く設置されてきました。普通教室は取り残されてきた経緯があります。そこには、大きくやらなくてはならなかった耐震化がございました。

議長に許可をいただきまして、ちょっとパネルを使わせていただきます。

これは、19市において、既に設置がされているところが12個ある。赤いところが19市になります。いちき串木野市は、今回当初予算で、幼稚園が2園、中学校5園を予

算化の計上が出ていますので、今議会で可決をされると、13市が既に普通教室において設置がされていることになりまして、19市の中では、残りが6市となっておりますでございます。

また、町村におきましても、県内の1村10町も既に設置をしております。皆、耐震化への対策が済んで、次の環境整備として取り組み始めているように思えると、私は2回ほど県の教育委員会のほうに調査に参りましたが、急に進んできているのはどういったことが現状なのかな、降灰対策だったり、電源立地の交付金があるところだけではないところが今ふえてきております。これはやらなければならないという思いはあっても、やはり、財源のこともありますので、まずは耐震化が先。耐震化で改修がしっかりとできた後に今進んできているのではないのでしょうかというような話がありました。

また、小学校低学年の保護者からは、幼稚園まではクーラーがあったので、あせもが余りできなかったけれども、小学校に行き出して、あせもだらけで、かゆがって、皮膚科に薬をもらいに行っていますとか、アレルギー体質なので、あせもをかいて、ひりひりしみて、かわいそうですとの声をいただいています。高校のほうは設置率が高く、まだひ弱な子どもたちのほうが過酷な環境で、ほぼ1日を過ごすことを教育長はいかがお考えでしょうか、再度お尋ねします。

○教育長（奥 善一君）

先ほどお示しいただいたように、ほかの市でも導入をしているというような状況は、私も把握をしております。ただ、これは全ての教室に設置をしているわけではないというふうには捉えております。例えば、一つの教室に配置の場合でも、配置しているというような回答になっているようでございます。

それから、先ほど幼稚園での例、それから

高等学校の例もおっしゃいましたけれども、子どもたちにとって、よりよい教育環境という視点で考えていくことが大事だろうというふうに思います。今の子どもたちにとって、全て、エアコンも含めまして、そういうものを取り入れていくことが必ずしもよりよい教育環境と言えるのかどうかというのは、やっぱり、十分にいろいろな観点から考えていく必要はあるかというふうに思っております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

12番。そのよりよい環境というのがクーラーではない、そこだけではないというのはわかります。でも、こんなに暑くて、夏日というのは25度を超えることを言うんですけども、今は真夏日に、また、さらに猛暑日、そういったものまでができています。そして、救急搬送はされなかった、我が町ではないとおっしゃいますけれども、よそであることは我が町でも起きたら困るから対応しようって考えるのが私たちの仕事ではないかと、私はそういうふうに思っています。よそであったことは我が家でもある。我が町でもある。だから、しっかり点検をしていこう、また、対策を打っていこう、それが私たちの仕事かなと思います。

未設置の市は6市であります。先ほど教育長が一つしかなくても設置してあると言われました。一つしかない市は2市だというふうに教育委員会が言うておりました。県の教育委員会が。でも、我が町はゼロでございますので、1個でもあるほうが先進じゃないかと思えます。未設置市は、日置市、阿久根市、指宿市、出水市、志布志市、西之表市となっているようです。

今回の提案に当たりまして、私も財源が一番問題だろうなということで頑張って調査をしました。いちき串木野市は、今年度の予算額が5校2園で、1億4,395万円、文科

省の学校施設環境改善交付金が約3分の1入ります。あと、合併特例債が5,620万円、そして、電源立地交付金が7,310万円とのことで、来年度は小学校9校を予定されているというふうに伺っております。電源立地交付金の予算化は約半分を占めますので、我が市にとってもうらやましい予算だなと私自身も思います。

さて、本市では、全くそれが何もないのかと調べました。まず、合併特例債の枠が残り89億円ほどあると聞いています。今後、約49億円ほどが計画的に使わなければいけないと見ておられるというふうにも伺っております。だと、残りは、まだ40億円。全ては使いませんが、そんなにもかからないと思います。また、ありがたい財源のふるさと納税、これがあると思っています。5つの使途がありますが、教育、文化及びスポーツ振興の項目では、既に、この平成29年度、この3月時点で、7,186万円の寄附がっており、また、市にお任せの項目。何でも使ってくださいと言って寄附された額は3億4,066万9,200円とのことでございます。実際には返礼品を送りますので、半分くらいになるのでしょうか。このふるさと納税をしばらくの間、日置市の子どもたちのために使えないのでしょうか。この件については、市長の政治判断が大きいと思ひまして、市長への通告もさせていただいたところでございますが、市長、本市でもいよいよ取り組む時期に入っていると考えますが、市長のご見解をお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

基本的におっしゃいましたとおり財源だと思っております。この計画の中、突如出たわけじゃなく、基本的に総合実施計画、3年計画、そういう計画の中に乗しながら、今後、その財源もきちっと充ててやらなきゃならんと思っております。

○12番（黒田澄子さん）

12番。市長から前向きな答弁が出ました。今後、ぜひ、計画を立てながら、順次、私は一度に全てやりなさいというふうには思っておりません。だけれども、やはり、今、この学ぶ環境が暑過ぎるといのは、もう誰もが認めるところでございますので、ぜひ、本市も、南の鹿児島県の子どもたちですので、頑張ってくださいというふうに思っております。

それでは、次のヘルプマーク、ヘルプカードの推進についてお尋ねをさせていただきます。

これも議長に許可をいただきまして、ちょっとパネルを使わせていただきます。

皆さん、見たことがございますでしょうか。これが、済みません、何かちょっと外れてしまいましたね。ヘルプマークと言われるものでございます。このマークは、赤字に白いプラスとハートマークがデザインされ、2012年に東京で作成され、配慮を必要とする人たちがかばんにつけたりします。また、この裏側のほうには、私は、〇〇のような障がいがあるから助けてほしい。こういったことが書かれているそうです。これが始まった由来は、発達障がいの子どもをお持ちの親御さんが、自分たちが年をとって、この子を守ってあげられなくなったときに、この子がいろんなことを発せられない。助けてと言えない。困っているよと言えない。どうしたらいいだろうという相談を受けた人たちがこのように取り組んできたというふうに聞いています。平成27年4月で24都道府県で取り組まれて、今、市町村にも多く波及をしております。先ほどJISの案内要図の記号がオリンピック、パラリンピック、東京オリンピックですね、のときには、これがちゃんと追加されるということが決まったということで、いよいよヘルプマークは日本全国で知らされるものにな

っていかななくてはならないというふうに思います。この中に、きのうですね、SNSの中で、次のような記事を見つけました。

「きのう出会った学生が自分の体の話をしてくれました。彼女は線維筋痛症という全身に痛みがある病気で、痛みで立っていられなかったり、動けなかったになることもあるそうです。一見すると笑顔が素敵で元気な女の子なので全然わかりません。かばんにヘルプマークをつけていますが、電車で席を譲ってもらうことはないそうです」。また、結びに、「彼女のためにヘルプマークが知れ渡る手伝いをすると約束しました」とあり、「ご協力お願いします」と結んでございました。市長も、いろいろな会合に出られておられるので、このヘルプマークについて聞いておられたら、どのようなお話で聞いておられるのかをお尋ねいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

ただいまのご質問でございますけれども、特に市長会等で議題となっているようなことは、現在のところございませんけれども、私も福祉関係の福祉事務所長会議等で、先ほど市長のほうからもお答えがありましたように、2年連続議題になっているようなところでございます。先ほど議員が申し上げましたように、何らかの配慮が必要な方が自発的に社会からの配慮を求めることができるものとして、大変有効なものだという認識はしておりますが、日置市でということよりも、やはり、オリンピック、それから鹿児島国体に向けまして、鹿児島県を挙げて、全体として取り組んでいけないかということで、福祉事務所会議でも、また、県と一緒に協議をしていって、課題も整理をしながら話を進めていこうという協議を進めているところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

12番。このヘルプマーク、鹿児島県内の他市においても、議会でたくさんの提案をさ

れておられました。それぞれの町でマークが違ふとわかりづらいし、また、日本全国で同じマークのほうが間違えづらいということで、本当にこれは国がもっとマークをきっちり決めて、これ、使っていていいですよというようなやり方が一番みんな使いやすいのかなとも思います。せめて、県内は同じマークで、このようなマークが使えればいいのかと思います。問題は助けてと言えない人たちがたくさんいるということと、あと、それは、自分がつけたいと思う人がつけられればいいことであって、私が例えばペースメーカーをしていたとして、私はつけますよってしたくなければなくていいわけです。だけど、大分高齢になってきて、やっぱり、ちょっと心配。何かのときにはやっぱり助けてほしいと思う人はかばんだとか、そういったものにいつもつけておくことでわかっていただける。それと、一番大事なのは、こういったマークがありますよ。もう既に全国できておりますので、そういった町に行ったときに、そういうマークをつけている人を見たときに、周りの人はどのような配慮をしてあげるのか。そういったことをやはり学ばせていかななくてはならないと思います。普及啓発ですね。その辺について、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

先ほど来、議員のほうからお話がございますように、ヘルプマークにつきましては、全国的な取り組みとして、今広がりを見せているというふうに認識をしております。また、配慮を必要とする方々の支援にはとても有効な手段であるという認識も、もちろんしているところでございます。そこにはヘルプマークが広く認知をされるということが、まず求められると思いますので、配慮が必要な方々が主体的に活用できる社会をつくっていくことが私ども福祉行政に携わる者の務めではな

いかと考えております。

なお、マークの導入につきましては、先ほど来申し上げておりますように、鹿児島県全体で取り組んで、県と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

12番。ぜひ、その会議で強く求めていてほしいと思います。

また、最後に、市長のご見解をお尋ねをいたしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、福祉課長が言いましたとおり、とりあえず、福祉事務所の中でこういうものについてはきちっとしながら、あとは私ども市長会等に上げていただければいいと思います。

○12番（黒田澄子さん）

それでは、ぜひ、そういうふうになっていくことを期待しつつ見守ってまいりたいと思います。

次に、消防活動の推進における点についてお尋ねをいたします。

今回は、今後メール配信等も検討していくというご答弁が出ていますので、これは、たまたま、何もツールがなくて、携帯にも入ってこない。職場で働いていると自分の地域で起きている火災などもわからない。そういった人が戸別受信機か、もしくは携帯の配信か、そういったものがないと自分たちはとても困っています、知らないでは済まないんですという消防団員の方のお話から、今回は、以前同僚議員も提案をされていた件でしたけれども、近々にそういうお話をされましたので、今回消防団員の声としてお尋ねをさせていただきました。

今回、防災行政無線だと思っておりましたが、地域コミュニティ無線、戸別受信機というふうに要項も変わっているということで、第2条に「受信機1機を無償貸し出し設置す

るものとする」という中の3に、「市内の防災上必要と認める管理者」、これが先ほど言われたものであるのか、「等」と書いてありますが、そのほかには何かあるのか、お尋ねをします。

○総務課長（丸山太美雄君）

地域コミュニティ無線の戸別受信機ですが、市が防災上必要と認める施設約380カ所ございます。避難所、学校、地区公民館、自治公民館、福祉施設、消防団車庫等へは戸別受信機を設置しているところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

12番。結構な数が設置されてあるということで、安心をしました。

あと、私、薩摩川内市のほうに調査に行かせていただいたんですけども、あちらの町では、無線で放送されるのをうるさいということで、できない地域とできる地域があるそうです。甕島の島のあたりは24時間いつでも、何かあると大ごとなので、流しておられるみたいなんですけど、意外と町部のほうでは、夜は音を鳴らさないとか、そういうことをされているというふうに伺っていますが、本市ではどのような対応をされているのか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、先般も防災の消防の訓練、この訓練すら鳴らすなど、そういういろんな厳しいお声をいただいております。そういう中で、基本的に、さっき言いましたように、この防災無線という分よりも、やはり、メールと言いますか、これで今後やっていかなければ、やはり、いい方もおれば、それぞれ、やかましいという方もそれぞれおりますので、これをどうこうしていくことも難しゅうございますので、特に消防団員にいたしましても、昔みたいに自営という方はもう、もう1割もおりません。9割がみんなそれぞれ日置市内にいない方も半分以上いらっしゃる

ます。そういう中において、戸別受信機だけを頼っておれば、とてもみんなに伝達も行かないということでございますので、また、幹部会とも十分話し合いをしながら、メールでそれぞれ皆様方にお知らせをしていきたいと思っております。

○12番（黒田澄子さん）

12番。市長はよくその辺おわかりで、ご理解いただいているようで安心をいたしました。

薩摩川内市では、希望者の市の職員だったり、もちろん団員ですね、それと市議会議員にも登録をすると配信をされているというふうに伺っています。私たちも自分の町にいるときには聞けるんですけども、防災行政無線があるところにはないと、消防車がかんかんかん行くんですけども、どこに行っているんだろうとか、ちょっと心配なことがよくあります。市外に出ているときは、なおのこと、一体どういう大きな事件が起こっていたのか。先般もちょっと大火事があったように思いますけれども、そういったことも、私たちも、ちょっと知らない、わからない、後で知るといふこともあります。今回、消防団員のほうには、そのようなメール配信を頑張ってやっていこうという、検討するという答弁でございましたが、例えば、市の職員や私たち市議会議員へのメール配信はできないものなのか、お尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

職員、議員の方々でも、そういう要望があれば、全員すりゃあ、全員でいいですよ。やかましいという人がおるかもしれませんが、そういうことはできないことはございませんので、それは消防署を含めまして、していただければいいと思っております。

○12番（黒田澄子さん）

12番。薩摩川内市の市議会議員さんは全員登録をされているそうです。私たちも多分

そうなるとう全員登録されるだろうなど、うるさいという方いないだろうなどと思いますので、ぜひ、その辺も含めて、話し合いをしていたらただければというふうに思っています。

続きまして、仮称ひおきオリーブライフ宣言。これは私が勝手に、ひおきオリーブライフ宣言とつけたものでございまして、市長からも最後あたりに、オリーブライフ宣言というふうに言っていたいであります。

健康づくりに取り組む多くの事業のほか、職員の訪問活動などの結果が少しずつ効果として出てきていると思っています。特定健診等の受診率アップについてのこれまでの取り組みをお尋ねします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

お答えいたします。

平成24年度から特定健診の受診率向上プロジェクトを立ち上げまして取り組みました。保健推進委員さん、あと、自治会長さんとともに、市役所職員全職員を導入いたしまして、未受診者への受診勧奨を行っております。また、受診率の低い自治会等に総会にも出向きまして、説明をしております。この3年間の取り組みで、受診率は平成26年度には69.7%と県内でも第3位ということで、市レベルでは1位ということでございますが、向上いたしました。

そのほかに、医師会の協力というのは非常に大切でございますので、市の医師会に出向きまして、医療費分析の結果をもとに、治療中断者の方でも重症化するというような事例等を伝えまして、治療中の方の特定健診の受診のお願い。また、情報提供という手法もございまして、そちらのほうも同時に協力をいただくことをお願いいたしました。

そのほかにも、いろいろと多面的に取り組んでおります。

○12番（黒田澄子さん）

12番。私は今回、よくわかっていなかった

たなと思っておりました。自治会に係の方が3人お見えになって、春の花見のときに大きな紙を広げて、特定健診の受診に関してお話をされていたことがちょうど当時だったと思っております。たまたまそのときには、健康保険課の課長が来られたりされておりましたので、健康保険課だけで取り組んでいるのかなというふうに思っておりましたが、今回調べてみて、職員、全職員がほぼほぼ市民に対しての説明に携わってこられた。それは本当にすごいことだなというふうに実感をしました。今回、保険者支援制度の件で、我が党の各市町村の議員と一緒に勉強会をしたんですけれども、その中でも企業さんのほうが、もう、日置市さんはすごいですよ。本当に頑張られましたと。言うことは何もないですよというふうに、すごく褒めていただいて、私がしたわけじゃないんですけども、私もちゃんと参加はしたんですけども、やはり、非常に状況が悪かったところから、あの当時、私も1期目のときには文教厚生委員会の委員をしておまして、もうペナルティーが課されるか、ご褒美がもらえるか、もう大変なんだということを再三耳にはしておりましたけれども、本当に職員の方も、もちろん市民の方もそうなんですけども、医師会もですね、頑張っておられたんだなということに敬意を表したいと思っております。また、市長も、みずから一所懸命そういう部分に取り組んでこられたことは評価できることだと思っております。

先ほども、この人数についても書いてございました。今年度からは、28年度は150億円。今度はもっと大きく上がるというふうに聞いておりましたが、幾らぐらいのものを獲得に行く様子になるんでしょうか。その辺をお尋ねします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

今おっしゃったように、最初の年28年度につきましては、全国で150億円というよ

うな予算規模でございましたけれども、これは前倒し事業ということで、29年度もその一環になりますけれども、総額で250億円。約1.5倍ということです。30年度、本格的に始まりますけれども、そちらのほうでは、総額が、県分が500億円、残り500億円が市町村分として交付されますので、市町村分としましては、約3倍ということになります。

以上でございます。

○12番（黒田澄子さん）

12番。本当に一所懸命取り組んで、今、国もそうやって新制度を設けておりますので、本市は一所懸命取り組んできている。それをこのまま、また続けていかれたいと思います。

また、オリーブオイルの分析の結果について、オレオカンタールが出ましたということで、認知症の有効な成分というふうに言われているということで、私、ちょっと前まで産業建設におりましたので、このオレオカンタールを何度も何度も聞いてまいりました。ああ、やっと、ちゃんと出てよかったなというふうに思います。ここを、またアピールしていきたいというふうにも書いてありますので、ぜひ、そこも頑張ってくださいと思います。

100歳を超えて現役ドクターとして働き続けられた聖路加国際病院の名誉委員長、もうお亡くなりになられたんですけど、日野原先生が、毎朝スプーン1杯のオリーブオイルをオレンジジュースに入れて飲んでる。飲んだほうがいいオイルですよということを、いろんなところで言っておられたのを、私はとても、このオイルは飲まないといけななんだなというのを、それで学んだところでした。

今回、私が、この宣言をしませんかというふうに提案をしましたのは、意外と市外の人たちには、これだけ結構メディアでも取り上げられ、新聞とかでも取り上げられたりする

んですけど、まだまだ認知度が薄い、鹿児島市のうちの事務所の事務長が「へえ、黒田さんのところはオリーブオイルができるんですか」とかって言われたときに、ああ、知らないんだと思って、私、教えてたんだけどなと思いました。それで、もっともっとPRをすることも大事じゃないかなということで、仮称ひおきオリーブライフ宣言と勝手につけて提案をした次第でございます。

既に、オリーブの化粧品もございます。また、今後生産される予定のオリーブ製品を利用また販売する事業者にフラッグですね、オリーブのグリーンがいいのかな、何がいいのかな、ちょっと目立つ、そういったフラッグやペナント、また、シールなどを活用して、オリーブのまちを宣伝する看板なども設置したらどうでしょうか。その上で、一例として、市民が健康づくりに取り組むとか、オリーブ製品を食べたり購入するときに、何らかのポイントが付与される、これはどうかなと思いましたけど、公営温泉の100円割引入浴券とか、何かの付与があると市民も盛り上がるかなと思っております。また、そういうことがあると長続きしていくんじゃないかなというふうに思いますので、提案いたしております。

市長も検討していきたいということをおっしゃっていましたが、再度、市長の思いをお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、オリーブに取り組んでちょうど5年たちまして、先般もお話しましたが約10年ぐらいかかると考えております。その中で、ただ、私ども、日置市だけでこのオリーブのことについて頑張ってみてもどうしようもない。今、特に、このオリーブといえば、もう皆さん方ご存じのとおり小豆島ということに、全国的にはもうブランド化されております。基本的には、今、九州で、もう小豆島よりも

面積的には倍以上つくっております。

そういう中におきまして、私、九州を一つの束、みんなで結束していかなきゃならないと。特に、今、考えているのは、特に、オリーブ、小豆島に植生されましてちょうど100年たちます。この100年記念するという中において、特に、先般、私、小豆島にも行きまして、とりあえず全国のこのオリーブのサミットをしましょうと。第1回を小豆島でしてくれと、そういうお願いもしてまいりまして、いつ、30年度中にやるという約束はしてきましたけど、今後、やはり私ども日置市のほうでも、この全国サミットというのをやりたいと。そういうときを含めて、やはり市民とみんなが一体となった時期において、こういう宣言等はやって、時期をしたときにやろうと、そういう考え方をしておりますので、今後、いろんな中におきましてご協力をお願いしたいと思います。

○12番（黒田澄子さん）

12番。なぜか市長と思いが合致したなとうれしく思うところですが、市長は、もっとグローバルな感じでオリーブを売り出していきたいということで、今後頑張っていたきたいと思います。

第2次男女共同参画基本計画についてお尋ねをいたします。

今回新しくなっておりますので、今後、女性活躍推進法なども入ってきておりますので、頑張って推進しなければならないと思っております。

まず、この計画を推進する場合、県の地域推進委員がおりますけれども、今後の活用についてどのようにお考えか、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

お答えいたします。

地域への啓発活動や男女共同参画懇話会において、2名の地域推進委員に貴重なご意見

をいただいております。1次計画では、地域推進委員とのかかわりについて明確な表記がございませんでしたので、今回の2次計画においては、地域推進委員の皆様と具体的な協働を実施する内容も盛り込んでございます。

今後、市と地域推進委員の立場を明確にさせ、ご協力をいただきたいと考えております。

また、計画策定の中で、日置市で任命されている7名の地域推進委員を積極的に活用できなかったことは、今後の反省として、先進自治体では、地域推進委員を改めて市が任命し、直接的にかかわっていただいているところもあるようでございますので、そのような取り組みも含め、連携を深めていきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

ぜひ、そのように取り組んでいただきたいと思えます。

また、この実施10年間の評価、第1次計画の、これ、どこぐらいまで進んだというふうに思っておられるのか、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

全体的には、男女共同参画基本法の基本理念に対する理解が十分に共有できなかったため、特に、積極的改善措置の視点の取り組みが十分でなかったことや、事業の課題抽出のための実施事業の評価方法の構築の必要性を感じておるところでございます。

しかし、第2次計画策定を機会として懇話会の理解も深まり、市民意識調査、庁内の課題の共有、今後の推進に向けた取り組みができたのではないかと考えているところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

12番。目標設定のところについてお尋ねをします。

管理職の女性職員の割合について、10%というふうに目標になっています。これ、多分1人ふえる考えなのかなと思います。一体、

どれ、1人と思っていますので、ここはいいんですけれども、国は、もう既に、平成25年に、男女共同参画担当の内閣府特命森大臣が女性の管理職登用を30%と打ち出しています。目標値が低いのではないかと思います、いかがでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

市の女性登用に関しましては、やはり機構改革等も含めて、今後、目標数値といたしまして設定をしてございます。これから先、あくまでも女性登用に向けての人材育成という部分で、いろいろと研修機関にも積極的に派遣をし、その地位が深まるような形で女性の育成をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（並松安文君）

残り2分です。

○12番（黒田澄子さん）

ぜひ、頑張ってくださいと思います。

あと、審議会の委員ですね、女性の登用の目標30%となっています。平成25年と、また27年の私の質問に対して、市長は、40から60%の目標を持ち、とりあえず30%以上、26年度中に取り組むというふうに目指したいと言われました。また、27年6月でも40から60の登用率に取り組むと言われました。直近が23.1%でございます。何でこんなに進まないのか、検討されたのでしょうか。

それと、まず54の審議会が当時ありました。女性がゼロというのは当時8でした。今の現状はどうなのか、お尋ねします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

条例整備を行おうとした場合に、あくまでも男女の割合費、こちらのほうが40%から60%が望ましいということでの計画策定も視野に入れながら、そのような数値が出てきたというふうに認識しておりますが、現状といたしましては、やはり、その団体に女性の

登用がないところもございますので、そういったところには積極的に女性の登用を図っていただきながら、その女性の方々が審議会の中に参画していただくというふうな取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、審議会等の女性の割合につきまして、女性いわゆるゼロというふうな審議会でございますが、過去の調査におきましては8団体がございましたけども、今回の調査におきましては7団体というふうになっております。

その8団体のうち2団体が女性の登用を既に行っておりまして、実際は6というふうになっておりますが、それから1審議会がもう既になくなっておりますので、残りの5団体になりますけども、結果として、新たに2団体の審議会等が女性がゼロというふうになっておりますので、現在のところは7というふうになっております。

○12番（黒田澄子さん）

取り組んでいただきたいと思います。目標を定めているわけですから頑張ってください。

最後に、条例制定についてお尋ねをします。

これは、策定ありきということで研究の実施ということで理解してよろしいのでしょうか。そうであれば、いつの時点で条例制定の準備に入り、いつごろを目標に制定するお考えか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

特に、今回、第2次の委員の方々がいらっしゃいますので、基本的には任期が30年度まででございますので、30年度中には条例を制定し、議会のほうに上げていきたいというふうに思っています。

○12番（黒田澄子さん）

12番。大変前向きな答弁をいただきました。10年以上かかりましたけれども、本当に議会に上がってきたら、しっかりと賛同し

たいと思っておりますので、早く上げていただきたいと申し添え、私の一般質問を終了いたします。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、桃北勇一君の質問を許可します。

〔1番桃北勇一君登壇〕

○1番（桃北勇一君）

おはようございます。私は、通告どおり、農業振興について4つ、文化・体育施設について3つの質問をします。

さきの施政方針の中で述べられているとおり、平成30年度予算には、担い手農家、集落営農組織への支援を初め、農林・漁業後継者就業支援事業や中山間地域等直接支払交付金事業、多目的機能支払交付金事業、遊休農地解消事業、繁殖牛の増頭対策など、今必要な対策、また、今後必要となってくる対策等が含まれています。市長の農林・漁業への思いが伝わる予算案だとは思いますが、少々わからないところを質問させていただきます。

農業は、安心・安全な食料の市民への供給と食料需給率、飼料需給率を考えた場合、早期に取り組んでおくべき課題です。現在、市においては、就農人口が1割未満と少ないところですが、現在の市の認定農業者の数は何名ほどおられるのか、お聞きします。

また、認定農業者の栽培に取り組まれている野菜はどのようなもののでしょうか。水田、畑の圃場整備率とともにお聞かせください。

去年は、鹿児島市が日本一に輝き、全国から注目され、今後ますますの発展が見込まれ

るところです。しかし、子牛の競り値は高騰し、飼料は円高で高どまり、肥育農家にとって日本一で注目されることはうれしいようですが、苦しい経営が続いております。このあたり、市長はどう思っているのでしょうか、お聞きします。

現在、日置市には、多くの文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設が旧4町に点在しています。市の財政、今後の維持費等を考えるとどうするべきか悩むところです。

そこで質問です。伊集院総合運動公園陸上競技場、東市来総合運動公園、伊集院総合体育館、日吉総合体育館、日吉運動公園グラウンド、吹上浜公園体育館と陸上競技場、伊集院文化会館、東市来文化交流センターの年間維持費並びに年間収入をお示しください。

地域の要望等はあることではと思いますが、現在ある運動施設の数は妥当であるとお考えでしょうか。今後どのような運営を目指されますか。市長のお考えを伺い、1番目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の農業振興への取り組み、その1でございます。

直近の認定農業者の数は144戸で、そのうち25の経営体が農業生産法人でございます。

2番目でございます。施設野菜では、イチゴ、アスパラガス、小ネギ、トマト類が主に栽培され、露地野菜では、深ネギ、キャベツ、大根、カボチャ、豆類、葉ネギ、そういうものが栽培をされております。

3番目の平成29年3月の現在の水田の圃場整備率は、市全体で89.8%、畑の整備率は49.1%となっております。

4番目でございます。生産農家の現状については、農家の高齢化や後継者不足に伴い、生産基盤の脆弱化が進み、子牛生産が減少傾

向の中、子牛価格については、依然として高騰が続いていると認識しております。

一方、肥育農家におきましても、枝肉相場にもよりますが、子牛価格の高騰や飼料価格の上昇により、肥育農家の経営状況は厳しくなりつつあると考えております。

今後、高価格で購入した子牛の出荷が始まり、枝肉の市場価格次第では、さらに厳しくなるおそれがあることから、肥育農家への新たな支援策を予定していきたいと考えております。

2番目の日置市の文化・体育施設の利用状況については、教育長のほうに答弁をさせます。よろしく申し上げます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、2番目の日置市の文化・体育施設の利用状況等についてお答えをいたします。

まず、その1でございます。28年度の年間維持費でございますけれども、伊集院文化会館2,771万円、東市来文化交流センター2,244万円、吹上歴史民俗資料館68万円、図書館4館1,871万円、伊集院総合運動公園が1,573万円、東市来総合運動公園が670万円、日吉総合体育館が617万円、日吉運動公園が672万円、吹上浜公園体育館が1,184万円となっております。文化施設、体育施設の合計で1億1,670万円となっております。

続きまして、平成28年実績の年間収入でございます。伊集院文化会館、東市来文化交流センターは、指定管理を導入しているため、市への収入はございません。吹上歴史民俗資料館9,000円となります。

体育施設の使用料等の年間収入額は、伊集院総合運動公園が984万円、東市来総合運動公園が161万円、日吉総合体育館が100万円、日吉運動公園が61万円、吹上浜公園体育館が223万円で総額1,529万

円となります。

2番目でございます。各地域において、合併前より地域の核となる運動施設を有しております。これらの施設は、市民の健康づくりや仲間づくりの場などとして利用されております。

運動施設で開催される大会の中には、複数の地域の体育施設を利用した規模の大きな大会も実施されております。

施設数が妥当かとのご質問であります。施設は旧町時代に設置されたものであり、今後も市民に親しまれ、かつ、安心・安全に利用できる施設として管理運営を行っていききたいと考えます。

3番目でございます。今後の運営についてでございますが、市民の財産である施設を効果的かつ安心安全に利用できるよう、今後も施設運営に努めてまいりたいと考えます。また、今後、老朽化等により施設維持や大規模改修が必要になるなど、課題も出てくると予想されるところであります。

平成24年度に、市スポーツ推進審議会から運動施設については、各地域の核となる施設として一体的な利用促進に努め、点在する施設については、大規模改修等が必要となった場合、改修費、耐用年数、建築年数等を考慮し、利用者への代替施設の有無の検証を行い、廃止等については、その都度協議を行うと答申をいただいております。教育委員会といたしましても、この答申を基本としまして、施設のあり方や運営について検討していきたいと考えております。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

私で、今回、一般質問10番目ということで、重なる質問も出てくると思いますけど、できるだけ丁寧な答弁をいただけると幸いです。

それでは、続けます。先ほど144戸の認

定農業者がいて、うち25が農業生産法人と伺いました。

そこで、認定農業者の定義ですが、主たる農業従事者の年間労働時間が2,000時間以内、年間所得380万円を目指す農業従事者が認定されるということによろしいのでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

日置市の基本構想に基づく基準といたしまして、議員がおっしゃるとおり、主たる農業従事者の年間労働時間2,000時間以内、そして、年間所得300万円への改善計画を認定された方が認定農業者ということで、そのとおりでございます。

○1番（桃北勇一君）

その場合、400万円以上の所得を得るために、売り値の40%が所得と考えた場合、先ほど述べられた主な生産物、例えば、イチゴ農家とトマト農家の場合は、農地として2反以上必要と言われます。アスパラ農家の場合は3反以上。圃場の整備率は、水田の場合90%、畑の場合50%弱と伺いました。この畑の50%に関しては、工期プラス植えて5年という期間を考えた場合、工事に対してためらう農家がいるためで、そのような事情を考慮した場合、整備率は、ほぼほぼ90%台と言ってもよいのではないのでしょうか。

中山間地域の日置市においては、大きな面積を有する耕作地は難しいのかもしれませんが、市の圃場整備も計画的に進められています。先日整備された吉利の圃場整備地での利用状況はいかがでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えいたします。

圃場整備の終了いたしております吉利の牧之原団地でございますが、面積が9.5haございます。そのうちの約60%が畜産農家の牧草でございまして、そのほかにはカンショ、

大豆、ソバというものが、現状作付が進んでおります。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

1番。平成28年度の食料農業農村白書によりますと、近年、農家の大型化が進んでおり、40歳以下の若者の就農は増加していると言われております。しかし、大型化に伴い、労働力として、農家の世帯員としての労働力から常雇用の雇用者へ労働力のシフトが進んでいるようです。

国は、平成35年までに、担い手に全農地面積の8割を集積する日本最高戦略事業に取り組んでいくようですが、日置市の取り組みというよりは、8割を集積する国の考えに対して、日置市のような中山間地域では少々難しいのではないかと、私は思います。市長の考えはいかがでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

担い手の方々の農地の集積というものは、少しずつ進んできているというふうに認識しております。しかし、条件のよくない農地につきましても、やはり、担い手の方々もなかなか活用していただけないことを考えますと、日置市内全農地の8割を担い手に集約するというのは、かなりハードルの高い目標だと認識いたしております。

○1番（桃北勇一君）

大型化が難しいとなると、認定農業者の生産物の絞り込みによる生産性向上と利益の向上、販売単価の高い作物への誘導が必要ではないかと考えます。このあたり、市長のお考えをお聞かせください。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

おっしゃるとおりだと思いますが、日置市のいわゆる環境と申しますか、いわゆる適地適作という言葉を使いますが、自然環境に適合して、かつ、現況の販売環境が安定した作物を市の重点作物として位置づけ、栽

培技術の確立による生産性の向上を図っていくということが非常に重要なことではないかというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

1番。先日、チェスト館で販売価格を調べてきました。イチゴが14個で420円、1個当たり30円です。ミニトマトが1個10円、380万円の所得を得ようとするれば、イチゴは箱詰めを考えた場合、半日で1,750個を収穫しなければなりません。ハウスミニトマトの場合は、毎日1年間、1日2,700個を収穫しなければなりません。これ、大変な労力だと思います。1人ではできる作業ではなく、家族総ぐるみでの作業だと思います。家族で取り組んでの所得380万円は、私は少ないと思いますが、相応の所得だとお考えでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

最初のほうにも話がありましたけれども、主たる農業従事者の目標所得ということになりますので、家族の方々に支払われました専従者給与というものは含まれません。専従者の方が、人数や給与の金額にもよりますけれども、家族全員分の所得としましては、その分が上乘せされるというふうに思います。

○1番（桃北勇一君）

今、課長が答弁されたんですけど、380万円は主たる農業従事者の所得で、たびに奥さんが働かれた場合は、奥さん、税金がかからない程度と考えますと120万円ぐらいでしょうか、合計、家族で500万円、この数字は合っているわけでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

はい。奥様が専従者ということで120万円の専従者給与を支払われれば、ご夫婦での所得は500万円ということになります。

○1番（桃北勇一君）

1番。販売力の強化、品質向上のため、一部の農家では、自主的・積極的にギャップに

取り組んでいる農家もいるようです。恐らく、このような農家の方は、情報収集に熱心で、誰より先に先進事例に取り組みされる方だと思いますが、熱心な農家の中にも情報がもっと欲しいという声を聞きます。

そこで、昔から産官学連携した取り組みは新聞紙上でもよく言われていることですが、過日の新聞に、宮城県山元町のICHIGOWORLD（イチゴワールド）の話題が掲載されていました。代表者が言われるには、ベテランの経験と勘をデータ化できるかが農家減少との戦いと述べた上で、10年で一人前と言われるスピードでは間に合わないと考えられ、熟年農家の感覚とは、具体的に何が決め手なのか。聞き取りや論文をもとに数値化し、農水省と組み、自動制御に取り組み、事業を拡大してきたようです。生産性向上のPDCAには100人以上の協力者が必要だとして、現在も新規就農者を募っています。

ここで、私が何を言いたいかというと、販売を拡大する予定はないにしても、グローバルがうたわれる今の時代において、日本や世界を相手に今後戦うとした場合、余りにも農家への情報量が少ないのではないかという点です。

日置市には農業大学もあります。今まで以上に、情報発信に市は取り組むべきだと考えますが、そのあたり取り組みなどありましたら紹介していただけないでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えいたします。

確かに、日置市内に県の農業大学もございますが、住所は南さつま市になりますけど、同じ敷地内に県農業開発総合センターというものがございます。いわゆる昔の言葉でいう農業試験場でございますけれども、そこで、いろんな作物ごとに、現場で起こっている、農家なんかで起こっている栽培所の課題において研究が進められております。例えば、品

種改良であったり、増収対策、病害虫対策、コスト低減、省力化、それからITを活用した研究などが進められております。

複数年の研究を続けまして、成果が確認されたものにつきましては、農家への普及を図っている情報として、県やJAの技術員、それから、市の担当のほうで栽培研修会、それから、現地検討会などにおいて、随時情報提供しているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。日置市に農業大学があるというふうに思って、ちょっと認識不足でした。申しわけありません。

市長もチェスト館で見られているとは思いますが、12個で1,300円のイチゴがありました。ハウレンソウも背丈が通常では出回らない30cmほどある成長したものもありました。スーパーで売られているのは、およそ20cmほどのハウレンソウが主流だと思いますけど、この20cmというのは流通コストを考えた場合の大きさであり、箱に入る大きさと言われている。30cmを超えるくらいのもものが糖度が上がり、大変おいしいと、先月、政務調査で伺った千葉県のと郷園で説明を受けていたので、チェスト館も特色のある商品の売り方をしているなと感じました。

日置市には、農産物直売所が12カ所、給食センターがあります。地産地消をうたう市において、現在の地産地消の取り組み状況を伺います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

地産地消のお答えの前に、農業大学校は日置市で間違いございません。同じ敷地内なんですけど、敷地の中に境界がございまして、農業開発総合センターは南さつま市にあるということで、農大は日置市内で間違いありません。

地産地消の取り組みについてでございます。現在、日置市内、3給食センターにおきまして、地元の農林水産物の活用としましては、

直売所や地元のJA、それから生産組合、加工グループ、さらに地元の漁協から、米、大豆、野菜、野菜については10品目程度です、それから、ミカン、みそ、ちりめんなどが納入されて、給食で提供されております。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

1番。市長も東京遊楽館へ一度は行かれたことがあると思いますが、先日、政務調査で関東へ行った帰り、私たちが寄ってみました。そこで、私は、日置市の物産品を探してみました。焼酎はありました。私には、ほかに日置市の商品を見つけることができませんでした。このあたり、市は把握しているのでしょうか。

遊楽館の運営者側へアピールしていますか。先日伺ったときは、日置市の職員が2名、寒空の下、1人はよろいを着て、日置市PR大作戦、ちょうどいい田舎、定住は日置市でとアピールしていました。頑張っていましたけど、東京での取り組み、あと一歩、日置市産の商品も展示させていただくべきだと考えます。

日置市には、流通コストも比較的にかからないお茶があります。しかし、見たのは知覧茶ばかりで、日置市のお茶は見つけられませんでした。関東の人が興味を持つであろう、完全有機のお茶も生産されているとお聞きしています。若い意欲ある生産者も多数います。行政の取り組む余地はないか伺います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

現在、日置市の茶農家の方々の若手の農家で組織しました日置市茶業研究会というものがございます。この研究会は、毎年、県内外におきまして、15回ほど試飲販売会に出向き、県のブランド指定を受けております日置茶のPR活動をしていただいております。もちろん、関係機関、市の担当も参加をいたしているところでございます。

この日置茶は、遊楽館に展示してもらおうこ

とを要請いたしておりましたけれども、今のところは展示に至っていないということでございます。

市といたしましても、今後もこの研究会やJAと連携いたしまして、日置茶のPR活動を積極的に支援してまいりたいと考えております。

○1番（桃北勇一君）

1番。ぜひ、今後も頑張っていたきたいと思っております。東京の窓口になっている場所がありますので。

続きまして、牛の生産農家と肥育農家の現状について、答弁をさせていただいたとおり、現在、大変な苦境に瀕しています。特に肥育農家は大変です。子牛の価格上昇プラス円高による飼料価格の高どまり、心を込めて育てた牛の買い取り価格は低迷、日置市の牛については、鹿児島県全体として、広域的な取り組みが求められることだとは思いますが、市において独自の取り組みと広域の取り組み状況を伺います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、この子牛価格の異常、今、平均いたしますと、去勢で90万円、雌で70万円から75万円、今、それぞれの枝肉単価をしますと、やはり、その値段で買った牛は恐らく今年に出てまいります。そうすると、1頭当たりの計算をしてみても、どうしても10万円から20万円マイナスであります。

そういう中におきまして、特にこういう高騰した牛をどうしていくのか。私どもも今考えているのは、やはり農協が貸し付けをしている牛がございまして、本年度から、特に大型農家の皆様方にこれを少しでも、預託牛と言っているんですけど、利子を少し下げていただく形の中で、市も予算を組みますけど、農協もそれを軽減してほしいと。今後、やはり、この肥育農家がことしの年末にまいり

まして、どれだけ赤字になってくるのか、ここあたりも十分精査しながら、また対策も考えていかなきゃならないと思っております。

○1番（桃北勇一君）

さすがに市長は、このあたりよくご存じのようで、子牛の買い取り価格が70万円から75万円、20カ月の飼料代が45万円、設備費用、その他の諸費用を入れたら1頭140万幾らで売らないと肥育を続けていけない現状ですが、実際は、新聞等でご存じのとおり、130万円から140万円、よくても150万円ぐらいと聞きます。年間380万円の所得を得ようとするれば、200頭から300頭肥育しなければなりません。

この利益を生めない状況について、市は、30年度予算で、市長が先ほど述べられた預託牛利子補給事業などの手だてを立ててくれてはいますが、今後もあらゆる手だてを立てていただいて、ぜひ、鹿児島ブランドのこの牛の飼育について頑張っていたきたいと思っております。

国も30年度に限って、マルキン制度の9割補填を実施してくれるようです。肥育農家にとってはありがたいことだと思います。生産農家が、現在、日置市には78軒しかありません。子牛の価格状況もなり手不足、高齢化、廃業農家、若手の敬遠がもたらした結果であると思っております。

市においても、苦しい財政運営の中、肉用繁殖雌牛保留・導入奨励金交付等の手だてがあるのですが、現在の生産農家への交付状況を伺います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えいたします。

和牛登録検査というものがございまして、この和牛登録検査におきまして、100点満点中85点以上の牛が対象となります。本年度の交付対象の牛につきましては2頭ということで、28年度が4頭、27年度が7頭、

頭数が減ってきておりますが、これは、あくまでもその年の高得点、いわゆる85点以上の牛によって数字が動いてまいりますので、そういうことをごさいますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

生き物を飼うということは大変なことだと思ひます。休日はなく、特に生産農家にとっては、いつ生まれるかわからない状況で、昼夜を問わず働く姿は、一昔前なら大変輝いて見えたのですが、今となつては肯繁労働と言われても仕方ないのかもしれない。しかし、実際は、生命を扱うすばらしい仕事です。もっとリスペクトされてもよいのではないのでしょうか。

我々地方には、小中学生へ対する農林水産業への取り組む教育がもっとあつてもよいと思ひます。1番目の質問事項の総括ですが、12月議会で質問した際、市長は、オリーブ栽培について栽培と販売と開発の展開を同時にやっていくと答弁されました。まさにそのとおりです。営業や開発が大変であることは我々も重々知っているつもりです。ネームバリューがなければ、新規の開拓など心身ともに大変です。

市は、農業を奨励しつつ、農家に販売と開発までの展開を求めますか。生産者はまじめに取り組めます。販売ルートがあり、価格も今より望めるのであれば、生産する意欲も湧きます。私は、ぜひ、市も協力して、販売と開発、情報発信に取り組んでほしいと思ひます。

先日は、第11回全共記念鹿児島黒牛生産地宣伝販売会において、日置市の牛が優秀賞に選ばれました。将来、松坂牛や神戸牛のように、薩摩黒牛の知名度が上がることを期待します。

国は、農業者が自由に経営展開できる環境

を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決する必要があるとして、農業競争力強化プログラムを取りまとめたようです。中身については、今ここで、私が話すより、担当部署が詳しいと思ひます。省きますが、私が言いたいのは、少々人件費等かかりますが、農産物流通販売対策班のような部署をつくり、今まで以上に日置市ブランドの売り込みや、黒牛などは県内市町村と連携して売り込むことに取り組むべきではないかということです。

ことしに入り、県主催で、県産農林水産物の輸出拡大を図る商談会がありました。行政主導の商談会は、やはり信頼度が高く、歓迎されたようです。3月14日の南日本新聞には、鹿児島県の新しいお土産品を審査する鹿児島県新作観光土産品コンクールの記事が載っていました。1996年から1年置きに開かれているようです。

やはり、市長、不安の中、みんな取り組んでいるわけです。その結果、きょう話した内容の動きへつながっていると思ひます。商品開発、販売対策、情報発信等にもう少しどうでしょうか、積極的に取り組むべきと考えますが、難しいことでしょうか。市長の一步踏み込んだ感想をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、今後、やはり、この1次産業、大変有望な産業であると思ひます。基本的には、どうしてもこの自給需要のバランスの中において、農業を輸出していかなくちゃならない。これは、農産物だけじゃなく水産物、林業含めまして、このことに鹿児島県も取り組んでおりますし、私ども日置市もそういう相当の中におきまして、いろんな生産団体と協力しながらやっていかなくちゃならない。特に、今、昔と一つだけ違うのは、農家自体がもう専門化されてきた。昔みたいに、本当にそれぞれの農家がおつて、農協に出荷

していくということじゃなく、農家自体が物すごいすばらしいスペシャリストであり、また、自分たちでそれぞれのブランドをつくっていく、そういうことを今後していく農家でなければ太刀打ちはできないというふうに思っております。

本当に、この、さっきも言いましたように、畜産の協会の中でも流通関係、これ、大変複雑でございます、いろいろとみんな、この流通関係に悩まされております。特に農産物のこの流通というのは、どこで10%取られて、どこでパーセント取られて、農家に手取りというのはもうないというような状況の中でございますので、やはり、こういうふうにして、流通関係を含めた中においては、どうしても行政、また、それぞれの方々と一緒に、このことには今後取り組んでいき、少しでも農家の皆様方が手取りが多くなる形を考えていくべきだというふうに思っております。

○1番（桃北勇一君）

続きまして、施設の数について今後どうするか、先ほどの答弁において、市長も大変複雑な考えであることがわかりました。市長のお考えに理解を示したいところでありますが、先ほど、維持費と年間収入をお聞きしました。利益が上がるようなら民間企業がすぐに乗りますから、施設の性格上、利益をもたらすことは大変難しいと思います。

維持・運営について、財政面からお聞きします。施設の年間管理費、維持管理費は、先ほどの答弁では1億2,000万円ほど、収入は2,000万円ほどと伺いました。約1億円ほどの財政支出があるわけですが、心配に思うのは、その1億円の財政支出が年間予算250億円の投資において自由に使えるお金の中でどれぐらいの幅を持っているかです。総務省統計局の発表しているデータによると平成26年度の経常収支比率が90.2%で、27年度には87.8%、少し回復した

のに、28年度には再び90.2%です。先般配られた平成30年から32年の日置市財政計画の経常収支比率の中で、平成29年度は90.1%、30年度は94.5%、31年度は95.5%、平成32年度は97.5%を予想されています。理想は75%後半ぐらいでしょうか。90%前後がとりあえずの目標なのかもしれません。この数字、97.5%は平成18年度合併当初の96.8%を上回る数字で、平成32年度鹿児島県においても、恐らく上位に来ると予想されます。それを裏づけるわけではないかもしれませんが、市の借金である市債残高も合併当時まで行かないまでも、ここ3年で7億3,000万円ほど上がって、市の貯金である基金については財務調整基金と施設整備基金ですが、26年度から29年度見込みで、14億4,000万円ほど減っています。借金がふえて、貯金が減り、経常収支比率は上昇傾向。これらの現象が経常的な支出が固定化されつつあるということではないでしょうか。緩和措置を過ぎ、一本算定に移行する平成33年度から交付税も縮減されます。目先を変えると国と地方の長期債務残高は1,000兆円を超え、GDP比も187%に対し、国の消費税引き上げなどに財政健全化は待たなしのようです。

2月3日の日経新聞にも国の借金返済最大経費と書かれていました。国は消費税の引き上げ等をすれば、少しは解消されるかもしれませんが、今後日置市において、この経常収支比率を改善する手だてがあるのか。将来へ負担を負わせないでしょうか。今後経常収支比率を改善する具体的な手だて等ありましたらお伺いいたします。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

高齢化の進行や子育て施策の拡充による扶助費の増加、段階的縮減による普通交付税の減少により経常収支比率は上昇すると見込ま

れますので、今後、経常的経費の抑制や市税等の収納率向上等に一層努めることが重要であると考えております。

○1番（桃北勇一君）

1番。保有する文化施設、体育施設だけではないかもしれませんが、このまま全ての施設を維持し続けてもよいのでしょうか。

2012年の東洋大学の根本先生の資料ですが、一人当たりの公共施設延べ床面積は全国平均が3.42m²です。鹿児島県においては、鹿児島市が3.56m²、日置市は6.44m²と約2倍です。出水市が5.69、始良市が3.95、指宿市は4.9、いちき串木野市は5.18です。公表されている14市の中では上位にあります。日置市は財政管理計画の中で、平成28年からの10年間で10%削減すると述べています。取り組み状況はいかがでしょうか。

○財政管財課長（銚之原政実君）

公共施設等総合管理計画に基づく削減の取り組み状況につきましては、平成28年度からの2カ年度で、9,641平米の施設を廃止、解体、民間移管して、減となった一方、建てかえ、新築、増築で、3,708m²ふえまして、差し引き5,933m²の減となり、10年間で10%、1年間では1%ですけれども、その1%に対して、0.9%の削減ということで、わずかに下回っている状況でございます。

○1番（桃北勇一君）

1番。市民に財政事情を理解していただいた上で、特色ある施設運営を目指すべきだと考えます。施設の中では削減できない施設もあります。数字にだけ惑わされる必要はないでしょうが、経常収支比率や財政力指数等は大事な指標なので、今後も注視していくべきと指摘しておきます。

今後の運営について考えた場合、やはり、サッカー場計画についてはお聞きしたいこと

があります。昨年的一般質問で、10年ほどで芝の張りかえが必要となり、2面で2億円かかると答弁されています。これは毎年2,000万円の積み立てていかなければならない金額があるわけですが、単純に先ほど述べた1億円に乗っかるわけではないでしょうか。もちろん10年で張りかえる人工芝も適切なメンテナンスで少しでも長く使う努力は必要ですが、建設費に対して、維持費を含めたライフサイクルコストは四、五倍かかる場合もあると言われていています。これも同じく昨年の質問で、年間の維持管理費は数十万円と答弁しています。南さつま市は800万円ほど、指宿市においては1,850万円ほどを維持費と見込んでいるようです。金額に大きな差があるわけですが、施設の規模にもよりますが、そのあたり、なぜかをお聞きします。

○社会教育課長（梅北浩一君）

現在計画されておりますサッカー場は、人工芝で計画されているわけございまして、人口芝は天然芝と比べまして、維持管理費が安く、年間の使用日数に制限がないのが大きな特徴でございます。施設維持管理費は、施設の総面積や天然芝でサッカー場がつくられているか、あるいは、人工芝か。それと管理人をそこに在駐させているか、させていないか等で、大きな差が生じる要因となっているようでございます。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

これからサッカー場を建設していくわけですが、費用が経常的に支出するということを考えて、悩み考えるところですが、ともに頑張っていきたいと思えます。

合併特例債と言えども自治体の借金です。合併特例債は3割は自己負担であり、地方税収入などよほどふえない限り、今年度の公債費を必ず押し上げます。公債費がふえ、普通

交付税の一本算定になれば、財政の硬直化は確実に高まると思います。そのあたり、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、今後の財政運営、大変難しい状況であるというのは十分認識しております。特に、公債費、合併債におきましても、それぞれお返しをしていかなきゃならないという部分でございますので、今後、この中で、いろいろと総合計画の中で計画をしておる部分がございますけど、維持管理を含めて大変公共施設、こういう維持修繕をやっていかなきゃならない部分もいっぱいあることも事実でございます。基本的に建てかえとか、いろんな地域のご要望の中では、全部壊してしまえば、もう、それで一番いいんですけど、そういうわけにもいかない。地域のいろんな、いろんな団体というのは、大変いろんなご要望があるという部分は十分わかっております。今後、やはり、十分ここあたりのあり方というのも、やはり、市民の皆様方にも理解をしていただきながら進めていかなければ、財政的に大変硬直化したときが来るということは否めませんので、みんなと協力しながら削減に努めていかなきゃならんと思っています。

○1番（桃北勇一君）

1番。市長はサッカー場計画の質問の際に、南さつま市、鹿児島市と連携した会場運営や日章学園との連携を目指し、国体以降も多くの利用者に利用していただく目的でサッカー場計画をしたと答弁されています。サッカー場建設計画が進む中において、大会誘致について、サッカー協会や高体連、中体連等との団体関係者と何か合意していることがあるのでしょうか。まだ公表できないのかもしれませんが、本年度中には何らかの形で発表してもよいかと私は考えます。ともかく、この事業計画もオリーブ同様、互いに協力し、絶対に成功させなければならぬ事業です。全員

で練った計画に対し、目標を設定し、PDCAをしっかりと管理することで、計画を遂行できると私は思います。今後は目標を時系列で計画し、しっかり対応していただきたいと思っています。その際はぜひ我々にも計画をお示ししていただきたいと思っています。

地方だから何をやってももうからない、うまくいかないということはないと思います。難しくても不可能ではなく、問題と向き合って、互いに知恵を出し合っていくべき姿勢が必要です。我々議会も欠点ばかりに目を向けず、ともによい方向へ導く必要があります。今後の運営計画について、どのようなお考えをお聞かせ願えないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

定期的に検討委員会をしておりまして、これは建設もですけど、今後の運営という部分も入っております。今後も、今後の誘致計画を含め、また、この会場の使用を含め、また、どこが主催していくのか、そういうどれだけの方が来て、宿泊をしていただけるのか、今年度中に、このサッカー場を含めた中におきます、特に吹上地域におきます総合グラウンドを含めた中の計画というのを、特に利用促進協議会がございまして、ここと一体としていかなきゃならんというのは十分わかっておりますので、そういう関係者と集まりながら、今後、この施設のあり方ということも十分検討していく必要があるというふうに思っております。

○1番（桃北勇一君）

1番。次に、施設における運営の中でも宿泊に関してですが、たびたびサッカー場を引き合いに出しますが、吹上砂丘荘やゆーぷる吹上の施設利用も大変大事ですが、宿泊してもらわなければ、単に市の財政を使うだけの施設になってしまいます。市長は答弁で、プロではなく、高校生、中学生、小学生が活用できる程度のサッカー場施設を考えられてい

るようです。私は先日千葉県の保田小学校を見てきました。1階を食堂や観光案内所、2階を簡易宿泊所、体育館が物産館になっていました。保田小学校には車で2時間走れば、首都東京や神奈川県を身近に持つ地域です。我が日置市において同様にいかないとの認識はあります。しかし、先日も同僚議員が述べていますが、今回の計画に際し、今年度で閉校する日吉町の校舎跡を低料金の宿泊所にすることは考えられないでしょうか。入浴施設とベッドは必要ですが、もともと学校なので、グラウンドもあります。朝、軽くトレーニングをして、朝食を食べて、移動して弁当を食べて、練習後は宿泊施設に戻って、ゆっくりミーティング等をできると考えます。地域住民とともに触れ合えれば、移住定住に将来つながることも考えられます。閉校校舎の校舎利用は地域の住民による自発的な動きが大事ですが、議会においても多くの議員がこの問題について真剣に話し合っていることをわかっていただき、地域の中に取り組みリーダーがあらわれることを願っています。

先日の新聞でも、鹿児島県議会が市町村と連携し、過疎・中山間の地域力を活性化、強化するための指針を知事へ提出しました。一人のリーダーに過度な負担がかからないよう、サポートする人材を育成するため、子どもたちからの意識づけをする教育を求めたようです。まさに、私どもの日置市が抱える地域にある問題だと感じました。数名の地域リーダーがあらわれ、校舎利用に積極的に取り組む姿勢が出てきた際は、一つの案として、企画運営に地域おこし協力隊の協力を得られれば、思いつかない物語が生まれるのかもしれませんが。企業、一般社会人は吹上砂丘荘やゆーぷるへ、小学生たちは合宿できる施設を閉校校舎のほうへありますよと言えれば、合宿誘致にも有利だと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、今の大会でも、特に日吉の会館におきましても、宿泊もさせてもらっておったりする。また、老人福祉センターでも宿泊もします。儲ければ、そういう対応します。今後、やはり、どれだけの利用者が出てくるのか。また、今、ご指摘ございました、この学校跡地の中で、そういう部分も大変ユニークな取り組みだし、基本的にはどれだけの稼働率があるのか。ここあたりも十分精査していかなければ、ただ1回の大会だけで、それだけの設備投資というのも難しいというふうに思いますので、今後、関係者といろいろと打ち合わせもしていきたいと思っております。

○1番（桃北勇一君）

地方活性化の名目で立ち上げられ行った結果、うまくいかない場合、埋め合わせに自治体予算が投入される。やはり、予算は自治体にしかできない事業。例えば、公的扶助や子育て支援とか、そういうところを中心に使わないといけないとは思っています。

また、市には、インフラ、特に40年を経過し、100億円ほどかかると言われる125kmに当たる水道管の老朽化による更新は早急の計画が必要です。今後予算が減り、市民へのさまざまなサービスが縮小することにならないでしょうか。この場合、最も割を食うのが働く若い人たちです。そのような予算事業の恩恵を余り受けることなく、雇用機会が減ったり、負担だけが増加したりした場合、結果、少しでもよい機会がある都市部へ将来出て行くのは自然な流れのような感じがします。市長は今より一層しっかりしたかじを取っていただきたいと思います。

きょうも精いっぱい質問をさせていただきました。私も議員の一人として、今後も市政を市民目線でチェックさせていただきます。わからないことは質問もします。意見も言い

ます。応援も協力もします。ともに精いっぱい頑張っていこうと思います。今後もとことん議論し、審議を尽くすことで市民にとって最もよい結果をともに導き出していけると思っています。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、山口初美さんの質問を許可します。

〔14番山口初美さん登壇〕

○14番（山口初美さん）

3月議会一般質問の最後となりました。私は日本共産党を代表して、一般質問を行います。

まず、初めに、たばこの害から子どもを守るための対策について、市長と教育長に伺います。

近年、たばこの煙は私たちの想像以上に深刻な影響を子どもに及ぼすことがわかってきています。家や自動車の中での受動喫煙、また、外での受動喫煙もあり、子どもたちは日常的に受動喫煙にさらされています。自分がたばこを吸わなくても、他人の吸っているたばこの煙を吸わされることを受動喫煙と言い、受動喫煙をなくすために、ことし4月から東京では、東京都子どもを受動喫煙から守る条例が施行されます。子どもは自分の意思で受動喫煙を避けることが困難です。本市でも、子どもを受動喫煙による健康影響から守るために、東京都のように子どもを受動喫煙から守る条例を制定する考えはないか、伺います。

また、たばこには、三大有害物質が含まれています。まず、ニコチンは、血管を収縮さ

せ、血液の流れを悪くする作用もあり、動脈硬化を促進させます。次にタールは、発がん性物質が数十種類以上含まれています。3つ目の一酸化炭素は血液が酸素を運ぶ働きを阻害し、酸素不足を引き起こします。このようなことをきちんと知り、認識できている人がどのくらいいらっしゃるでしょうか。子どもへの受動喫煙のリスクは妊娠中から始まり、妊婦さん自身やその周りの人がたばこを吸っていると、流産や早産のリスクが高くなります。出生後、それまで元気だった赤ちゃんが突然死亡してしまう乳幼児突然死症候群という病気がありますが、原因はいろいろ上げられますが、両親など家族の喫煙でそのリスクが高くなることがわかっています。ぜんそくや肺炎、中耳炎などにもかかりやすくなります。受動喫煙にさらされていると集中力が落ちて、学業にも影響が出ることが指摘されています。受動喫煙を気にして、換気扇の下でたばこを吸う人もいますが、たばこの煙は素早く広く拡散するので、かなりの煙が室内に残ります。屋外で喫煙しても、数時間は吐く息や体に残ったにおいに有害物質が含まれていることなどは余り知られていません。ですから、たばこの害から子どもを守るための後援会や学習会、シンポジウムを開催し、市民ぐるみで子どもを守るために取り組んでいくことを提案しますがいかがでしょうか。

さて、教育長には、学校教育の中で受動喫煙を防止するための取り組みができないか、伺います。

千葉県の四街道市立中学校では、2009年度から受動喫煙防止教育を始め、市内の5つの中学校のうち、まず2校で実施し、2013年には防止教育を実施した2校とほかの3校を入れかえました。2015年には千葉県内での受動喫煙防止教育の普及に向けて、どんな困難があるか、1年間に何回実施できるかなどを調査したところ、学習プリントサンプル

送付の希望が136校に上ったそうです。一つの取り組みとしてご紹介しましたが、日置市は健康づくり推進条例を制定したほかに余り例のない町です。本市で、たばこの害から子どもを守るために、受動喫煙防止教育を子どもたち自身に行うことを提案しますが、いかがでしょうか。

次に、脱原発の質問です。東京電力福島第一原発事故から7年、事故の現場は収束にはほど遠く、今も事故のただ中にあります。いまだにふるさとに帰れない人たちが福島県の発表でも、約5万人以上いる現状を見れば、川内原発が近くにある不安は日置市民にとっては当然です。一日も早く危険な原発はなくしてほしい。人間の手に負えないエネルギーは早く終わりにして、安全なエネルギーを活用していこう、安心して暮らしたいから、これが多くの市民の声です。そこで、本市の太陽光、風力、小水力など、自然エネルギーの活用や地域エネルギーの活用はどこまで進んでいるのか、まず伺います。

さて、川内原発から30キロ圏内に約2万7,000人が暮らす日置市です。過酷事故が起きれば、避難しなければならないような場所に住んでいることをきちんと事実を事実として、原発のリスクを子どもたちにしっかりと教えるべきと私は考えます。教育長の考えはいかがでしょうか。福島原発事故後、停止していた原発が川内原発を一番初めに再稼働されました。しかし、今、どんな世論調査をやっても、再稼働反対は5割から6割と揺るがない多数派です。そして、ことし2月には国会史上初めて原発ゼロ基本法案が国会に提出されました。野党4党と一緒に共同提案もしたことは画期的ではないでしょうか。国民多数の声に立ったものだと私は確信しております。

さて、ことしも原子力防災避難訓練が行われました。日置市の住民約100人が参加し

ましたが、参加者からの意見はどうだったのか、教訓と課題は何か、市長に伺います。

3問目は、広域ごみ処理施設の建設で、本市のごみ処理はどうなるのかを伺います。

枕崎市、南九州市、南さつま市と日置市で広域のごみ処理施設建設に向けて準備が進められていますが、それぞれの町で、ごみの分別の仕方や処理などの違いがある中で、問題なく進めていけるのか、まず伺います。

また、クリーンセンターへ個人でゴミを捨てることができるのは大変便利で助かるとの声があります。今後も変わりなく、それが可能か、伺います。

最後に、日置市は生ごみの分別などで、焼却ごみの減量化が進んでいます。広域の大型施設の必要性について、市民に十分理解されているのか疑問だという声がありますが、見解を伺い、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のたばこの害から子どもを守るための対策について、その1でございませう。

受動喫煙対策につきましては、健康増進法に基づき、関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところでございませう。条例制定につきましては、今のところ検討しておりませうが、平成27年度策定いたしました、第2次日置市元気な市民づくり運動推進計画の中で、受動喫煙防止対策について明記し、元気まつりや健康教育等、機会を捉えて、普及啓発しているところでございませう。

2番目でございます。

たばこの害に限定した講演会等は今のところ検討しておりませうが、受動喫煙による子どもへの影響については、呼吸器疾患や成長発達不全などの原因となり、特に親の喫煙の影響が強いとされる報告もありますので、受動喫煙防止対策の重要性は十分認識しております。

今後も健康教育や広報誌等を活用するなど地域に広く浸透するよう推進してまいりたいと思っております。

3番目については、教育長のほうに説明させます。

2番目の脱原発のその1でございますけど、資源エネルギー庁の公表している平成29年度当初の固定価格買取制度認定件数では、本市における太陽光、風力、小水力発電等の導入量は6万2,309kWで、一般家庭の約2万500世帯分となっております。特に市が出資するひおき地域エネルギー株式会社が永吉川に44.5kWの小水力発電施設を地元企業の持つ技術で建設するなど、新たな取り組みが始まっているほか、地域エネルギー会社と共同で市役所本所周辺の行政エリアやゆすいん、伊集院総合運動公園周辺の福祉エリアへの太陽光発電とコージェネレーションの導入及びネットワーク化によるエネルギーの地産地消事業に取り組んでいます。

2番目は教育長のほうに答弁をさせます。

3番目でございます。

課題といたしましては、指定の避難ルートが通れないときの対応、市町の連携について、さらなる習熟が必要との意見がありましたので、それらの解決に向け、関係機関との連携強化や複数の避難ルートの検討など取り組んでいきたいと考えております。

3番目の広域ごみ処理施設の建設で本市のごみ処理はどうなるのか。その1でございます。

現在、平成36年度の本格稼働に向けて、既に作業部会などを進める中で、ごみ分別や処理について協議も進めており、特に問題はないと考えております。

2番目でございます。

個人でのごみの持ち込みにつきましては、施設の建設候補地が南さつまということから、これまでより遠方で不便になることも予想さ

れることから、粗大ごみや資源ごみなどにつきまして、現在クリーン・リサイクルセンターを中継基地とする案なども含めて、作業部会で協議を進めているところでございます。

3番目でございます。

本市クリーン・リサイクルセンターの焼却炉も、稼働開始後18年が経過し、延命措置を施しながら運転を続けている状況で、ごみの中にはどうしても焼却に頼らなければならない物もあることから、焼却施設は必要であり、財源等も含めて考えますと、単独より広域での整備が望ましいと考えております。今後、新施設建設については、時期を見ながら市民への周知を行ってまいります。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、まず1番目の（3）でございます。

各学校では、薬物乱用防止教育の一環として、担任、養護教諭による学級活動、保健領域の学習、それから、外部講師を招いての薬物乱用防止教育などを実施をし、たばこの健康に及ぼす害や望ましい健康な生活のあり方について、計画的に指導をしております。

続きまして、脱原発2番の（2）でございます。

各学校におきましては、原子力防災マニュアルに基づいた原子力防災訓練の実施や文部科学省発行の小学生のための放射線副読本や平成28年度に日置市が作成した小中学生向けの原子力防災リーフレットを活用した学習などを通して、原子力災害や放射線、万一の場合の対応について指導をしております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

14番。お答えいただきましたので、また一問ずつ質問をしていきたいと思っております。

たばこの東京都のような条例の提案をさせ

ていただきましたが、検討しておりませんがということで答えていただきましたが、今後検討されるお考えがあるのかどうかということについて、もう一度、伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、このことにつきましては、第2次日置市元気まつり市民づくり推進計画の中でもうたわれておりますので、また、そういう会議の中で、どういう意見が出てくるのか、ここあたりも十分精査しながら検討していかなくちゃならないと思っております。

○14番（山口初美さん）

14番。子どもをたばこの害から守るということを考えてときに、やはり、たばこを吸われる人たちへの働きかけ、意識づけといいますか、そういうことが本当に必要だろうと考えますが、たばこを吸われる人たちに、本当にたばこがどんなに体に悪いのか、知っていただく、わかっていただくことがとても大切だと思います。また、たばこを吸った後の体に残った、洋服に残ったにおいや、それから吐く息にも長い時間有害成分が残るということ。それが健康被害にもつながるといったことなども、きちんと認識していただくような、そういう手だて、対策、必要だろうと思いますが、このことについて、どのような対策を考えておられるのか、まず伺いたいと思います。

○健康保険課長（篠原和子さん）

お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、あらゆる機会を通じて啓発、教育というのはしていきたいと思っております。現在取り組んだこととしまして、平成28年度に各自治会に禁煙を勧めていただくためのポスターをお願いしております。

それと、先ほど、先日、健康づくり推進協議会がございまして、その中で、委員の中から、やはり、受動喫煙のことについても言わ

れました。吸われる方をどういうふうに教育していくかということなんですけれども、かなり皆さんモラルは守っていただいておりますが、もう少し踏み込んだところで、本庁の庁舎の喫煙所がありますけれども、その喫煙所の中に、例えば、禁煙サポート医の紹介でありますとか、受動喫煙のことについて、もしくはモラルのことについて、ポスター等を掲示したらどうだろうかというようなご意見もございましたので、そういったところも進めてまいりたいと思っておりますし、広報誌等も、また、この受動喫煙のことにつきまして、取り上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○14番（山口初美さん）

14番。たばこが本当に私たちの身近にあることから、本当にみんなで取り組んでいく必要があるだろうと考えております。特に今回は子どもを守るという立場で質問をさせていただいておりますが、先ほどもいろいろな受動喫煙による健康被害のことも申し上げましたけれども、シンポジウムとか、学習会とかいうようなことも何か機会を捉えて、ぜひ、実施していただいて、市民がそういうことを知る機会をつくっていただくことが必要だろうと私はずっと考えているわけです。その点で、日置市内にも禁煙外来などに取り組んでおられるお医者さんもいらっしゃるわけです。そういう方たちに、どういう患者さんが、患者さんがもう禁煙に成功した例、なかなか成功できない例とか、身近なところで、禁煙をしたいと思っている人たちがいらっしゃるというようなことなどをお話していただくということはとても有意義なことのようには考えますが、そのようなことを実行していただくということ、検討していただくことはできませんでしょうか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

講演会とか、そういったことに先生方のご

協力をということはとてもいいことだと思います。しかしながら、いろいろ講演会をしますと、該当者の方々がどれだけ集まっていたかということが非常に、ほかの会でも課題になるところでございます。実際、日置市で喫煙をなさっている方は男性で3割ぐらい、女性で1割弱6%ぐらいの方が吸っておられるわけですので、周りの方は非常に理解していただいておりますが、そこをどういう形で伝えていくかということにつきましては、なかなか講演会というところでは難しいところではあると思いますので、先ほど来申しております、元気まつりでありますとか、健康教育あたりで、広く市民の方が集まられる機会を捉えまして、そこでほかの健康教育とあわせて伝えていくということがいいのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（山口初美さん）

14番。わかりました。でも、たばこの煙が苦手だったり、もう嫌だと思っている人も、なかなか面と向かっては言えないんですね。例え、家族であっても、なかなか言えない人もいらっしゃる。しかし、きのうですね、きのうの朝、NHKのテレビ番組で「あさいち」という番組の中で、この受動喫煙による健康被害のことを取り上げた番組が放送されておりました。テレビをごらんになった方も多くいらっしゃると思います。きちんと知る機会をつくって、やはり、市民の中に、たばこはよくないよねというような、健康被害があるんだってねというようなことを知っていただいて、世論をできるだけ、そういう被害に遭うことがないように、特に子どもたちにはそういうことを気をつけようねというようなことが市民の中で世論として広がっていく。それが根づいていくような、そういう粘り強い取り組みが日置市にも必要なんじゃないかと思っております。市民みんなが元気な町を

つくろうと頑張っている日置市です。本当に健康づくりを推進するためにも、みんなで、市民みんなで受動喫煙防止、特に子どもをたばこの被害から守るということをまちづくりにきちんと位置づけて、取り組んでいかれることを期待します。

そして、また、たばこを現在吸われている方の中から、一人でも二人でも禁煙に挑戦される方が出てくることを期待して、次の質問に移りたいと思います。

脱原発のことですが、自然エネルギーを推進して、地域の発展に結びつけていくということは、安心安全なまちづくりにつながっていきます。自然エネルギーは不安定だという人もいますが、無限にあります。私たちの身近に本当にいろいろな自然なエネルギーがございます。新しいエネルギーにどんどん投資が拡大すれば、それが経済発展にもつながります。日置市では大分進んできているということが先ほどの報告でもわかりました。世界でも自然エネルギーが発展しているのは、自然エネルギーというのはコストが安いからです。日本ではいろいろな横やりが入ったりして、なかなか進まない面などもあるんですが、自然エネルギーは、日本では、まだ9%という状況です。なぜ、普及しないのかと言いますと、原発を推進するために政府と電力会社などが足を引っ張りますというか、例えば、中小の発電事業者が自然エネルギーを送電しようとする送電線を所有する大手電力業者が空きがないと拒否をしたり、巨額の負担金を設定したりということが言われております。しかし、送電線を8割空いていることが京都大学の研究グループの調査結果で明らかになっております。

本市では、送電線の空き状況や負担金の問題など、何か問題があるんでしょうか。この点について、つかんでおられますでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今の私ども日置市の管内におきます再生エネルギーで、そのような状況は、まだないわけですが、特に私どもの事例の中で、送電線の費用をしたのは、高山地区にある太陽光、そこと上神殿にある風力、そこが10kmという距離を引いておりますので、大変多くの負担がかかったのは事実でございます。これは、そののそこまで行かないと、その送電線のところまで行かないと、接続はできなかったということもございまして、送電線がある中において、拒否、過重とか、そういうところは、今、日置市のほうでは、今聞いておりません。

○14番（山口初美さん）

14番。わかりました。それで、日本には揚水発電という巨大な蓄電池がありまして、原発の28基分で、これはもともと原発のためにつくられたものなんです。自然エネルギーの需給調整にも使えるそうです。風力や太陽光の電気需給調整の技術は、日本のNECや富士通が持っていて、外国ではやっているそうです。しかし、日本ではできていません。どうして、日本でやらないのかなと思うんですが、需給調整がうまくできるようになれば、自然エネルギーの活用がもっとスムーズに進むのではないのでしょうか。この点について、市長はどのようなご見解をお持ちなのか、伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この自然エネルギーというのは、基本的に考えてきたのが今回の東電におきます7年前の事故からでございます。その前までも、この再生エネルギーというのは太陽光にしてもあったわけですが、今後、大変需給バランスというのがどうなっていくのか。恐らく送電におきましても、送電分離といいますか、発電すると送電とはまた分離してしまう。そういう部分も含めて、いろいろとま

だ先が見えないというのが実情でございます。その中でも、私どもも日置市の中で、特に、ひおきエネルギー株式会社といいますか、地域に捉えた会社をつくりまして、少しでも再生エネルギーというのを利活用していこうという部分の中で捉えさせていただきまして、先ほど申し上げましたとおり、私ども公共施設といいますか、そういう身近なものから、そういうものに転化していける、そういう対策というのを日置市その株式会社と一緒に取り組んでいきたいというふうに思っています。

○14番（山口初美さん）

14番。本当にこの安心できるエネルギーの普及に日置市は一所懸命取り組んでいただいていると思っています。また、引き続き力を入れていっていただきたいと思います。

さて、国会に原発ゼロ法案を提出した原自連ですね。小泉元首相などがつくっておられるんですが、原自連の会長であり、城南信用金庫顧問相談役の吉原毅さんがあす21日薩摩川内市にいられてお話があります。国際交流センター、コンベンションホールで、1時からです。「地域経済発展への処方箋」と題して、もし、今、全て再生エネルギーにシフトできたら、私たちの暮らしやふるさとがどうなるかという内容でお話があります。吉原さんは、原発は直ちにやめるべきで、やめても日本経済はびくともしない。危険なものをやめてしまえば、まずは安心です。原発の廃炉は40年かかるが、40年人が働き、暮らすわけで、経済的には莫大なお金が落ち、環境はよくなるわけだから、地域にとってもよいこと。誰も困らず、よいことばかりの原発即時ゼロは極めて現実的だとおっしゃっております。

市長もぜひ、この講演会においでくださいませんかでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

あしたの予定は、ちょっと入っております

ので、ちょっとあした行けるというのは難しいというふうに思います。

○14番（山口初美さん）

14番。今度もまた振られてしまいましたけれども。

豪雨とか台風のときに、行政は早目に避難勧告を出します。同じように、原発事故でも行政は住民を守る対策をとってくれるはずだと住民は信じています。しかし、福島では、福島県周辺が大変な高線量だった、放射能の値が高かったんですね、高線量だったことを住民は後から知りました。

甲状腺がんを防ぐために、安定ヨウ素剤を服用するという方法があったのに、そのための備蓄もあったのに、県立医大のお医者さんたちはこれを飲んでおられたのに、子どもたちは飲ませてもらえなかったことも後でわかりました。ベクレルの意味もシーベルトの意味も知らなかった。安定ヨウ素剤という小児甲状腺がんを予防する薬があることも知らなかった。大人でさえ知らなかったから、子どもを守ることができなかった。だから、子どもたちも知らなかった。ですから、福島の原発事故を経験した私たちは生きる知恵として身を守る、万が一の安全対策、備えとして、日置市の子どもたちにも川内原発が近くにあるリスクをしっかりと教えていくべきだと考えます。

子どもたちに無用な被曝をさせた国や福島県などは何の責任もとっていない一方で、被曝させられた子どもたちには、健康被害、体に異変が生じた子どもが数多くいます。経験したことのない大量の鼻血、失神、体重の減少、睡眠障害、体のだるさなどなど、そして、福島県民調査によって、今まで100万人に1人か2人しか見つかっていなかった小児甲状腺がん患者が福島県の約30万人の子どもの中から、2016年の12月現在で170人以上も見つかっています。

私たちは、川内原発のすぐ近くに住んでいます。私たちの宝である子どもたちを絶対に被曝させたくありません。何の罪もない子どもたちが放射能に無防備にさらされるようなことがないように、日置市としても、日置市教育委員会としてもしっかり取り組んでいただくことを期待しますが、市長、教育長、このことについて一言ずつお願いします。

○市長（宮路高光君）

いろんな中におきまして、このことは、私どもは、やはり市民を守る義務がございますので、やはり情報伝達にいたしましてもこういう訓練、また、特にヨウ素剤の問題につきましても、いち早く検討、連携をしながらやっていきたいというふうに思います。

○教育長（奥善一君）

これから想定されるさまざまな危険、そういうものから子どもたちを守るということと同時に、みずから、やはり、そこ、身を守るすべを子どもたちに教えるということはとても大事なことだと思っております。

○14番（山口初美さん）

さて、避難訓練ですが、今回3回目の訓練でございましたが、これまでより実効性のある有意義な内容だったと評価をしておられますでしょうか。市長は、今回の避難訓練をどのように評価しておられますか伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

今回の原子力防災訓練は、2月3日に、約190機関、4,400人、日置市の参加者が約100人、バスで郡山の中央構造改善センターのほうにバス避難訓練を実施いたしました。今回の訓練につきましては、避難経路の問題等もございまして、通常であれば、避難所は南さつま市方面なんですけど、そこへ避難できないという場合も想定して、今回は鹿児島市のほうに避難訓練を実施したところでございます。

今後におきましても、そのようなことで、

あらゆる訓練想定をしながら避難訓練を実施していくことが安全な避難につながるものと考えております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

教訓を、やっぱり次に生かしていく、いざというときに生かしていくという視点が大事だろうと思います。

そこでまた、もう一つ伺いますが、熊本地震の経験からしても屋内退避が難しい、できないという場合を想定した訓練も必要ではないでしょうか。この点については、どのようにお考えでしょうか、市長に伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

今回の避難訓練につきましては、バス避難訓練ということだったんですが、ご指摘のように、いろんなさまざまな想定が考えられますので、そういったことも踏まえて、県と協働しながら、そのような訓練も今後詰めていきたいと考えます。

○14番（山口初美さん）

14番。東日本大震災では、「津波でんでんこ」ということがよく言われました。いち早く、少しでも高台に逃げようと、それぞれ自力で、まずは逃げようというようなことだったと思うんですが、原発の場合も、原発で事故が起きたことがわかった時点でいち早く避難するのがよいという人がたくさんいらっしゃいます。5km圏内から先に避難させるという今の計画では合理的ではないという指摘もございます。それぞれが一斉に避難をする、そのほうがスムーズに避難できるはずだという人がいますが、この点はいかがお考えでしょうか。

○総務課長（丸山太美雄君）

原子力災害対策指針では、重大事象が発生した場合、UPZ圏内30km圏内ですが、ご指摘のように屋内退避で、1時間20マイクロシーベルトを超えた場合は、1週間以内に

避難となっております。避難が必要となるケースでは、避難方向が一番問題視されますので、県の避難調整システムを活用して安全な方向に避難していただくことが重要と考えます。

ご指摘のように一斉に避難となりますと、避難が重複して、実際、自家用車等で避難されるケースも想定されますので、かえって渋滞をして避難できないということも考えられますので、今、県のほうでは二段階の避難というのを推奨しているところかと考えます。

○14番（山口初美さん）

今の避難計画は、ある程度放射能が測定される状況になってから避難の判断がされるというようなことになっておりますので、被曝をするというのが本当に避けられない状況だというふうに私は考えます。そういうふうに思っている市民もたくさんおります。やはり、本当に被曝せずに避難ができるような、そういうことができれば一番いいと考えるわけです。原発がなければ、もうそういう心配も一切しなくてもいいわけですが。

それでは、最近、判決が出たので。飯館村に住んでおられた、当時102歳だった男性が原発事故後の2011年の4月11日に、村が計画的避難区域に設定されたことを報道で知って、「おらは避難したくねえなあ。ちいと長生きし過ぎた」と家族に漏らしていたそうです。翌日12日の未明に自室で首をつって死亡しているのが見つかった。このような原発事故関連死は2,200人を超えております。直接死をはるかに上回っているということなんです、この方の家族が訴えられて、東京電力に1,520万円の賠償命令が、福島地裁が出しています。

これらは、原子力災害がどんなに恐ろしいものであるかを示すものではないでしょうか。102歳まで長生きされた男の人が生きる希望を失ってしまった。私は、このことは大変

ショックでした。市長は、飯館村の村長さんともお知り合いで、この男性の裁判のニュースなどもご存じだと思うんですが、どのように、このことを受けとめられますでしょうか、伺います。

○市長（宮路高光君）

気持ち的には、やはりそういう大変苦しい立場の中で自殺を図ったということは、大変はかり知れないものがあるというふうには認識しております。そういうことだけで考えてもいたし方ないことをございますので、私どもが、今、福島のように寄せるのは、早い復興をみんな力で前向きにやってほしい、そのように考えております。

○14番（山口初美さん）

福島の原因事故が終息のめどが立っていないことを見ても、人間の手には負えないとても危険なものだと思います。1日も早く、そんな危険なものではなくして、安心して普通に暮らしたいと誰もが願っています。そんな日が早く来るようにと祈るような気持ちで、今回も脱原発と題して質問させていただきました。

次の質問に移ります。

ごみの広域化ですが、複数の自治体によるごみ処理の問題は、問題点というか、いろいろあると私は考えております。輸送距離、本市の一番遠いところから建設予定地の南さつま市金峰町高橋地区までどのくらいの距離があるのかを伺います。

○市民生活課長（内山良弘君）

距離につきましては計測をしておりますが、時間的には1時間程度はかかるのではないかと。南さつま市の金峰の高橋地区というところが建設候補地でございます。

以上です。

○14番（山口初美さん）

この距離のこともですが、1時間程度かかるのであれば、運搬費用も相当かかっていく

と思いますね。それと、今と比較してどうなのか、そこら辺のことも、やはり検討の中身になってくるんだろうと思いますが。

ごみの長距離輸送というのは、輸送費用がかかるだけではなくて、各地域から何台もの輸送車が長距離を走るわけですから、交通渋滞や騒音、排ガスの発生などによって深刻な周辺環境の悪化を引き起こします。また、CO₂発生による環境破壊にもつながるわけです。予定地の金峰町高橋地区の3つの自治会、ここの合意がまだ得られていないというふうには私は聞いておりますが、その点はどうなんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、まだ合意まではいっておりません。今、それぞれ担当レベルの中で説明会をしながら、また、それぞれの研修視察をしながらやっておるわけでございます。基本的に、私ども日置市、今、特に18年を経過しております。それも場所が、基本的に自分たちの土地でない、これが一番大きな原因でございます。

こういう中において、そういう鹿児島市との協議の中で、5年、5年協議をしておりますけど、これを、もし打ち切られたときは、もうどうしようもない。ここあたりはご理解もしてほしいと。私どもは、やはりコスト的な、今おっしゃいました輸送の問題もですけど、もうトータルでこの運営していく中においては、こういうごみの問題は、特に広域的にやっていくことが、やはりそれぞれの経費削減になるというふうには認識しておりますので。

今のところ、まだ高橋地区というところでございますけど、一番大事なのは、まだ、何をどうつくるというよりも、地元の同意というのが私は大事で、それから、ある程度決まり、設計ができ、そういうときに、また皆さん方ともいろいろとそういう部分をお示しを

していかなければ、まだ、今のこの時点で、距離が幾らとか、何がどうとか、そう言っている論争じゃないと。とりあえず高橋地区の皆様方に早くご理解していただけることが大事だというふうに思っています。

○14番（山口初美さん）

市長のおっしゃるとおりだと思います。やっぱり、そういう施設ができるところの住民の人たちは、本当に自分たちの問題として、いろいろなことを考えて心配しておられるわけですから、やはりそういうことをしっかりと合意を得るといことは、いろんな情報もきちんと伝えて、その中でご理解をさせていただくという努力がもうずっと必要だろうと思います。

広域化計画には根本的な問題があると、私は思っています。それは、ごみ問題がそれぞれの自治体にとってよそ事、他人事になってしまうという最悪の事態を招くということです。よその町に施設ができるわけですから。

そもそもごみ問題解決の基本は、ごみを出す住民と処理義務を追っている自治体とが、みずからの地域の実態に合わせて、ごみの排出削減を初めとする解決策をともに考え、実行していくことにあると考えますが、この点、市長のお考えはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、県内見ましたとき、今、施設がないのは志布志市と大崎です。ここが一番リサイクルが進んでおります。ここまで来たら、そういう形の中で、やはりリサイクル化してごみを出さない。やはり市民と一生懸命にやっっていかなきゃならないと思っております。

私どものほうも、今、特に、市民の皆様方と生ごみの問題、この問題で、本当に少しでも減量化していくために、多くの自治体に呼びかけをしながらして、これをして4、5年たちますけど、大分減量化したのも事実でございます。今後、やはりこの分別を含めた中

も市民とともに一緒にいかなきゃならない。

ただ、こういう広域化の中で、どうしても燃やしていかなきゃならない部分もあるということは認識もしてほしいというふうには思っております。

○14番（山口初美さん）

14番。焼却炉が4つの町での焼却炉ということになりますと、本当に大型化していくと思うんですが、私は、ごみを大もとから減らすという観点から見ても、この大型施設には大きな問題があると考えています。

大型焼却炉の建設には燃やすごみがたくさんあるという前提がなければなりませんから、ごみを大もとから減らすのではなくて、いかにしてたくさんのごみを確保するかという要因が働くことになりかねないと心配をする声があるわけです。この点で問題はないとお考えでしょうか。市長のお考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

今の現状からいたしますと、恐らく人口減少していく。ごみは減っていく。これはもう今後もだと思っております。

ただ、今おっしゃいますとおり、ただ漠然とごみ焼却炉があるから持っていくという、こういう事態では済まない。基本的に、今後の悩みも、やはりリサイクルといいますか、これはこれとして、各市町村それぞれ残していかなきゃならない。ただ、生ごみという燃えるごみをどうするかと。

あとは、今、リサイクルするは各市町村の力量だと思っております。それでなければ、それぞれのコスト、つくることもですけど、今から10年、20年していくコストの問題が、出すごみをただ増大していくことにおいては、大変経費的にも大きな負担をしていかなきゃならない。こういうことが、それぞれの自治体もわかっておりますので、ただ、右肩上がりに広域化したからごみがふえるということはないと、それを抑えていくのが私ども行政

の責任であるというふうに思っています。

○14番（山口初美さん）

14番。先ほど、ごみの持ち込みの問題もお聞きしました。当面、日置市は、今使っているリサイクルセンターを活用できるというふうに理解してよろしいのか伺います。

○市長（宮路高光君）

鹿児島市と基本的に合意しなきゃならないんですけど、このリサイクルの分については、鹿児島市もそんなにやかましいことはない、一時的な保管と。これはうまく、あるものは活用しながら、新しい新ごみ施設とどうタイアップできていくのか、ここあたりも十分していかなきゃならない。特に、今は吹上地域におきましては、ここに皆、持ってきていますので、あれが向こうに行ったらもう、距離的にも吹上地域のほうが近いという部分もございます。

特に、東市来のほう、伊集院地域が遠くなりますので、これを一緒に集めて、また大型化したもので運ぶのかどうか、これは、今後、とりあえず、さっき話しましたとおり、場所の選定が一番でございますので、この場所の選定が終わった後に、いろんなことはご協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

残り2分です。

○14番（山口初美さん）

日置市は、焼却ごみの収集は業者に委託をしておりますが、そういう委託業者との協議というか、それはまだまだこれからというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

そのとおりでございます。

○14番（山口初美さん）

14番。最後の質問にしますが、本市は生ごみの堆肥化を行ってしまして、分別も徹底して、またリサイクルの推進で、住民が協力して、できるだけごみを出さないように頑張

っております。

ごみ問題の取り組みというのは、みんなで力を合わせて、どのようなまちをつくるかということだと思います。

最後に、市長に、このことをどのように進めていかれるお考えなのか、最後に総括的に伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この環境問題ですか、住みやすいまちというのが、やはり環境に優しいまちといいますか、私はそうだと思っております。そういうことに、それぞれの市民を含め、みんなが参加して、ごみを出さない、汚さない、こういうことを基本的に考えながら、この環境問題、ごみ問題については、今後とも、やはり検証していく必要があるというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

3月28日は午前10時から本会議を開きません。

本日はこれで散会します。

午後1時52分散会

第 6 号 (3 月 2 8 日)

議事日程（第6号）

日 程	事 件 名
日程第 1 議案第 2号	平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて（総務企画常任委員長報告）
日程第 2 議案第 3号	市道の路線の認定及び変更について（産業建設常任委員長報告）
日程第 3 議案第 4号	日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 4 議案第 5号	日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5 議案第 11号	日置市介護保険条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6 議案第 12号	日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7 議案第 13号	日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8 議案第 14号	日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9 議案第 30号	平成30年度日置市一般会計予算（各常任委員長報告）
日程第 10 議案第 31号	平成30年度日置市国民健康保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 11 議案第 36号	平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 12 議案第 37号	平成30年度日置市介護保険特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 13 議案第 38号	平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計予算（文教厚生常任委員長報告）
日程第 14 議案第 32号	平成30年度日置市公共下水道事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第 15 議案第 33号	平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第 16 議案第 39号	平成30年度日置市水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告）
日程第 17 議案第 34号	平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）
日程第 18 議案第 35号	平成30年度日置市健康交流館事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）
日程第 19 陳情第 9号	日置市市議会議員の定数削減への陳情書（議員定数調査特別委員長報告）
日程第 20 陳情第 11号	公立幼稚園における保育の充実を求める陳情書（文教厚生常任委員長報告）
日程第 21 陳情第 3号	日置市内に住む65歳以上の方に公衆浴場利用料金の一律補助を求める陳情

(文教厚生常任委員長報告)

- 日程第 2 2 議案第 4 0 号 日置市一般住宅条例の一部改正について
- 日程第 2 3 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第 2 4 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 2 5 議員派遣の件について
- 日程第 2 6 所管事務調査結果報告について

本会議（3月28日）（水曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
東市来支所長	福山誠君	日吉支所長	田代信行君
吹上支所長	宇田和久君	総務課長	丸山太美雄君
財政管財課長	銚之原政実君	企画課長	堂下豪君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君
商工観光課長	脇博文君	市民生活課長	内山良弘君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	篠原和子さん
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君

農地整備課長 東 広 幸 君
上下水道課長 宇 都 健 一 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 長 倉 浩 二 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 宮 下 章 一 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 地頭所 浩 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第2号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第2号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

皆さん、おはようございます。ただいま議題となっております議案第2号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについて、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月27日の本会議において当委員会に付託され、2月28日と3月1日に、全委員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、企画課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

この計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律より提案するもので、対象地域において辺地対策事業債を活用する事業がある場合に策定するものであります。計画期間は平成30年度から34年までの5年間であります。

実際の公共施設の整備計画は、市道竜之瀬平鹿倉線改良舗装工事で、幅員7m、延長600mを5年間で整備するもので、総事業費は1億8,000万円、財源は全て辺地対策事業債を充てるものであります。

なお、辺地の概況は、人口186人、面積19.6km²であり、辺地度点数は157点

であります。

次に、主な質疑を報告いたします。

委員より、「総合整備計画は5年間の計画期間として定めるが、この計画期間の途中で居住人口が著しく減少し、当該地域の中心を含む5km²以内に50人以上の人口を要するという要件を満たさなくなった場合、計画の取り扱いはどうなるのか」との質疑に、「計画の算定時点で要件を満たしていれば途中で人口が減っても辺地総合整備計画は5年間は有効であり、整備を進めることができる」と答弁。

また、委員より、「今回の辺地債の活用は道路整備だけだが、他の事業には利用できないのか」との質疑に、「辺地債は、施設整備事業のみが対象になる。過疎債は、ソフト事業にも活用できるようになり、コミュニティバス運行事業などの財源としても充当されているところである」と答弁。

このほかにも、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第2号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。本案に

対する委員長の報告は可決です。議案第2号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることについては、原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第3号市道の路線の認定及び変更について

○議長（並松安文君）

日程第2、議案第3号市道の路線の認定及び変更についてを議題とします。

本案について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

おはようございます。ただいま議題となっております議案第3号市道の路線の認定及び変更についての産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る2月27日の本会議におきまして当委員会に付託され、2月28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び担当課長等の出席を求め、現地調査を実施した後、質疑、討論、採決を行いました。

本案の市道の路線の認定については、吹上地域の3路線と東市来地域の1路線であります。

吹上地域の3路線は、吹上図書館に隣接する本町住宅団地内道路で、住宅団地の造成工事完了に伴うものであり、3路線の延長は305m、幅員は6mであります。

東市来の1路線は、東市来農業構造改善センターに隣接する住宅団地上市来ハイツの北側を通る道路で、住環境整備事業で整備し、

集落道からの移管に伴うものであり、延長は323m、幅員は4.2mであります。

また、市道の路線の変更については、東市来地域の荻にある住宅団地エステート宮内の北側を通る道路1路線であり、住環境整備事業で整備したエステート宮内線の延長を128.5mから299.5mに変更するものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

「市道認定すると、その後の維持管理費が必要になるが、地元地域から認定申請があれば集落道から全て移管されるのか」との質疑に、「集落と集落を結ぶ道路、通学、通勤のために必要な道路など9項目ある市道認定路線の基準のいずれかに該当し、幅員が4m以上など、用地的な基準を満たせば、市道認定審査会での審議、議会の議決を経て市道認定される」と答弁。

また、「勾配があっても幅員が4m以上あれば変更認定されるのか」との質疑に、「市道認定の変更については、勾配、カーブ等の基準はないが、新設の際の設置基準要綱に準用している」と答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、議案第3号市道の路線の認定及び変更については、原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号市道の路線の認定及び変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第4号日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（並松安文君）

日程第3、議案第4号日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております議案第4号日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、2月27日の本会議において当委員会に付託され、2月28日と3月1日に全委員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、企画課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の提案理由は、地域経済牽引事業の促

進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、地域における経済活動を牽引する事業者に対し、固定資産税の課税免除を行うため条例を制定するものであります。

具体的には、鹿児島県が算定した基本計画に基づき、本県の特性を生かした電子、自動車、食品、健康・医療・航空機、情報通信、環境エネルギー、観光の8分野が該当しますが、県の承認を受けた事業所が新たに取得した建物、構築物、土地について、市が固定資産税を3年間課税免除するものであります。

次に、主な質疑を報告いたします。

委員より、「地域経済牽引事業とあるが、条例を制定することによって本市の地域経済にどの程度期待できるものなのか」との質疑に、「条例を制定しないとこの法律を適用できない。地域経済を牽引していく事業であり、他の地場産業を引っ張って潤っていく事業でなければならないが、県の承認を受けるためには、ちゃんとした計画書をつくらなければならない、ハードルは高いと考えている」と答弁。

このほかにも、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第4号日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第4号について討論を行いま

す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第5号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

△日程第5 議案第11号日置市介護保険条例の一部改正について

△日程第6 議案第12号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第7 議案第13号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第8 議案第14号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第4、議案第5号日置市指定居宅介護支援等の事業人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第8、議案第14号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの5件を一括議題とします。

5件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

おはようございます。ただいま議題となっております議案第5号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、2月27日の本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託され、翌2月28日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、市民福祉部長、介護保険課長の説明を求め、質疑を行い、3月1日に討論・採決を行いました。

これより、本案の本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本案は、居宅介護サービス支援事業所の指定権限が県から市町村へ権限移譲となることに伴う条例の制定であります。

第1章で、趣旨及び基本方針として、居宅介護支援事業所の人員及び運営に関する基準と利用者の心身の状況に応じた適切な保健医療サービスや福祉サービスが行われるよう定めてあります。

第2章では、人員に関する基準として、従業者の員数や管理者について定めておあります。

第3章では、運営に関する基準として、内

容及び手続の説明及び同意や、指定居宅介護支援の基本取り扱い方針等、第5条から第30条にかけて細かく定めてあります。

第5章では、雑則として、委任できる旨を定めてあります。

附則として、平成30年4月1日から施行するとし、ただし第14号、第20号の規定は、平成30年10月1日から施行としており、附則第2条で、平成33年3月31日までの間は第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第4条第1項の規定する管理者とすることができるとしております。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、「介護支援専門員1人で利用者の上限35人を担当することが定められているが、市内17事業所の規模には関係ない基準か」との問いに、「規模には関係なく、介護支援専門員1人当たりの基準である」との答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第5号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第11号日置市介護保険条例の一部改正についてご報告いたします。

この議案は2月27日に本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託され、翌28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、介護保険課長の説明を求め、質疑を行い、3月1日に討論・採決を行いました。

これより、本案の本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

今回の改正は、平成30年度から平成32年度までの3カ年における介護保険事業の実施内容を定め、第7期介護保険事業計画

を策定したことに伴う条例の一部改正であります。

この計画において、平成30年度から平成32年度までの3カ年に必要な介護保険サービスの量と総費用を見込んだ結果、第1号被保険者の増や施設整備の影響等で、3カ年の総給付費用163億698万6,365円、これに地域支援事業6億2,400万円を加えて、総費用見込み額を169億3,098万6,365円とし、この総費用見込み額をもとに、第1号被保険者の負担する介護保険料が算定されたものです。

消費税の増額や第1号被保険者の保険料負担率が22%から23%に改定することなどを見込み、第7期の月額保険料を第6期より240円増の6,100円と算定したものが主な改正であります。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものでありますが、2項の経過措置を設け、この条例の改正後の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料に適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については従前の例によるものであります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、「第7期介護保険料では、国の意向は7,000円に近いということだが、状況はどうか」との問いに、「確定ではないが、県内19市で一番高いところが6,600円、低いところが4,850円で、日置市は真ん中あたりである。19市平均は6,035円である」との答弁。また、委員から、「第7期の施設整備の状況はどうか」との問いに、「認知症がふえてきているので、地域密着型のグループホームを3年間の状況を見ながら、1、2カ所ふやす予定である。そのほかの予定はないが、市の指定権者以外でふえる可能性はある」との答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しまし

たが討論はなく、採決の結果、議案第11号日置市介護保険条例の一部改正について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第12号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご報告いたします。

この議案は、2月27日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託され、翌2月28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、介護保険課長の説明を求め、質疑を行い、3月1日に討論・採決を行いました。

これより、本案の本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

国は、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、地域を基盤とする包括的支援強化を掲げました。

地域包括ケアシステムの深化・推進、医療と介護の連携の推進を、また日常的に医学管理や看取りターミナルなどの機能と生活施設として機能を兼ね備えた新たな介護保険施設介護医療院の創設や、新たな共生型サービスの位置づけなど、地域を丸ごと支える包括的な支援制度を構築し、切れ目のない支援の実現のために介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う改正であります。

第5節共生型地域密着型サービスに関する基準に、また、第6節として、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、整備及び運営に関する基準に改め、第2条に、介護医療院を加え、第59条で、共生型地域密着型通所介護の基準の準用を加えたものであります。

さらに、第117条等に、身体拘束廃止に向けた取り組み、手順を明確化することもあ

わせて行っており、附則として、平成30年4月1日から施行するものであります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、「今回の改正で、高齢者だけでなく障がい者も含まれていくことになるが、どうなっていくのか」との問いに、「高齢者や障がい者が同一の事業所でサービスを受けられる新たな共生型サービスである。障がい福祉サービスを受けていた障がい者が65歳になると介護保険が優先され、介護保険サービスに移行しなければならなかったが、今後は基準を満たして指定を受けている障がい福祉事業所が指定を申請すれば、引き続き同一事業所で介護サービスとして提供できることになる」との答弁。

また、委員より、「身体拘束の適正化の基準はできているのか」との問いに、「身体拘束は緊急、やむを得ない場合に限り行ってはならないとされている。拘束を行う場合は、緊急やむを得ない理由を記録しておかなければならないという規定はある。ただ、手順等が曖昧だったため、今回、手順を明確化したものである」との答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第12号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第13号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご報告いたします。

この議案は、2月27日の本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託され、翌28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、

市民福祉部長、介護保険課長の説明を求め、質疑を行い、3月1日に討論・採決を行いました。

これより、本案の本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

今回の改正は、議案第12号と同様の考えにより所要の改正を行うものであります。

介護医療院の創設に伴い、第5条、45条、46条、60条、72条、73条及び86条の介護老人福祉施設の次に介護医療院が加えられます。第9条で、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の改正を、第78条で、身体拘束の廃止に向けた取り組み、手順の明確化が定めてあります。

附則として、平成30年4月1日から施行するとし、第2条第1号、第16条、第39条第1項、第40条……、済みません、第44条第6項の表並びに第10項、第67条第2号、第86条の改正規定は、公布の日から施行するものであります。

次に、身体拘束廃止については議案第12号にも出ましたが、「拘束とは、具体的にどのような内容か」との質疑があり、「ベッドに柵をしたり、指が使えないようにする手袋、いわゆるミトンをつけたり、手足をくりつけたり、おむつの関係でつなぎ服を着用させたりということである」との答弁。

また、委員より、「同意はその都度、家族から書面で書いてもらうのか」との問いに、「入所の際に事前に同意をとっておくところが多いように思われる」との答弁。

このほかには質疑がなく、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第13号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決

すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第14号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご報告いたします。

この議案は、2月27日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託され、翌2月28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、介護保険課長の説明を求め、質疑を行い、3月1日に討論・採決を行いました。

これより、本案の本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

今回の改正は、議案第12号、13号と同様の考えにより、介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正により行うものであります。

第2条第4項中に、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条に規定する指定特定相談支援事業者を加え、第5条2項中に、利用者は複数の指定介護要望サービス事業者等を紹介できるよう求めることができるに改める改正であります。

附則として、平成30年4月1日から施行し、第2条第3項の改正規定は、公布の日から施行することとするものであります。

質疑を行いました但質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第14号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、5件の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、5件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

○14番（山口初美さん）

5号ですか。

○議長（並松安文君）

5号ですよ。よろしいですか。11号ですね。はい。

これから、議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第11号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

議案第11号日置市介護保険条例の一部改正について、反対討論を行います。

制度の見直しのたびに保険料の引き上げが行われておりますが、本市の65歳以上の高齢者はほとんどが年金暮らしで、多くの方が問答無用で天引きされており、今や介護保険料の負担は生活を脅かすほどになっています。

2018年度の年金額が据え置かれたもとで、介護や医療の保険料負担増は実質年金額の引き下げに等しく、介護サービス利用の抑制を招きかねません。制度の充実を図り、安

心できる制度にするためには、国や自治体の公費負担割合を大幅にふやすしかありません。そして、その財源は消費税ではなく富裕層や大企業に応分の負担、税負担を求めることなどで確保できると私は考えます。

全国市長会も、介護保険制度に関する提言を行い、国に積極的な財政支援と制度の見直しを繰り返し求めています。現行制度は、利用がふえたり介護労働者の賃金などに充てる介護報酬が引き上げられたりすると直ちに保険料の負担増にはね返る仕組みになっており、問題です。

この条例改定は、介護保険料の増額であり、私は認めることはできませんので、反対をいたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可します。

○17番（坂口洋之君）

議案第11号日置市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

2000年4月より介護保険制度が施行され、本年4月より第7期の日置市介護事業計画が施行されます。介護保険制度は、ドイツの介護保険制度を参考に、在宅介護、家族介護を前提にスタートし、19年目を迎えようとしております。少子化や共働き世帯の増加、高齢化率の増加で、国は在宅介護を求めています。現実には施設介護をやらなければならない状況になっています。

本市においては、2月現在、介護認定者が3,098人、居宅介護予防認定者が1,767人、地域密着型介護受給者が430人、施設介護サービス受給者が635人おり、本市介護サービスを利用していますが、3年前の介護報酬の見直しにおいて、小規模事業者の経営状況の悪化、事業所の人員不足による事業の見直し等、介護事業

所を取り巻く大きな課題、低所得者の負担と利用の自粛も全国的に指摘されております。保険料の見直しも検討しなければなりません。

今回の介護保険料の見直しに伴い、第7期事業計画につきましては、先ほど報告もありましたけれども、認知症が増加しているので、地域密着型グループホームを3年間で1、2カ所増設を予定されており、また、民間事業者の新たな施設整備の検討も予定されております。事業運営をする立場の視点を考えたとき、一定の負担もやむを得ません。低所得者対策として、第1段階の低所得者への保険料軽減もなされています。本市においては、2月に介護保険料見直しにおける地域説明会を実施しています。その中でも、若い世代にどう負担をかけないかという意見も出されております。今後も、介護予防、いきいきサロン、筋ちゃん教室の充実、介護事業所で働く職員の処遇改善を求めまして、この議案に賛成といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第11号日置市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号日置市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号日置市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第30号平成30年度
日置市一般会計予算

○議長（並松安文君）

日程第9、議案第30号平成30年度日置市一般会計予算を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております議案第30号平成30年度日置市一般会計予算につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、3月8日の本会議におきまして、当委員会にかかわる部分を分割付託されました。3月9日、12日、14日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長及び各担当課長、消防本部消防長、監査委員事務局長、議会事務局長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

平成30年度の一般会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ250億6,100万円で、対前年度比より10.3%増の23億3,600万円の増額であります。

今回の予算の歳入の主なものの概要を申し上げます。

01款市税では、総額45億3,276万6,000円で、対前年度比より2.2%増の9,964万5,000円の増額であります。主なものは、給与所得の増、固定資産税で太

陽光熱発電施設の設置等に伴う償却資産の増であります。

10款地方交付税では、総額78億円で、対前年度比より3.7%減の3億円の減額であります。主なものは、普通交付税で72億円、特別交付税で6億円であります。

18款繰入金は、総額21億1,307万6,000円で、対前年度比72.1%増の8億8,498万9,000円の増額であります。主なものは財政調整基金繰入金11億1,501万4,000円、施設整備基金繰入金3億2,450万円、まちづくり応援基金繰入金5億1,131万7,000円であります。

21款市債では、総額27億140万円で、対前年度比54.1%増の9億4,830万円の増額であります。主なものは庁舎整備事業や学校教育施設整備事業などに充てる合併特例債18億7,360万円、コミュニティバスのソフト事業に充てる過疎対策事業債2億110万円、臨時財政対策債5億8,000万円であります。

次に、歳出の主なもの、概要を申し上げます。

01款議会費では、総額2億1,993万2,000円で、対前年度比10.1%増の2,010万6,000円の増額であります。主なものは、工事請負費で議場システム更新が2,580万円計上されています。

02款総務費は、総額43億7,391万2,000円で、対前年度比41.9%増の12億9,047万9,000円の増額であります。主なものは、総務課関係では、防犯灯LED化更新事業に5,700万円、見守りカメラ設置事業に2,500万円、電源立地地域対策交付金事業に2,545万1,000円などが計上されています。

次に、財政管財課関係では、吹上支所庁舎整備事業に5億7,593万7,000円、ふ

るさと納税推進事業に4億1,193万8,000円などが計上されています。

次に、企画課関係では、移住定住促進対策事業に4,519万5,000円、交通政策事業に3,814万9,000円などが計上されています。

次に、地域づくり課関係では、第4期地区振興計画に基づき、ソフト・ハードそれぞれの事業に取り組む地域づくり推進事業に1億5,000万円、地区公民館の活動支援に1億526万4,000円、自治会活動推進事業に1億4,933万8,000円などが計上されています。

07款商工費は、総額1億9,357万5,000円で、対前年度比13.4%減の2,986万9,000円の減額であります。主なものは、日置市観光協会に対する観光協会運営補助事業に1,250万円、日置市商工会に対する商工業振興対策事業に1,783万8,000円、制度資金信用保証料補助事業に375万円などが計上されています。

09款消防費は、総額10億3,903万5,000円で、対前年度比11.1%減の1億2,929万2,000円の減額であります。主なものは、備品購入費として高規格救急車・資機材・大型油圧救助器具等4,380万円、工事請負費として日吉方面団南分団車庫、吹上方面団湯之元分団車庫など1億4,696万円、委託料として災害対策債、防災行政無線費で2,315万4,000円などが計上されています。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、委員より、「姉妹都市・友好都市交流事業費で、南大隅との交流があるが、どういった内容なのか」との質疑に、「交流は3年に1回の割合で、旧日吉町時代から続いている。今回は受け入れの予定で、内容は、施設見学や体験交流などを一般と児童に分けて8月ごろに開催である」と答弁。

委員より、「防災対策費で、見守りカメラが、設置が計上されているが、予算額と設置場所はどこか」との質疑に、「通学路や交差点などで、細かいことは警察と協議し、決定していきたい。データの取り扱いについて、法令に基づくほか、プライバシーの保護に配慮しながら、覚書などの協定を提携した上で対応したい。また、予算については2,500万円を計上している」と答弁。

財政管財課所管では、委員より、「吹上支所新庁舎の着工と完成予定、また、引っ越しはいつごろになるのか」との質疑に、「吹上支所の着工は今年の12月で、ことしの11月を完成予定としている。来年2月に新庁舎へ引っ越し、業務開始の予定である。また、周辺工事は31年度となる」と答弁。

また、委員より、「新庁舎の備品購入費が計上されているが、使えるものはそのまま使用するという考え方で計上してあると理解してよいのか」との質疑に、「職員の机、椅子はそのまま使用する。会議室の机、椅子のほか、日吉支所と同様にカウンター、記載台などを新たに購入する予定である」と答弁。

企画課所管では、委員より、「乗り合いタクシー運行委託料は、前年度と比較してどうなっているか、また、乗り合いタクシー運行の課題はどう認識しているか」との質疑に、「平成30年度中に、東市来高山地区のコミュニティバス区間への乗り合いタクシー導入を検討するため、平成29年度予算に比べて200万円増の1,100万円を要求したところである。乗り合いタクシーを実際に利用している市民からは、「こんなに便利なものはない。なくさないでほしい」との声がある一方、「制度や使い方がわからない」といった声、制度を知らない人が多いとも感じている。乗り合いタクシー利用者の少ない日吉地域においては、行政出前講座で積極的に向くなど、制度周知に努めている。吹上地域に

においては、一定の利用はあるものの、近年、若干の減少傾向にある。これまで乗り合いタクシーを利用されてきた方が高齢となり、外出が難しくなったことが一因と考えられる。新たな利用者がふえるよう、これからも制度周知を図ることとしたい」と答弁。

委員より、「企業誘致対策費に7,500万円計上されているが、3企業の概要と内容を説明してほしい」との質疑に、「株式会社浜崎建設は、鹿児島市でマンション等の鉄骨を製造している企業である。市内数カ所にある工場を日吉町草見に集約して規模拡大するもので、10人から15人の新規雇用を見込んでおり、平成30年6月に新工場が完成予定である。西農園株式会社は、西酒造株式会社の系列会社で、甘酒の製造を行っている企業である。新規雇用は5、6人で、既に平成29年11月操業を開始している。補助の要件である雇用期間の関係で、平成30年度に要求するものである。シチズン時計鹿児島株式会社は、これまでも工場を増設してきている。今回の増設は、工場部分に加えて手狭となった社員食堂を併設するものである。新規雇用は10人から15人を見込み、今月末までには2階建ての建物を完成させ、4月の操業を開始する予定である」と答弁。

地域づくり課所管では、委員より、「日吉地域の閉校する小学校に地区公民館機能改修設計委託料800万円が計上されているが、今後の見通しは」との質疑に、「今回は、地区公民館機能を校舎に移すための工事を設定した設計委託料で、今回閉校する3校と先に閉校した扇尾地区の4地区公民館の分である。事前に地区館の関係者と地域づくり課、建築技師なども入れて現場での打ち合わせを行っている。当初予算で設計委託料を計上し、夏ごろまでに設計を終え、9月の補正で工事費を計上し、30年度内で改修工事を完了する予定である。校舎については、30年度の間

は普通財産として日吉支所地域振興課所管となるが、31年度4月からは行政財産として地域づくり課が所管する」と答弁。

委員より、「地域おこし協力隊の30年度の具体的な活動内容は」との質疑に、「地域おこし協力隊の任期は、平成31年6月までの3年であるが、昨年12月末で、一般職非常勤職員を退職し、現在、個別契約により持続している。30年度の活動については、主に起業活動に力を入れていく予定である。取り組み内容としては、例えば、美山地区をベースにした人材活用、美山の観光ガイド、美山マルシェのさらなる地域住民とのかかわりを広げながら活動していくのではないかと答弁。

商工観光課所管では、委員より、「商店街空き店舗活用推進事業の実績は、どのような状況か」との質疑に、「平成28年度に調査を行い、22件の物件であるが、現在のところ契約に結びついていない状況である」と答弁。

委員より、「伊集院町飲食業振興会への補助金が計上されているが、現在はどのような事業を行っているのか」との質疑に、「各種大会や行事等の弁当注文のほか、「美味しいものチャンピオンショップ」にも協力していただいている」と答弁。

委員より、「三州同盟会議負担金の内容は」との質疑に、「平成31年度に没後400年祭を検討している。その準備予算として負担するものである。内容については、平成29年度、DVDを作成した。平成30年度については、記念事業を計画していく」と答弁。

消防本部所管では、委員より、「消防団員の現状と今後の見通しについて、どのように考えているか」との質疑に、「定数613人に対して、現在の消防団員は548人である。65人不足している。また、平均年齢は

47.9歳である。現在行っている消防団再編終了後、定数の見直しを検討していくことを市長とも協議している。また、団員の高齢化については、若返りを図るため、入団勧誘の声掛けを若い職員、団員にお願いしている」と答弁。

税務課所管では、委員より、「滞納管理システム更新業務委託料が計上されているが、どういった内容か」との質疑に、「税務課の収納管理は、基幹システムと補助システムがあるが、滞納管理システムは補助システムで、今回、このソフトを入れかえる。現在のシステムは、平成20年に導入したが、機能が低下していることから、支所も含めて情報共有するため、30台導入する。これにより、預貯金調査や差し押さえの電子化を図る計画で、職員が3人で、月5日程度金融機関に出向している手間を解消し、収納率の向上が図られる」と答弁。

特別滞納整理課所管では、委員より、「お知らせセンター運営事業の内容についての説明と、運営事業の状況はどうか」との質疑に、「主に4月から6月にかけて、前年度の納付はどうなっているかの電話連絡、また、12月から2月にかけて納付がなされていない状況を電話でお知らせしている。文書等を郵送しても、いないことが多く、電話でお知らせすることで納付につなげている。お知らせセンターという名称で取り組んでいる」と答弁。

会計課、監査委員事務局、公平委員事務局の所管につきましては、執行部の説明で了承し、質疑は特にありませんでした。

議会事務局所管では、委員より、「工事請負費で、議場システム更新が2,580万円計上されているが、どのような内容の工事なのか」との質疑に、「議場システム更新工事が主で、あくまでも予定だが、7、8月ごろの開閉中に業者の選定、10月、11月に工

事を計画している。現在の議場システムは、合併と同時に設備されたもので、マイク等については既に在庫がなく、補修できない状況であり、また、パソコンシステムはWindows XPを使用しているなど、全機器が既に更新の時期に来ている状況となっており、今回の更新となった」と答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。

討論に付しましたが、施政方針及び予算説明の中で、「原子力防災訓練の継続的な実施が位置づけられているが、当初予算に具体的な訓練の予算が見えていないのは問題である」という反対討論がありました。

その後、採決の結果、議案第30号平成30年度日置市一般会計予算の総務企画常任委員会に係る部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第30号平成30年度日置市一般会計予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、3月8日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、3月

9日、12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長及び各担当課長等、当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず、平成30年度予算の歳出の概要について、当委員会所管に係る分をご説明申し上げます。

市民福祉部所管では、総務費の戸籍住民基本台帳費で、諸証明書のコンビニ交付サービス事業等予算に、前年比6,806万6,000円減額の1億4,556万9,000円が計上されています。

民生費では、社会福祉費で、障がい者等基幹相談支援センターのサービス等利用計画や各種相談業務の充実に努め、障がいのある方が抱える課題や適切なサービス利用に向け、きめ細かい支援の実施のため、また、高齢者福祉費では、高齢者の誰もが住みなれた地域で、安心して生き生きと自立した生活が送れるよう支援を努めるための計上がされています。

児童福祉費では、多様化する保護者の教育、保育や子育て支援のニーズを踏まえ、全ての子育て家庭及び地域の子育て支援を総合的に実施するために、生活保護費では、生活保護法の基準に基づき保護の決定を行うとともに、保護受給者が自立できるように支援を行うための計上がされています。

災害救助費では、災害救助法の適用に至らない災害による罹災者に対して応急救護を行うための計上で、民生費総額は前年比で3億9,951万9,000円増額の75億9,983万4,000円が計上されています。

衛生費の保健衛生費では、子ども医療費助成制度を本年10月から新たに乳幼児制度として、住民税非課税世帯の未就学児を対象とした窓口無料化に取り組み、母子保健事業では、不妊治療費助成事業等、また、マタニティボックスの内容を見直し、市民のニーズ

に合わせた子育て支援に取り組むこととし、予算計上をしています。

清掃費では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の処理を行うために計上がなされ、衛生費総額で、前年比1億2,088万4,000円減額の34億4,183万4,000円となっています。

次に、教育委員会所管では、教育費が、前年度比9億9,585万4,000円の増額で、30億7,981万3,000円が計上されています。

増額率47.79%となっている要因は、小学校費委託料で、(仮称)日吉義務教育学校基本設計・実施設計・地質調査として6,000万円、工事請負費で、伊集院北小学校校舎改築等工事の継続で8億6,497万4,000円を、保健体育費で、鹿児島国体日置市実行委員会負担金に757万1,000円、体育施設費委託料で、吹上浜公園サッカー場整備に係る実施設計委託料に1,407万2,000円を、工事請負費の吹上浜体育館空調整備工事の継続費として2億5,111万1,000円、公有財産購入費では、吹上浜公園サッカー場整備用地として土地開発基金から買い戻しとして8,551万5,000円等の新規等となっています。

次に、歳入の主なものをご紹介します。

社会福祉費国庫負担金で14億6,315万5,000円、児童福祉費国庫負担金で7,716万1,000円、児童措置費国庫負担金で、保育所運営費に7億5,872万9,000円、児童入所施設措置費に244万5,000円を、指定ごみ袋やクリーンリサイクルセンターの自己搬入手数料など清掃手数料で9,125万7,000円、雑入の資源ごみ有価物売却代等衛生雑入で3,228万6,000円、居宅支援サービス計画作成そのほか雑入で2,081万円などであります。

このほか、医療・福祉・環境・衛生・教育分野での各種事業における国・県の負担金、補助金、雇用保険料などが主なものとなっています。

次に、質疑の主なものをご質問いたします。

市民福祉部市民生活関係では、委員より、「単独浄化槽とくみ取り便槽は、どの程度あるのか」との問いに、「くみ取り便槽が約4,000基、単独浄化槽が約2,000基である」との答弁。

また、委員より、「吹上地域から海岸清掃に重機を出してもらいたいとの声がある。海岸清掃は、毎年各海岸で行われているが、市が行うものやボランティアで行うものもある。環境総務管理費の重機借り上げ料の使用状況はどうか」との問いに、「市民生活課では、環境総務管理費と塵芥処理費の海岸漂着物処理を予算化している。そのほか、農林水産課が所管する水産多面的地域活性化事業の中でも予算があるようだ。これは、漁協を通して活用されていると聞いている。日吉と吹上地域では、建設互助会に委託して、3月中に海岸清掃を実施しており、台風などの緊急な対応を行う突発的な部分も視野に入れての予算であり、活用については今後検討していきたい」との答弁。

次に、福祉課関係では、委員より、「日吉地域の社協が委託で行っているデイサービスはやめるのか。地域ニーズの実態はどうか。また、行政としてどう対応していく考えか」との問いに、「現在、30人程度の利用で、年々減少傾向であり、収支は赤字である。社協として利用者や雇用している職員に対する対応も、検討していかなければならないと考える。平成31年3月末をもってやめたい意向だが、あくまで予定である。30年度前半で結論を出さなければならず、行政としても、現利用者について検討しなければならない」との答弁。

また、委員より、「就労準備支援事業と学習支援事業の平成30年度の変更はあったか。また、学習支援の対象者、事業の周知時期、今後も生活保護世帯のみを対象とするのか」との問いに、「就労支援事業は、前年度同様に、日置市農業公社の就労体験を予定している。学習支援対象者は20人であり、実施を7月に予定、現在アンケートで周知しており、申し込みを5月末に予定している。30年度は、中学1年生から3年生までの拡大で様子を見て、人数が少ない場合は小学生までの拡大も検討している。議会での質問も踏まえ、生活困窮者までの範囲の拡大についても、教育委員会のデータを参考に検討したい」との答弁。

次に、健康保険課関係では、委員より、「収納に金融機関とコンビニがあるが、どれくらいの割合か」との問いに、「28年度実績で、手数料は、鹿児島銀行10円、コンビニ57円である。収納は、コンビニが8,566件で1億7,000万円である」との答弁。

また、委員より、「保健衛生費が、昨年費2,671万円、保健指導費が1,976万8,000円増額しているが、主な要因は何か」との問いに、「保健指導費の増額は、健康医学教室の回数増と拡大によるものと、自殺対策の計画書策定分である。衛生総務費は、平成30年度から各支所に保健師1人ずつ配置するための人件費の増額である」との答弁。

次に、介護保険課関係では、「給付費減の要因は何か。また、地域事業に移行した人数はどうか」との問いに、「介護予防の取り組みで、認定者が減ってきていることが1つと、総合事業により、地域支援事業に移行した影響がある。2月28日現在で、事業対象者が151人で、要支援2からの動きとして、介護へ17人、要支援へ30人、総合事業へ2人の移行となっている」との答弁。

また、委員より、「公用車が1台ふえたが利活用はどうか。また、今回購入するのは軽自動車か。九州電力から贈与される車の車種は何か」との問いに、「ケアマネは、現在、自家用車を使用しているために、ケアマネの活動車として使用する。九州電力からの車は、ワゴン車の8人乗りと聞いているが、それを職員が使い、軽自動車2台をケアマネが使用するようになる」との答弁。

次に、教育委員会の教育総務課、学校教育課関係では、委員より、「新夢づくり事業は、今までとどう違うのか」との問いに、「夢づくり事業は、全ての学校で実施した。子どもたちに夢と将来への希望を与えられるような事業である。議会からも、継続との意見もあり、新夢づくり事業として新たに取り組んでいくもので、これから募集をかけて学校を指定していく予定である」との答弁。

また、委員より、「日吉義務教育学校の基本設計の業務委託等、委託内容はどうか。また、今回は基本設計の予算化だけでよかったのではないか。そもそも日吉小学校への30年度からの開校の前に、既に義務教育学校の予算が計上されているが、どういった経緯だったのか」との問いに、「委託内容は、基本設計、建築・整備の実施設計、地質調査である。設計業務は、新築・改修基本設計、新築建築実施設計、新築設備実施設計、改修建築実施設計、改修設備実施設計、地質調査の5本であり、改修は、日吉中学校との接続という部分で、新築校舎との渡り廊下でつなぐ改修となる。また、増築部分を含め、1年生から9年生が入ることとなるが、既存の中学校の教室の配置もあり、今回の計上となった。義務教育学校については、平成28年11月に地域から提案があり、29年1月、3月の2回の協議の後に要望書が提出された。それを教育委員会並びに市長部局も重く受けとめ、協議を行い、義務教育学校の

計画は、地域の活性化が第一ということで計画した」との答弁。

次に、社会教育課関係では、委員より、「国体の負担金の具体的な内容や準備状況はどうか。選手や観客数のシミュレーションはどうか。また、宿泊の受け入れ可能人数は」との問いに、「開催県の視察、PR旗や横断幕、会場レイアウト設計などである。昨年8月24日に、実行委員会組織を立ち上げ、4つの専門委員会も設置して準備を進めている。県の試算により、レスリングが1日950人で延べ3,892人、軟式野球が1日123人で延べ379人、観客数の試算はない。宿泊施設は、一昨年の県の試算では、14施設で750人の受け入れであるが、施設が提供可能と答えたのは643人であり、今後、廃業の意向の施設もあり、若干少なくなる」との答弁。

また、委員より、「サッカー場の実施設計の概要は」との問いに、「これまで4回のあり方検討委員会を開催し、サッカー場2面、フットサル2面、ランニングコート、クラブハウス、照明施設1面という案が出ている」との答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第30号平成30年度日置市一般会計予算の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております議案第30号平成30年度日置市一般会計予算につ

いて、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、3月8日の本会議において、当委員会に係る部分を分割付託され、3月9日、12日、15日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び各担当課長、農業委員会事務局長など、当局の説明を求め、現地調査の後、質疑、討論、採決を行いました。

まず、平成30年度予算の歳出の概要について、当委員会所管に係る部分をご説明申し上げます。

6款農林水産業費は、総額10億8,542万4,000円で、前年度より2,183万4,000円の減額となっております。

主な事業は、農業委員会の補助金及び交付金で、遊休農地の整備に係る経費の補助に100万円が新規に計上されました。

農林水産課では、市内96協定集落に対する中山間地域等直接支払交付金事業に8,277万8,000円、活動火山周辺地域防災営農対策事業に1億5,165万4,000円、オリーブによる6次産業化を目的とした新産業創出支援事業に総額で2,272万6,000円、有害鳥獣捕獲事業に総額で1,778万9,000円となっております。

農地整備課では、農地・農業用施設の維持管理や長寿命化、農村環境の保全活動を支援するための多面的機能支払交付金事業に1億4,235万1,000円、農道等の維持管理の原材料や機械借り上げ料を支給する農道等施設整備事業に2,895万円などとなっております。

次に、8款土木費は、総額9億7,796万4,000円で、前年度より7,592万6,000円の減額となっております。

主な事業は、辺地・過疎対策事業による市道2路線の整備に4,000万円、一般道路

整備事業費による道路の整備に5,215万円、湯之元第一地区など土地区画整理事業に1億8,326万9,000円、住宅リフォーム支援事業では、一般世帯、子育て世帯、三世同居世帯への支援に2,000万円などとなっております。

次に、11款災害復旧費は、総額3,587万4,000円で、前年度より272万円の増額となっております。

内訳は、農地・農業用施設災害復旧費が1,514万4,000円、林道災害復旧費が60万5,000円、治山施設災害復旧費が40万5,000円、公共土木施設災害復旧費1,972万円となっております。

次に、歳入の主なものは、NTTや九州電力などの道路占用料が1,310万9,000円、公営住宅使用料は2億2,929万円、伊集院駅北口の駅前広場駐車場使用料が100万円、一般住宅貸付収入が1,324万6,000円、住宅新築資金等貸付金元利収入が47万9,000円となっているほか、各種事業における国・県の負担金、補助金、雇用保険料、徳重地区土地区画整理事業清算金などの雑入などとなっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農業委員会関係では、委員より、「新規就農者の農業者年金への加入状況はどうか」との質疑に、「新規就農者は、国民年金の掛け金1万6,490円に加え、農業者年金2万円を支払うことは困難な状況であるが、今年度の加入者は3名で、うち1名が新規就農者である」と答弁。

また、「新規事業の遊休農地等整備事業に係る経費補助に100万円とあるが、導入の経緯は」との質疑に、「国の耕作放棄地事業は、農用地区域内のみが対象であるが、本市では、特に中山間地域の農地の荒廃が進んでいるため、農用地区域以外も対象とした市単独の補助事業を新規事業として計上した」と

答弁。

さらに、この件については、3月15日に再度詳細な説明を求め、「補助金の額が対象経費の3分の1とのことだが、業者の見積額により、補助金の額が違う場合があり、問題が生じるのではないか」との質疑に、「補助対象農地を市内全ての1a以上の復元可能な遊休農地とし、補助金の額を1a当たり3,000円以内とし、事業費1万円未満は対象外とする。補助金の上限は、1件当たり20万円としたい」との答弁がありました。

次に、農林水産課関係では、「農業振興費の新産業創出の鹿児島オリーブの出資金600万円の根拠は」との質疑があり、「現在、12社から成る5,000万円の出資総額に1,000万円を増資。その内訳として、鹿児島ディベロップメント株式会社が追加で400万円、日置市が600万円を予定。600万円の出資根拠は、近隣市町村の出資額の動向や風力発電関係の出資金を参考に、総出資額の1割としているため、その割合等を根拠とした」と答弁。

さらに、この件についても3月15日に、再度詳細な説明を求め、「増資に伴う鹿児島オリーブの運営権限と経営責任」について執行部に質疑を行い、「この増資については、あくまでも生産者の意向や発言を一層増していくもので、このことにおいて本市が筆頭出資者になり得るわけではなく、会社運営への責任権限への位置づけは、当初から変わるものではない」との答弁がありました。

委員から、「鹿児島銀行との包括的業務協定に基づく生産技術の向上や栽培拡大、生産者価格の維持に寄与していく日置市の当初の立場を中心にかかわっていくべきである」との意見が出されました。

同じく農業振興費の活動火山周辺地域防災営農対策事業で、「事業主体であるカゴシマ農園株式会社の状況と地元雇用予定者は」と

の質疑に、「平成29年12月に、東市来地域養母地区に法人登記を行っており、霧島市で「黒薩摩鳥」を経営している新保農園の農業部門である。数年前から、吹上地域でトマト30aの栽培実績があり、当初、吹上・日吉地域で土地を模索したが、東市来地域養母・長里地区の地元と話し合いが進み、今回、進出することになった。雇用については、最終的に15名程度を予定している」と答弁。

次に、農業施設管理費で、「加工センター等の管理費は、収入より支出が多いが、バランスはとれないか」との質疑に、「加工センターは、家庭で使用するみそ、麺つゆ等がメインであり、加工グループの製品開発やイベント販売用の製造であるが、生産ベースに乗りにくい状況である。また、老朽化に伴う修繕等が多くなってきており、収入、支出のバランスをとるには使用料を上げるしかないが、地域の活性化や市民の生きがいに貢献していることもあるので、難しい」と答弁。

次に、農地整備課関係では、委員より、「農道等施設整備事業の原材料費や重機借り上げ料、修繕料など計上してあるが、要望が多いのか。また、補助事業の活用は検討できないのか」との質疑に、「要望は、依然として多いのが現状である。補助事業に対応できる要望案件は、補助事業として対応しているが、対応が難しい要望が多いため、きめ細かな対応に努めたい」と答弁。

また、吹上地域永吉ダムの管理に経費は、歳入と大きく違いがあるが、なぜか」との質疑に、「ダムは、県の施設であるが、防災ダムであるため、管理は市と管理契約を結んでおり、市が管理している。管理委託補助金として、50万円の補助を受けている」と答弁がありました。

次に、建設課関係では、住宅建設費の水洗化等工事について、委員より、「公営住宅の水洗化の事業完了の見通しは、何年ぐらいで

整備が終わる予定か」との質疑に、「30年度で、日吉地域の北区を実施予定である。住宅の耐用年数、建てかえの必要性を検討し、北区の工事で事業は終了する予定。また、当初、日吉地域の水洗化率は38%であったが、現在は61.7%まで上がった。全体では84.28%まで上がっており、おおむね目標値に達したと考えており、今年度で事業を終了する」との答弁がありました。

次に、河川総務費の委託料について、「自治会等での河川愛護作業や業者委託料による妙円寺詣り前などの河川の伐採作業等を行っているが、河川伐採は非常に大変である。住民への報酬費を上げたらどうか」との質疑に、「県の管理河川であり、県でできないところを市で補っている。県も、予算確保が難しい状況である。また、報償費を上げることは考えていない。危険が伴う作業はしないようにしてほしい」と答弁。

道路維持管理費について、「農地整備で行っているような維持補修に係る原材料費等の使いやすい予算はできないか。身近な問題でも、地区においてお願いすることになるため、地区住民みずから道路も簡易な補修ができないか」との質疑に、「小規模な部分補修を行うための予算で、市道の作業班が行うための予算である。市道については、市で管理を行っているが、農道、集落道などについては、地元地域の管理であり、市道補修については、原則市で実施する」との答弁。

最後に、道路維持作業員の配置について、委員より、「各地域で雇用しているが、増員は行わないか」との質疑に、「配置人員に対しては、現在、東市来地域8名、伊集院地域8名、日吉地域6名、吹上地域9名の計31名であり、平成28年度から増員をしている状況である。今のところは、現状のまま様子を見たい」との答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありました。

当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に入る前に自由討議を行いましたところ、委員から次のような意見が出されましたので、ご報告申し上げます。

まず初めに、新産業創出支援事業について、さまざまな分野において予算計上がなされているが、この事業の一番の目的は、日置市の役割分担であるオリーブの栽培技術の確立、生産体制の拡大を図ることで、オリーブの収穫量を目標値まで上げることであります。このことを主眼に、今後も積極的に取り組まれます。

次に、さきに開催された「市民と議会の語る会」でも複数出された意見であります。人口減少や高齢化等の影響で、自治会等における草払い作業などの環境整備も、大変困難を極めている地域がふえてきています。よって、今後、市道等を管理する道路作業班が担う役割は、年々拡大していくことが予想されることから、4地域の体制の統一化や作業等に必要な人材の確保、必要な諸経費について充実を図っていくことが必要である。

最後に、農産物加工センター等や、他の類似施設における運営経費と利用収入の比率に大きな開きを感じます。これらの施設に限ったことではないが、今後の財政状況等を考慮したとき、今後、利用者負担も検討していくべきではないかと、以上、3項目について意見が出され、委員会では、当局に対し積極的な対応を求めることに決定いたしましたので、ここに申し入れをいたします。

自由討議の後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第30号平成30年度日置市一般会計の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。

午前11時41分休憩

午前11時41分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（山口初美さん）

文教厚生常任委員長に1点だけ伺います。

日吉の義務教育学校について、教育委員会からは、住民から陳情が出されたという説明がありましたが、文教厚生常任委員会の中で、その陳情が示されたのかどうか、その点を伺います。

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

陳情書とは言っておりませんで、要望書が出されたというふうに報告をいたしましたので、陳情書ということは間違いだと思います。

それと、私たちのところには、その要望書は見せてはもらっておりませんが、非常に思いを込めた要望書であるという報告は受けております。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

これから議案第30号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第30号平成30年度日置市一般会計予算に対する反対討論を行います。

平和なこのまちで安心して暮らしたい、景気をよくしてほしい、そのようなささやかな市民の願いに応え、希望を持てるような予算

化、住民の目線で見ると問題はないのか、税金の使い道としてふさわしいのかどうか、この予算で住民が主人公の市政と言えるのかなど、住民の立場で、私なりの視点でこの予算を見てみました。

また今、国会では文書改ざんなど、国政の私物化が大きな問題となっています。また、社会保障は削る一方で、軍事費だけは聖域化し、どんどんふやされています。そのような国の悪政から市民の命と暮らし、福祉、教育を守る自治体の役割が求められていると考えます。その自治体の役割を果たす予算かどうかという視点でも見てみました。

まず、住民の安全を守るための防災対策では、施政方針及び予算説明の中に、原子力防災訓練の継続的な実施がうたわれておりますが、このための予算は当初に組まれていません。補正予算で組まれると予想はされますが、きちんと位置づけられているのであれば当初予算に計上されるべきと私は考えます。

戸籍住民基本台帳費の負担金補助及び交付金の人権事業費、人権啓発研修事業補助金37万8,000円は、部落解放同盟という特定の団体への補助金であり、税金の使い道としてふさわしくないと考えます。国においては、同和事業は終了していますし、この団体にのみ人権事業費として補助金が予算化されているのは逆差別と考えます。私は認めることはできません。

体育施設費の節13委託料の投資的委託料、吹上浜公園サッカー場整備事業費1,407万2,000円、実施設計委託料は吹上の住民の皆様のさまざまな意見があり、もちろんサッカー場に期待する声もありますが、後々の維持管理のことを考え、慎重に考えるべきだという意見が大半を占めております。住民の合意は、現時点では得られておらず、そのための努力も足りていないように考えます。この予算について、問題点の一つとして上げて

おきたいと思います。

就学援助制度については、日置市の入学準備金を入学前に支給できるように努力された点は評価いたします。憲法には、義務教育はこれを無償とするとあり、憲法第26条では、教育を受ける権利を定め、学校教育法第19条には、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならないとあり、これに基づく国の制度であり、また国民の権利を守るためにあるのが就学援助制度です。子どもの貧困の抜本的な解決に向けたしっかりとした対策が今求められており、基準の見直しも含めた制度の拡充が求められていると考えます。憲法にあるように、義務教育は本来無償であるべきで、お金の心配などしなくても済むように国がきちんと予算を確保すべきと考えます。そして、日置市では、国で認められたPTA会費、クラブ活動費、生徒会費などが準要保護世帯に適用されていないのは、やはり日置市としても努力が足りないと言わざるを得ません。

就学援助制度が十分に、本来の目的に沿ったものになっていない点は、問題点として指摘しておきたいと思います。

子育て支援の大きな柱である乳幼児医療費の病院窓口での無料化が所得制限つきで今年度から実施されます。本市では、子ども医療費の無料化が中学校卒業まで実現しておりますので、県への働きかけを強め、所得制限なしで中学校卒業までの窓口無料化実現へ力を一層尽くしていただくことを期待しております。

進んだまちでは、高校卒業まで無料になっています。この予算では市民の願い実現ということではまだなく、まだまだ不十分と言わなければなりません。

さて、次に、(仮称)日吉義務教育学校基本設計業務委託料として当初予算に6,000万

円が計上されました。日吉地域の小学校は、今年度から日吉小学校としてスタートします。そのための新校舎建設、改築なども行われたわけですが、現在の日吉中学校敷地のほうに義務教育学校校舎新築ということであれば、再編はそのときにあわせてすればよかったですのではないかという声がたくさんあります。議会への説明や市民の合意なしに住民置き去りに一方的に義務教育学校が推し進められてきたような気がするの私だけではないようです。日吉地域の小中学校の教育のあり方を大きく変える予算であり、このような進め方は問題があると私は考えます。これも1つの大きな問題点として申し上げておきます。

最後になりますが、市役所内や公共の施設などで働く人たちの非正規雇用がふえているのは問題だと私とはいつも考えています。官製ワーキングプアと言われますが、公共の場で働いていても貧困という問題は大きな社会問題となっています。住民の福祉の向上のために、働く人たちの身分はきちんと保障されるべきです。そうしてこそ住民の福祉は向上するのです。不安定で安い賃金で働くことを望む人がいるのでしょうか。ボーナスもなく、いつまで働かせてもらえるのかわからない、そんな職場で安心して働けるのでしょうか。同じ仕事をしているのに賃金に格差があれば、誰だって惨めな気持ちになるのではないのでしょうか。働くのは正規職員が当たり前の日置市にしていくことを強く求めて、反対討論を終わります。

○議長(並松安文君)

次に、門松慶一君の賛成討論の発言を許可します。

○16番(門松慶一君)

ただいま議題となっております議案第30号平成30年度日置市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成30年度は第2次日置市総合計画の前

期基本計画の中間年度に当たり、また、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、最終年度を翌年度に控えていることから、いずれも大変重要な年となります。

当初予算の規模は250億6,100万円で、前年比で23億3,600万円の増加となっております。本市の財政構造は、歳入の大部分を地方交付税や国・県支出金などの依存財源に頼って構成されており、自主財源は3割に満たない状況で、自主財源比率が低い構造となっております。

このような厳しい財政状況の中で、事業の緊急性や重要性を十分に考慮し、限られた財源を効果的に配分するとともに、国・県補助制度の積極的な活用と財政調整基金や施設整備基金などの基金や有利な地方債を有効活用することにより財政の健全性の確保とバランスのとれた予算編成となっております。

防災対策に対しては、災害や非常事態に対応できる防災体制確立のため、市総合防災訓練の実施に加え、国や県、関係市町、事業所等と共同による原子力防災訓練などを継続して実施することになっております。

国・県からの交付税等が削減されているわけで、本市は生ごみの再資源化により約6,500万円、ふるさと納税により約1億6,000万円と、新たな財源増、財源確保に努力しております。このことはまことに喜ばしいことで、高い評価をすところでは、これから新しい財源策をどう構築していくか、このことが課題になっていくかと思っております。

今回、当初予算は、いずれも慎重審議され、市民サービス、市民福祉向上に必要な予算であると理解いたします。

以上のような理由をもちまして、私の賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定すること賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第30号平成30年度日置市一般会計予算は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第31号平成30年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第11 議案第36号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第12 議案第37号平成30年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第13 議案第38号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（並松安文君）

日程第10、議案第31号平成30年度日置市国民健康保険特別会計予算から日程第13、議案第38号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計予算までの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第31号平成30年度日置市国民健康保険特別会計予算から議案第38号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計までの議案4件は、

3月8日の本会議で当委員会に付託され、3月9日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、各担当課長など当局の説明を求め、3月12日に討論・採決を行いました。

これより文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、初めに、議案第31号平成30年度日置市国民健康保険特別会計予算についての主なものをご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億8,681万4,000円とするものであります。

平成30年度予算については、国保制度改正に伴い、県が国保運営の責任を担うことで予算編成も変わってきております。

医療給付費等の支出に全額県普通交付金が入りますので、毎年医療給付費が不足するかもしれないとの心配はなくなります。そのかわり、医療費や所得状況に応じた標準保険料をもとに県から納付金額が示されることとなります。これまでの国庫支出金については県でやりとりをしますので、市の予算には出てきません。

市の業務はほぼ変わりなく、保険税の賦課徴収や保健事業など従来どおりに実施していくこととなります。

それでは、歳入の主なものをご紹介します。

災害臨時特例補助金は、新規に科目を設定しております。保険給付費等交付金は、43億2,276万1,000円であります。

特別交付金は9,013万円で、保険者努力支援交付金は特定健診や重症化予防対策、保険税収納等の取り組みの評価によって交付されるもので、この分の日置市見込み分は1,580万9,000円、また、特別調整交付金3,802万2,000円のうち814万4,000円が保険者努力支援の追加拡充の分で、本市への保険者努力支援金の合計が2,395万円の予定であります。

保険給付準備金繰入金は6,881万2,000円で、歳入不足見込みによる基金繰入金となりますが、これは繰越金が未確定であることと、保健事業や一般管理費の歳出に余裕を持たせているため、歳入歳出調整のため、現段階では歳入不足としているところであります。

次に、歳出の主なものをご紹介します。

事務的な経費はほとんど変わらず、診療報酬明細書等電算処理料を初めシステム改修委託料等で、934万3,000円を、連合会負担金194万6,000円は新規でKDBシステム負担金はレセプトと特定健診データをもとに、医療費分析等を行うものであります。

また、一般被保険者療養給付費負担金は36億8,036万8,000円で、県への納付算定に基づく給付見込みであります。これは3年間の医療給付費の推移から、30年度の見込みになり、ここで負担したものは県の保険給付費等交付金で全額賄われていくものであり、他の給付費についても同様であります。

新規の科目国民健康保険事業費納付金は、県が市町村ごとに算出します。一般被保険者医療給付費分が10億2,579万7,000円、一般被保険者後期高齢者支援金分は、2億8,272万4,000円、介護給付費分は8,272万4,000円であります。

また、新規で特定健診インセンティブについては、無関心層等の方たちへ褒美を与えることによって受診率等の向上を図るもので、国も推奨しており、保険者努力支援制度の中でも取り組みが評価されるものであります。

本市は、受診率は上がっているものの、若い年代層が低いため、新規に対象となる40歳に対して受診された場合、1,000円の商品券を差し上げるものであります。

また、特定保健指導に来庁された方の保健

指導実施率も評価の対象となるため、6カ月の保健指導導入時に500円の商品券を差し上げることとしたものであります。

生活習慣重症化予防プログラム委託料682万2,000円は、このままだと人工透析に移行しそうな糖尿病性腎症の方をリストアップし、広島県呉市で実績のある事業所に委託し、専門看護師が面談や電話支援を6か月かけて実施するもので、1件40万円、7人分の計上であります。高額ではありますが、人工透析になると年間600万円掛ける年数の医療費が発生するため、費用対効果を考えての予算であります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、「新規の特定健診インセンティブについて、無関心層の方たちへのことで、40歳到達時に受診者へ1,000円の商品券を、また、特定保健指導の該当された方の6カ月の保健指導を受けると500円の商品券を差し上げるとのことだが、これはどのような形で、どの時点でもらえることになるのか、また、健診率が低いことへの対策だが、40歳代の受診率はどのくらいか」との問いに「特定健診は個別健診と集団健診を受けられた後の結果説明会を活用して商品券をお渡しすれば特定保健指導が6か月間指導を受ける内容で、その指導に乗っていただくために最初に商品券をお配りする。受診率は、ほかの年代は70%から80%と高いが、40歳代は30%台である」との答弁。

ほかに質疑もありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第31号平成30年度日置市国民健康保険特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午後0時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

引き続き、委員長報告をさせていただきます。

次に、議案第36号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計予算について、主なものをご報告します。

今回の予算の総額は、歳入歳出それぞれ493万2,000円とするものであります。

それでは、歳入の主なものをご紹介します。

温泉使用料は6施設分の有料使用料で、279万3,000円を、また、一般会計繰入金は7施設分の無償分使用料で、213万6,000円であります。

次に、歳出の主ものをご紹介します。

吹上温泉施設維持管理に係る費用で、需用費326万3,000円、その他委託料で97万4,000円と、前年度並みの計上となっています。

次に、委員の質疑の主なものをご紹介します。

委員より、「温泉審議会の審議内容は何か。また、昨年はどうだったのか」との問いに、「現段階では特に内容は決まっていない。昨年は委員改正があり開催したが、内容は現状の説明であった」との答弁。

ほかに質疑もなく、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第36号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号平成30年度日置市介

護保険特別会計予算について、主なものをご報告します。

平成30年度の予算は、歳入歳出それぞれ55億7,961万7,000円とするものであります。前年度比で4,721万4,000円の減額となっています。

それでは、歳入の主なものをご紹介します。

介護保険料で10億1,721万4,000円を計上、被保険者保険料を30年度から月基準額を6,100円とし、6期と同様に9段階に細分して納付します。

被保険者総数を1万6,395人とし、特別徴収を1万4,945人の9億4,473万1,000円、普通徴収を1,439人の7,198万3,000円の計上であります。

国庫支出金が14億8,714万8,000円、支払基金交付金が14億7,321万5,000円、県支出金が8億2,701万7,000円、繰入金で7億7,136万9,000円等であります。

次に、歳出の主なものをご紹介します。

総務費が7,141万8,000円、保険給付費が52億9,784万3,000円、地域支援事業費が2億633万1,000円等あります。

報償費の15万4,000円のうち、新規に事業計画策定評価委員会を立ち上げるもので、第7期事業計画から毎年度、評価指数に沿った事業計画評価が求められるようになったための計上であります。需用費、消耗品費の360万円は、7期計画によりパンフレットの内容変更をして作成し、65歳到達者に配布する介護保険かんたんガイドや全世帯に配布するみんな笑顔で介護保険等の計上であります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、「介護保険事業計画策定評価委員会の内容は」との問いに、「仮称ではあるが、30年度から毎年度、策定した計画に対

して、評価指標により評価委員会で評価し、県、国に報告することになる。委員の人数は23人程度見込んでいる」との答弁。

また、委員より、「平成29年度の介護認定に対する不服申し立てはどうだったのか」との問いに、「不服申し立てはなかった」との答弁。また、委員より、「デイサービスの運営状況はどうか」との問いに、「社会福祉協議会の運営するデイサービスが東市来と日吉にあり、厳しいと聞いている。日吉のひむかの郷も人材が足りず厳しいと相談を受けたが、4月からは体制が整うと聞いている。利用者の減少とスタッフの確保が厳しいという話は聞く。また、本市はデイケアの事業所が多いという特色がある」との答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第37号平成30年度日置市介護保険特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計予算について、主なものをご報告します。

今回の予算は、歳入歳出それぞれ6億7,948万円とするものです。

それでは、歳入の主なものを紹介します。

特別徴収保険料の現年度分2億3,702万7,000円で、約5,700人分、普通徴収保険料の現年度分1億9,237万円で、約3,300人分、一般会計事務費繰入金1,349万7,000円、保険基盤安定繰入金2億1,528万7,000円は、保険料均等割の7割・5割・2割軽減措置の補填分であります。

保険料につきましては、安定した財政運営を確保するため、2年単位で費用と収入を見込み、賦課総額を算定しており、平成30年度に保険料の改定が行われました。均等割額

は5万1,500円から5万500円に引き下げ、賦課限度額は57万円から62万円に引き上げ、軽減措置の改正もあり、1人当たり年間平均4万9,370円から5万1,845円へ、2,475円の増加となる見込みであります。

次に、歳出の主なものをご紹介します。

後期高齢者医療広域連合納付金6億4,799万2,000円、健康保持増進事業費1,578万円、保健事業費564万9,000円であります。

新規で委託料272万5,000円は、後期高齢者医療電算処理システム端末保守業務委託料と保険料軽減特例見直し対応業務委託料であります。

後期高齢者医療電算処理システム端末の保守業務委託料は30年度末の機器の入れかえとともに、健康保険課での予算計上となります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、「歳入の普通徴収滞納繰越で29年度まで調定額1億8,205万4,000円の0.62%が滞納繰越とかあるが、これは納期の関係か。また、一方で繰越金が出納整理期間に収納された分で同じ額に0.71%を掛けて129万2,583円が繰越金となっている。滞納繰越金の計算はどうなっているのか」との問いに、「滞納繰越分の29年度分0.62%の112万8,734円は、出納整理期間後の完全な滞納繰越となった分で、繰越金にある0.71%を掛けた129万2,583円は29年度分の保険料で、30年4月、5月の出納整理間に入ってきた分を30年度分として広域連合に納める分であり、その分を繰越金として歳入に上げている。0.71%や0.62%というのは実績から上げた数字である」との答弁。

このほかには質疑もなく、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論は

なく、採決の結果、議案第38号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上4件の特別会計につきましての報告を終了いたします。

○議長（並松安文君）

訂正がありますか。

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

済みません。先ほどの後期高齢者医療特別会計予算のところの歳入歳出の総額のところを、ちょっと言い間違いをしていますので訂正をします。

6億7,948万円が正しいものでございます。訂正をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第31号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第31号平成30年度日置市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

平成30年度から県と市町村が共同保険者となり、国保財政運営の責任主体が県に移行します。これまでと同じように資格の管理や被保険者証の発行、国保税の賦課徴収業務など、引き続き市が担います。58億8,681万4,000円の予算となっています。

市の財政も国保財政も厳しい中で、一般会計からの1億円の繰り入れもこれまでと同様に行うなどは評価をいたしますが、高過ぎる国保税は負担が重く、支払いが困難な市民が

ふえています。加入者には負担能力の高くない高齢者層や無業者層が多いために国保税が高い、高過ぎるとおっしゃるのは当然だと思います。

国保税は、加入者が払えるかどうかという観点からは設定されていません。この問題の解決のためには国庫負担割合の改善及び増額、減免制度の拡充が必要です。また、世帯内の加入者数に応じて賦課される均等割があり、子どもの多い世帯などは国保税が高くなりますので、子育て支援にも逆行すると考えます。子どもの均等割を半額にするなどの負担軽減が必要と考えます。

国保の運営主体が県に移行されても国保税の負担の重さは改善されず、市民を苦しめる予算となっていると考えますので、私はこの予算に反対をいたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可します。

○17番（坂口洋之君）

議案第31号平成30年度日置市国民健康保険特別会計について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度のもとで、誰もがいつでも、どこでも、保険証1枚で医療行為が受診できることを目指し、この制度の存続に努めてまいりました。

平成30年度より、鹿児島県が財政運営の主体となり、国保運営の中心的な役割を担う一方、市町村は地域住民の身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等の地域における細かい事業等を引き続き担うこととなります。

本市においても、厳しい国保財政、長引く景気の低迷、国民年金生活者の割合の高い本市の実状が国民健康保険の負担と給付をどうするか、毎月の医療費給付費額の3カ月分の

適正と言われる中、本市の基金残高も29年度においても厳しい現状にあります。

平成30年度4月から国保財政の運営主体も都道府県化され、鹿児島県に運営主体が移管され、各自治体の保険標準保険料率に応じた納付金方式となり、保険料総額に基づく1人当たりの保険料額が本市においては10万1,336円となります。30年度も医療費抑制のために、本市においても特定健診の受診率の向上、ジェネリック医薬品の促進、重症化予防教室、運動と栄養の指導教室等取り組まれた実績も評価されています。

今回の予算は、このような状況の中で、負担と給付、将来にわたり医療制度を維持する上での努力がなされている30年度の予算措置であると考え、私は賛成の立場で討論をいたしました。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定すること賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第31号平成30年度日置市国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

36号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

議案第37号平成30年度日置市介護保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

先ほどの条例改正の討論でも申し上げましたように、3年ごとの制度見直しのたびに介護保険料の値上げが行われております。それが盛り込まれた予算ですので、私は認めることはできません。

介護保険料の引き上げは、年金暮らしの方々には受け取る年金が一層減ってしまうこととなります。有無を言わず年金から天引きされる介護保険料です。年金だけを頼りに暮らしておられる方々がほとんどですから、暮らしを一層切り詰めねばならず、介護認定されても受けることができるはずのサービスも削らなければならない人も出てくるのが予想されます。今までもそうでしたけれど、これからはそれ以上に影響が出てくると思われま

す。介護する人、される人が安心して受けられる介護保険制度とはまたまたかけ離れてしまうことが予想されます。今の介護保険制度は、介護サービスの利用がふえたり介護の現場で働く人たちの賃金に充てる介護報酬が引き上げられたりするとそのまま保険料の負担増にはね返ってくる仕組みになっているので、大変問題です。

国や自治体の公費負担割合を大幅にふやすことが必要です。

さて、本市の介護保険課の取り組みは、介護予防などにも力を入れ、市民の協力や自覚も促し、高い評価に値するものですが、この予算は市民に負担増を押しつけ、市民を苦しめる予算であると考えますので、私は認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、橋口正人君の賛成討論の発言を許可します。

○11番（橋口正人君）

ただいま議題となっております議案第37号平成30年度日置市介護保険特別会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

平成30年度は、第7期の介護保険料を見直しする年度でもあり、今回、保険料が6,100円に引き上げられました。30年度から平成32年度までの居宅サービス、地域密着サービス、施設サービスなど、サービス利用に対する総給付費と特定入居者介護サービスや高額介護サービス等の給付費用を加えた標準給付費見込み額と地域支援事業費見込額を来年10月からの消費税に引き上げと、第1号被保険者の保険料負担が22%から23%に改定することを見込み、標準月額6,100円と決定しました。

委員会では、保険料の値上げについて、今後の3年間を予想しての値上げであることを確認を行うなど、真剣に審議いたしました。

本市においても、高齢化が進み、介護を必要とする人がふえてきています。この給付費をどのように抑制していくのかが大きな課題であります。そこで、本市では、そのために予防日常生活支援総合事業を開始し、取り組んでいます。段階的にサービスの充実を図り、介護保険法の一部改正により、丸ごと支える地域包括支援体制をつくり、従うべき基準、参酌する基準をもとに、高齢者のみならず障

がい者の生活上の困難を抱える方が自立した生活を送れるよう切れ目のない支援の実現に向けて、サービス向上のため切れ目のない支援の実現に向けて、サービス向上のため、指定介護支援等の事業の人員及び運営基準等の整備を行いました。

そのほか、適正な認定業務や介護予防事業の強化など、結果として介護給付費の抑制につながるものとして今回の予算は適正と判断し、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は委員長報告のとおり決定すること賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第37号平成30年度日置市介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第38号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計予算に反対討論を行います。

2年単位の改定で平成28、29年度の負担率は10.99%でしたが、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定などに関する政令の改正により、平成30年度から11.18%の負担率となります。また、賦課限度額は29年度までは57万円でしたが、今回62万円となります。

このような後期高齢者医療保険料の負担増は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障した憲法25条の理念にも反し、国連の社会権規約にも抵触します。国の責任で負担増軽減に取り組むように求めて、簡単ですが、以上、反対討論といたします。

○議長（並松安文君）

次に、西園典子さんの賛成討論の発言を許可します。

○15番（西園典子さん）

私は、議案38号日置市後期高齢者医療特別会計予算に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年度制度施行からちょうど10年たちました。その間、高齢者増、国民医療費とも1.3倍に増加いたしました。2025年には国民医療費は総額61.8兆円にもなると見込まれております。医療費も高齢社会の進展に加え、医療、治療の発展によっても一層伸びつつあります。

それに加えて、受診時に支払う原則1割の患者負担、その残りを75歳以上の加入者保険料1割、4割を現役世代からの支援金、5割を負担している国・県・市からの費用も増加傾向にあります。

この制度は、運営主体は都道府県単位で全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険料決定、医療費給付などを行っております。市町村の役割は保険料徴収、申請受け付けなどの窓口業務や保健事業などを行っております。保険料などは2年に1回の見直しであります。鹿児島県広域連合発表では、平成30年度対象者は26万4,976人で、1人当たり保険給付費は100万5,375円を見込んでおります。

一方、1人当たり年間平均保険料は5万1,845円であります。

日置市は、平成29年3月、8,790人が対象でしたが、30年度は約9,000人

と見込んでおります。保険料は均等割と所得割があり、所得割の軽減が廃止されたり、均等割部分が2割から9割の軽減措置もあります。また、74歳までの会社員や公務員の扶養家族だった人が7割軽減が5割軽減に縮小されたりいたします。また、限度額が57万円から62万円へとなくなったりもいたします。しかし、鹿児島県広域連合では、平成30年度被保険者数26万4,906人に対して保険給付費は2,663億2,987万円と見込んでおります。

ほかにも財政安定化基金として国3分の1、県3分の1、広域連合保険料からでございますが、3分の1、低所得者保険軽減分を県4分の3、市4分の1、高額医療費公費負担分、国4分の1、県4分の1、広域連合が2分の1、このように多くの公費、現役世代を含めた税金や保険料で後期高齢者の医療制度は支援されております。

そして、元気で長生きできるように市としても早期発見、早期治療のための健診や、長寿健診、人間ドック助成、訪問指導や健康教室などで重症化への防止、新たな疾病予防などのことに努めております。

今後、高齢少子時代はますます進み、現役世代の割合が減少していく中で、大切な命を守る制度は維持していくことは不可欠です。

多くの方々が長生きできる時代となりました。この幸運な時代に長生きできた幸せとともに、誰しものが通らねばならない道でもあります。その道を守ってくれる医療体制の維持と各人の健康づくりに努めることこそ大事なことであり私は信じて、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第38号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第38号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第32号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第15 議案第33号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第16 議案第39号平成30年度日置市水道事業会計予算

○議長（並松安文君）

日程第14、議案第32号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計予算から日程第16、議案第39号平成30年度日置市水道事業会計予算までの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております、議案第32号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計予算から議案第39号平成30年度日置市水道事業会計予算の議案3件は、3月8日の本会議において、産業建設常任委員会に付託されました。

当委員会では、3月9日、15日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長、上下水道課長、各支所、産業建設課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから各議案につきまして、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、議案第32号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計予算について、ご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億4,085万2,000円とするもので、前年度と比較して4,485万5,000円の減額となっております。

歳入の主なものは、下水道使用料が2億6,400万円、公共下水道事業費国庫補助金が3,900万円、一般会計繰入金が1億3,622万5,000円となっております。

なお、事業債は9,590万円で、そのうち資本費平準化債は2,560万円でありませう。

歳出の主なものは、昭和63年3月から供用されている終末処理場の施設維持修繕料に1,000万円、下水道事業の公営企業会計への移行支援業務委託に1,566万円、また、工事請負費は、污水管渠更生工事に2,700万円、マンホールふた取り替え工事に500万円であります。また、起債償還の元金は1億8,330万3,000円、利子は4,568万4,000円となっております。

なお、公共下水道事業地方債残高については、30年度末見込みで22億5,969万6,000円となる予定であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、「マンホールふたの取り替えと污水管渠更生工事が計上されているが、具体的な内容は何か」との質疑に、「伊集院駅南口から伊集院中学校側へのマンホールふた20枚の取り替え。また、污水管渠更生工事は、妙円寺地区を200mずつ順次改修していく予定である」と答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第32号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第33号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,642万1,000円とするもので、前年度と比べて3万3,000円の増額であります。

歳入の主なものは、農業集落排水処理施設使用料が1,152万1,000円、一般会計繰入金が2,420万3,000円であります。

歳出の主なものは、光熱水費や、施設維持修繕料などの需用費が352万円、汚泥処理や浄化槽検査の手数料などの役務費が196万5,000円あります。また、残る起債償還の元金は2,209万2,000円、利子は460万9,000円となっております、最終の償還期限は平成42年3月を見込んでおります。

なお、30年度末の地方債残高は2億3,104万円を見込んでいます。

次に、質疑の主なものですが、委員より、「今回も一般会計からの繰り入れが予定されているが、基金からの繰り入れの考えはないのか。今後、合併浄化槽のほうで特別会計を利用しなくてもよいが、その考えはないか」との質疑があり、「基金は、施設老朽化に対する積み立てと考えている。起債の最終償還も、平成42年3月を予定しており、処理場は、1人でも利用者がいると動かさないといけないため、今のところ合併浄化槽に全て移行することは考えていない」との答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の

結果、議案第33号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第39号平成30年度日置市水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

本案は、収益的収入を前年度より1,543万1,000円減額し、8億5,080万4,000円に、収益的支出を前年度より1,535万3,000円減額し、8億3,476万4,000円とするものであります。

また、資本的収入を前年度より33万1,000円増額し、1億6,332万7,000円に、資本的支出を前年度より8,685万6,000円減額し、4億3,896万8,000円とするものであります。

収益的収入の主なものは、水道料金が7億705万円、給水負担金が1,607万1,000円、長期前受金戻入が1億491万円であります。

収益的支出の主なものは、水質検査手数料が2,406万6,000円、水道メーター検針業務委託に1,121万2,000円、配水管破損修繕費に4,530万円、水道施設の電気料金が9,500万円、消費税及び地方消費税3,217万円などとなっております。

資本的収入の主なものは、工事負担金が、道路工事などに伴う布設替えや旧簡易水道分の水道移管に伴う負担金など1億1,301万5,000円、一般会計からの簡易水道企業債元金補助金が5,031万2,000円であります。

資本的支出の主なものは、工事請負費で伊集院地域分が8,800万円、東市来地域分が8,100万円、日吉地域分が3,100万円、吹上地域分が5,100万円の計2億

5,100万円、また、企業債償還金は1億1,203万7,000円となっております。

次に、質疑の主なものですが、委員より、「合併後の水道料金は適正か」との質疑に、「未普及地区や老朽化の改修を全て実施するとなると、料金の改定等が必要になるが、現状では適正と考えている」と答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第39号平成30年度日置市水道事業会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案3件について、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第32号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第39号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号平成30年度日置市水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第34号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第18 議案第35号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計予算

○議長（並松安文君）

日程第17、議案第34号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計予算及び日程第18、議案第35号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計予算の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告

を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております議案第34号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計予算及び議案第35号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計予算の2件につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、3月8日の本会議において、当委員会に付託され、3月12日、14日に全委員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長、吹上支所長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、議案第34号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計予算についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億19万6,000円とするもので、対前年度比で2,883万4,000円減額となっております。

歳入の主なものは宿泊や食事などの営業収入が1億9,828万1,000円で、依然として厳しい経営状況であり、対前年度比で1,502万7,000円の減額であります。

また、国民宿舎事業基金からの繰入金は98万8,000円で、対前年度比で1,333万1,000円の減額であります。

歳出の主なものは、人件費や社会保険料などの総務管理費が1億1,625万6,000円で、対前年度比で1,918万4,000円の減額となっています。また、消耗品費、光熱水費、賄い材料費などの一般事業費が8,390万5,000円で、対前年度比で929万9,000円の減額となっています。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

委員より、「備品購入費で遮光レースカーテンが予算計上されているが、現在あるもの

を取りかえるのか、それとも新しくつけるのか。また、客室については全室交換するのか」との質疑に、「現在のものは遮光性が低く、朝日がまぶしいため、新しいものを東側から取りかえる。年次的に全室対応を考えているが、手始めにまぶしいところから取りかえる」と答弁。

委員より、「広告料で、ラジオ・テレビCM放送料がないが、30年度からは行わないのか」との質疑に、「フリーペーパーによる広告がお客様の目にとまるため、これを重点的に行っていく」と答弁。

このほかに質疑もありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第34号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計予算につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計予算についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億3,376万円とするもので、対前年度比で1,083万3,000円減額となっております。

歳入の主なものは、宿泊、食事、プール利用、入浴料等の営業収入が9,464万8,000円で、対前年度比で97万2,000円の増額となっております。

また、一般会計繰入金は3,761万8,000円で、対前年度比で1,307万4,000円の減額となっております。

歳出の主なものは、社会保険料705万1,000円、一般賃金5,355万4,000円、消耗品費、燃料費、光熱水費、賄い材料費などの需用費が5,914万7,000円で、工事請負費は440万円となっております。

次に、質疑の主なものについてご報告いた

します。

委員より、「工事請負費で浄化槽設備改修の予算が計上されているが、いつごろ工事をするのか」との質疑に、「浄化槽設備改修工事は、補助金も関連することから、4月以降、補助金申請を環境省に行った後、決定次第ではあるが、工事期間は約3カ月程度を見込んでいます」と答弁。

委員より、「一般会計繰入金3,761万8,000円計上されているが、これをどう考えるのか。指定管理への移行はないのか」との質疑に、「施設維持修繕料を含めた運営面で、繰り入れをしないとやっていけない状況にある。職員が一丸となり、一般会計からの繰り入れをできるだけ少なくしていくような経営努力を続け、指定管理者が手を挙げたいと思うような経営の形に持っていくことが使命であり、今後の課題である」と答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第35号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計予算につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上2件、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

34号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

△日程第19 陳情第9号日置市市議会議員の定数削減への陳情書

○議長（並松安文君）

日程第19、陳情第9号日置市市議会議員の定数削減への陳情書を議題とします。

本件について、議員定数調査特別委員長の報告を求めます。

〔議員定数調査特別委員長池満 渉君登壇〕

○議員定数調査特別委員長（池満 渉君）

ただいま議題となりました平成29年陳情第9号日置市議会の議員定数を削減する陳情書は、平成29年9月7日の本会議に上程され、議員定数調査特別委員会に付託、これまで7回の委員会を開催をいたしました。

議会としては、陳情の趣旨が極めて重要な案件であることを踏まえ、日置市議会定数調

査特別委員会を設置して、委員長に私、池満渉、副委員長に中村尉司氏を選任、議長を除く21人で審議に入りました。

それでは、陳情第9号の審議の経過と結果についてご報告をいたします。

この陳情は、日置市東市来町長里在住の日置市自治会長連絡協議会会長の岩下方義氏ほか、副会長の伊集院地域、末永義弘氏、同じく日吉地域、平野秀夫氏、吹上地域、窪田和洋氏の4氏の連名で提出され、陳情の願意は、日置市市議会議員の定数を、現在の22名から4名削減して18名とするものであります。

委員会では、九州管内自治体の実態把握、陳情者からの直接の趣旨聞き取り、直近の定数24人を20人に削減した出水市議会における視察調査、これらを含めての自由討議等を経て、本陳情に対する反対・賛成の討論まで、慎重に審議を重ねてまいりました。

第1回の委員会は、昨年9月の本会議終了後に開催し、審議日程や県内における市議会議員の定数問題の取り組みに関する調査、視察計画などについて協議いたしました。

10月20日、第2回の委員会を開催し、九州管内184市における人口規模、面積等を換算した議員定数について、比較検討いたしました。中でも大分県内自治体は、本市を上回る面積を有しており、議員の活動範囲の議論においては、大いに参考となるものであります。

第3回の委員会は、11月21日に、場所を出水市議会に移し、開催をいたしました。定数24人を直近の選挙から20人に削減することに至った経緯と取り組みについて、あわせて議員のなり手不足についてなど、調査をいたしました。

当市は、平成27年の国勢調査の人口が5万3,758人で、本市よりも約4,000人多い状況ですが、財政規模など本市と同規模で、よく比較対象とされる自治体であります。

現実的な市議会での取り組み状況であり、この日の質疑の内容と出水市議会の考え方など、幾つかご報告をいたします。

まず、「議員定数について意見交換した各種団体はどこか。また、どのような意見が出されたのか。市民アンケートの結果はどうだったのか」との質疑に、「参加団体は、商工会議所、JAなど7団体であり、そのほか地域における議会報告会でも定数の話題は多く出された。市民アンケートの結果では、削減ありきの意見が多数で、自治会からは18人が妥当との意見があった」と答弁。

「今回、20人の定数になるが、委員会構成における委員数の対応はどうか」との質疑に、「これまでの4委員会を3委員会に見直し、7、7、6の割り振りを議運で決定した。委員会所管事務の範囲は、行政側の混乱を割けるためにも、従来のみで特に混乱はないと認識をしている。付議事件も拡大をし、仕事量もふえるが、覚悟の上で3つの常任委員会にした」との答弁。

「本市も、前回無投票であった。出水市が、定数26のとき、定数24のときのそれぞれの立候補者数と現職の年齢構成はどうか」との質問に、「無投票となった場合は、議会の存在を知ってもらうよい機会と捉えるべき。定数26のときは28人が立候補し、定数24のときは25人が立候補した。現職の年齢構成は、24人のうち40代が2名、50代が5人、平均62歳である」と答弁。

以上のほか、定数と報酬の関係、市中心部への議員の偏り、辺地の声をどのように市政に反映させるかなど、多数の質疑、意見等が出され、熱心な調査となりましたが、出水市議会側の説明で了解をいたしました。

そして、出水市議会における議員削減の論点として、行政改革での財政状況、近隣自治体の定数削減の様子、人口減少によるもの、議員が議会の仕事をしていることが市民に見

えない、立候補者が少ない、そういった5項目を挙げられて、「どこまで議員を減らせば市民は納得するのか、非常に厳しい」という言葉が印象的でありました。同時に、定数の根拠は何なのか、改めて考えさせられる委員会でありました。

第4回の委員会は、12月12日に、陳情提出者の岩下方義氏及び末永義弘氏から趣旨説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑、答弁の概要についてご報告をいたします。

「定数削減の声は多いと思うが、面積、地域性も含めて、また、削減に反対をする声もあったと思う。市民意識の捉え方、理事会での話し合いはどうであったのか」との問いに、「当然、さまざまな声があった。特に日吉・吹上地域は議員数が少なく、面積も広い。それでも今の日置市の人口規模では、18人が妥当との声が多かった。また、5万人未満の自治体は全国で262あり、その平均議員定数は17.4人で、人口5万人から10万人の平均は21.5人である。17.4人を18人として陳情したことは、面積などを勘案した結果と捉えてほしい」と答弁。

「本市の定数は、当初の30人から22人になり、4年前は無投票であった。立候補者が少ないことをどう思うか」との質疑に、「以前、若い候補者が、立候補を取りやめた話も聞いた。報酬を上げて議員一本でいける額も必要と思う。霧島市は立候補者も多く、活気を感じるし、まちづくりにはやる気のある人材が欠かせない」との答弁。

以上のほかにも多くの質疑が出されましたが、陳情者の説明で了解をいたしました。

ことし1月22日の第5回委員会では、これまでの調査、審議を通して、陳情第9号の中間集約として、無記名投票による賛否を問い、結果、陳情に賛成11人、反対10人の中間集約の結果となりました。

第6回の委員会は、2月21日に陳情に対する自由討議を行いました。自由討議の一部内容についてご報告をいたします。

全国平均の定数の中には、人口1万人の自治体も含まれている。市民の中には、削減に賛成と同時に反対の意見もある。少子高齢化が進行する過疎地では、自助、共助も限界で、公助の役割こそが議員の仕事であり、過疎地域の声が届かなくなるおそれもある。

交付税の削減、行政改革の視点から、18人の定数は採択すべきで、面積要件から山間地、山林部分は除く考えも必要ではないか。陳情は、議会の現状に対する市民の見方と受けとめ、現時点では18人に賛成である。

山間部のどこに行っても、市民は生活し、身近に相談できる存在が必要との声はよく聞く。定数論議で面積要件を除く考えには同調できないし、22人でも厳しいと思う。

予算額、さまざまな施策の審議には、より多様な政策提言がなされるべきで、専門性を持った議員の確保には、一定の定数が必要と思う。

定数を削減することは、なり手不足の解消にはつながらず、かえってハードルが高くなるのではないか。

まずは、委員会構成などの議会の組織的なことが重要と思う。

人口が減少し続けることで、将来的な議会議員の定数にも配慮が必要ではないかなどなど、全てではありませんが、以上が自由討議での主な内容であります。

そして、最後の審議となりました第7回の委員会を3月8日に開催し、陳情第9号日置市議会議員の定数削減への陳情書について、討論、採決を行いました。

討論では、4人が反対討論を、3人が賛成討論を述べ、討論の内容につきましては、自由討議と重なる点が多くありましたので、省略させていただきます。

討論終了後採決を行い、その結果、陳情第9号日置市議会議員の定数削減への陳情書は、賛成7人の少数で不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時15分とします。

午後2時01分休憩

午後2時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから陳情9号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論を許可します。

○14番（山口初美さん）

陳情第9号議員定数削減への陳情に対する反対討論を行います。

この陳情は、議員の定数を22を18へ削減することを求める陳情ですが、私は、これ以上議員の数を減らすべきではないと考えます。

議員の仕事というのは、住民の代表として住民のさまざまな声を市政に届けることです。議員の数を減らすということは、住民の声を切り捨て、市政に届ける力が弱くなることだと私は考えます。

合併時には30名だった議員定数を8名も減らし、現在、22名の定数となっているわけです。私たち議員は、住民からさまざまな相談を受けることもあります。身近に相談しやすい、つながりのある議員がいることは、とても心強く、頼りになるという市民の声も

たくさんあります。

高齢化や過疎化が進む中でこそ、議員の果たす役割は大きいと考えます。市民の中には、さまざまな考え方や意見がありますし、少数意見や弱い立場の人々の思いを市政に届けるのも議員の大切な仕事と考えます。議員の数が18に減れば、困るのは市民です。

私は、今の定数22を現状維持することが一番よいと考えますので、この陳情に反対します。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、富迫克彦君の賛成討論の発言を許可します。

○4番（富迫克彦君）

私は、今回の陳情第9号日置市議会議員の定数削減への陳情書に対して、賛成の立場で討論をいたします。

今回の陳情の願意につきましては、先ほど委員長報告の冒頭でもありましたけれども、合併後12年を経過いたしまして、4,100人余りの人口が減ったということ、そういう現実を踏まえ、また、将来を見据えたときに、10年、20年先にはもっと、1万人以上減るんじゃないかと、そういう心配をされた上で今回提案されたものでございます。

そういう現状を踏まえて、議会のほうにも、次の世代のためにどういう形で残すのか、真摯な議論をしてほしいという意味から提案されており、その上で、全国平均の18名がふさわしいんじゃないかということで提案されております。

そのことについて、人口減につきましては、去る昨年9月議会でも、私、一般質問で触れておりますが、当分の間人口が減るのはもうやむを得ないと思っております。市当局といたしましても、何とか4万人台を維持したいということから、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、移住・定住のことでありますと

か、企業誘致でありますとか、新産業創出でありますとか、いろんな施策に取り組んで、何とか人口を維持したいという思いで取り組まれている状況でございます。

また、あわせて自治会、地区公民館初め、共生・協働の地域づくりを進めるための基盤をこれまで整備されてきているところでございます。

また、もう一つの懸念材料として、人口が減るということは、税収の減収ということも心配されます。

また、次の改選期の平成33年からは、地方交付税、普通交付税のほうも一本算定という形になります。

今回の一般会計の中でも、72億円という普通交付税が予算計上されておりますが、前年度対比3億円の減ということでございます。これから推測いたしますと、平成33年度の普通交付税の予算は63億円もしくは65億円程度でしょうか、それぐらいしか多分計上できないのではないかと推測をいたします。

したがって、そのことを踏まえ、行政も職員数の削減でありましたり、いろんな経常経費の縮減、行革に基づいて取り組んでおられる状況でございます。

したがって、議会にとっても、次期改選期に向けて、この18名という定数の中で、いろいろと工夫しながら地域の声を拾い上げ、市政に反映させる努力、そういう基盤を今回、次の改選期までにつくっていくべきであろうと思います。

そういうことを踏まえて賛成討論といたします。

ただ、委員長報告が不採択ということでございましたので、仮に不採択ということであっても、この問題については、引き続き議会として真摯な議論を深めるべきだというふうに考えますので、申し添えておきます。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから陳情9号を採決します。本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第9号に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立少数です。したがって、陳情第9号日置市市議会議員の定数削減への陳情は不採択することに決定しました。

△日程第20 陳情第11号公立幼稚園における保育の充実を求める陳情書

△日程第21 陳情第3号日置市内に住む65歳以上の方に公衆浴場利用料金の一律補助を求める陳情

○議長（並松安文君）

日程第20、陳情第11号公立幼稚園における保育の充実を求める陳情書及び日程第21、陳情第3号日置市内に住む65歳以上の方に公衆浴場利用料金の一律補助を求める陳情までの2件を一括議題とします。

2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております継続審査となっております陳情第11号公立幼稚園における保育の充実を求める陳情につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本陳情は、去る平成29年12月24日の本会議におきまして、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました。

この陳情書の提出者は、日置市伊集院町妙円寺在住、土橋幼稚園保護者会長、愛内佳織氏、日置市伊集院町飯牟礼在住、飯牟礼幼稚園保護者会長、宮崎由香氏、日置市吹上町中之里在住、日置小附属幼稚園保護者会長、馬場友紀氏、日置市東市来町湯田在住、東市来幼稚園保護者会長、西瀬戸恵子氏であり、3月1日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査を行いました。

陳情の趣旨としましては、まず現在、2年保育から3年保育を実施してほしいということと、2点目に、本市の公立幼稚園では、預かり保育を実施していませんが、保護者アンケートで31%の預かり保育の要望があり、本市でも預かり保育の実施を求めるものであります。

去る平成29年11月28日の委員会では、本市並びに県内、全国の公立幼稚園の現状等について、市当局に説明を求めました。

説明では、平成29年、28年の公立幼稚園運営検討委員会の提言の中に、保育サービスについて、3歳児の受け入れと一時預かり保育等の整備が上げられている。また、内閣府等より、一時預かりについては、公立幼稚園について通知が出ているとのことであった。また、これまで園児が15人に達しなかった伊集院北幼稚園が、平成22年に休園に、平成23年には廃止となっております。現在、日置小学校附属幼稚園の園児数が、平成26年度12人、27年度10人、28年度6人、29年度3人の状況で、平成30年度は休園措置の周知期間となるとのことであり、

公費の財源比較では、1人の園児当たり、私立幼稚園では56万4,000円、公立幼稚園では105万1,000円とのことでありました。

次に、委員の主な質疑についてご報告いたします。

委員より、「文部科学省のデータによると、園長保育の実施率が、平成26年6月1日現在で、私立が95%、公立60.9%とある。県内の状況はどうか」との問いに、「出水市と始良市で実施しており、始良市では、休業中の預かり時間が8時から18時までで、土曜日も行っている。そのほかは検討段階であるようだ」との答弁。

また、委員から、「国に幼児教育無償化の動きがある中で、これが決まると選択肢が広がり、現在、公立をと考えている方も私立に流れるのではないかと考えるが、どうか」との問いに、「私立と公立が同じサービスならば、料金を同じにしてくださいとの意見が、県の子ども・子育て支援会議でも出ていると聞く。幼児教育無償化が実現すると、全く料金はかからないわけで、公立にとどまる可能性は低いと考える。慎重に考えたい」との答弁。

委員より、「現地の確認や現場の声を確認すべきでは」との意見が多くあり、現地調査を行うこととし、継続審査としました。

去る1月15日には、市内の公立3園の現地調査を行いました。

質疑では、委員より、「3歳児保育を始めた場合、保育室は今のままでも大丈夫なのか」との問いに、「保育室が1部屋のところもあり、4・5歳児の混合保育を行っているが、3歳児も混合保育というのは無理と考える。3歳児保育用の部屋は必要だと思う」との答弁。

また、委員から、「保護者からの預かり保育の要望を聞いていたら教えていただきたい。また、勤務時間内であれば可能なのかお尋ねする」との問いに「保護者からは、PTAのときや兄弟が病気るとき、また、仕事もできるといった声は聞いている。人数にもよるが、勤務時間内にといえるのであれば、可能なように思う」との答弁がありました。

自由討議を行ったところ、「3歳児保育に

ついては、国の掲げる幼児教育無償化が目前にあり、そうなった場合、果たして公立幼稚園に3歳児保育のニーズがどれくらいになるのが不安材料であり、かつ、現状でも混合保育を行っている中に、3歳児保育用の部屋の増設をしなければならない点などで、現状では困難な要素が多くなる。しかし、預かり保育については、保護者の思いも理解し、かつ現場のほうも現状で勤務時間内であれば可能であるようでもあったため、陳情項目の1、現在の2年保育から3年保育を実施していただきについては採択できないが、2、本市においても新たに預かり保育の実施をしてくださいについては、一部採択でいいのでは」との意見が出ました。

討論付しましたが、討論はなく、採決に付しましたところ、陳情第11号公立幼稚園における保育の充実を求める陳情書は、本市においても新たな預かり保育の実施を求める部分を一部採択すべきものと全会一致で決定いたしました。

続きまして、陳情第3号日置市内に住む65歳以上の方に公衆浴場利用料金の一律補助を求める陳情のご報告をいたします。

この陳情は、3月1日に委員会を開催しまして、市当局に説明を求め、審査を行い、質疑、討論、採決を行いました。

これより文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、日置市吹上町中原、馬場徳男氏から提出され、去る2月27日の本会議におきまして、本委員会に付託されたものであります。

陳情の趣旨は、日置市に住む65歳以上の方に、公衆浴場利用料金の一律補助を求めるものであります。

委員会では、市当局側の説明では、市内の温泉は、東市来が13カ所、伊集院が3カ所、日吉が1カ所、吹上が7カ所の合計24カ所

の施設があるとのことであります。そのうち、公営のものは、東市来以外の3地域に1カ所ずつ設置されています。

入浴料は、一番安いところが100円、高いところが600円となっており、吹上地域では4つの温泉が、1日何回でも入浴可能な月決めのものであり、温泉周辺の方が5,500円で、それ以外が6,000円となっているとのことであります。

福祉課において、市の設置する温泉設備のあるゆすいん、日吉老人福祉センター、ゆーぷる吹上の3カ所の高齢者の入浴料金の統一化を図ろうとの方向で、企画調整会議に付議いたしておりました。

高齢者入浴料金は、ゆすいんが70歳以上100円、日吉老人福祉センターが65歳以上で180円、ゆーぷる吹上は400円であり、高齢者料金の設定はありません。

統一について、吹上地域では、ゆーぷる吹上開設時に、吹上温泉組合との申し合わせ等の経緯があり、協議が不調に終わったため、ゆすいんと日吉老人福祉センターの統一について進める方向の考えがあるとのこと、方向性として、ゆすいんを65歳以上に引き下げ、双方とも150円に統一する考えでありました。

参考として、南さつま市では、平成27年度から65歳以上の市民の温泉入浴料の一部を助成するもので、本市では、吹上温泉の施設が利用可能となっており、1回200円、1年で36枚の利用券が交付されているようであります。

次に、委員からの主な質疑をご報告します。

委員より、「吹上温泉組合の現状は」との問いに、「組合員が5軒で、平成27年度に5軒と組合長、市と、また、28年度には4軒と入浴料金の協議を行ったが、民業圧迫となり、統一すると利用者がよそに流れるので反対であるとのことであった」との答弁。

また、委員より、「市の公営3施設の入浴料金の設定について、民間へも広げる考えはないのか」との問いに、「単費の助成で数千万円規模が想定され、また、施設によって料金に差があるため、事業化には課題が多い」との答弁。

自由討議を行い、委員より、「65歳からの設定は若過ぎる、70歳からがいいと考える。また、民業圧迫となり、安く設定しているところは企業努力がある。また、公衆浴場となると民間も入り、ハードルが高い」との意見がありました。

討論に付しましたところ、「65歳以上との趣旨は理解できるが、24カ所の公衆浴場への助成は、財源の問題、民業圧迫しかねないとの不安もあり、公営にだけ利用者が流れることも懸念する。よって、不採択すべきものとする」との反対討論がありました。

このほかに討論はなく、討論を終了、採決に付しましたところ、全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

以上2件の陳情につきまして、御報告を終了いたします。

○議長（並松安文君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから陳情11号を採決します。本件に対する委員長の報告は一部採択です。委員長報告のとおり一部採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第11号公立幼稚園における保育の充実を求める陳情書は、一部採択することに決定しました。

これから陳情第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから陳情3号を採決します。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり不採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号日置市内に住む65歳以上の方に公衆浴場利用料金の一律補助を求める陳情書は、不採択することに決定しました。

△日程第22 議案第40号日置市一般住宅条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第22、議案第40号日置市一般住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第40号は、日置市一般住宅条例の一部改正についてであります。

藤元一般住宅の廃止に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

それでは、議案第40号日置市一般住宅条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の条例改正の対象となる藤元一般住宅は、旧藤元小学校の校長・教頭住宅として昭和50年に建設され、昭和60年からは一般住宅として貸し付けを行っております。

なお、建設から42年が経過しております。

今回、入居者から、藤元一般住宅の譲渡要望があったこと、また、第3次日置市行政改革大綱行動計画アクションプランに基づく未利用財産等の有効活用、処分の点から判断し、藤元一般住宅を廃止しようとするものであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第40号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第40号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号日置市一般住宅条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第23 閉会中の継続審査申し出について

○議長（並松安文君）

日程第23、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長及び文教厚生常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第24 閉会中の継続調査申し出について

○議長（並松安文君）

日程第24、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第25 議員派遣の件について

○議長（並松安文君）

日程第25、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第26 所管事務調査結果報告について

○議長（並松安文君）

日程第24、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から議長へ、所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果報告については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は市長へ送付することに決定しました。

△閉 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、今期定例会は2月27日の招集から、本日の最終本会議まで、30日間にわたり平成29年度一般会計補正予算及び平成30年度一般会計当初予算を初め、日置市地域経済牽引事業の促進による地域の成長・発展の基盤強化のため、固定資産税の課税免除に関する条例や、日置市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例の制定、日置市税条例の一部改正、平鹿倉辺地に係る総合整備計画を定めることなど、各種重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対し、心から厚くお礼申し上げます。

施政方針で申し上げましたとおり、平成30年度は、本市が掲げる将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまちひおき」の実現のつながる取り組みを確実に進めてまいり所存でございます。

なお、会期中に、議員各位からご指摘のありました点につきまして、真摯に受けとめ、円滑な市政運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、十分健康に留意され、市政運営に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長（並松安文君）

これで平成30年第1回日置市議会定例会を閉会します。

午後2時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 並松安文

日置市議会議員 橋口正人

日置市議会議員 黒田澄子

